

仙 台 市 地 域 防 災 計 画

【 共 通 編 】

(中 間 案)

目 次

第 1 部 総 則

第 1 章 計画の考え方

第 1 節 計画の目的及び位置づけ	1
第 2 節 計画の構成及び内容	2
第 3 節 基本理念及び基本方針	3
第 4 節 計画管理	6

第 2 章 災害想定の考え方

第 1 節 仙台市の概況	7
第 2 節 災害想定	14

第 3 章 実施責任

第 1 節 各主体の役割・責務	27
第 2 節 本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱	29
第 3 節 防災に関する組織	34

第 2 部 災害予防計画

第 1 章 自助・共助

市民・地域が行政と協働して行う防災対策

【市民の命を守る】

第 1 節 自助・共助による減災の重要性	35
第 2 節 家庭や事業所で災害に備える	36
第 3 節 「防災・減災」を学ぶ・伝える	46
第 4 節 情報を入手する方法を知る・確保する	47
第 5 節 安全を確保するための行動を確認する	48

【市民の命をつなぐ】

第 6 節 住民ネットワークで地域を守る	53
第 7 節 災害支援活動への理解と参加	62

第 2 章 公 助

市民と協働して行う防災対策

【市民の命を守る】

第 1 節 避難体制の整備	65
第 2 節 津波災害の予防	70
第 3 節 帰宅困難者対策	73
第 4 節 情報通信体制等の整備	75
第 5 節 救急救護体制の整備	81
第 6 節 消防体制の整備	84
第 7 節 自主防災体制の整備	87
第 8 節 火災等の予防	91

【市民の命をつなぐ】

第 9 節 避難所運営体制の整備	93
第 10 節 災害時要援護者対策の推進	96
第 11 節 物資・資機材等確保体制の充実	99
第 12 節 廃棄物処理体制の整備	103
第 13 節 建築物等の安全化	105
第 14 節 地盤災害の予防	110
第 15 節 災害支援活動を支える体制の整備	117
第 16 節 教育・訓練の推進	121

行政における防災対策

第 17 節 災害に強い街づくり	125
第 18 節 災害応急体制の整備	130
第 19 節 応急対応体制の整備	133
第 20 節 応援体制の整備	134

災害に強い都市基盤の整備

第 21 節 ライフライン施設の災害予防	137
----------------------	-----

仙台市地域防災計画の策定及び修正等の状況

昭和 39 年 9 月	策 定
昭和 47 年 10 月	全面修正〔地震対策〕
昭和 51 年 3 月	一部修正〔避難所の指定〕
昭和 58 年 3 月	全面修正
昭和 60 年 2 月	一部修正〔林野火災・津波・海上災害対策〕
昭和 63 年 2 月	一部修正
平成 2 年 3 月	全面修正〔災害対策本部の設置と運営・非常配備計画・災害情報の収集伝達計画・津波対策〕
平成 4 年 3 月	全面修正〔地震災害対策編及び風水害等災害対策編の二編構成〕
平成 9 年 4 月	全面修正〔地震災害対策編〕
平成 10 年 3 月	全面修正〔風水害等災害対策編〕（災害種別対策計画の策定）
平成 15 年 4 月	一部修正〔地震災害対策編〕（本編と附属資料編に分冊）
平成 17 年 4 月	一部修正〔風水害等災害対策編〕（本編と附属資料編に分冊）
平成 19 年 3 月	一部修正〔地震災害対策編及び風水害等災害対策編〕（附属資料編を共通化） 策 定〔日本海溝型地震対策推進計画編〕
平成 25 年 3 月	全面修正〔共通編、地震・津波災害対策編〕

第 1 部 総 則

は じ め に

本市は、昭和 53 年の宮城県沖地震の経験から全国に先がけて「防災都市宣言」（昭和 54 年）を行い、安全な都市づくりに努めてきました。また平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災を契機として、防災ビジョンを策定し、平成 9 年 3 月に「仙台市防災都市づくり基本計画」として取りまとめ、大規模地震災害への対応を主眼とした防災対策の推進を図ってきました。

しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方の太平洋沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらし、本市においても多くの尊い命が失われました。広い範囲でライフラインが停止し、燃料の供給が途絶するなど、社会基盤にも甚大な被害が生じたほか、避難所の運営や災害時に援護が必要な方への支援、帰宅困難者対策など多くの課題を残しました。

その一方で、人や地域のつながりが命を守り、日頃の活動がいざというときの災害対応力を高めることを学びました。大規模な災害においては、発災直後から、国内だけでなく世界中から多くの救援や支援の手が差し伸べられ、その「援助」を最大限に受け入れるためには、受け入れる側にも「力」や「準備」が必要であることを痛感しました。

私たちは、「災害」とは地震・津波・風水害などの自然の脅威が、その社会の持つ災害対応力を上回ったときに起こるものと考えます。災害対応力とは、建物や都市基盤などのハード面だけでなく、制度やシステム、あるいは地域の絆やつながりなどのソフト面を含めた社会全体の力であり、その強弱が、結果として災害の大きさを左右させることにつながると考えます。

自然の脅威を抑えることや被害を完全に防ぎきることはできません。それゆえに、私たちは、各々が事前の備えによって可能な限り被害を抑えるとともに、地域コミュニティの力を高め、支え合い、助け合うことで命と希望をつなぎます。そして、日頃からの備えと連携・協力により、生じた被害を埋め、二次的な被害の連鎖を食い止めると同時に速やかな回復を実現します。

私たちは、こうした力を備えた「しなやかで強靱な防災都市」を築いていくため、この地域防災計画により、市民一人ひとり、地域団体、NPO、企業、大学などのさまざまな主体と行政が連携・協働し、「100 万市民の総合力による防災」を実現していくことを目指します。

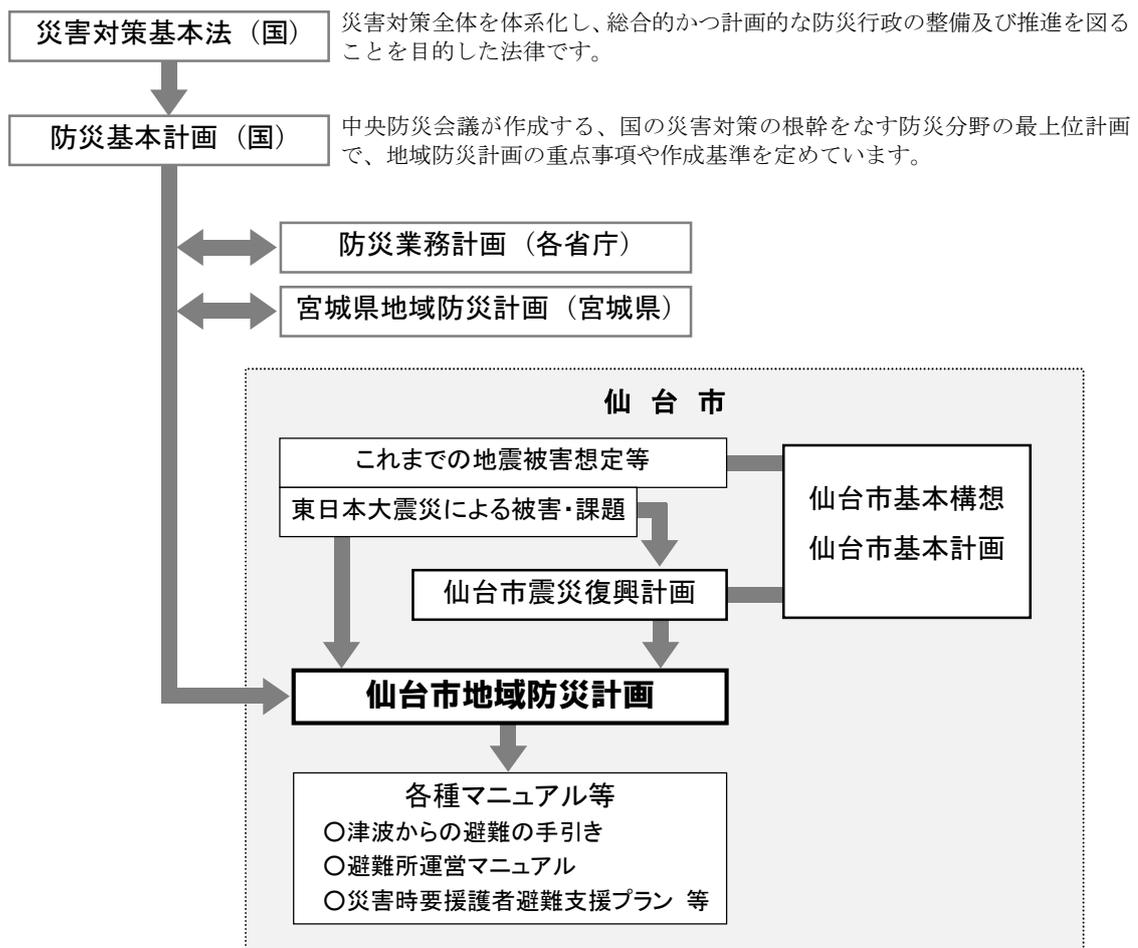
第 1 章 計画の考え方

第 1 節 計画の目的及び位置づけ

仙台市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき仙台市防災会議が策定する計画です。市域の災害予防、災害応急対策及びその事前対策、災害復旧・復興について行う事項を定め、市民や地域団体、企業と市及び防災関係機関が協働してこれらの防災活動を円滑に行うことにより災害の拡大防止と被害軽減を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として策定しています。

本計画と関連する計画等との関係は、次の図のとおりになっています。本計画の下位には、地域防災計画に規定する対策を効果的に実施するための具体的な活動要領を記載した個別マニュアル等の細部計画、実施計画を位置づけており、各防災関係機関の防災業務計画等と整合を図りながら、相互に効果的な取組みが推進できるようにする必要があります。

本計画は、仙台市地震被害想定調査結果や東日本大震災の被害等を総合的に勘案し、市民の命と暮らしを守る「減災」まちづくりなど地域防災計画に関連する事項について今後の防災の基本的な方向性や概念を示した「仙台市震災復興計画」の基本理念に基づいて定めます。



第 2 節 計画の構成及び内容

本計画の構成及び内容は、次のとおりです。

共通編（総則・災害予防計画）は普段から各主体が共有すべき考え方や実施すべき事項についての共通理解を図り、災害に備えておくためのものです。

災害別対策編は災害発生時の各主体の取り組む事項について、迅速な災害対応につなげられるよう、その内容や手順などの大枠を定めたものです。

構 成		内 容
共 通 編	第 1 部 総 則	計画の考え方や前提、災害に関する現状と課題及びこれらを踏まえて、市民、市及び防災関係機関が行うべき減災活動の概要について定めます。
	第 2 部 災害予防計画	災害による被害を最小限にとどめるために必要な災害への備えの充実、地域防災力・減災力の向上、減災のための防災基盤の整その他の災害予防対策の推進等について、自助・共助・公助の視点をもって定めます。
地震・津波災害対策編		地震・津波災害発生直前から復興に至るまでの間において、市民・市災害対策本部及び防災関係機関等が行う対策に係る体制、措置等について、自助・共助・公助の視点をもって定めます。
風水害等災害対策編		風水害等災害発生直前から復興に至るまでの間において、市民・市災害対策本部及び防災関係機関等が行う対策に係る体制、措置等について定めます。（平成 25 年度修正予定）
共 通 附 属 資 料		各編に必要な参考資料を掲載し、災害対策時における支援に活用するものです。

※ 新たに平成 25 年度には原子力災害対策編を追加する予定です。

第 3 節 基本理念及び基本方針

本計画の考え方の根本となる基本理念の下、各災害対策を進めるにあたっての基本方針を次のとおりとします。本計画に基づく各取組みについては、常にこの基本理念及び基本方針を念頭に置きながら実施するものとします。

1. 基本理念

東日本大震災により、私たちは、施設整備などのハード対策だけでは災害は防ぎきれないという教訓を大きな代償を払って学ぶこととなりました。また、大規模な災害における災害対策の課題が多岐にわたって浮き彫りになりました。

一方で、このような状況下において、市民個人のみならず、自分たちの住む地域での平時からの絆と支え合いを通じて避難所の運営をはじめとする取組みが行われ、震災の被害が抑えられました。こうした町内会をはじめとする地域団体の取組みに加え、市内ばかりでなく国内外の NPO や企業などの多様な主体の持つマンパワー、ノウハウ、資金などが復興に向けた取組みの大きな力となっています。

大規模な災害における被害を最小限に抑えるという「減災」を推進していくには、地域団体・NPO・企業・大学など様々な主体を含む市民と行政が連携・協働し、「100 万市民の総合力による防災」を進めることが重要です。本市には、古くからしっかりした町内会組織が築かれ、市民活動や NPO 活動などが活発であり、それぞれの活動に関する日本各地を結んだネットワークが形成されているという、本市ならではの「強み」があります。

本計画では、こうした「強み」を生かし、災害時に自らの手で自らや家族を守る「自助」による安全・安心の確保や、地域での支え合いによる「共助」の取組みを活性化させるとともに、行政として「公助」の再構築を図ります。地域の多様な主体が自ら考え、ともに行動するなど、市民一人ひとりの自立と地域の絆により、持てる知恵と力を結集し、本市の「強み」である「市民力」と「地域力」を生かして全市一丸となった防災対策を推進していきます。

2. 基本方針

(1) 全ての人命の安全を最優先とし、減災を基本とする災害対策

本市では、これまで主に数十年単位で発生してきた宮城県沖地震を想定の基本にした防災対策を進めてきましたが、東日本大震災のような大規模な災害について、対策が十分ではありませんでした。

沿岸部の被害をみると、防波堤や防潮堤などの構造物による防御の他に、命を守るために「逃げる」ことなど、減災の視点による対応の充実が重要であることが再認識されました。

このようなことから、今後は自然を制御する「完全な防災」の限界を踏まえつつ、自然災害から人命を守ることを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考えを災害対策のあり方の基本とし、ハード・ソフト双方の対策を有効に組み合わせた総合的な対策を構築します。

(2) 災害時要援護者に配慮した災害対策

全ての市民一人ひとりが尊重されなければならないことは、平時であっても災害時にあっても同じです。地域における世代や性別、立場を超えたつながりを深め、支えあい活動を目指していきます。

高齢者、障害者、乳幼児を持つ親、妊産婦、外国人など、介助を必要とせずに行動することや十分な情報を得ることが難しい災害時要援護者の方々が、必要以上の負担や苦痛を強いられることがないよう、あらゆる災害対策において、それぞれの態様やニーズの違いに応じた配慮をしながら取組みを進めていきます。

(3) 男女共同参画の視点を取り入れた災害対策

男女がともに個人として尊重され、いずれの活動においても、とりわけ意思決定の場面から参画する機会を確保するという男女共同参画の視点を取り入れることは重要です。各種対策を進めるにあたっては、それぞれの場面で女性の意見や声が正しく反映されるよう、その参画を促すとともに、男女のニーズの違いに対し十分配慮します。

特に避難所での避難者への対応、役割分担などは画一的になりがちで、とすれば女性のニーズに対する配慮に欠けることも考えられますので、女性の視点を反映させた避難所運営を進めていきます。

(4) 災害時の都市機能を確保する災害対策

東日本大震災では、電気や上下水道、ガス、情報通信等のライフラインや公共交通機関の停止、さまざまな公共施設等の被災が震災後の市民生活や企業活動に多くの影響を与えました。また燃料供給の途絶により、非常用発電機が機能しなくなったり、自動車による移動や移送に困難を極めました。

災害時におけるこれらの都市基盤システムについて、災害時の様々なリスクの検討と機能維持や速やかな復旧に取り組むとともに、広域的な燃料供給ルートの整備や関係事業者との連携強化により、災害対策の実施に必要な燃料確保や電力の融通機能の強化など、しなやかでより強靱な都市の構築に向けた取組みを推進します。

(5) 人的資源の効率的な活用及び他自治体等への適正な応援要請

大規模な災害においては、避難所運営をはじめとした災害対応を行うため、一時期に大量の人員を必要とします。また、建築物の応急危険度判定やライフラインの応急対策など、専門的な知識や技能を必要とする業務も数多く発生します。

限られた人員を有効に活用するには、災害対応業務及び災害時でも継続する必要がある通常業務を時間の経過も考慮して整理し、予め必要な人員を明らかにし、その手当てを図っておくとともに、日頃から広域連携の強化と拠点機能を含む受け入れ体制の整備に努め、他の自治体や関係機関からの応援を適時に受けることで、人員の確保を図ります。

(6) 災害の規模に適切に対応した災害対策

東日本大震災では、最大震度 6 強による猛烈な揺れや沿岸を襲った大規模な津波災害、ほぼ全市域にわたるライフラインの途絶など、想定を超える激甚な災害がもたらされましたが、災害対策のなかには、災害の大きさを把握もしくは推測し、それに適切に対応する方策を早急に選択する必要があるものもあります。

災害発生後の初期段階において災害の大きさを判断する上での重要な指標としては

- ①死傷者数、建物被害（火災・倒壊棟数）
- ②住民の避難状況（避難所開設数、避難者数）
- ③ライフライン、通信の途絶状況

などが考えられますが、加えてこれらに関する情報が十分に集まってこない状況もまた、災害が深刻であると推測することができます。

こうした、東日本大震災のような激甚な災害と、そこまでには至らない災害とにおいて異なる対応をとる必要があるものについては、事前にそれぞれの対応を明確にしておくことにより、災害規模に即応した対策を実施していきます。

(第 2 章「第 2 節 災害想定」P. 14 参照)

第 4 節 計画管理

本市における総合的な防災対策の推進を図るため、災害対策の実施主体は、本計画を共通理解し、平時から防災対策に関する調査・研究や教育・訓練を行うことにより、本計画及び本計画における各業務を実施するため、別に定める実施計画等の習熟に努めます。また、市は、災害対策基本法第42条の規定に基づき本計画に毎年検討を加え、必要な修正を行っていきます。

第 2 章 災害想定のおえ方

第 1 節 仙台市の概況

1. 地理的位置

本市は、東北地方中部太平洋岸、宮城県の中部に位置し、東西 50.58km、南北 31.20km、面積は 785.85 k m²であり、北東に七ヶ浜町と多賀城市、北に利府町、富谷町、大和町及び色麻町、南に川崎町、村田町、名取市、そして、西に県境をはさんで山形県尾花沢市、東根市、天童市及び山形市といった 13 の市や町と隣接しています。

2. 地形・地質の概要

本市は、海岸から山地までさまざまな地形を有しており、標高差も海岸の 0m から船形山の 1,500m まで多岐にわたっています。地勢の傾向としては、主に東西方向に変化に富み、西側から奥羽山脈などの山地、丘陵地、台地、低地が配列し、最も東部には海岸線が広がります。本市東側の沖合いには、海岸線から約 60km の範囲に水深 150m までの大陸棚が広がり、さらに東方 200km 付近には日本海溝が南北に延びています。

また、本市の北東から南西方向にかけて、長町-利府線と呼ばれる断層線が存在し、この断層を境に西部の山地・丘陵地・台地と東部の低地の大きく 2 つに区分されます。



図：仙台市とその周辺の地形分類

[小池ほか, 2005 を一部改変]

(1) 山地・丘陵地・台地

長町-利府線の西部に広がる山地や丘陵地、台地は、相対的に西側に山地、東側に丘陵地が広がり、丘陵地内の河川沿いに台地が形成される状況となっています。

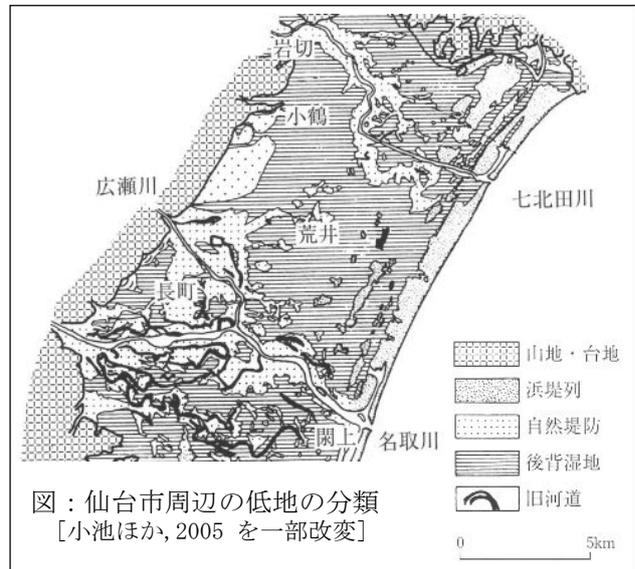
山地としての奥羽山脈は、作並-屋敷平断層以西に広がり、標高 1,200~1,500m に達しています。ここを流れる河川の谷は深く刻まれ、谷底平野や河成段丘の発達は概して良くありません。地質としては、標高 800m 付近まで基盤の新第三紀層が存在し、その上に、新第三紀末から第四紀の火山が位置し、周囲に火山岩類や火山碎屑物が分布しています。

丘陵地は、山地と低地の中間に位置し標高 200~600m の稜線を持ち、東に高度を減じて分布しています。丘頂部は定高性があり、河成堆積物からなる平坦面を形成している場合があります。地質は、新第三紀中新世の名取層群・秋保層群、鮮新世の仙台層群、及びこれらの相当層に属する堆積岩類・火砕岩類を主体としています。また、丘陵地内には、標高 321m の太白山などのように、安山岩・石英安山岩などの貫入岩体などに伴う突出峰が散見されます。

台地は、名取川や広瀬川に沿って河成段丘として分布しており、中でも青葉区愛子付近では大規模に発達しています。これらは、第四紀の中でも中期更新世～後期更新世に形成されたと考えられています。なお、長町～利府線の西側に広がる本市中心部は、広瀬川によって形成された河成段丘からなり、第四紀後期更新世から完新世にかけて広瀬川の作用で形成され、砂礫を主とする河成堆積物により構成されています。

(2) 低地

阿武隈川、名取川、広瀬川、七北田川の下流部には、沖積低地としての仙台平野が広がり、標高0～10m程度となっています。低地の西側では、名取川、広瀬川による自然堤防の集合体としての扇状地状の地形を形成し、活発な流路変遷が行われたと推測されます。一方で、七北田川の下流域では、相対的に自然堤防の発達が良いとはいえない状況となっており、また、七北田川と名取川、広瀬川の間には、後背湿地が広がっています。



図：仙台市周辺の低地の分類
[小池ほか, 2005 を一部改変]

一方で低地の東側、海岸沿いには現海浜を含めて3～4列の浜堤列が分布しています。各浜堤列を構成する砂層は互いに連続しており、約6,000年前以降の海面の微変動に伴い形成された地形として考えられています。

また、これらの低地に見られる微地形の集合体としての仙台平野は、沖積層により構成されており、これらの層厚は現在の海岸線直下で最大60m程度となっており、砂礫層や砂層、泥層などにより構成されています。これらの地層の分布から、仙台平野は後期更新世以降の海面変動の影響を受けながら形成されてきたと考えられています。

- ※1 自然堤防： 河川が洪水時に河道から溢れ出し、運んできた土砂（主に砂）を溜めてつくった高まり。昔から畑や集落が作られた。
- ※2 後背湿地： 自然堤防の付近に土砂を落とした泥水は、背後の湿地に泥を溜める。泥炭や粘土層からなるため、水はけが悪く、昔から水田として利用されてきた。
- ※3 浜堤列： 海岸線に並行にのびる砂質の微高地であり、汀線付近の堆積物とそれを覆う風性堆積物で構成される。沿岸標砂の多い沖積平野に認められることが多い。

<地質時代の相対年代区分と絶対年代>

		251Ma	65.5Ma	23Ma	5.33Ma	2.58Ma	780ka	130ka	10ka	0
古生代	中生代	古第三紀	中新世	鮮新世	(前期)	(中期)	(後期)	完新世		
			更新世			第四紀				
		新第三紀			新生代					

※ 1ka=1,000 年前 1Ma=100 万年前

(3) 活断層

断層とは、断層面を境としてその両側の地層にずれや、くい違い（変位）のみられる地質現象をいい、そのうち、一般に第四紀（約 170 万～180 万年前より現在の間）に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層を活断層と呼びます。

この中で、仙台平野の西縁に位置するいくつかの活断層を長町－利府線断層帯として、政府の地震調査研究推進本部において、平成 14 年から長期評価の対象に加えています。

ア 長町－利府線断層帯

① 長町－利府線

利府町赤沼大日向付近から太白区长町を経て太白区富田付近までの長さ約 21 km の活断層で、北東－南西方向の走向を持つ北西上がりの逆断層からなり、断層崖及び低断層崖がみられる。長町－利府線の北西側は、断層上盤側で、宮城野区鶴ヶ谷付近から榴ヶ岡を経て、大年寺南西方へと連なる隆起帯を形成している。

② 大年寺山断層

宮城野区東仙台付近から太白区富田付近にかけての長さ約 8.5 km の活断層で、北東－南西方向の走向を持つ南東上がりの逆断層である。

③ 鹿落坂断層

太白区向山の鹿落坂付近から太白区金剛沢付近にかけての長さ約 4.2 km の活断層で、北東－南西方向の走向を持つ南東上がりの逆断層である。

④ 坪沼断層

名取市高館熊野堂中沢付近から仙台市太白区坪沼根添付近にかけての長さ約 5～6 km の活断層である。北西側の隆起小起伏面と南東で低地となっている坪沼の小盆地とが、北西側隆起の地形的境界を形成し断層崖となっている。

イ 長町－利府線断層帯以外の活断層

① 愛子断層

青葉区芋沢北東方の長さ約 2 kmの活断層である。

② 作並－屋敷平断層

青葉区仙台ハイランド付近から川崎町今宿付近にかけての長さ約 9 kmの活断層である。

※「地形・地質の概要」の項は、小池ほか編「日本の地形 3 東北」（2005 年）及び活断層研究会編「新編 日本の活断層」（1991 年）を参考に記載しています。

3. 気象条件

本市は地形的に、東は仙台湾に面し、西は背後に奥羽山脈をひかえているために、気候的には太平洋側（冬：乾燥、夏：湿潤）の特性を示しています。厳冬期は、西高東低の気圧配置が卓越し、奥羽山脈を越えてくる乾燥した北西風が吹き、晴天の日が多く、放射冷却による夜間の冷え込みは厳しいですが、降雪量は比較的少ないです。

1 月の平均気温は、1.6℃で、冬から春にかけては、南岸低気圧が東海上を北上接近するときに大雪をもたらすことがあります。一方夏期は、酷暑になる日は少なく、8 月の平均気温は 24.2℃です。年平均気温は 12.4℃、年間降水量は、1,241.8mm となっています。（平均気温、年間降水量はいずれも気象観測統計（気象庁）の平年値）

4. 社会概況と主な災害リスク

(1) 山地・丘陵地

本市における山地は、東北地方を南北に縦走する奥羽山脈の一部をなしており、船形連峰等の雄大で多様性に富んだ自然と共に、作並温泉、秋保温泉郷、奥新川などの観光資源に恵まれています。

また、丘陵地においては、北部の工業流通団地などとして、泉パークタウンインダストリアルパーク、サイエンスパークおよびソフトパークが立地しています。一方、住宅地開発として、昭和 30 年代半ば以降、丘陵地に大小の住宅団地が造成されており、市街地に近い比較的造成年代の古い住宅団地では高さのある玉石積みや二段擁壁、道幅が狭小な箇所も見受けられる状況となっています。宮城県沖地震や東日本大震災においては、宅地地盤に大きな被害が生じた場所もあり、地震による被災家屋の分布が切盛境に多く発生していることも報告されています。

これらの地域の一部は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されており、こうした地域においては、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の注意が必要となっております。

(2) 台地

商業・業務機能や行政・教育機関などの都市機能が集積する都心地域であり、仙台駅を基点として、バス路線が放射状に広がる他、骨格的な交通機関である地下鉄南北線、JR線などに加えて、平成27年度には地下鉄東西線が開業する予定となっています。小売、サービスや飲食・宿泊業などが集積するこの地区においては、昼間人口と夜間（常住）人口に大きく差が生じることから、東日本大震災においては、公共交通機関の途絶等により職場等から帰宅することができない帰宅困難者が多数発生しました。

(3) 低地

本市東部地区を南北に縦断する国道4号線沿いには、流通業務機能が集積し、卸売、運輸、印刷などの産業が集積しており、特定重要港湾である仙台塩釜港を含む周辺地区は基盤整備や大規模製造業の立地などに伴い、東部地域の製造業商品出荷額は市内全域の高い割合を占めています。東日本大震災後においては、これら産業集積地域でのサプライチェーンの途絶により、製造業の生産停止が発生しました。

本市東部の田園地域には優良農地が広がり、稲作をはじめ、野菜や花きの生産などの市街地に近い立地を生かした農業が盛んですが、後背湿地など沖積低地特有の軟弱地盤が多く、地震や豪雨時の浸水被害が予想されます。また、海岸地域とその周辺部においては、津波による浸水の可能性があり、東日本大震災においても多くの尊い命が失われました。

5. 人口動向

本市の人口は増加傾向にあり、国勢調査（平成22年）では1,045,986人で、前回（平成17年）の調査結果1,025,098人に比べ20,888人増え、増加率は2.0%となっています（図1参照）。

世帯数は、平成22年が465,260世帯で、前回（平成17年）の調査結果439,579世帯に比べ25,681世帯増え、増加率は5.8%となっていますが、人口を世帯数で割った1世帯当たりの人数は平成7年が2.5人、平成22年が2.2人と一貫して減少傾向にあります（図2参照）。また、人口構成をみても少子高齢化が将来的にも続く傾向にあります（図3参照）。したがって、今後は災害弱者となる可能性のある高齢者、特にそのうちの単身者世帯の推移に注視しながら防災対策を行っていく必要があります。

本市の昼夜間人口の推移はともに増加傾向にあり、平成22年の場合、昼間人口が1,121,965人、夜間（常住）が1,045,986人となっています（図4参照）。この差は、周辺市町村から通勤通学により本市へ流入超過している人口です。したがって、大規模な災害が発生した場合、鉄道・バス等の交通手段が長時間途絶することにより、市内及び周辺市町村への移動や帰宅が困難となり、結果として多数の帰宅困難者が発生する可能性があります。東日本大震災においても、仙台駅をはじめとするターミナル駅舎及びその周辺に滞留せざるを得ない帰宅困難者が発生し、防災対策の取り組むべき課題の一つとなっています。

図1 人口(万人)

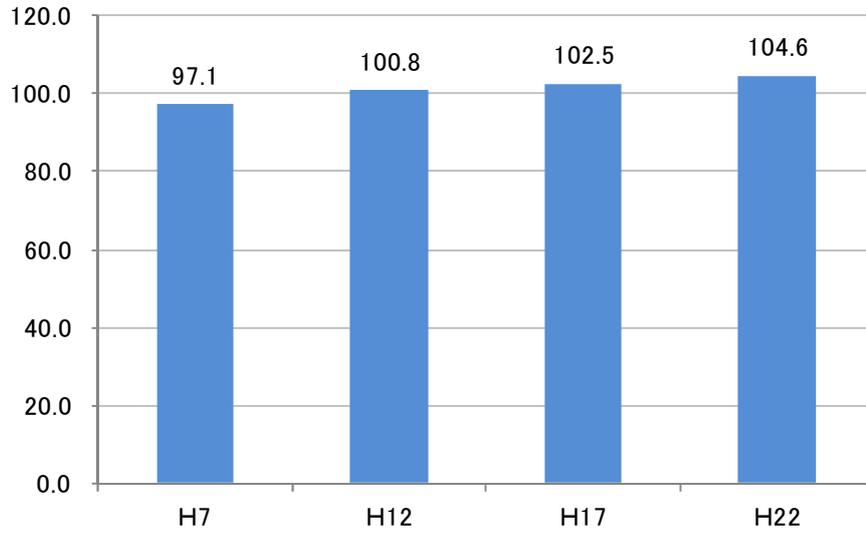


図2 世帯数(万世帯)と1世帯当たりの世帯人数(人)

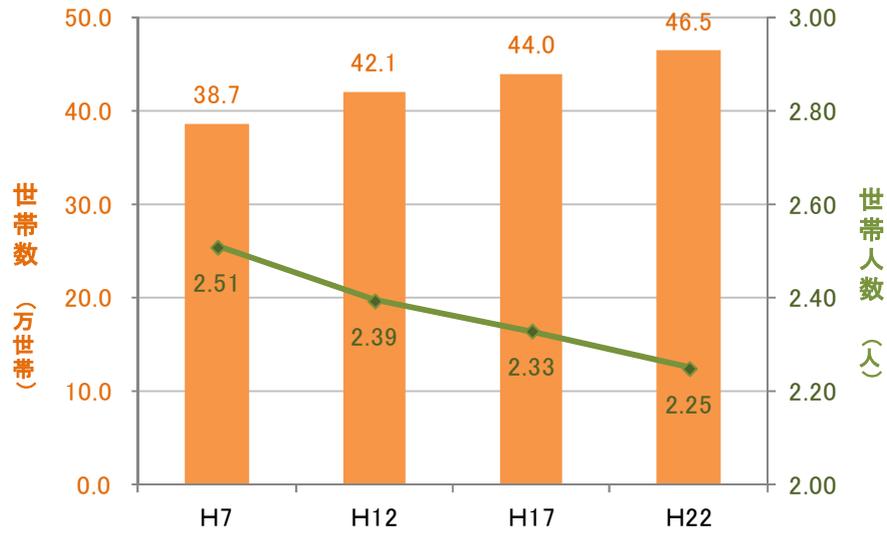


図3 年齢別人口構成比(%)

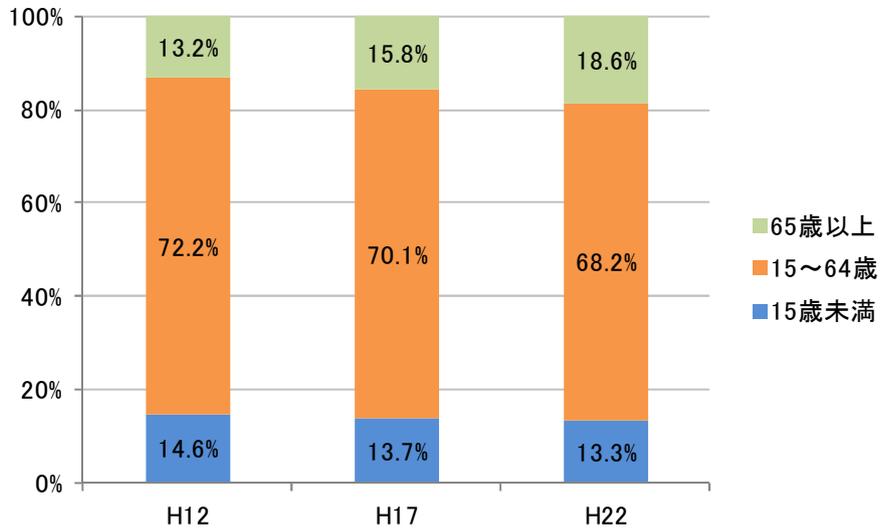
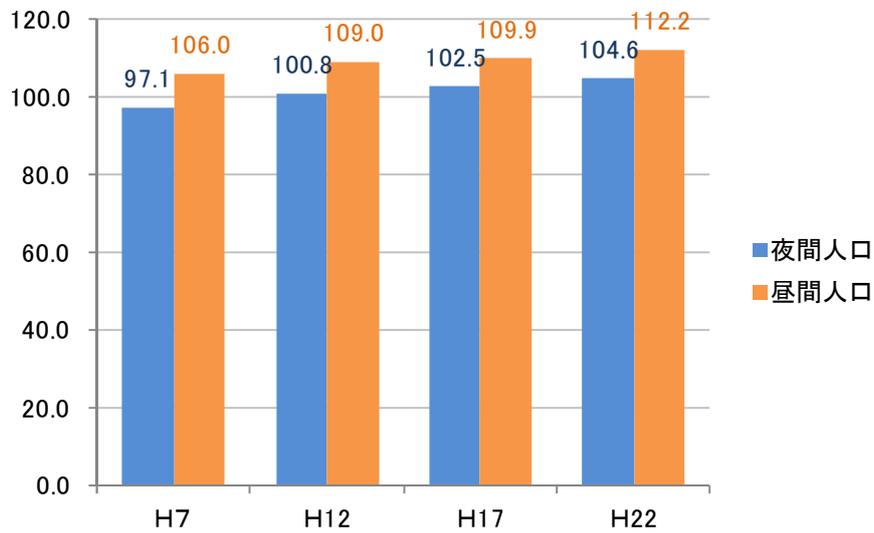


図4 夜間人口と昼間人口の推移(万人)



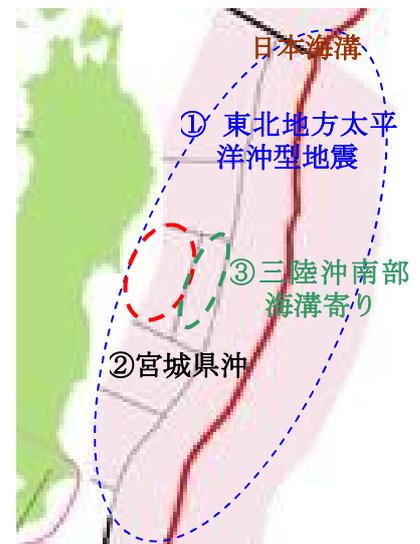
;

第 2 節 災害想定

1. 本市において想定される地震

(1) 我が国の防災対策は、中央防災会議の定める防災基本計画に示される方針の下に進められており、地震防災対策もこの枠組に含まれ、こうしたものの中に地震調査研究も位置づけられています。このような地震調査研究は、政府の地震調査研究推進本部（事務局：文部科学省研究開発局地震・防災研究課）から、様々な調査結果や研究成果に基づき、「長期評価」として主要な活断層で発生する地震や海溝型地震について、地震の規模（マグニチュード）、一定期間内に地震の発生する確率などを長期的な観点で評価したものが、公表されています。

(2) 政府地震調査研究推進本部から公表されている成果物としては、海溝型地震と陸域の浅い地震（活断層）の 2 種類の長期評価があります。本市に大きな影響を与える地震活動として、前者の海溝型地震としては、三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（第二版）（平成 23 年 11 月）の中で、① 東北地方太平洋沖型地震、② 宮城県沖の地震、③ 三陸沖南部海溝寄りの地震があり、後者の陸域の浅い地震としては、平成 14 年 2 月に公表された長町一利府線断層帯の地震があげられます。本市の地震による災害想定では、これら直接的に大きな被害を伴うと想定されるものを取り扱い、政府地震調査研究推進本部により公表される成果物を参考にしながら、必要に応じて見直すものとしします。



図：海溝型地震の発生可能性評価領域（政府地震調査研究推進

2. 海溝型の地震（三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価部（第二版）（平成 23 年 11 月）及び平成 24 年 1 月 1 日現在の長期評価による）

(1) 東北地方太平洋沖型地震

東北地方太平洋沖型の地震については、これまでの研究から平均発生間隔が約 600 年と推定され、今後 30 年以内、今後 50 年以内の発生確率はいずれもほぼ 0%とされています。次の地震の規模は、少なくとも宮城県沖と三陸沖南部海溝寄りから福島県にかけての領域が連動して、マグニチュード 8.4、さらに震源域が広がり東北地方太平洋沖地震と同様にマグニチュード 9.0 前後になる可能性があります。この地震が発生した場合、地震に伴い巨大津波が発生し、太平洋沿岸に高い津波が到達し、平野を広く浸水することが考えられます。2011 年の東北地方太平洋地震（東日本大震災）以前の同じタイプの地震としては、これまでに 869 年の貞観地震があり、また、宮城県から福島県にかけての太平洋沿岸では、過去 2500 年間で 4 回の巨大津波による堆積物が見つかっており、そのうちの 하나가貞観地震によるものと確認されています。

(2) 宮城県沖の地震

この地域では、1885 年以降現在までに、特定の領域でマグニチュード 7.1～7.4 のプ

プレート間地震が繰り返し発生してきたことが知られています。そのうち、震源位置などから、1897年、1930（1933、1936、1937）年代、1978年、2010年前後（2005年と2011年の東北地方太平洋沖地震）の地震活動を宮城県沖におけるそれぞれ一つの活動とみなした場合、1897年からこれまでに4回発生しており、平均発生間隔は約38年となっています。なお、1978年のものは昭和53年の宮城県沖地震として知られています。また、繰り返し発生する地震以外については、マグニチュード7.1以上の地震が、1885年以降4回発生しており約31.8年に1回の間隔で発生したと考えられます。

今後の発生確率については、繰り返し発生する地震については、東北地方太平洋沖地震の余効変動が観測されている現段階では、不明とされています（表1）。また、繰り返し発生する地震以外については、7.0～7.3の地震の発生確率は、今後30年以内は60%、今後50年内では80%程度と推定されています。（表2）

表 1

宮城県沖の繰り返し発生するプレート間地震の発生確率等
（政府地震調査研究推進本部による信頼度）
A：高い
B：中程度
C：やや低い

	将来の地震発生確率等	備考	評価の信頼度
今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率 今後100年以内の発生確率 今後300年以内の発生確率	不明 不明 不明 不明 不明 不明 不明	東北地方太平洋沖地震の余効変動が観測され続けている現段階では今後地震がどのような間隔で発生するか不明である。	—
集積確率	不明		
地震後経過率	不明		
次の地震の規模	M7.4前後	過去に発生した地震のMを参考にして判断した。	A

表 2

宮城県沖の繰り返し発生する地震以外の発生確率等
（政府地震調査研究推進本部による信頼度）
A：高い
B：中程度
C：やや低い

	将来の地震発生確率等	備考	評価の信頼度
今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率 今後100年以内の発生確率 今後300年以内の発生確率	30%程度 50%程度 60%程度 70%程度 80%程度 90%程度以上 90%程度以上	1885年以降の過去約127年間に繰り返し発生する地震以外のM7.1～7.2の地震が4回あったため、平均発生間隔を31.8年とし、ポアソン過程から確率を算出した。	C
次の地震の規模	M7.0～M7.3	過去に発生した地震のMを参考にして判断した。	B

(3) 三陸沖南部海溝寄りの地震（宮城県沖地震（連動型）を含む）

三陸沖南部海溝寄りの地震は、1793年にマグニチュード7.9の地震があり、この地震

は(2)の宮城県沖の領域と連動した可能性が指摘されています(これまで、宮城県沖地震の連動型といわれてきたもの。また、連動した場合の規模はマグニチュード 8.2)。また、1897年にもマグニチュード 7.7の地震が発生し、2011年の東北地方太平洋沖地震では、震源域の中でプレートが特に大きくすべたとされています。この3回がこの領域で繰り返し発生するプレート間地震とされ、発生間隔は約 109年となっています。また、繰り返し発生する地震以外の地震については、マグニチュード 7.3以上の地震が 1885年以降 3回発生しており、約 42.3年に1回の間隔で発生したと考えられます。

今後の発生確率については、繰り返し発生する地震については、今後 30年以内はほぼ 0%、今後 50年以内では 0.003~0.08%と推定されており、地震の規模はマグニチュード 7.9程度と考えられています。(表 3)なお、この地震が発生した場合には、宮城県沖など他の領域と連動する可能性も指摘されています。また、繰り返し発生する地震以外については、マグニチュード 7.2~7.6の地震の発生確率は、今後 30年以内は 50%、今後 50年内では 70%程度と推定されています。(表 4)

表 3

三陸沖南部海溝よりの繰り返し発生するプレート間地震の発生確率等
(政府地震調査研究推進本部による信頼度)
A:高い,
B:中程度
C:やや低い

	将来の地震発生確率等	備考	評価の信頼度
今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率 今後100年以内の発生確率 今後300年以内の発生確率	ほぼ 0% ほぼ 0% ほぼ 0% ほぼ 0% ~0.001% 0.003% ~0.08% 40%程度 90%程度以上	BPT分布モデルに平均発生間隔109年及び発生間隔のばらつき $\alpha = 0.19 \sim 0.24$ を適用して算出した。	B
集積確率	ほぼ 0%		
地震後経過率	0.01	経過時間0.8年を発生間隔109年で除した値。	
次の地震の規模	M7.9程度	過去に発生した地震のMを参考にして判断した。	B

表 4

三陸沖南部海溝よりの繰り返し発生する地震以外の発生確率等
(政府地震調査研究推進本部による信頼度)
A:高い
B:中程度
C:やや低い

	将来の地震発生確率等	備考	評価の信頼度
今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率 今後100年以内の発生確率 今後300年以内の発生確率	20%程度 40%程度 50%程度 60%程度 70%程度 90%程度 90%程度以上	1885年以降の過去約127年間に繰り返し発生する地震以外のM7.3~7.5の地震が3回あったため、平均発生間隔を42.3年とし、ポアソン過程から確率を算出した。	C
次の地震の規模	M7.2~M7.6	過去に発生した地震のMを参考にして判断した。	B

3. 長町ー利府線断層帯（長町ー利府線断層帯の評価（平成 14 年 2 月）及び平成 24 年 1 月 1 日現在の長期評価による）

長町ー利府断層帯は、利府町から本市を経て村田町にかけて、概ね北東ー南西方向に延びており、長町ー利府線、大年寺山断層、鹿落坂断層、坪沼断層、円田断層によって構成される長さ 21~40k mの西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層です。（円田断層以外の断層については、第 1 節 2 地形・地質の概要 (3)活断層 を参照）

本断層帯の活動については、第四紀後期における活動が確かめられている区間の長さから経験則に基づき、ずれの量は上下成分で 2m、活動間隔は 3,000 年程度以上であると推定されていますが、さまざまなデータから得られる最も新しい活動は、約 16,000 年前以後にあったと考えられています。

今後の発生確率については、今後 30 年以内は 1%以下、今後 50 年以内では 2%以下、100 年以内では 3%以下と推定されており、発生する可能性としては、わが国の主な活断層帯の中ではやや高いグループに属すると考えられています。なお、地震の規模は、マグニチュード 7.0~7.5 程度と考えられています。

4. 過去の地震による被害の概要

本市における過去の主な地震としては、昭和 53 年の宮城県沖地震と、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が挙げられます。それぞれの地震による被害の概要は以下のとおりです。

(1) 昭和 53 年宮城県沖地震災害

ア 昭和 53 年宮城県沖地震の特徴

昭和 53 年（1978 年）6 月 12 日、17 時 14 分、マグニチュード 7.4（最大震度 5）の地震が仙台市を襲いました。現在の市域（旧泉市・旧宮城町・旧秋保町の区域を含む。）で、死者 16 人、重軽傷者 10,119 人、住家の全半壊が 4,385 戸、一部損壊が 86,010 戸の多大な被害が生じました。

イ 主な被害状況

① 宅地造成地域の地盤被害

被害の多くは開発地域や軟弱地盤地域に集中し、被害の地域的偏在傾向を示しています。丘陵地の宅地造成地域では、水道管とガス管の被害箇所が同じ場所で、しかも、切土・盛土の境界付近において被害が多くなっています。このような地域的な偏りは、主として地盤構造の違いによるものであり、地震被害の特徴としてあげられるものです。

② ブロック塀の倒壊

昭和 53 年宮城県沖地震の特徴の 1 つとして、ブロック塀倒壊の多発が挙げられます。

地震による死者 16 人のうち、ブロック塀の倒壊による犠牲者は 11 人でした。これを教訓として、本市では災害時に倒壊のおそれのあるブロック塀について、除却費用の一部補助などにより除却の促進を図っています。

③ 帰宅困難者対策

地震発生時は夕方の帰宅ラッシュ時であり、一時、仙台駅舎及びその周辺には約 9 千人の通勤・通学者が滞留し、大きな混乱が予想されました。

しかしながら、運転再開の見通しが立たない旨の放送や他の輸送機関の利用の呼びかけを行うとともに、遠距離列車の旅客輸送のための代替搬送バスの手配を行ったことや警察が用意した投光器で広場を明るく照らすなどの対策を行ったことにより大きな混乱は生じませんでした。

ウ ライフライン等の被害

被害区分		被害状況	備考
ライフライン	都市ガス	ガスホルダー及びガス管の被災により全面供給停止約 13 万 5 千戸 7 月 9 日 99.1%復旧	全国のガス事業者から延べ 1 万人の応援を得て、復旧作業員等 延べ 3 万 2 千人、車両 1 万 2 千台で復旧作業を行った。
	水道	配水・給水管の被災により約 7 千戸（給水戸数約 20 万 8 千戸）で断水 6 月 22 日 復旧	給水タンク車 149 台により給水回数 637 回の給水が行われた。
	電気	停電 41 万 9 千戸（県内） 仙台火力発電所、新仙台火力発電所の機能の一部停止 変電送電設備の被災により全面供給停止 6 月 12 日（85%復旧） 6 月 13 日（ほぼ全面復旧）	

	鉄 道	<p>電力の供給停止により全線運行停止</p> <p>6月15日 国鉄東北本線 全面開通</p> <p>6月16日 仙山線 一部開通</p> <p>6月20日 仙石線 全面開通</p>	<p>建設中の東北新幹線も県内、福島県の一部で被害を受けた。</p> <p>宮城野貨物駅の発着機能が6月30日まで停止し、産業活動に影響を与えた。</p>
	電 話	<p>仙台局エリアの加入電話 28万台のうち1,500台が障害を起こすなどの被害を受けた。</p> <p>6月12日 全面復旧</p>	<p>仙台駅前公衆電話(13台)については発動発電機にて電源確保し、駅舎内の公衆電話16台は国鉄の自家発電の供給を受けて利用者に応じた。</p>
エ ネ ル ギ ー	石油コンビナート	<p>貯蔵タンク 6基破損・変形(全タンク 78基)</p> <p>重油、軽油流出 68,200kl</p>	<p>海上流出油の回収は6月12日から東北石油㈱、第二管区海上保安本部等が中心となり行われ、6月17日までにそのほとんどを回収した。</p>
避 難	避難所・避難者数	<p>最大避難者数 325人(計 1,536人)</p> <p>最大避難所数 7か所(計 12か所)</p>	
交 通 状 況		<p>市内全信号機が全面ストップし、更に夕方のラッシュ時と重なったため、交通渋滞に見舞われた。</p> <p>通常19時ごろ解消する市内の渋滞が仙台駅前では23時ごろ、国道45号線では23時半ごろまで続いた。</p>	

(2) 東日本大震災

ア 東日本大震災の特徴

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日 14 時 46 分頃、三陸沖（北緯 38 度 06.2 分、東経 142 度 51.6 分）を中心に東北地方太平洋沖地震発生。国内最大規模のマグニチュード 9.0、市内最大震度は、宮城野区で震度 6 強を観測しました。この地震により津波が発生し、津波の高さは 7.2m（推定）に達しました。最大余震は 4 月 7 日でマグニチュード 7.2、宮城野区で震度 6 強を記録しました。

人的被害は死者 971 名（仙台市民）、行方不明者 30 名、負傷者は重傷者 276 名、軽傷者 1,995 名を数え、仙台市民の生命、財産に甚大な被害を及ぼしました。（平成 24 年 8 月 31 日時点）

イ 主な被害状況

この震災による仙台市の被害の特徴としては、東部沿岸地域における津波被害と丘陵部地域における宅地被害があげられます。住家の被害は全半壊が 138,454 棟、一部損壊が 115,803 棟となりました。（平成 24 年 8 月 26 日時点）

推計される被害金額は下表のとおりです。

（平成 24 年 1 月 29 日時点）

項 目	被 害 額
市有施設関係	3,270 億円
水道、ガス、下水道などライフライン関係	1,680 億円
地下鉄、道路橋りょう、公園など都市基盤関係	1,270 億円
廃棄物処理施設など生活・衛生関係	20 億円
学校、市営住宅、庁舎など建築物関係	300 億円
その他公共施設	1,452 億円
交通関係	259 億円
ライフライン・保健医療関係	32 億円
公共土木関係	267 億円
文教関係	875 億円
その他	19 億円
住家・宅地	6,086 億円
農林水産業関係	729 億円
農地、農業用機械等	721 億円
漁業関係	8 億円
商工業関係	2,147 億円
被害推計額	1 兆 3,684 億円

※概数であるため、合計額は一致しません。

ウ ライフライン等の被害

被害区分		被害状況	備考
ライフライン	都市ガス	全面供給停止約 35 万 9 千戸 4 月 16 日全面復旧（津波被災地を除く。）	
	水道	断水約 23 万戸 3 月 29 日全面復旧（津波被災地を除く。）	
	電気	停電約 142 万戸（県内） 3 月 19 日県内 88%の停電解消 4 月 7 日余震により再び約 99 万 8 千戸停電（県内） 4 月 10 日余震前まで復旧（県内） 5 月 7 日津波被災地を除き市内の停電解消	
	下水道	地震、津波により被災したが、下水道の使用制限は行わなかった。	
	市営バス	3 月 12 日主要幹線路線での運行再開 4 月 18 日通常ダイヤでの運行再開	
	地下鉄	黒松駅・泉中央駅間の高架橋や橋梁に大きな損傷を受けた。 3 月 14 日富沢一台原間運転再開 4 月 29 日全線運転再開	
	鉄道	東北新幹線 4 月 29 日全線運転再開 仙台市空港アクセス線 10 月 1 日全線運転再開	
	仙台空港	津波により冠水 9 月 25 日全面再開	
	仙台港	6 月 5 日フェリー全区間通常運転再開	
	電話	NTT 東日本（県内） 固定電話・ひかり電話のサービス中断 約 76 万回線 通信ビルの機能停止 153 ビル 3 月 21 日時点 95%のサービス回復	

エネルギー	石油コンビナート	<p>[火 災](多賀城市) ローリー出荷施設付近から出火し、屋外タンク(ガソリン 980k1)・アスファルトタンク・硫黄タンク・配管ラック等が焼損した他、ガソリン等の危険物約 23,200k1 が焼失</p> <p>[危険物漏洩] 津波による配管ノズル等の折損によりガソリン等約 2,600 k1 が防油堤内に流出 津波による配管の折損等により重油約 8,300 k1 が防油堤内及び構内道路上に流出</p>	<p>LPG タンク群の引火・爆発危険に伴い、半径 2km 圏内の住民に対し避難指示 (3/12~3/15)</p> <p>火災警戒区域 (3/16~3/25) 火災警戒区域 (3/19~7/8)</p>
	避難	<p>避難所・避難者数 最大避難者数 約 106 千人 最大避難所数 288 か所</p> <p>福祉避難所・避難者数 最大避難者数 168 人 施設数 40 か所</p>	<p>最終避難所閉鎖 7 月 31 日</p> <p>開設期間 ~10 月 6 日</p>

① 都市ガス

ガス局では、発災当初、設置している震度計が基準を上回る数値を記録したブロックの需要家約 7 万戸について、ガス供給を緊急停止しましたが、その後、港工場が津波により冠水し、ガス製造が困難となったことから全面的に供給を停止しました。(供給停止戸数 358,781 戸) ガス管については、耐震性の高いポリエチレン管への入替えを進めてきたことにより、被害を最小限に抑えることができました。また供給エリアのブロック化を図っていたことに加え、原料調達において、海上輸送方式による LNG とパイプライン方式の複数の供給ラインを確保していたことから、パイプラインの被害が少なかったため、早期に供給再開が可能となりました。復旧作業においては、日本ガス協会を通じて、他のガス事業者から延べ約 7 万人の応援を得ることができ、全面供給停止から 37 日で被害が甚大な一部地域を除き約 31 万戸の復旧が完了しました。

② 水 道

管路等の水道施設被害のほか、長期の停電や県広域水道の送水停止により、最大で断水戸数約 23 万戸、断水人口にすると約 50 万人、断水率約 50%に及ぶ被害が発生しました。

水道局では、災害時の応援協定を締結している宮城県管工業協同組合との連携のもと、3月12日から復旧作業に着手するとともに、東京都や札幌市から復旧応援隊の派遣を受け、1日最大33班の作業体制により、破損した水道管の応急復旧にあたりました。その結果、3月29日には津波や地滑り等の被害区域を除き、ほぼ市内全域で水道水の供給を再開しました。

また、これと並行して、地震発生当日から非常用飲料水貯水槽を立ち上げる等、市内各所で応急給水活動を開始し、全国から駆け付けた給水応援隊の協力のもと、3月31日まで給水車延べ1,055台、2,800人による大規模な応急給水活動を行いました。

③ 電 気

地震発生直後に県内の約142万4千戸が停電し、地震と大津波により県内における東北電力の火力、水力、原子力の各発電所をはじめ、変電所26か所、鉄塔28基、電柱約2万9千基など、甚大な設備被害が発生しました。

これは、平成20年に発生した岩手・宮城内陸地震（マグニチュード7.2、県内最大震度6強）で発生した電柱被害245基との比較だけでも約100倍の被害規模となりました。

本市と締結している「災害復旧等の協力に関する協定」に基づき、新田東総合運動場を復旧活動の拠点とし、3月11日の発災から県内の停電が解消した6月18日までに県内で電柱・電線などの配電設備復旧作業に当たった延べ人数は、東北電力社員が約3万7千人、東北電力グループ企業と配電工事関係者で約6万8千人、他の電力会社からの応援が約4千人となり、合計10万人を超える体制で、停電の早期復旧に取り組みました。

④ 下 水 道

沿岸部の下水道施設は、津波により機械・電気設備の水没や流失、構造物の破損などにより、機能が停止する甚大な被害を受け、内陸部では、地震の揺れや地滑りにより、管渠の破損や液状化によるマンホールの浮上、ポンプ場建屋が傾くなどの被害が生じました。

発災直後は、南蒲生浄化センターは自然流下による簡易処理を行い、沿岸部のポンプ場は瓦礫の撤去や仮設ポンプにより排水機能を応急的に確保しました。また、内陸部では、主要ポンプ場の燃料確保による自家発電設備の運転継続や、バキューム車による応急的な排水対応などにより、仙台市街地での汚水溢水を防止し、下水道の使用制限に至る事態を回避することができました。

一方、仙台市北部の汚水を処理する仙塩浄化センター（宮城県が設置・管理）は、津波による被害を受けた影響により多賀城市内で汚水が溢水したため、宮城県が要害川に緊急の汚水放流施設を設置し、多賀城市街地での汚水溢水の拡大防止策を講じました（要害川への汚水放流は、ありませんでした）。

南蒲生浄化センターについては、平成 24 年 1 月から暫定的な水処理（接触酸化法）を実施し、平成 27 年度末までに本復旧工事を完成させる予定です。

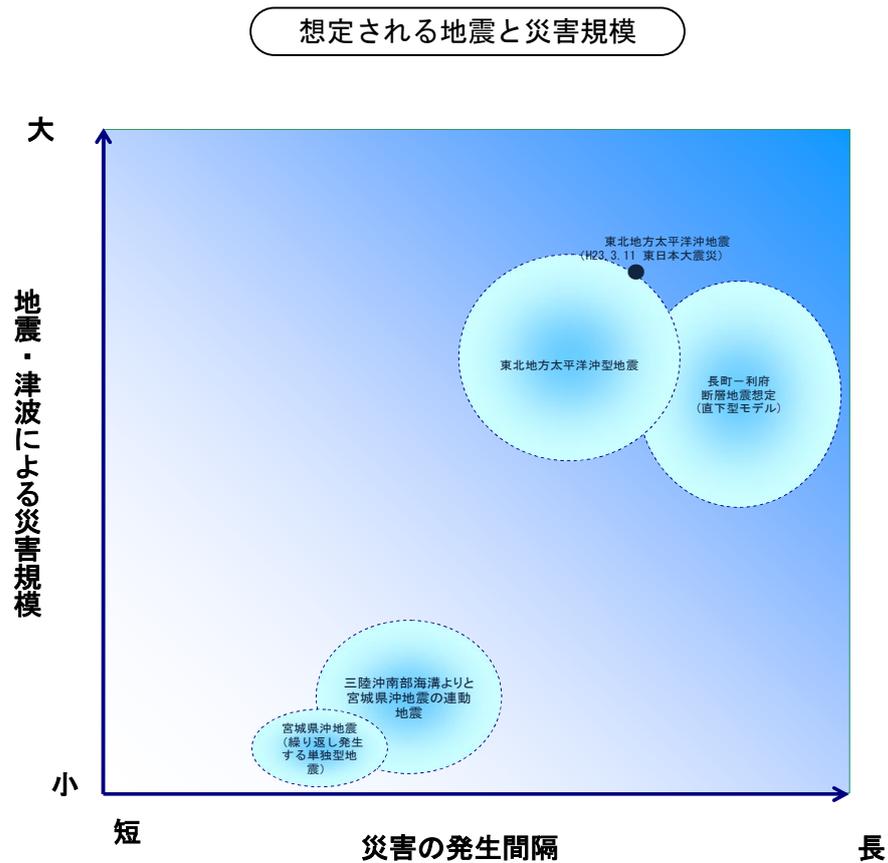
⑤ 交 通

市営バスについては、岡田出張所庁舎が津波により全壊するなどの被害を受けましたが、発災翌日の 3 月 12 日より主要幹線路線において運行を再開し、その後、4 月 18 日には一部不通区間を除いて全線で通常ダイヤでの運行を再開しました。また、地下鉄南北線においては、黒松駅・泉中央駅間の高架橋や橋梁に大きな損傷を受けるなどの被害を受けましたが、3 月 14 日より一部不通区間を除き運行を再開し、JR 東日本の全面的な技術協力により復旧期間を当初の見込みより約 1 か月短縮し、4 月 29 日には全線運行再開を果たしました。

地下鉄東西線建設事業については、トンネル資材の破損などの被害を受けるとともに、現場内の安全確認やトンネルなどの本体構造物への影響調査等に時間を要することから全工区について工事を中断していましたが、6 月 20 日より一部工区で工事を再開し、9 月 1 日には全工区において工事を再開しました。

5. 地震災害の想定規模

本市に想定される地震に係る政府の地震調査研究推進本部による長期評価や昭和 53 年の宮城県沖地震の被害さらには平成 23 年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）による被害、またこれまでにわが国で経験してきた地震被害を考慮し、今後、本市に起こりうる地震の発生間隔と地震・津波による災害規模を相対的かつ模式的に表すと以下の図のようになります。



※ 「災害規模」とは、地震や津波によってもたらされる人的・物的被害状況やライフラインの途絶状況などを判断基準として考えたものである。

※ 上記各地震想定モデルはあくまでも想定であるため、「災害規模」はある程度の幅を持って表している。

第 3 章 実施責任

第 1 節 各主体の役割・責務

各災害対策は、市民や行政、関係機関等がそれぞれの役割や責務を果たすことでお互いに補い合い、連携・協働して効果的に推進することができます。各主体はそれぞれが重要な役割を担っています。自らの役割を自覚するとともに他の主体の役割も理解し、災害時だけでなく平時においてもしっかり備えておくことが必要です。

1. 市民・地域団体等

市民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、災害対策基本法第 7 条第 2 項の規定に基づき、日頃から災害に備え、自分自身と自宅や家族の安全を確保するための手段を講じることに努めます。また地域や職場・学校などにおいて積極的に防災訓練等の防災活動に参加するなど、それぞれの立場で防災に寄与するように努めるほか、日頃から地域のつながりを大切にし、地域社会の一員としての責任を果たします。

また地域団体、NPO などは、「地域のことは地域で守る」ことを基本に、地域内のつながりや地域間の連携によるネットワークを広げ、日常的な活動の中で地域の安全を確保します。

2. 企業や大学等

企業や大学などは、その社会的責任に基づき、従業員や利用者、あるいは学生等の安全確保を図るとともに、日頃から防災体制の整備や地域の防災活動に協力します。また発災後は一斉帰宅を抑制することにより、ターミナル駅周辺での滞留による混乱や二次災害の危険を回避するものとします。

地域社会の一員であるとの自覚を持ち、地域団体等と連携して非常時への備えを進め、地域の安全確保に寄与します。

3. 仙台市

仙台市は、災害対策基本法第 5 条の規定に基づき、防災の第一義的責任を有する地方公共団体として地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定（地方）公共機関及び公共的団体等の協力を得て防災活動を実施します。

また、仙台市は、個人や地域団体、NPO、企業などがそれぞれの役割を果たすための活動がしやすい環境を整え、必要な支援を行うことで、自助・共助の取り組みを促進します。自助・共助・公助の最適な組み合わせを実現するとともに、いざというとき外からの支援を最大限受け止めることができるよう、各主体と協働して体制の整備に努めます。

4. 宮城県

宮城県は、災害対策基本法第 4 条の規定に基づき、県内市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、県内市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行います。

5. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法第3条の規定に基づき、自ら及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに仙台市の防災活動が円滑に実施できるよう協力します。

6. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法第6条の規定に基づき、自ら防災活動を実施するとともに仙台市の防災活動に協力します。

7. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法第7条第1項の規定に基づき、平素からそれぞれの業務に応じた災害予防体制を整備するとともに、災害時には防災業務を行い、仙台市の防災活動に協力します。

第 2 節 本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱

仙台市及び関係機関の処理すべき事務または業務の大綱は、概ね次のとおりです。

1. 仙台市及び宮城県

<p>仙 台 市</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 仙台市防災会議及び災害対策本部に関する事務 2 防災に関する施設及び設備の整備 3 防災に関する物資及び資材の備蓄及び整備 4 防災思想の普及高揚及び防災訓練の実施 5 防災に関する調査研究 6 気象予警報の伝達 7 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定 8 避難所の開設及び運営 9 情報の収集、伝達及び広報、広聴並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告 10 災害時における保健衛生対策 11 災害時における文教対策 12 災害時における応急給水 13 交通及び緊急輸送の確保 14 被災者の救助、医療及び防疫並びに救助、救護 15 水防、消防及びその他の応急措置並びに復旧 16 火薬類・危険物施設等の保安対策及び地震発生時における被害の拡大防止のための応急対策 17 各事業所の自衛消防組織及び各町内会等の自主防災組織の育成強化 18 ボランティア活動に対する支援 19 災害復旧事業 20 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定業務に関する事務 21 その他災害の防ぎよ及び拡大防止の措置
<p>宮 城 県</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 宮城県防災会議の事務 2 宮城県災害対策本部の事務 3 防災に関する施設・設備の整備 4 通信体制の整備・強化 5 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 6 情報の収集・伝達及び広報 7 自衛隊への災害派遣要請 8 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 9 公共施設等の防災措置 10 交通及び緊急輸送の確保 11 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 12 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び地震発生時における被害の拡大防止のための応急対策 13 保健衛生、文教対策 14 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 15 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 16 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定事務に関する支援 17 その他災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置

2. 指定地方行政機関

東北財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 2 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 3 災害発生時における国有財産の無償貸付 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会 5 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供
東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、通報 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整
東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 2 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導 3 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導 4 土地改良資金・農業経営維持安定資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 5 土地改良機械（応急ポンプ等）の貸付及び指導 6 災害時における主要食糧等の需給対策
仙台森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林、治山による災害防止 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 3 災害時における災害復旧用材の供給
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急復旧資機材、生活必需物資等の需給対策 2 災害時の物価安定対策 3 被災商工業者に対する支援
関東東北産業保安監督部東北支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の火薬類、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急復旧対策 2 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、災害の防止、保安確保の監督指導
東北運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道、バス等の安全確保及び道路輸送対策 2 災害時における輸送用車両のあっせん、確保及び海上応急輸送
東北地方整備局 (仙山河川 国道事務所) (釜房ダム管理所) (塩釜港湾空港 工事事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 名取川及び広瀬川の直轄管理区間の河川管理、水象観測、洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 2 一般国道指定区間の防災管理 3 名取川及び広瀬川の直轄管理区間及び一般国道指定区間の災害復旧（応急含む） 4 一般国道指定区間の交通確保（応急含む） 5 ダムの管理、水象観測、洪水調整並びに放流情報の発表及び伝達 6 ダムの災害復旧 7 港湾・空港施設等の整備 8 港湾・空港施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 9 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策 10 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立
東京航空局 仙台空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空機による輸送に関する安全確保のための必要な措置 2 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用

宮城海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上における人命及び財産の保護並びに公共秩序の維持 2 海難救助及び天災地変、その他救済を必要とする場合の援助 3 海上災害に関する防災活動及び指導、啓蒙、訓練 4 船舶交通に関する規制等海上交通の安全確保
仙台管区気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備 3 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達 4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報 5 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成における技術的な支援・協力 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における市に対する気象状況の推移やその予想の解説等 7 市やその他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動
東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 放送・通信設備の耐震性確保の指導に関すること 2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること 3 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること 4 非常通信に関すること
仙台労働基準監督	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場・事業所における労働安全衛生法に基づく労働災害防止の監督・指導 2 労働者の被害状況の調査及び復旧作業による二次災害防止のための監督指導 3 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査（労働安全衛生法第 88 条）の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導 4 被害労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速な支払い 5 労働基準法第 33 条による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理及び過重労働防止の指導

3. 自衛隊

陸上自衛隊 第 22 普通科連隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 2 災害時における応急復旧活動 3 災害時における緊急医療活動
---------------------	---

4. 指定公共機関

東日本旅客鉄道 (株) 仙台支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の整備保全 2 災害復旧工事の実施 3 全列車の運転中止手配措置 4 人命救助 5 被災箇所の調査、把握 6 抑止列車の乗客代行輸送の確保 7 旅客の給食確保 8 通信網の確保 9 鉄道施設の復旧保全 10 救援物資及び輸送の確保 11 列車運行の広報活動
---------------------	--

日本貨物鉄道 (株) 東北支社	1 災害時における救援物資輸送確保
東日本電信電話(株) (宮城支店)	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携 6 災害非常時通信の調査及び気象予警報の伝達(NTT タウンページ株式会社)
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東北支社) K D D I (株) (東北総支社)	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携
日本赤十字社 (宮城県支部)	1 医療救護 2 救援物資の備蓄及び配分 3 災害時の血液製剤の供給 4 義援金の受付及び配分 5 その他災害救護に必要な業務
日本銀行 (仙台支店)	1 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持
日本放送協会 (仙台放送局)	1 地震・津波情報、災害情報等の放送
日本通運株式会社 (仙台支店)	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東北電力株式会社 (宮城支店、仙台北営業所、塩釜営業所、仙台営業所、仙台南営業所)	1 電力供給施設の防災対策 2 災害時における電力供給の確保
東日本高速道路(株) (仙台管理事務所)	1 高速道路等の維持管理 2 高速道路等の交通確保 3 災害時における情報収集及び伝達 4 災害復旧工事の実施
日本郵便株式会社 (東北支社)	1 災害時における日本郵便(株)の業務運営の確保 2 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 3 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
独立行政法人 国立病院機構 (本部北海道東北ブロック事務所)	1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療並びに災害医療班の編成、連絡調整及び派遣の支援 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報 4 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援

5. 指定地方公共機関

東北放送(株) (株)仙台放送 (株)宮城テレビ放送 (株)東日本放送 (株)エフエム仙台	1 地震・津波情報、災害情報等の広報
社団法人 宮城県 トラック協会	1 災害時における緊急物資のトラック輸送確保
社団法人 宮城県 エルピーガス協会	1 液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保

6. 警察

宮城県警察本部	1 災害情報及び被災情報の収集伝達 2 被災者の救出及び救助 3 被災者等の避難誘導 4 行方不明者の捜索及び死者の検視 5 災害危険箇所の警戒 6 被災地及び避難場所の警戒 7 緊急交通路の確保 8 被災者等への広報
---------	--

7. 公共的団体

協同組合等 (農協、漁協、 商工会議所等)	1 共同利用施設の防災管理及び復旧 2 被災組合員又は会員に対する融資あっせん 3 災害時における物価安定及び流通円滑化の協力
仙台市医師会 仙台歯科医師会 仙台市薬剤師会	1 被災傷病者の医療及び救護 2 防疫及び衛生の協力
宮城中央森林組合	1 災害時における木材の供給 2 山火事防止対策 3 防火施設の管理
運輸業者及び 建設業者	1 緊急輸送及び輸送路の応急復旧協力
社会福祉施設等	1 援護体制の確立と協力 2 収容者等の安全保護対策
その他の団体	1 それぞれの業務に応じた協力体制の確立

8. 地域住民組織

自主防災組織 町内会	1 防災知識の普及と訓練の実施 2 防災用資機材の整備・点検 3 発災後の避難所開設及び運営 4 災害時要援護者の支援
---------------	--

9. 防災上重要な施設（病院、百貨店、ホテル、工場等）の管理者

防災上重要な 施設の管理者	1 防災保安施設の整備と自衛防災体制の確立 2 施設利用者の避難誘導等災害時の安全確保と被害拡大の防止対策
------------------	--

第 3 節 防災に関する組織

本市における防災に関する組織は次のとおりです。

1. 仙台市防災会議

仙台市防災会議（以下「防災会議」という。）は、災害対策基本法第 16 条及び仙台市防災会議条例（昭和 37 年 12 月 24 日仙台市条例第 37 号）に基づき設置される仙台市の附属機関であって、仙台市防災会議条例第 3 条第 5 項に規定する機関の長等を委員として設置されるもので、仙台市の地域にかかる防災に関する基本方針の決定並びに仙台市地域防災計画の策定及び実施の推進を図ります。

（資料編 P. 「仙台市防災会議条例」参照）

（資料編 P. 「仙台市防災会議規程」参照）

（資料編 P. 「仙台市防災会議委員及び幹事」参照）

2. 仙台市災害対策本部等

仙台市の地域内において災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第 23 条及び仙台市災害対策本部条例（昭和 38 年 10 月 1 日仙台市条例第 22 号）の規定に基づき設置する仙台市災害対策本部及び防災関係機関の防災組織をもって応急対策を実施します。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置します。

災害対策本部等の組織及び運営については、仙台市災害対策本部運営要綱等に基づき各防災関係機関において定めます。

（資料編 P. 「仙台市災害対策本部条例」参照）

（資料編 P. 「仙台市災害対策本部運営要綱」参照）

（資料編 P. 「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」参照）

3. 仙台市危機管理連絡本部会議

本会議は、地域防災計画における庁内体制のあり方及び災害対策本部等の効率的運営並びに各局防災関連事業の総合的調整を行い、防災及び危機管理体制の充実強化を図ることを目的として仙台市防災・危機連絡本部会議設置要綱（平成 15 年 3 月 31 日市長決裁）に基づき設置した庁内組織です。

現在は、当初の仙台市防災・危機連絡本部会議から仙台市危機管理連絡本部会議に改称しています。（平成 18 年 3 月 31 日市長決裁）

（資料編 P. 「仙台市危機管理連絡本部会議設置要綱」参照）

第 2 部 災害予防計画

災害予防計画とは

大規模な地震災害からの「減災」を考えたとき、行政や防災関係機関だけでなく、市民、企業、地域団体等も、それぞれの役割を果たし、「自助・共助・公助」が互いに補い合い、連携し合って災害対策を進めていくことが重要です。

地震災害は風水害と比べて、突発的に発生すること、広域的に被害が発生することが特徴であり、現在の科学技術では、その発生を高い精度を持って予知することはできません。したがって地震が起きてから慌てることのないよう、平時から十分な備えをしておく必要があります。

この「災害予防計画」は、「自助・共助・公助」それぞれの事前の役割や取組みを示したものです。各主体は常日頃からこの計画に示された取組みについて、訓練等を通して習熟を図って備えるとともに、防災意識の向上や顔の見える関係づくりに努め、災害発生時の適切な行動に繋げていくことが必要です。

災害予防計画の構成について

本計画は、防災対策を進めていく上で重要な取り組みとなる「自助・共助」の章と「公助」の章の大きく2つに分かれています。

「第1章 自助・共助」では、市民や地域が命を守るため、命をつなぐために事前に行わなければならない「市民の命を守る」と、「市民の命をつなぐ」に分けて記述するとともに、関連する公助の取組内容も併せて紹介しています。

「第2章 公助」は、2つの部分からなっており、1つ目の「市民と協働して行う防災対策」は、「第1章 自助・共助」と関連のある「公助」の取組みをまとめています。2つ目の「行政における防災対策」、3つ目の「災害に強い都市基盤の整備」は、主として行政や防災関係機関のみで対応する取組みを標題に示す内容ごとにまとめています。

第 1 章 自助・共助

第 1 節 自助・共助による減災の重要性

大規模災害時には、初期消火、避難、救出、応急救護、避難誘導など、人命にかかわる応急対策が必要となりますが、防災関係機関だけでこれらの対応を全て行うことには限界があります。そのため、市民や企業、自主防災組織等の地域団体等は、必要な防災情報を収集して、地域特性に応じた自主防災活動を行うことができるよう、平時からの防災意識の向上や体制整備を行うことが大切です。

本市では、市民、企業、地域団体等が行う自助・共助と市や防災関係機関等が行う公助を防災・減災の両輪として、一丸となった安全・安心なまちづくりを推進します。

市民、企業、地域団体等は、市や諸団体が実施する様々な防災・減災の取り組みに積極的に参加したり、自ら自主防災に関わる活動を企画立案することによって、協働して取り組みを実施し、自らや家族、地域、事業所内の防災・減災力を強化するよう努めます。

1. 市民の役割

市民は、平時から自らの防災・減災に努めるとともに、災害時の情報収集や避難等の減災行動、避難所等における被災者支援及び簡易な復旧・復興活動等を担います。また、自らが属する自主防災組織や町内会等における防災・減災活動に積極的に参加して、他の地域住民と協働して地域の安全・安心なまちづくりに積極的に貢献します。

2. 企業の役割

企業は、事業所の事務所や店舗等における従業員や利用客等の安全確保を図るための予防減災対策、災害時の情報収集伝達や従業員・利用客等の避難誘導、帰宅困難者等の発生抑制や一時的な受入れ、簡易な復旧・復興活動を行うとともに、社会的責任を果たすため、平時から地域団体等の防災・減災活動に協力し、地域の安全・安心なまちづくりに貢献します。

3. 地域団体等の役割

地域団体等とは、主に市民が中心となって構成される町内会・自治会、自主防災組織などの地域自治組織、社会福祉協議会、民生委員、児童委員協議会、赤十字奉仕団などの団体です。地域団体等は、個人では十分に対応できない地域の予防減災対策、災害時の情報収集及び構成員等への情報伝達、災害時要援護者等の避難誘導支援、避難所等における被災者支援、簡易な復旧・復興活動等を担います。平時から地域団体の中で地域の防災・減災を推進するための方策や役割分担等について話し合うとともに、地域団体同士の連携を図り、地域の防災・減災活動を行います。

第 2 節 家庭や事業所で災害に備える

災害に備えるためには、様々な状況を想定し、それぞれに合った備えが必要になります。この節では、災害の状況毎の備えについて学びます。

1. 地震の揺れに備える【市民・企業】

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災では、地震動によって多くの家屋や建築物等が倒壊し、多くの犠牲者を出しました。仙台市でも昭和 53 年の宮城県沖地震において、多くの家屋や建築物等が倒壊するとともに、ブロック塀の倒壊等により犠牲者が出ています。このような大規模な地震に備え、市民や企業、地域団体等は、平時から以下のような対策を講じ、自らや家族の安全を確保するとともに、被害の拡大を防止するよう努めます。

- (1) 建築物の耐震診断及び必要な補強を行います。
- (2) 家具類の転倒防止、照明や内装材の落下防止措置に努めます。特に、寝室には倒れやすい物を置かないようにします。
- (3) 出入口には物を置かないなど、逃げ場や逃げ道となるスペースを確保します。
- (4) ブロック塀等の倒壊防止対策を行います。

【参考】市の取り組み

市では、災害発生時に市民の命を守るため、安全な避難や二次災害の防止を目指した様々な事業を行っています。以下に該当する地域にお住まいの方や建築物所有者は、これらの事業を活用し、安全対策を図ってください。

1. 建築物の耐震性の向上

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊により多くの命が奪われ、また、その後も平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震などで同様の被害が見られました。国は平成 18 年 1 月に、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について平成 27 年度末までに少なくとも 9 割とすることを目標とし、この目標について本市では、平成 20 年 4 月に「耐震改修促進計画」を定め、住宅・建築物の耐震化を進めてきました。東日本大震災においても建築物に相当数の被害がありましたが、耐震改修工事を実施した建築物については一定の効果が見られ、また、市民の防災に対する関心も高まっていることから、さらなる減災を目指し耐震化を促進します。

① 既存建築物の診断、改修の普及と啓発

市政だより、パンフレット等により既存建築物の耐震診断・耐震改修の必要性について普及と啓発を行います。

② 既存建築物の診断、改修に関する相談への対応

木造住宅耐震化相談会や、分譲マンション耐震化相談員派遣事業を実施します。

③ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の積極的運用

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に該当する不特定多数の人が集まる特定建築物（3階以上かつ床面積1,000㎡以上）の所有者に対して、耐震診断や耐震改修の啓蒙を図って行くとともに、改修計画の認定制度の普及に努めます。関する相談への対応

木造住宅耐震化相談会や、分譲マンション耐震化相談員派遣事業を実施します。

④ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の積極的運用

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に該当する不特定多数の人が集まる特定建築物（3階以上かつ床面積1,000㎡以上）の所有者に対して、耐震診断や耐震改修の啓蒙を図って行くとともに、改修計画の認定制度の普及に努めます。

④ 戸建木造住宅について

昭和56年以前に建築された戸建木造住宅を対象として、仙台市及び宮城県に登録された耐震診断士を市民からの申込みに応じて派遣し、一般診断・耐震改修計画案作成の支援を行います。また、耐震評点が基準以下の建物について、耐震性能を満たすための改修工事に要する費用の一部助成を行います。

⑤ 木造共同住宅について

昭和56年以前に建築された木造共同住宅を対象として、耐震診断士を市民からの申込みに応じて派遣し、簡易耐震診断を実施します。

⑥ 分譲マンションについて

昭和56年以前に建築された分譲マンションを対象として、分譲マンションの管理組合からの申込みに応じて、建築士を派遣する耐震予備診断を実施します。また、より詳しい耐震精密診断や、診断結果が基準以下のマンションの管理組合が行う耐震改修工事の費用の一部助成を実施します。

⑦ 耐震改修の促進のための融資制度等のPR

耐震改修の実施において、建築物の所有者に大きい負担がかかることから、住宅金融支援機構等の活用のPRに努めていきます。

⑧ 宮城県内の行政関係部局等との連携

宮城県建築物等地震対策推進協議会など、宮城県内の行政関係部局や関連する民間の団体と連携・協力して耐震改修を促進します。

2 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化促進事業

市では、市が耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路において、地震発生後の緊急車両等の通行を確保するため、当該道路沿線に建っている一定の条件を満たす建築物の所有者に対して、耐震診断費用の一部助成を行う。（助成期間平成：18 年度～平成 27 年度）

3. 窓ガラス、看板、天井等の落下防止

建築物からの突出物である看板等の落下による災害発生の可能性があるため、商業地域など多くの市民が集まる地区などにおいては、その安全性の確保が特に必要です。市では、ビルを所有する企業や看板等の施工業者に対して、建築基準法に基づく建築物の定期報告や屋外広告物設置許可・更新時に外壁の剥落状況や屋外広告物の腐蝕状況等の報告を求め、状況に応じて指導・助言を行っています。また、東日本大震災後に国で検討している技術的な基準に従って、地震による大空間天井の落下事故を防止するため、工事施工時に中間検査を実施します。併せて公共施設の窓ガラスのひび等が発生したことから、被害原因を把握した上で公共施設の用途に応じた有効な飛散防止対策を行っています。

4. ブロック塀等の倒壊防止

昭和 53 年の宮城県沖地震においては、コンクリートブロック塀や石塀等の倒壊により犠牲者が子供や老人に集中しました。これを教訓に市では、昭和 55 年度から危険なブロック塀の除却を促進してきており、平成 9 年度からは、危険なブロック塀の所有者に除却費用の一部を補助して除却の促進を図っています。東日本大震災以降、多くのブロック塀等が除却されましたが、引き続きブロック塀等の適正な維持管理がされるよう指導を行っています。また、新設されるブロック塀については、平成 18 年 3 月 1 日から建築物の完了検査申請書にブロック塀等設置計画・工事状況報告書の提出を求め、安全なブロック塀設置の指導を行っています。

5. 生け垣への転換

市では、昭和 53 年の宮城県沖地震においてブロック塀の倒壊により犠牲者を出したことを教訓に、災害に強く、また四季を通じて人の心を豊かにする生け垣づくりを進めるため、生垣緑化推進融資制度を設けています。現在は百年の杜づくり推進基金を活用し、「生垣づくり助成制度」として、既存のブロック塀を撤去して生け垣をつくる場合の撤去費用も助成の対象とするなど、生け垣への転換誘導の一層の促進を図っています。

【制度の概要】

道路に面した部分に個人や企業が、①植栽延長が 5m以上、②植栽時の樹高が 0.6m以上、③植栽の本数が 1m当たり 2 本以上の生け垣をつくる場合に、

費用の一部を助成するものです。

6. 自動販売機等の転倒防止

市では、転倒により危険を及ぼす恐れのある自動販売機等について、地震に対する安全性を確保するよう指導・啓発を行っています。

7. エレベーターおよびエスカレーター対策

市では、昇降機の定期検査報告時に、地震時の安全対策として地震管制運転装置が取り付けられていないエレベーターに取り付けを促す指導を行うとともに、既設のエスカレーターについては、所有者等へ落下防止対策にかかる新基準に関して情報提供を行っています。

8. 擁壁等の崩壊による宅地災害の予防

仙台市の宅地造成は市域の西部や北部の丘陵地で多く行われており、近年では、高い擁壁や斜面に近接して建てられる住宅も多くなってきています。このため市では、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定を行い、その区域内で行われる宅地造成に関する工事については、法に基づく技術基準を適用させることで災害の防止に努めています。一方、宅地造成等規制法の施行以前に造成された古い住宅地では、老朽化の進んだ擁壁や技術基準を満たさない擁壁が多く見受けられます。このような地区では、昭和 53 年の宮城県沖地震、平成 23 年の東日本大震災でも明らかのように、他の地区に比べ大きな宅地被害の発生が予想されます。しかし、これらの危険な擁壁等を改善するためには多額の資金を要することの他、建物等が支障となり工事が困難な場合があること、また、所有者が不在のため日常的に危険性を感じていない等の理由から改善が進まない現状も見受けられます。このため市では、パトロール等による防災指導や宅地所有者に対する個別の相談を行い、改善促進を図っています。また、市政だよりや市ホームページを通して宅地災害の予防を呼びかけるとともに、市政出前講座において「我が家の擁壁診断と防災対策」をテーマに、宅地災害に対する防災意識の啓発を行っています。

2. 地震に伴う出火等に備える【市民・企業・地域団体等】

地震時には、ガス、石油等の火気使用設備器具の転倒や設備器具への可燃物の落下による出火のほか、停電の復旧による電気製品からの出火、圧迫された電気配線の摩擦損傷による出火、複数の蓄電池設備の衝突による出火など、地震振動に起因する火災が発生する危険性があります。

市民や企業は、次の取り組みを行い、出火の防止に努めます。

(1) 市民が行う家庭での出火防止対策

- ア 対震安全装置の付いた火気使用器具の設置や定期的な保守点検
- イ 可燃物の落下、電気配線の踏み付けや下敷きの防止等、火気使用器具周辺の整理整頓
- ウ ローソク、火気使用器具や危険物容器の転倒、落下防止対策
- エ 住宅用火災報知器の設置や定期的な保守点検
- オ 消火器等消火用具の設置や使用方法の確認
- カ 地震発生時や発生後の出火防止対策の事前確認
 - ① 火気器具は、揺れが収まったら速やかに消火します。
 - ② 避難の際はガスの元栓を閉め、電源ブレーカーを遮断します。

(2) 企業が行う出火等の防止対策

ア 危険物施設等の安全化

出火の危険とともに、延焼要因や漏洩による危険を抱える危険物施設、高圧ガス施設、化学薬品、火薬類の取扱施設では、法令に定める技術基準の維持及び防災資機材の整備、保管方法等安全な取扱いと適正管理を行います。

イ 常時火を使用する設備、多量の火気を使用する施設等の安全化

施設、設備の安全機能の作動の有無及び転倒、落下等による危険の有無、周囲の整理整頓の状況等について平常時の安全点検を行います。

ウ 高深層建築物、百貨店、雑居ビル等の安全化

防火対象物の用途、形態に応じて、消防用設備等の整備、火気使用設備器具の安全化及び防火管理の徹底など、出火の防止に関する適切な対応を行います。

エ 事業所の消火設備の完備設置と維持管理

各事業所では、消火器等の消火設備の設置と定期的な安全点検等による維持管理に努めます。

(3) 地域団体等が行う初期消火体制の推進

- ア 地域で管理している防災資機材等の点検・維持管理
- イ 地域団体等における防火等の訓練

【参考】市の取り組み

1. 市街地再開発事業

市では、土地の有効利用が図られず、防災上若しくは環境上の問題を抱える市街地において、市街地環境の整備改善と防災性の向上を促進する事業に対して、補助を行っています。

2. 優良建築物等整備事業

市では、木造密集市街地等において、敷地・建物の共同化や空地の確保等を行うことにより、市街地環境の整備改善と防災性の向上を促進する事業に対して補助を行っています。

3. 特殊建築物等の防災対策

市では、災害時における火災から人命を保護することを目的に、特殊建築物等や建築設備等について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び維持保全が適正に行われるよう計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と啓発を図っています。

【特殊建築物とは】

劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物

【建築設備等とは】

換気設備（中央管理方式の空調設備に限る）、排煙設備（排煙機を有する排煙設備に限る）、非常用の照明装置（蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る）

3. 土砂災害に備える【市民・企業・地域団体等】

地震や大雨時には、急傾斜地のがけ崩れや丘陵地等における地すべり、谷地から平地にかけての土石流等の災害の危険性が高まります。市民や企業、地域団体等では、以下の対策に努めます。

(1) 平時から周辺地域の地形の特徴や過去の災害履歴、土砂災害危険箇所等の位置を把握するとともに、土砂災害の前兆現象に注意を払います。

(2) 地震発生後に地面や斜面に亀裂を発見したら、速やかに関係行政機関等に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように土で亀裂を塞いだり、シートを張るなどの対策が迅速に行えるよう、平時から資機材や体制の整備に努めます。

【参考】市の取り組み

1. がけ崩れ、地すべり等による土砂災害の予防

本市には、国土交通大臣が指定した地すべり防止区域が 8 箇所、砂防指定地が 59 箇所、県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域は 48 箇所あり、これらは宮城県が事業主体となり防止工事等を行っています。しかし、この他にも土石流の発生するおそれのある危険渓流や、がけ崩れの発生するおそれのある急傾斜地等が多く存在するため、市では、県の事業に協力して新規事業の採択要望及び防災工事の進捗を図り、これらの危険箇所の防災対策に努めています。

2. パトロールと広報活動の実施

毎年6月は土砂災害防止月間となっており、県、市及び防災関係機関と合同パトロールを行うとともに、土砂災害危険箇所の点検や無許可の制限行為の有無、及び付近住民に対して防災意識の高揚を図るための広報活動等を実施しています。

(資料編：P. 「土砂災害等危険区域等一覧」参照)

3. 行為の制限と防災措置の勧告等

急傾斜地崩壊危険区域内においては、がけ崩れを誘発し又は助長する行為が制限されています。県知事は、制限行為について許可を受けなかった者や許可条件に違反した者、その他不正な手段によって許可を受けた者に対しては、許可の取り消し、若しくは条件の変更、又は制限行為の中止、その他制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置をとることを命ずることができます。市ではこれらの制限行為の発見や情報の収集に協力しています。

4. 災害危険区域の指定

地すべりの危険の特に著しい区域や県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域等において、建築基準法第 39 条の規定により災害危険区域を指定し、区域内における住居の用に供する建築物の建築の制限等を行い、災害の防止を図っています。

5. 土砂災害危険箇所図の活用等

市民からの土砂災害危険箇所に関する問合せ、相談及び法指定区域の確認等に活用できるように、宮城県が作成した「土砂災害危険箇所図」を市役所に常備しています。

4. ライフラインの供給停止に備える【市民・企業】

地震や津波等の災害に伴い、通信や電気等の生活に不可欠なライフラインが途絶し、日常生活が損なわれる可能性があります。市民や企業は、このような事態を想定し、予め必要な対策を講じておきます。

(1) 電 話

- ・災害発生時及び災害の発生により、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合を想定し、家族や地域での避難場所をあらかじめ決めておきます。

(2) 電 力

- ・夜間の災害に備え、懐中電灯を用意し、置き場所の確保や乾電池等を備蓄します。
- ・冬期間の災害に備え、停電時でも使用可能な暖房器具と燃料を備蓄します。

(3) ガ ス

- ・ガス事業者の助言に基づく所有ガス設備の地震対策を行います。
- ・ガス供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具を備蓄します。

(4) 水道

- ・断水に備え、必要な飲料水（1人9リットル程度が目安）を備蓄します。

(5) 下水道

- ・各家庭において、地震発生から概ね1週間分の携帯トイレの備蓄に努めます。
- ・災害時には、できるだけ長くトイレが使えるように、トイレトペーパーを流さない工夫をしながら使用します。
- ・水洗トイレのために、日頃から浴槽等に水を汲み置きしておくように努めます。

5. 食料・生活必需品を確保する【市民・企業】

災害が発生した場合に市民の生活や安全を確保するためには、災害時に必要な物資を平時から確保し、備蓄することが大切です。市民や企業は、災害時の状況を想定し、各々で災害時に必要となる食料や物資の備蓄を心がけます。

(1) 各家庭において、家族の概ね1週間分の食料や生活物資等の備蓄に努めます。

また、すぐに持ち出せるよう工夫し、避難時の食料の持ち寄りを心がけます。

(2) 食物アレルギー等、食事に特別な配慮の必要な人は、平時から概ね1週間分の食料を自ら確保するよう努めます。

(3) カセットコンロ等調理用器具及び燃料を確保します。

(4) 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保します。

(5) 携帯電話の簡易充電器やラジオの乾電池など、情報入手手段の停電時の電源を確保します。

(6) その他、家族構成に合わせ、災害時に必要な物資の備蓄に努めます。

(7) 企業は一斉帰宅の抑制や業務の継続に必要な人員分を目安に、同様の備蓄に努めます。

【参考】市の取り組み

市では、災害発生直後から必要となり、市民の安全に欠くことができない物資について、一定量を公的備蓄により確保し、計画的な整備を行っています。市民や企業は、公的備蓄の内容を予め把握し、自らや各家庭、事業所等のそれぞれの事情を踏まえて、自ら備蓄を行ってください。

※公的備蓄物資（第2章「第11節 物資・資機材等確保体制の充実」P.99参照）

6. 応急手当の方法を学ぶ【市民・企業・地域団体等】

救命率の向上を図るためには、救急隊が現場到着するまでの間に、救急現場に居合わせた人が適切な応急手当を施すことが必要になります。市民や企業、地域団体等は、必要な場合に迅速に応急手当を実施できるよう、応急手当の方法を自主的に学びます。

- (1) 自動体外式除細動器(AED)等を活用して、心肺蘇生など適切な応急手当について学びます。
- (2) 救命講習や訓練などに積極的に参加して、緊急時の互いの救助に努めます。

【参考】市の取り組み

市では、以下のような救命講習等を通じて応急手当の普及を図っています。

講習の種別	内 容
普通救命講習 Ⅰ・Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・成人に対する心肺蘇生法 ※Ⅱは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。 ・大出血時の止血法 ・AEDの使用法 ・その他
普通救命講習 Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・AEDの使用法 ・その他
上級救命講習	<ul style="list-style-type: none"> ・成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・傷病者管理法 ・外傷の手当 ・AEDの使用法 ・搬送法 ・その他
応急手当 普及員講習	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な応急手当の知識と技能（AEDを含む） ・基礎医学、資器材の取扱い要領・指導技法 ・救命に必要な応急手当の指導要領 ・その他
救命入門 コース	<ul style="list-style-type: none"> ・胸骨圧迫 ・AEDの使用法 ※中学生等を対象とした場合は、震災時の対応を踏まえた指導を行う。

第 3 節 「防災・減災」を学ぶ・伝える

発災時や災害の危険が迫ったときに自らや地域を守るためには、平時から災害や減災に関する知識を深め、地域の未来を担う次世代へと継承していくことが大切です。

市民、企業、地域団体等は災害時に安全を確保することができるよう、以下のような取り組みを積極的に行い、平時からの予防減災に努めます。

- (1) 仙台市で発生しうる災害の態様やその災害に備えるための知識を習得するため、自主的に学び、地域防災に関わる取り組みに積極的に参加します。
- (2) 防災訓練等を通して、緊急時にとるべき実践的な行動を身につけます。
- (3) 地域の災害履歴や避難時の危険箇所を把握、点検、確認します。
- (4) 地域の次世代を担う人たちに災害の被災経験や災害の危険性、地域での安全・安心な暮らしを伝承し、仙台市の永続的な減災に努めます。

【参考】市の取り組み

市では、防災関係機関や研究機関等と連携しながら、地震・津波に関する一般知識や備え、緊急時の避難行動に関する情報の提供など、様々な取り組みを行っています。市民等は、以下のツールや取り組みを活用し、積極的な知識の習得に努めてください。

1. 防災リーフレットやハザードマップの配布
2. 防災講演会、防災パネル展、「せんだい防災のひろば」の開催や区民まつりへの防災コーナーの出展
3. 市政出前講座、市民センターにおける防災講座等の開催
4. 地震体験車「ぐらら」の活用提供
5. 総合防災訓練等の防災訓練
6. テレビ・ラジオ、ホームページによる広報、仙台市地震防災アドバイザー・地域地震防災アドバイザーによる広報
7. 地域防災リーダーの育成

第 4 節 情報を入手する方法を知る・確保する

災害発生時や災害の危険が迫ったとき、市や防災関係機関から、災害状況や安全確保・避難等に関わる情報が出されます。地震やそれに伴う津波等による被害を最小限に止めるためには、これらの情報を迅速に収集し、その情報に基づく迅速で適切な行動をすることが特に重要です。市民、企業、地域団体等は、平時から以下のことに取り組み、それぞれの立場において、いざというときの適切な行動に備えます。

(地震・津波災害対策編
第 2 章「第 8 節 災害広報・広聴計画」P. 71 参照)

- (1) 災害情報や避難情報の種類や入手方法を平時から確認しておきます。
- (2) 災害の危険性があるときはもちろん、平時から情報収集に努めます。
- (3) 携帯ラジオなど緊急時に有効な情報入手手段を準備します。

【参考】市の取り組み

市では、地震・津波等による災害が発生したり、発生のおそれがあり、避難を要する事態が発生した場合には、ヘリコプター、消防車両及び広報車による巡回や、報道機関による情報発信などで住民等に周知するとともに、防災行政用無線等による「仙台市津波情報伝達システム」の運用や、通信事業者が提供する「緊急速報メール」による災害情報・津波情報等の配信を行っています。

その他、平時から避難に関わる情報入手等の方法を知ることができるよう、避難所標識等を整備するとともに、避難所一覧、津波からの避難の手引き、避難時の留意点などの避難行動に必要な情報をホームページに掲載しています。

市民、企業、地域団体等は防災情報や避難情報を確実に把握できるよう、平時から情報収集の方法を確認し、家族や地域で共有してください。

1. 災害情報提供システム（杜の都防災 Web・杜の都防災メール）

市では、災害に関する情報をホームページに掲載するほか、電子メールで送信するシステムを整備しています。

<http://sendacity.bosai.info/sendacity/fireinfo/index.html>

2. 緊急速報メール

大規模災害発生時において、市が配信する避難情報を、対象エリアにいる方の携帯電話（非対応の機種を除く）へ回線混雑の影響を受けずに配信可能な「緊急速報メール」の配信を、NTT ドコモ、KDDI(au)、ソフトバンクでそれぞれ行っています。

(資料編：P. 「仙台市津波情報伝達システム」参照)

(資料編：P. 「津波警報等発表時における避難広報等活動要領」参照)

第 5 節 安全を確保するための行動を確認する

市民、企業、地域団体等は、平時から避難に関わる情報を得るための方法を確認し、緊急時に確実に情報を得て迅速・適切に避難できるよう備えます。

1. 避難行動を確認する【市民・企業・地域団体等】

市民や企業、地域団体等は、次のような取り組みによって自らや家族、従業員や地域住民等の安全を確保する方法を平時から確認しておきます。

(地震・津波災害対策編
第 2 章「第 4 節 避難計画」P. 44
「第 5 節 津波災害応急計画」P. 52
参照)

- (1) 市民や企業は、自宅、事業所等から避難する際の避難所及び安全な避難経路、危険箇所を確認します。
- (2) 市民や企業、地域団体等は、家族や従業員、地域住民等との連絡方法を確認します。
- (3) 市民や企業、地域団体等は、避難情報（勧告・指示）の意味を正しく理解しておきます。
- (4) 地域団体等は、近隣住民や企業、避難施設と平時から交流し、緊急時の円滑な連携を目指します。
- (5) 企業や地域団体等は、避難行動に際して支援を必要とする近隣住民等を把握し、避難・誘導に協力できる関係を構築します。

【参考】市の取り組み

市では、各種広報資料や、地域団体等の防災訓練、各種研修会等に職員を派遣する等の支援を行い、様々な機会に、安全を確保するための適切な行動の指導や啓発を行っています。また、地域団体等と協働で、避難計画の策定などの活動を行っています。

市民や企業、地域団体等は、これらの取り組みに積極的に参加し、安全確保のための適切な行動の理解に努めてください。

【参考】避難所の区分

市では、地震・津波等の災害時に緊急的に市民等の安全を守る場として、または、災害により住家を失った市民等の当面の生活の場として、必要な機能を持つ屋内施設や屋外スペースを各種避難場所として指定し、整備推進を図っています。避難所の区分は以下の通りです。

1. 緊急時に活用する避難施設・避難場所

津波避難施設 津波避難場所	津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げる暇がなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための建物等の避難施設、避難の丘等の避難場所について、計画的に整備を進めています。 （資料編：P. 「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照）
広域避難場所	火災の延焼拡大により地域全体に危険がおよび、指定避難所等にとどまることが危険な場合等に一時的に避難するための場所です。 火災の輻射熱や煙から身を守る広さのある場所で、津波やがけ崩れ等の災害危険等も勘案して指定しています。 （資料編：P. 「広域避難場所一覧表」参照）
いっとき避難場所	地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、また、自主防災組織による避難行動や安否確認の活動を実施するための場所です。 いっとき避難場所は、近隣の公園や広場から、地域が自主的に話し合いの中で取り決め、運用するよう努めます。
帰宅困難者一時滞在施設 ・一時滞在場所	公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった方（帰宅困難者）が一時的に滞在するための施設や場所で、仙台駅等の交通結節点を中心に、民間企業との協定等により計画的に整備を進めています。 （資料編：P. 「帰宅困難者一時滞在施設・場所一覧表」参照）

2. 当面の避難生活を行う避難所・避難場所

指定避難所	住家やライフラインの被害により生活の場を失った市民等が災害直後から避難できる施設として、物資の備蓄や無線の整備をした施設で、小学校区に1カ所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を収容する施設を併せ持つ市立小中高等を充てています。 ただし、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置付けています。 （資料編：P. 「指定避難所一覧表」参照）
補助避難所	指定避難所を補完する施設として、必要に応じて活用できるよう物資の備蓄や無線の整備をした施設で、地域との事前協議により、地域の実状に応じて位置付けていくものとし、市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設を充てています。 以下のような場合に活用される施設であることを基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとに予め定めておくこととしています。

	<p>■補助避難所の活用例（事前協議により予め決定する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所での生活が困難な方（災害時要援護者など）を受け入れる施設として活用。 ・地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れる施設として活用。 ・指定避難所の収容人員を超えた場合、損壊等により受け入れができない場合に活用。等 <p>（資料編：P. 「地域避難場所一覧表」参照）</p>
福祉避難所	<p>福祉避難所は、指定避難所や補助避難所での生活が困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等を指定しています。</p> <p>（資料編：P. 「福祉避難所一覧表」参照）</p>
地域避難場所	<p>指定避難所への避難が困難な地域の一時的な避難場所として、下記の条件を有した屋外スペースを位置づけ、必要に応じて指定しています。</p> <p>■地域避難場所の指定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難するための広場の有効面積を、概ね 2,500 m²以上有すること ・避難場所の出入口が2カ所以上確保できること。 <p>（資料編：P. 「地域避難場所一覧表」参照）</p>

3. その他の施設

集会所等地域の施設 (がんばる避難施設)	<p>食料の備蓄等を含めた平時の備えや災害時の運営は、地域で行うことを前提として、地域の施設を活用し、自立して運営する避難施設です。</p> <p>災害時の情報、避難が長期化した場合等の物資の提供については、指定避難所の運営を通じて認知し提供します。</p>
県有施設	<p>県立高校等の県有施設については、指定避難所等の被害や収容状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事や施設管理者へ開設を要請することとしています。</p> <p>地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所と同様の位置付けが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進めます。</p>

2. 津波発生時の行動を確認する【市民・企業・地域団体等】

東日本大震災では、地震の後に発生した津波によって多くの尊い命が失われました。市民や企業、地域団体等は、以下のことを行うとともに、市や防災関係機関、地域団体等が提供する講演会やワークショップ、防災訓練に積極的に参加し、防災・減災に関わる配布物などから津波災害の知識を学び、自らや家族、地域住民、来訪者等の安全確保に努めます。

また、家族内で状況に応じ、それぞれがどこに避難するか話し合っておき、避難訓練等で実際に歩いて確認しておくことも重要です。

- (1) 強い地震を感じた時には、先ず「津波避難エリア」の外へ避難します。
- (2) 津波発生のおそれがある場合や津波警報等が発表された場合には、津波避難エリアの外に避難するか、津波到達予想時刻までに時間的余裕がない場合には、近くの津波避難施設等に避難します。
- (3) 弱い地震や遠地で発生した地震でも、津波の危険がある場合には、津波情報伝達システム等の広報に注意を払うとともに、テレビ・ラジオ及び緊急速報メール等のあらゆる手段を用いて直ちに情報の入手に努めます。
- (4) 避難にあたっては、周囲に避難を呼びかけながら、自らが先頭に立って避難する「率先避難」を心がけます。
- (5) 津波は震源の位置や海底地形などによって到達時間に差が出るため、予想よりも早く到達する可能性があることや、第二波以降に最大波が来ることがあること、必ず引き波があるわけではないことを理解し、津波警報等が解除されるまで安全な場所から離れないようにします。
- (6) 津波避難の広報等は、広報車などが津波に巻き込まれる危険があるため、活動範囲や活動可能時間に限界があることを理解し、広報を聞いたときには、周囲に呼びかけるとともに、自らが率先してより早く、より遠くに避難するよう努めます。

【参考】市の取り組み

市では、東日本大震災の津波被害や津波浸水区域等を踏まえて、津波が発生した場合に避難を要する区域として「津波避難エリア」を設定しました。津波避難エリアを表示した「津波からの避難の手引き（暫定版）」は、平成 23 年 11 月に全戸配布するとともに仙台市ホームページに掲載しています。

市民や企業、地域団体等では、津波災害の危険が切迫した際に、迅速かつ的確な行動をとることができるよう、予め区域の確認とその意味を理解するよう努めてください。

（資料編：P.「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照）

● 津波避難エリアⅠ

大津波警報が発表された場合に「避難指示」を発令し、津波警報が発表された場合には「避難勧告」を発令する区域です。

● 津波避難エリアⅡ

大津波警報が発表された場合に「避難指示」を発令する区域です。

3. 帰宅困難者の対策を考える【市民・企業】

帰宅困難者とは、災害に伴う公共交通機関の途絶等により、帰宅が困難となった人のことを言います。本市で大規模災害が発生した場合には、大量の帰宅困難者による混乱が予想されます。

市民は、予めこのような事態を想定して緊急時の移動方法を検討しておきます。

企業は、事業所の事務所や店舗等において、以下のことに留意した対策を行います。

(1) 一斉帰宅の抑制

発災後の人の滞留による混乱、交通渋滞や二次的災害の危険を回避するため、企業等では、一斉帰宅を抑制し、発災後は「緊急を要さない移動は控える」ことや、事業所等に留まるための備蓄・事業所内の安全確保などの対策に努めます。

(2) 混乱防止対策

不特定多数の人が出入りするデパートや劇場、レジャー施設等では、地震が発生した場合に混乱することが予想されるため、災害が拡大することを防ぎ、被害の軽減を図るため、地震発生時の安全対策を講じるとともに、特に大規模集客施設等での利用者の保護のため、利用者の適切な待機、誘導、買い物客や観光客等への情報提供等の対応方策についての体制を整備します。

【参考】市の取り組み

帰宅困難者の対策のため、市では以下のような取り組みを行っています。

1. 一時滞在場所の確保

帰宅困難者を支援するために、交通結節点周辺の公共的施設や民間施設を一時滞在場所として確保するよう協議を進め、以下の事項の検討を進めています。

- (1) 一時滞在場所の安全性確認手法
- (2) 一時滞在場所への円滑な誘導方法
- (3) 一時滞在者への物資提供及び備蓄倉庫確保
- (4) 新規の市街地整備事業（市街地再開発事業、優良建築物等整備事業）における一時滞滞施設・場所の確保

（資料編：P. 「帰宅困難者一時滞滞施設・場所一覧表」参照）

2. 徒歩帰宅支援の推進

徒歩帰宅者が安全かつ円滑に帰宅することができるための支援を進めています。

- (1) コンビエンスストア等を帰宅支援ステーションとして活用するなどの検討
- (2) 企業、関係機関等と連携した徒歩帰宅訓練の実施に向けた検討

3. 帰宅困難者等に対する情報提供

帰宅困難者が冷静な行動を取るために、必要な被害状況や公共交通機関の復旧見通しなど情報の提供手段等の検討を進めています。

- (1) 帰宅困難者等への情報提供手段の検討（一時滞滞施設・場所、帰宅支援ステーションでの情報提供方法）
- (2) 災害用伝言ダイヤルなど、家族や従業員等との安否確認手段の広報・啓発

第 6 節 住民ネットワークで地域を守る

大規模災害では、初期消火、被災者の救出・救護、避難等の防災活動が不可欠ですが、こうした活動は地域における活動がより効果的です。地域団体等による防災活動が組織的かつ実効性のあるものになるよう、平時からの防災体制の構築や備えを積極的に行います。

- 地域団体等では、緊急時にお互いが助け合える身近なコミュニティ形成を目指します。
- 市民は、地域の防災活動に積極的に参加します。（市職員も、地域住民としての自覚を持ち、積極的に参加します。）

1. 組織的に地域を守る【企業・地域団体等】

(1) 自主防災活動に参加して地域の自主防災を促進する

地域住民による防災活動を組織的かつ実効性のあるものとするために組織されるのが自主防災組織で、「平常時の活動」と「災害発生時の対応」の二つを担います。公共機関では把握し切れない地域の特性などを考慮したきめ細かい防災活動を行うため、日頃から生活の場で接し、交流している人々によって構成されることが期待されます。

市民は、自主防災組織の目的を理解し、組織の結成や活動に参加するとともに、地域団体等において、「共助」を心掛け地域の自主的な防災を推進します。

ア 平常時の活動

災害が起こった場合の被害を軽減させるため、防災訓練の実施や災害時要援護者の避難支援体制の構築などの予防的な活動を行います。

イ 災害発生時の対応

地域ごとに、災害の状況に応じてあらかじめ準備していた以下のような様々な対応を行います。

- ①初期消火
- ②救出・救護
- ③避難誘導
- ④津波からの避難
- ⑤災害時要援護者の支援
- ⑥避難所運営

特に、地域団体等は、地域に暮らす災害時要援護者に対して、協力して避難支援を行うなど、被害を軽減させるための重要な役割を担います。

【参考】市の取り組み

市では、地域のつながりなどに配慮しながら、地域のコミュニティ活動や住民自治活動の単位である町内会を基本として自主防災組織の結成を推進するとともに、より広域での連携体制を構築するため、連合町内会などの単位で自主防災組織の連合化を図っています。

(2) 防災用品を充実する

自主防災組織では、市が行う防災用品の助成制度等を活用するなどして防災用品の整備を図ります。

【参考】市の取り組み

市では、自主防災組織の活動を支援するため、自主防災組織の設立時に組織の規模に応じて防災用品の助成を行っています。

(3) 訓練や研修を行う

自主防災組織等では、地域の防災力を高め、災害発生時に共助による防災活動が効果的に行われるよう、防災訓練や各種研修会を通じて、次のような事項について学ぶことに努めます。

- ア 災害に関する基礎的な知識
- イ 災害に関する地域特性
- ウ 備えるべき防災資機材の種別・活用方法
- エ 災害発生時の構成員の役割

(資料編：P. 「自主防災組織における個別訓練の種別」参照)

【参考】市の取り組み

市では、自主防災組織等による防災訓練や各種研修会等に講師の派遣などの支援を行っています。訓練や研修の実施にあたっては、市の防災担当等に相談し、より効果的な活動を行ってください。

(4) 地域に地域防災リーダーを配置する

ア 地域防災リーダーの目的と役割

地域防災リーダーは、平常時には町内会の地域特性を考慮した災害に強い地域づくりや効果的な訓練の企画立案を实践するなど災害予防活動の中心的役割を担い、災害時には地域住民の避難誘導や救助・救護活動の指揮を行う地域の自主防災活動の核となる人で、各地域にいたることが期待されます。地域防災リーダーに期待する防災活動としては、地域での次のような活動に参画することが挙げられます。

- ① 地域防災リーダーの役割等を理解し、地域での防災意識や知識の普及を図る
- ② 地域の実情にあった効果的な防災訓練の企画立案
- ③ 災害時要援護者の把握と避難支援等
- ④ 避難誘導、避難所運営、救護及び安否確認等の実践的な訓練の実施等

イ 地域防災リーダーの位置づけ

地域防災リーダーは、町内会組織のひとりとして、自主防災組織の責任者等になることが期待されます。なお、男女共同参画の観点から女性の参画を推進することも必要です。

また、地域では、地域防災リーダーを町内会や自主防災組織の規約等に明記し、地域防災リーダーの活動の継続性を確保するよう努めます。

【参考】市の取り組み

市では、自主防災組織の責任者等を中心に養成講習会を実施して地域防災リーダーを養成するとともに、講習修了後も知識や技能の向上を目的とした講習・訓練を継続的に実施するなど、地域防災リーダーのバックアップを行っています。

(5) 婦人防火クラブの活動

ア 目的と役割

市は、住宅火災の防止対策として、家庭における防火の中心的な役割を担っている主婦の方々に対し、火災予防に関する知識と防火意識の啓蒙の必要性が求められたことから、昭和38年に婦人防火クラブを設立しています。

婦人防火クラブは、東日本大震災の経験を踏まえ、町内会等と連携した地域ぐるみの防災訓練・講習会の実施や家具の転倒防止の呼びかけ等地震への備えの啓発により、地域防災力の向上に努めます。

イ 婦人防火クラブの活動

- ① 防災訓練・講習会の企画及び参加
- ② 住宅用火災警報器・家庭用防災用品の普及
- ③ 街頭における防火・防災キャンペーン・防火巡回（夜回り）の実施
- ④ 幼年・少年消防クラブの指導育成

【参考】市の取り組み

市では、婦人防火クラブ等の防災訓練や各種研修会等への講師派遣などの支援を行っています。訓練や研修の実施にあたっては、市の防災担当等に相談し、より効果的な活動を行ってください。

(6) コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫を活用する

コミュニティ防災センターは、地域のコミュニティ活動の拠点施設及び災害時における被災者の避難施設としての役割を持つ市民センター及びコミュニティ・センター等に、防災資機材倉庫を併設した地域の自主防災活動の拠点となる施設です。

自主防災組織等は、地域の防災対策に本施設を活用し、災害時の防災力向上を図ります。

(資料編：P. 「コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の所在、施設概要一覧」参照)

【参考】市の取り組み

市では、小学校区に1カ所程度、市民センター、コミュニティ・センター等の建設や増改築に併せて、コミュニティ防災センターの整備を進めています。

(7) マンションの防災対策を強化する

マンションにおいては、震災時における共助活動を定めた防災マニュアルの作成や自主防災組織などによる活発な防災活動を行うとともに、地域の中で行われる避難所運営の事前協議等への参画やマンションの防災性能の向上、マンション内で避難、救助、初期消火などの活動を行うための資機材の整備及び備蓄が可能なスペースの確保などに努めます。

【参考】市の取り組み

市では、自主防災組織の結成やマンション内で避難、救助、初期消火などの活動を行うための備蓄等についての奨励、マンション等における災害時の共助活動を定めた防災マニュアルを作成するためのガイドラインの提示などを行い、マンション等における自主防災活動を推進します。

(8) 企業の防災対策を強化する

大規模災害時においては、地域とともに事業所も大きな被害を受けるおそれがあります。

企業は、平常時から防災計画を作成し自衛消防の組織を結成するなど、従業員はもとより利用者等の安全を守る対策を構築しておくとともに、災害時に重要な業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めます。

また、地域社会の一員として、地域の防災活動において果たす役割を十分認識し、平常時から防災訓練等への参加などを通して地域との連携を図り、災害時には地域の安全確保や帰宅困難者の受入れなど、積極的に地域への貢献に努めます。

2. 災害時に支援が必要な方々を地域で守る【市民・地域団体等】

地域には、災害が発生したときに、必要な情報を迅速かつ的確に入手したり、災害から自らを守るために安全な場所に避難することが困難な人が多く生活しています。また、普段は手助けを必要としない方でも、災害時においては、緊急的な状況によって支援が必要になる場合があります（以下、「災害時要援護者」という）。災害発生時には地域住民が互いに互いを助け合う「共助」を心掛け、地域団体等は平時から相互に連携して、援助が必要な方を支援するための体制や環境整備を行います。

(1) 災害時要援護者の定義

災害が発生した場合、必要な情報を迅速かつ的確に入手し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動において第三者の支援を必要とする人です。

具体的には、平常時から介護及び行動の補助など何らかの支援を必要とする高齢者及び障害者（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のある人など）や、状況によっては妊産婦、乳幼児、外国人も対象になります。

(2) 災害時要援護者及び家族の役割

災害時要援護者やその家族等は、家具の転倒防止や普段使用している医療用具等の予備バッテリーの確保など、自らができる範囲において事前に備え、災害時の対応に備えます。また、災害時の安全確保のために、隣近所等との交流を深め、地域で協力を得られるよう努めます。

(3) 地域団体等の役割

地域団体等では、日ごろからコミュニティの住民ネットワークづくりを進め、災害時に災害時要援護者の安否確認や避難誘導等の支援が迅速かつ的確に行われるよう、市から提供された災害時要援護者の情報や見守り活動などを通じて、災害時要援護者の状況把握やその情報の共有支援体制の整備を行います。

【参考】市の取り組み

市では、地域団体等における災害時要援護者の把握が進むよう、支援を必要とする方の情報登録の申し出を受付ける「災害時要援護者情報登録制度」を実施し、本人の同意の上その情報を地域団体等に提供することとしています。

また、地域団体等が、災害時に要援護者の安否確認及び避難誘導等を迅速かつ確に実施できるよう、相談支援体制の充実と、災害時要援護者参加型の防災訓練の実施など、地域との連携強化を図ります。

併せて、以下のような取り組みを行っています。

1. 災害時要援護者への啓発

市では、災害時要援護者への訪問防火指導等を行うほか、災害時の対応方法等についての情報を提供し、防災意識の啓発に努めています。

2. 緊急通報システムの設置

市では、ひとり暮らしの高齢者及び障害者世帯等を対象に、急病、火災、その他の緊急事態発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、近隣の協力員等や民間受信センター（警備会社）の警備員が態様の確認及び状況に応じた救援活動等を行う「緊急通報システム」を設置しています。

3. 家具の転倒防止器具の取付け支援

市では、家庭における地震の備えとして、家具の転倒による事故を未然に防止すること等を目的に、自力での避難が困難で、自らの力では転倒防止器具を取付けられない災害時要援護者世帯を対象に、器具の取付け支援を行っています。

(4) NPO、ボランティア団体の役割

災害時要援護者のニーズに合わせた安全確保体制の整備に協力します。

(5) 留学生が所属する学校、外国人雇用企業、国際交流関係団体など外国人と関係する団体等の役割

所属する外国人に対し、研修の実施や訓練への積極的な参加を促し、意識啓発や知識普及を図るとともに、災害時に関係団体と協働し外国人を支援することができるよう、日頃から体制の整備に努めます。

【参考】市の取り組み

市では、ラジオ等により防災や安全に関する情報を提供するとともに、防災訓練への積極的な参加を働きかけ、外国人の防災意識啓発を図っています。あわせて、災害時多言語表示シートや多言語の防災マップを作成し、災害時に外国人がスムーズに情報入手することができるよう、体制整備を行っています。

1. 仙台市災害時言語ボランティア

災害時に通訳等を行う災害時言語ボランティアを組織し、研修会等を行って災害時に備えています。

2. 仙台市災害多言語支援センター

大規模災害発生時に、多言語での情報提供や相談受付を行うため、市が設置します。災害時に広く利用してもらえるよう、平常時は防災訓練等とあわせて周知を図るほか、設置運営訓練などを実施しています。

3. 外国人救急カード

症状観察や応急処置、医療機関選定等に必要な言葉を網羅した9カ国語による救急カードを作成し、救急車に常時備えつけています。

(6) 社会福祉施設等の防災対応を強化する

社会福祉施設等は、入所及び通所者の安全を確保するため、次の事項について整備・対応を行います。

ア 防災設備の整備、点検及び非常時・夜間の防災体制の整備

消防法令に基づく、消防用設備等の整備点検を実施するとともに、非常時の関係機関（仙台市等）への通報体制、夜間における防災体制を整備して、食料、飲料水等の備蓄、応急復旧用資機材等を整備します。

イ 入所及び通所者情報の把握及び防災訓練等の実施

プライバシーに配慮しながら、施設利用者情報を把握するとともに、入所・通所者及び職員参加による避難訓練や防災教育を実施します。

ウ 事業継続計画(BCP)の策定

災害時に優先して実施する事業の整理や遠隔地の施設との災害時の援助に関する相互協定の締結など災害時に重要な業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定に努めます。

(資料編：P. 「社会福祉施設等災害対応マニュアル」参照)

3. 避難所の運営【市民・地域団体等】

東日本大震災では、仙台市内の多くの避難所が開設され、多い日では市内で10万人を超える避難者を受入れました。こうした状況の中で、行政の人的支援が滞った反面、地域団体、避難者、避難所の施設管理者等が互いに支えあい、助け合う等の「共助」の力が発揮されました。

市では、行政の支援体制の強化とともに、地域団体、避難者、避難所の施設管理者等と連携した避難所運営体制の整備を進めます。市民や地域団体等は、各自の役割を十分に理解し、災害時には主体的、積極的に避難所運営を行います。

(1) 避難所の運営体制

避難所は、以下の基本方針のもと運営します。避難所運営に携わる地域団体等は、市、施設と協力し、体制整備に努めます。

ア 避難所は、連合町内会等の地域団体及び避難者、市から派遣する避難所担当職員、避難所の施設管理者・職員がそれぞれの役割を果たし、協働し運営します。

イ 災害の状況等により、特に大規模地震の発災初期段階においては、市職員の派遣の遅れ、困難な状況が想定されることから、地域団体が主体的に避難所運営に関わります。

ウ 避難生活の長期化に備え、避難所の中に避難者等で構成される「避難所運営委員会」を立ち上げ、委員会による自主的な運営体制への早期移行を図ります。なお、委員会の構成については、男女共同参画の観点から女性の参画に十分配慮します。

エ 避難所運営においては、災害時要援護者や男女のニーズの違い、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮します。

【参考】市の取り組み

市では、避難所運営体制を確保するため、避難所運営に携わる関係者共通のマニュアル（避難所運営マニュアル）を作成し、避難所運営の方針を提示しています。

また、避難所の円滑な運営のために、避難所運営に携わる関係者が顔を合わせ、運営方針について事前に協議する場を設けるとともに、避難所運営マニュアルを適宜修正するなどして、各地域の実情に合った「地域版避難所運営マニュアル」の作成を推進しています。

(2) 運営体制の共有

避難所運営に関わる地域団体等は、市及び施設と共に行う事前協議に参加し、地域における避難所の開設や運営の方針について協議するとともに、地域の実情に合った「地域版避難所運営マニュアル」を作成します。

また、マニュアルを地域住民へ周知し、避難所運営時の役割分担について話し合うなど、地域の中での運営体制の共有に努めます。

(3) 避難所運営訓練

地域団体等は、市が実施する避難所運営訓練等に積極的に参加するとともに、地域での独自の訓練を積極的に企画立案し、「地域版避難所運営マニュアル」を活用した定期的な訓練を実施します。

また、こうした訓練などを通してマニュアルの検証を行い、適時必要なマニュアルの修正を行います。

【参考】市の取り組み

市では、仙台市総合防災訓練等の様々な機会をとらえて避難所運営訓練の実施を推進し、併せて地域で企画する防災訓練への職員の派遣を行い、地域との連携強化を図ります。

第 7 節 災害支援活動への理解と参加

災害時におけるボランティアや NPO 等による支援活動は、被災した市民の生活の安定と再建に重要な役割を果たします。

市民等は、災害時のボランティアや NPO 等の活動や、市（区）災害ボランティアセンターの役割等について理解を深めるとともに、積極的に支援活動に参加します。

1. 仙台市社会福祉協議会等の活動

(1) 仙台市社会福祉協議会

仙台市社会福祉協議会は、平常時には、ボランティアに関する相談、紹介、あっせん及び情報提供を行うとともに、ボランティアの育成や参加促進のため、パンフレット等による啓発や各種研修会の開催等を行っています。また、災害時の円滑な活動のため、災害ボランティアセンター運営スタッフとの連絡調整や近隣市町村の社会福祉協議会との連携を図っています。

災害時には、市（区）災害ボランティアセンターを中心にボランティア活動の調整を行うとともに、活動に関する指導・助言等を行います。

ア 市（区）災害ボランティアセンターの設置・運営

災害発生時に、災害ボランティアの受入れや被災者支援ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政との連絡調整などのコーディネートを行う災害ボランティアセンターを設置・運営します。

イ 災害ボランティアセンター運営スタッフの養成

災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるためには、被災者・地域住民・行政機関とボランティア間の調整や支援ニーズの把握など、コーディネート力を有する運営スタッフの存在が重要となります。仙台市社会福祉協議会は、仙台市や関係団体等との連携・協力により、災害ボランティアセンター運営スタッフの養成を進めています。

(2) 日本赤十字社宮城県支部

日本赤十字社宮城県支部は、日頃から赤十字奉仕団員や赤十字個人ボランティア等に対し、研修・訓練等を通じ、災害ボランティア活動への組織的な活動を促し、災害ボランティア活動の中心的な役割を担える体制を整えています。

また、災害発生時には、被災者の応急救護や復旧等のため、奉仕団員等の能力、労力、時間等を考慮し、個人又は各団体の技能・特色を活かした支援活動を積極的に行います。

【参考】災害ボランティアの種類

災害ボランティアには、以下のような種類があります。

1. 職能による区分

一般ボランティア	専門知識・技術や経験、年齢性別に関係なく、労力・物資・場所・情報等を提供するボランティア
専門ボランティア	手話奉仕員やガイドヘルパー、被災建築物の応急危険度判定士など専門的な知識や技能を活用するボランティア

2. 所属による区分

個人ボランティア	組織や団体に属さず、個人として活動するボランティア
団体ボランティア	NPO や NGO、企業及び宗教団体等、組織や団体に属し、自らの行動規範で活動するボランティア
後方支援 資金・資機材の提供	直接被災地で活動する支援ではなく、被災地外で行う支援活動や資金・資機材等の支援を行う活動

2. 専門ボランティア活動

災害時には、医療救護活動など職能団体による支援活動や、障害者支援、通訳などの専門的支援も重要な役割を果たします。

【参考】市の取り組み

市では、専門的支援活動をサポートするため、次のようなことを行っています。

1. 仙台市災害時言語ボランティアの登録・育成

日本語が不自由なために災害情報を十分に得にくい外国人に対して通訳等を行うボランティアの登録を進め、研修会の開催や必要な情報提供に努めています。

2. 障害者災害時ボランティア活動への支援

聴覚障害者に対する情報支援や車いす使用者及び視覚障害者に対する外出支援などの活動に従事している人（手話奉仕員および手話通訳者、要約筆記奉仕員、運転ボランティア、点訳奉仕員、朗読奉仕員、ガイドヘルパーなど）の協力を得て、普段の活動を災害時でも活かせる体制づくりを進めています。

3. 医療ボランティアとの連携

大規模災害時に、地域の医療機関や医療救護班に代わり、救護所や医療機関で医療救護活動を実施したり、必要とされる場所で随時医療活動にあたる医師や保健師・看護師等の活動を支援するため、医療職団体等と連携し、迅速に医療情報や医薬品等を提供するための体制整備に努めています。

4. 被災建築物応急危険度判定士養成の支援

地震で被害を受けた建築物の危険性を応急的に判定する被災建築物応急危険度判定士の養成を、平成 7 年度から宮城県が主体となって取り組んでおり、判定士養成のための講習会の開催について協力しています。

5. 被災宅地危険度判定士養成の支援

大地震等により被害のあった宅地の危険度判定を行う被災宅地危険度判定士について、民間団体が主催する判定士のスキルアップ講習会などに講師として参加し、技術力向上を支援しています。

第 2 章 公 助

第 1 節 避難体制の整備

〔市民局、健康福祉局、環境局、都市整備局、建設局、消防局、教育局、各区〕

本節では、各種災害から市民の生命を守るとともに、住家を失った市民に一時的な生活空間を確保するための避難所の確保、整備について定める。

1. 避難誘導體制の整備 〔都市整備局、消防局、各区〕

(1) 避難勧告等の発令

災害の発生又は発生のおそれ認められることによって、避難を要する事態が発生することを想定し、市長が発令する避難勧告等の発令基準及び手順を定める。

(2) 避難勧告等の伝達

避難勧告等が発令した場合は、市災害対策本部から報道機関への情報提供、消防車両及び区災害対策本部の広報車両の巡回等により対象区域内の住民等へ伝達する。

(3) 避難誘導

区災害対策本部は、避難対象区域内の住民等を安全に避難させるため、消防部、警察、自主防災組織等と協力し避難誘導を行う。

(4) 避難所等の選定

避難勧告等の発令時は、区災害対策本部は、指定避難所等から適切な避難所の選定を行う。また、必要により避難経路を選定する。

2. 避難所・避難行動等の周知 〔市民局、健康福祉局、消防局〕

避難所標識等の整備を行うとともに、避難所一覧・津波からの避難の手引き・避難時の留意点等、避難行動に必要な情報を市ホームページに掲載するとともに、あらゆる機会を捉え避難所・避難行動等の周知を行う。

3. 避難所・避難場所の区分 〔市民局、健康福祉局、建設局、消防局、教育局〕

災害時に緊急的に住民等の安全を守り、または、災害により住家を失った住民等の生活の場を確保するため、市は、必要な機能を持つ屋内施設を「避難所（または避難施設）」、屋外スペースを「避難場所」として整備し、その用途により以下に区分する。

(1) 緊急時に活用する避難所・避難場所

ア 津波避難施設・津波避難場所

津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げる暇がなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための建物等の避難施設、避難の丘等の避難場所について、計画的に整備を進める。

（資料編：P. 「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照）

イ 帰宅困難者一時滞在施設・一時滞在場所

公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった者（帰宅困難者）が一時的に滞在するための施設及び場所について、仙台駅等の交通結節点を中心に、民間企業との協定等により計画的に整備を進める。

(資料編：P. 「帰宅困難者一時滞在場所・施設一覧表」参照)

ウ 広域避難場所

火災の延焼拡大により地域全体に危険がおよび、指定避難所等に留まることが危険な場合等に一時的に避難するための場所。

火災の輻射熱や煙から身を守るため、下記の条件を満たした屋外スペースとし、津波やがけ崩れ等の他の災害危険を勘案し、予め指定する。

○指定条件

- ・避難するための広場の有効面積をおおむね 50,000 m²以上有すること
- ・避難に有効な幅員を有する避難路が確保できること

(資料編：P. 「広域避難場所一覧表」参照)

エ いっつき避難場所

地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、また、自主防災組織による避難行動や安否確認の活動を実施するための場所。

いっつき避難場所は、自主防災組織等が近隣の公園や広場から自主的に決定するものとし、自主防災組織等への啓発事業の中で推進する。

(2) 当面の避難生活を行う避難所・避難場所

ア 指定避難所

住家やライフラインの被害により生活の場を失った住民等が災害直後から避難できる施設として、物資の備蓄や無線の整備をした施設で、小学校区に1ヵ所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を収容する施設を併せ持つ市立小中高等学校をあてる。

ただし、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置付ける。

(資料編：P. 「指定避難所一覧表」参照)

イ 補助避難所

指定避難所を補完する施設として、必要に応じて活用できるよう物資の備蓄や無線の整備をした施設で、地域との事前協議により、地域の実状に応じて位置付けていくものとし、市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設をあてる。

以下のような場合に活用される施設であることを基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとに予め定めておくものとする。

○補助避難所の活用例（事前協議により予め決定する事項）

- ・指定避難所での生活が困難な方（災害時要援護者など）を受け入れる施設として活用
 - ・地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れる施設として活用
 - ・指定避難所の収容人員を超えた場合、損壊等により受け入れができない場合に活用
- 等

（資料編：P. 「補助避難所一覧表」参照）

ウ その他の避難施設

① 集会所等地域の施設（がんばる避難施設）

食料の備蓄等を含めた平時の備え、災害時の運営は地域で行うことを前提に、地域の施設を活用し、自立して運営する避難施設。

災害時の情報、避難が長期化した場合等の物資の提供については、指定避難所の運営を通じて認知し、提供するものとする。

② 県有施設

県立高校等の県有施設については、指定避難所等の被害や収容状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事及び施設管理者へ開設を要請する施設として位置付ける。

地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所と同様の位置付けが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進める。

エ 福祉避難所

指定避難所や補助避難所での生活が困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等を指定する。

（資料編：P. 「福祉避難所一覧表」参照）

オ 地域避難場所

指定避難所への避難が困難な地域等で活用する一時的な避難場所。

下記の条件を満たした屋外スペースから、必要に応じて予め指定する。

○指定条件

- ・避難するための広場の有効面積を、概ね 2,500 m²以上有すること
- ・避難場所の出入口が 2 カ所以上確保できること

（資料編：P. 「地域避難場所一覧表」参照）

4. 危険区域等の避難所の取扱い〔都市整備局、消防局〕

(1) 地すべり防止区域等の避難所

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地については、避難所の候補を予め複数選択している。

住民等を避難させる必要がある場合は、二次災害の発生危険等を考慮の上、安全な避難所を選定し避難勧告等を発令する。

(資料編：P. 「土砂災害危険区域一覧」参照)

(2) 石油コンビナート仙台地区避難所

石油コンビナート等特別防災区域に隣接する仙台港地区については、「宮城県石油コンビナート等防災計画」において避難所を指定している。

住民等を避難させる必要がある場合は、津波等の他の災害危険も考慮の上、安全な避難所を選定し、避難勧告等を発令する。

(資料編：P. 「石油コンビナート仙台地区避難所」参照)

(3) 津波避難エリア内の避難所

津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内については、3に記載のとおり、津波から緊急に身の安全を守るための避難施設等を整備する。

津波警報等が発表された場合は、エリア外への避難を原則として、避難勧告等の発令により住民等の迅速な避難を促すとともに、必要に応じてエリア外の安全な避難所を開設する。

(資料編：P. 「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照)

5. 避難所機能の整備〔市民局、健康福祉局、環境局、都市整備局、消防局、教育局〕

(1) 指定避難所の整備

ア 耐震診断による安全性の確保

昭和56年以前の学校施設については、耐震補強を完了した。今後は、非構造部材の耐震化について検討を行う。

イ 防火水槽の設置

避難所周囲の消防水利の設置状況を考慮して計画的に耐震性防火水槽を整備する。

ウ 受水槽・高置水槽の耐震化、給食用施設等の活用

災害時の飲料水確保のため、学校施設の受水槽・高置水槽の耐震化対策を図るとともに、仮設シャワー室を設置するためのスペースを屋外に確保するよう努める。また、学校給食用調理施設については、災害時の状況に応じて活用が図られるよう指針等を整備する。

エ 通信手段の確保

災害時優先電話、インターネット、防災行政用無線機器の整備等を行い、災害時の通信手段の確保に努める。また、災害時の臨時公衆電話等の設置について関係機関との体制整備に努める。

オ 食料等の備蓄

学校の余裕教室等を活用して、初期の避難生活に必要な食料や物資を備蓄する。

カ その他避難所機能の強化

学校施設について避難所の機能として、食事、衛生、居住性、災害時要援護者対応などの観点での強化が図られるよう検討を行い必要な整備を行う。

キ 防災対応型太陽光発電システムの整備

指定避難所や行政庁舎等の公共施設において、太陽光発電等の再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせたシステムを導入し、非常時の昼夜を問わない一定の自立的電源確保対策、電源の多重化に資する。

(2) 補助避難所の整備

ア 耐震補強による安全性の確保

イ 通信手段の確保

災害時優先電話、インターネット、防災行政用無線機器の整備等を行い、非常時の通信手段の確保に努める。

ウ 食料等の備蓄

初期の避難生活に必要な食料や物資を備蓄する。

(3) 広域避難場所の整備

避難者を延焼火災から保護するため、広域避難場所周囲の不燃化を推進し、避難者の安全確保に努める。

(4) 福祉避難所の整備

ア 通信手段及び非常用電源の確保

防災行政用無線及び非常用発電機の整備等を行い、非常時の通信手段及び電源の確保に努める。

イ 食料等の備蓄

初期の避難生活に必要な食料や物資を備蓄する。

6. 避難路の整備 【都市整備局、建設局】

本市は、避難路の整備に有効な以下の事業を推進する。

(1) 狭隘道路整備

狭隘道路整備事業については、「第 17 節 災害に強い街づくり」(P. 125)を参照

(2) ブロック塀等の倒壊防止

ブロック塀等の倒壊防止については、「第 13 節 建築物等の安全化」(P. 105)を参照

(3) 生け垣への転換

生け垣への転換については、「第 13 節 建築物等の安全化」(P. 105)を参照

第 2 節 津波災害の予防

〔復興事業局、建設局、消防局、各区〕

東日本大震災規模の津波が発生した場合でも市民が安全に避難できるよう、津波が発生した場合に避難を要する区域として津波避難エリアを設定し、津波避難施設や避難道路の整備、津波情報伝達システムの強化を図るほか、安全な住まいの確保、津波からの避難に関する周知・啓発などの津波災害予防対策を講ずる。

1. 津波避難エリアの設定 〔消防局〕

東日本大震災の津波被害、津波浸水区域を踏まえ、津波が発生した場合に避難を要する区域として「津波避難エリア」を設定した。

※この「津波避難エリア」は、「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）」に定める「津波災害警戒区域」「津波災害特別警戒区域」を指定しているものではないため、今後、指定があった際は、その都度見直しを行うこととする。

(1) 津波避難エリアⅠ

大津波警報が発表された場合に「避難指示」が発令され、また、津波警報が発表された場合に「避難勧告」が発令され、避難を要する区域をいう。

(2) 津波避難エリアⅡ

大津波警報が発表された場合に「避難指示」が発令され、避難を要する区域をいう。

(資料編：P. 「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照)

2. 津波減災施設の整備 〔建設局、消防局〕

沿岸部においては、海岸堤防、河川堤防及び海岸防災林の整備に加え、県道塩釜亘理線等の道路のかさ上げにより堤防機能を付加するなど、津波による被害を軽減する対策を講じる。

3. 安全な住まいの確保 〔復興事業局〕

津波により甚大な被害を受けた東部地域において、堤防の整備や道路のかさ上げなど、さまざまな津波対策を講じてもおお予測される津波の浸水深が 2m を超え、被害の危険性が高い地区（災害危険区域）については、住宅の新築や増築などを禁止し、西側地域への移転を促進することにより安全な住まいの確保を図る。

また、移転対象地区以外の区域のうち、さまざまな津波防災施設の整備を行っても、なお津波による浸水が予測される地区において、現地再建のための宅地防災対策や、より安全な地域への移転希望者を支援する。

4. 避難のための施設確保 〔復興事業局、建設局、消防局〕

津波避難エリアにおいては、津波から海岸施設利用者等の命を守るため、避難するための施設、円滑に避難を行うための避難道路の整備を行う。

(1) 津波避難施設等の整備

津波から避難するための場所や建物等の避難施設を整備するとともに、災害時の円滑な避難につなげるための誘導標識を整備する。

(2) 津波避難道路の整備

主要施設や市街地を結ぶ地域の幹線道路については、自動車等による円滑な避難に配慮した整備を行う。具体的には、今後、整備予定のかさ上げ道路と東西に接続する県道井土長町線、県道荒浜原町線、市道南蒲生浄化センター1号線について避難道路と位置付け、拡幅など必要な整備を行う。

5. 情報伝達体制の整備 [消防局、各区]

津波発生時の被害を最小限に止めるためには、迅速な情報伝達による速やかな避難行動が特に重要である。津波警報等の発表時に、津波避難エリア内の市民や海岸施設利用者等へ迅速に情報を伝達し、確実な避難行動に繋げるため、様々な伝達手段を活用した情報伝達体制の多重化を図る。

併せて、地上における広報活動隊の安全確保について徹底を図る。

(1) 仙台市津波情報伝達システム

平成16年4月から防災行政用無線固定系の情報伝達機器を活用した「仙台市津波情報伝達システム」を完成させ、津波警報等の発表時に屋外拡声装置からの情報伝達を行っており、今後、屋外拡声装置の増設等システムの強化を図る。

(資料編：P. 「仙台市津波情報伝達システム」参照)

(2) ヘリコプター、消防車両（消防局）及び広報車（各区）による巡回広報

ヘリコプターによる上空からの広報、消防車両及び広報車による巡回広報を行う。

消防車両による避難広報については、「津波警報等発表時における避難広報等活動要領」に基づき、津波警報等が発表された場合は、被害が予想される区域内の住民等への避難の呼びかけ、勧告・指示等の避難広報を行う。

その他の広報車による避難広報については、広報活動隊の安全が確保できる体制を検討した上で、活動範囲や方法についての基準を整備する。

(3) 町内会等への連絡

「仙台市津波情報伝達システム戸別受信装置」（消防局）により、避難対象区域内の町内会長等へ情報の伝達を行う。また、各区は状況に応じて、避難対象区域内の町内会長等に電話連絡による情報の伝達に努める。

(4) 報道機関との連携

「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難情報等の放送の要請を行う。

(資料編：P. 「災害時における応援協力に関する協定等一覧」)

(5) 杜の都防災メール

気象情報や避難勧告等の災害情報を電子メールにより提供する「杜の都防災メール」により津波情報の配信を行う。

(6) 緊急速報メール

電気通信事業者が提供する「緊急速報メール」により津波情報と避難勧告等の情報配信を行う。

6. 潮位観測体制の充実強化 【消防局】

津波は地形によっても変化する特性があり、潮位観測は応急対策を講じるうえで重要な情報であるため、潮位計等の津波観測機器の整備について検討する。

7. 津波からの避難に関する周知・啓発 【消防局】

災害時に市民等が迅速、的確に避難行動がとれるよう、パンフレットや市ホームページの活用等により、日頃から市民に対して地震、津波に対する知識の普及啓発を図る。

また、津波避難エリア内の市民等が主体的に取り組む「津波避難計画」の作成や「津波避難訓練」の実施等に対し支援を行う。

第 3 節 帰宅困難者対策

〔消防局、経済局、都市整備局〕

東日本大震災では、公共交通機関の途絶により、仙台駅等交通結節点を中心として多くの帰宅困難者が発生するとともに、市中心部に滞留し、あるいは指定避難所へ大量に避難することにより、混乱が生じた。

本節では、災害に伴う公共交通機関の途絶に備え、帰宅困難者の発生を抑制し、また、帰宅困難者への支援を迅速に行うための体制整備について定める。

1. 一斉帰宅の抑制 〔消防局〕

ターミナル駅やその周辺で多数の人が滞留することによる混乱や二次的災害の危険を回避するため、発災後、企業等においては、一斉帰宅を抑制し、発災後は「緊急を要しない移動は控える」ことや、そのための事業所内の備蓄や安全確保などについての広報・啓発を市政だより、市ホームページ、チラシ、マスメディア等の様々な媒体により進める。

また、交通事業者や大規模施設管理者に対して、利用者の適切な待機、安全な場所への誘導等の対応について体制整備を働きかける。

2. 一時滞在施設・場所の確保 〔消防局〕

公共交通機関の途絶等による帰宅困難者を支援するために、新たに公共施設や民間施設を一時滞在施設・場所として確保する。

また、交通結節点周辺の公共施設や民間施設管理者と一時滞在施設・場所としての活用についての協議を進めるとともに、以下の事項について検討を行う。

- (1) 一時滞在施設・場所の安全性確認手法
- (2) 一時滞在施設・場所への円滑な誘導方法
- (3) 一時滞在者への物資提供及び備蓄倉庫確保
- (4) 市街地整備事業（市街地再開発事業、優良建築物等整備事業）における一時滞在施設・場所の確保

3. 徒歩帰宅支援 〔消防局〕

徒歩帰宅者が安全かつ円滑に帰宅することができるための支援を進めるため、以下の事項について検討を行う。

- (1) コンビエンスストア等が徒歩帰宅者に道路災害情報やトイレ等を提供する帰宅支援ステーションの活用
- (2) 企業、関係機関等と連携した徒歩帰宅訓練の実施

4. 帰宅困難者等に対する情報提供 〔消防局〕

帰宅困難者が冷静な行動を取るために必要な被害状況や公共交通機関の復旧見通しなど情報提供について以下の事項について検討を行う。

- (1) 一時滞在施設・場所及び帰宅支援ステーションでの情報提供方法
- (2) 災害用伝言ダイヤルなどの家族等との安否確認手段の広報・啓発

5. 旅行者への対策 〔経済局〕

観光客の帰宅困難者に、一時的な宿泊場所や必要な情報の提供を行う体制について、観光関連機関と連携し整備に努める。

第 4 節 情報通信体制等の整備

〔各局区〕

本節では、各種防災対策に必要不可欠な災害情報通信を確保するため、通信施設及び体制の整備について定める。

1. 防災情報処理機能の充実 〔消防局〕

(1) 総合防災情報システムの充実強化

災害による被害の軽減を図るためには、災害情報の収集・伝達及び処理機能を強化する必要がある。

現在運用している総合防災情報システムについては、平成 3 年度に運用を開始したものであり、その機能保全を図るため、平成 17 年度に設備の更新を行った。

今後さらに、さまざまな消防業務の処理能力を高め、災害による被害の軽減を図ることを目的とするとともに、随時、システムの更新を推進していく。

(2) 災害情報センター機能の強化

応急対策を効果的に進めるためには、膨大な災害情報を整理、集約及び分析して、迅速に基本方針を決定し、関係機関に対して的確に伝達することが重要である。

こうした一連の情報処理を迅速かつ的確に行うために、災害対策本部に設置される災害情報センター機能の充実強化を図るため、情報伝達機器の整備を進めるとともに、災害対策本部要員に対する研修体制の整備を行う。

(3) 地震情報の提供

地震による揺れの強さは地域により異なることから、各区の震度をリアルタイムで把握し、職員の動員や組織体制の確立などの、迅速な対応を図るため、各消防署に地震計を整備している。

また、観測した震度は、気象庁等が設置する地震計の震度情報と同時に、気象庁を通じてテレビ、ラジオで発表される。（高砂分署を除く）

本市設置の地震計は次のとおりとなっている。

青葉区	青葉消防署	(平成 13 年度設置)
	宮城消防署	(平成 13 年度設置)
宮城野区	宮城野消防署高砂分署	(平成 14 年度設置)
若林区	若林消防署	(平成 12 年度設置)
太白区	太白消防署	(平成 11 年度設置)
泉区	泉消防署	(平成 12 年度設置)

※平成 21 年度に宮城県により更新（高砂分署を除く）

(4) 職員非常呼出システムの整備

夜間、休日等に発生した災害に対し、職員の動員を速やかに行い、迅速に対応するために、職員に電子メールを一斉に送信する職員非常呼出システムを整備している。

今後は、さらに迅速な情報伝達を行うため、システムの高機能化を進める。

(5) 画像情報送信システムの整備

広範囲に被災状況を把握できる上空からのヘリコプターテレビ電送システムによる映像に併せ、詳細な被害状況を確認するため、被災建築物内部等の画像を、消防局を通じて災害情報センターに配信する災害現場(屋内)画像情報送信システムを整備する。

(6) 災害情報提供システム（杜の都防災 Web・杜の都防災メール）の整備

災害発生時に、その被害を軽減するためには、気象情報や避難勧告等の災害情報を的確に市民に伝達する必要がある。このことから災害に関する情報を杜の都防災 Web に掲載するほか、登録者に電子メールで送信するシステムを整備し、平成 18 年 4 月 20 日から運用を開始した。

(7) 緊急速報メールの整備

大規模災害発生時において、市が配信する避難情報を、対象エリアにいる方の携帯電話（非対応の機種を除く）へ回線混雑の影響を受けずに配信可能な「緊急速報メール」の配信を、NTT ドコモ、KDDI (au)、ソフトバンクでそれぞれ開始した。

2. 無線通信網の整備 【消防局、水道局、交通局、ガス局】

(1) 防災行政用無線の整備

災害発生時における災害情報の収集・伝達手段の確保を図るため、次の 3 系統で構成される防災行政用無線の計画的な整備を推進する。

ア デジタル移動通信系(260MHz 帯デジタル方式)

デジタル移動通信系は、平成 20 年度から 3 ヶ年で整備を行い、平成 23 年 1 月から運用を開始したデジタル方式の防災行政用無線である。

青葉区役所の災害情報センターに無線の統制機能を担う統制局を設置するとともに、市内 3 箇所基地局を配置して、市役所、区役所、指定避難所及び地域防災関係機関等に配備した陸上移動局と統制局との間又は陸上移動局相互間において通信を行う。

平常時は、災害対策に係る事務及び一般行政事務に関する連絡用として、また、災害発生時には、市災害対策本部と各区災害対策本部及び地域防災関係機関などとの間で、情報の収集・伝達を行う通信手段として活用している。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、一般通信回線が途絶又は輻輳等で通信に制約が生じた中で、防災行政用無線の有効性及び重要性があらためて認識されたところであり、今後も無線システムの機能強化を図りながら計画的な拡充整備を推進する。

イ 全市移動系(150MHz 帯アナログ方式)

全市移動系は、青葉区役所に設置した基地局（1局）と陸上移動局（携帯型 20局）で構成される系統である。

全ての無線局は、本市の割当周波数以外に、他の防災関係機関所属の無線局と相互通信を行うことができる防災相互通信用周波数を利用した通信が可能であり、災害現場等において他の防災関係機関との連携及び情報共有を図ることができる無線である。

ウ 固定系(60MHz 帯アナログ/デジタル併用方式)

固定系は、24時間体制をとる消防局に防災行政用無線の親局設備を設置し、気象庁から津波予報が発表されたとき、防災行政用無線で沿岸部等に設置した屋外拡声装置や戸別受信装置からサイレンや音声で津波予報や避難情報を一斉に伝達するもので、「津波情報伝達システム」として位置づけている。

平成16年4月に運用を開始し、その後、津波の河川遡上や新たに建設された集客施設などに対応するため、順次、屋外拡声装置の拡充整備を図ってきたところである。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、気象庁から大津波警報が発表された直後から津波予報及び避難指示を繰り返し伝達し、市民や事業所従業員などの避難行動に繋がったが、襲来した津波で多くの屋外拡声装置及び戸別受信装置が流失等した。

このため、被災した屋外拡声装置の復旧を行うとともに、津波浸水区域等において計画的に屋外拡声装置の拡充整備を推進する。

(資料編：P. 「仙台市防災行政用無線の管理運用に関する要綱」参照)
(資料編：P. 「仙台市津波情報伝達システム」参照)

(2) 消防救急無線の整備

災害時において迅速な情報収集伝達を行い、円滑な災害現場活動を行うため、消防救急活動に必要な最も基本的な装備である、消防救急無線（アナログ方式）の現状は次のとおりである。

また、現行の消防救急無線（アナログ方式）については、関係法令等の改正に伴い、平成28年5月末までにデジタル方式に移行することが求められており、今後はデジタル化の整備に向け、計画的に事業を推進する。

さらに、現在運用している衛星地球局については、第二世代システムへの更新も見据えた運用を行う。

平成24年4月1日現在

平成24年度現況				今後の整備	
固定局	30局	携帯局	219局	・消防救急デジタル無線の整備 ・衛星地球局の改修	
基地局	31局	陸上移動局	500局		
携帯基地局	2局	受信設備	68局		
地球局	1局				

(3) 航空用無線

消防防災ヘリコプターの統一した通信手段とヘリコプターの安全運航を確保するため、独立した航空用無線電話装置を整備し運用している。

平成 24 年 4 月 1 日現在

航空機局（ヘリコプター）			2 局
航空局（ヘリコプターと交信するための無線）	固 定 型		1 局
	携 帯 型		5 局

(4) 業務用無線

ア 水道局

無線設備と携帯電話の併用は、日常業務の情報連絡手段としての位置づけのほか、災害時の迅速かつ的確な情報の収集と伝達の確保に有効であるため、主に配水施設部門及び浄水施設部門を中心に整備し、通信体制の充実を図る。現況は、無線設備が基地局 13 台、携帯用 57 台、車載用 123 台で、携帯電話が 59 台、衛星携帯電話が 18 台である。

(資料編：P. 「仙台市水道局業務用無線系統図」参照)

イ 交通局自動車部

業務用無線設備は、平常時は業務用無線として活用しているが、災害発生時は災害情報の伝達手段として活用するものであり、各無線設備の現況は次のとおりである。

① 業務用無線設備の現況

無線設備の現況は、基地局（交通局本局）が 1 局、移動局（営業所・出張所は携帯用）が 8 局である。（るーぶる仙台を除く）

(資料編：P. 「仙台市交通局無線配備状況等」参照)

② DMCA 無線の現況

無線設備の現況は、基地局が 9 局、移動局（路線バスに搭載又は携帯用）が 516 局である。

※DCMA 無線：デジタルマルチチャンネルアクセス方式の無線。複数の周波数を共同使用し、中継局が複数の通信チャンネル（周波数）から自動的に空きチャンネルを選択して割りあてる通信方式。

(資料編：P. 「仙台市交通局無線配備状況等」参照)

ウ 交通局高速電車部

次の無線設備は、主に日常業務の通信手段として使用するほか、災害発生時には情報収集伝達の手段として活用するものである。

① 列車無線設備

列車無線設備の現況は、基地局が 6 局、移動局（地下鉄車両に搭載）が 21 局である。本設備は、運転指令と列車間で列車運行管理上の情報を随時通信するものである。

② 構内 PHS

構内 PHS の現況は、基地局が 25 局、専用 PHS が 67 台である。本設備は地下鉄南北線の駅構内のみならず、全線で使用可能である。

(資料編：P. 「仙台市交通局無線配備状況等」参照)

エ ガス局

業務用無線設備は、主に保守作業時の通信手段として活用するほか、災害発生時における情報収集伝達の手段としても活用するものであり、無線設備の現況は基地局 1 局、携帯用 26 台、車載用 93 台である。

(資料編：P. 「仙台市ガス局無線系統図」参照)

3. 有線通信網の整備 [総務企画局、財政局]

本市の内線電話は、本庁、区役所等の公所間を通信回線で結び、内線相互で電話、FAX 及びデータ通信を行っている。これにより、災害時における各公所間の通信は、一般の電話回線網に影響されず確保することができる。

また、一般の電話回線についても、災害時優先電話の増設を図り、通信の確保に努める。

今後は、通信回線の二重化等の検討を進め、有線回線網の信頼性向上に努める。

(資料編：P. 「仙台市庁舎間通信ネットワーク図」参照)

4. 情報通信網の多様化 [総務企画局、消防局]

災害時における情報収集伝達体制の強化を図るため、多重無線の整備及び行政情報ネットワークの二重化について検討を進めるとともに、主要な部署の関連機器で非常時においても電源を確保できるよう整備する。

また、市民に対しては、避難情報、安否情報、ライフラインの復旧情報などの災害情報を迅速に伝達する必要があるため、電話(携帯電話を含む)、テレビ、ラジオ等を活用するほか、市ホームページへの掲載や電子メール等インターネットを利用した様々なサービスを活用し、災害情報の伝達体制の高度化を進める。

5. 停電を想定した防災体制の強化 [財政局、各局区]

停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の燃料の確保体制を整え、通信の途絶を予防する。

6. 関係機関との協力体制の確保 [消防局]

(1) 電気通信事業者

災害時に優先的に取り扱われる非常通話及び緊急通話について、通信方法及び手段等を電気通信事業者と具体的に調整しておく。

(2) 非常通信協議会

災害時の非常無線通信に関し、手続き方法、通信方法等について、非常通信協議会を通じて無線局の設置者と具体的に調整しておく。

※ 非常通信協議会は、総務省が中心となり、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する協議機関で、非常通信の円滑な運用を図るため、非常通信ルートの作成等、非常時の情報通信体制を整備するとともに、非常時には通信計画の作成その他の必要な措置をとる。

(3) 民間団体

民間の無線従事者からの情報提供や非常時の多ルート通信網構築に備えて、市内のアマチュア無線愛好団体、タクシー無線取扱事業者、MCA 無線の利用者等の把握に努めるとともに、災害時の協力について協定等の締結を推進する。

(資料編：P. 「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)

第 5 節 救急救護体制の整備

〔健康福祉局、消防局〕

本節では、災害時の救急救助活動及び医療救護活動を迅速かつ的確に行うため、施設、資機材及び体制の整備について定める。

1. 救急救助体制の整備 〔消防局〕

(1) 救急用資機材の整備

救急業務の高度化を推進するため、次の救急用資機材の整備について、継続強化する。

ア 高規格救急自動車の整備

平成 24 年 4 月 1 日現在 30 台の高規格救急自動車を整備（予備車 7 台を含む）

（資料編：P. 「仙台市消防局救急自動車配備署所一覧」参照）

イ 高度救命用救急資機材の整備

予備車を含め、救急自動車に高度救命用救急資機材を整備

（資料編：P. 「主な救急自動車積載資機材一覧」参照）

ウ 大規模災害時救急業務用資機材の整備

現地救護所等に必要なエアータントその他の資機材を各消防署に整備

エ その他必要資機材の整備

(2) 救助用資機材の整備

同時多発の救助事象に的確に対応し、迅速・効果的な救助救出活動を確保するため、人命救助用資機材を各消防署に増強整備する。

(3) 現地救護所の開設計画

多数の負傷者が予想される場合には、被災地等に現地救護所を設置する。

(4) 現地救護所用応急処置用品の備蓄

現地救護所等において負傷者を救護するための応急処置用品を、各消防署所に常時配備する。

(5) 医療機関との連絡体制の強化

負傷者収容の可否や救急救命士の特定行為実施に必要となる医師の指示を得られるよう医療機関との連絡体制の強化を図る。

(6) 負傷者の搬送体制

多数の負傷者の発生に備え、協定を締結している民間の患者等搬送事業者から協力が得られるよう協力体制の確保に努める。

(7) 酸素ガス等の確保体制

災害時において消防隊が使用する酸素ガス等の円滑確保のため、協定を締結している酸素ガス等取扱団体から協力が得られるよう協力体制の確保に努める。

(8) 救急救命士の養成・教育

救急救命士が全ての救急自動車に常時1名以上、乗車できる体制を維持するため、救急救命士を計画的に養成する。

また、仙台市救急ステーションをベースとし、ドクターカーの同乗実習を含めた教育研修を行い救急隊員の資質の向上を図る。

(9) 応急手当の普及啓発

救命率の向上を図るため、救急隊が現場到着するまでの間に、救急現場に居合わせた市民や家族が自動体外式除細動器(AED)を用いた心肺蘇生など適切な応急手当を施すことができるよう、救命講習等を通じて応急手当の普及を図る。

講習の種別	内 容
普通救命講習 I・II	<ul style="list-style-type: none"> ・成人に対する心肺蘇生法 ※IIは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。 ・大出血時の止血法 ・AEDの使用法 ・その他
普通救命講習 III	<ul style="list-style-type: none"> ・小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・AEDの使用法 ・その他
上級救命講習	<ul style="list-style-type: none"> ・成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・大出血時の止血法 ・傷病者管理法 ・外傷の手当 ・AEDの使用法 ・搬送法 ・その他
応急手当普及員講習	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な応急手当の知識と技能（AEDを含む） ・基礎医学、資器材の取扱い要領・指導技法 ・救命に必要な応急手当の指導要領 ・その他
救命入門コース	<ul style="list-style-type: none"> ・胸骨圧迫 ・AEDの使用法 ※中学生等を対象とした場合は、震災時の対応を踏まえた指導を行う。

2. 医療救護体制の整備 [健康福祉局]

(1) 災害時医療連絡調整本部

災害時医療救護活動を迅速、的確に行うため医療機関や仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会をはじめとした医療関係団体やその他の関係機関と連携してこれにあたるため災害時に設置するものであり、平時より関係機関と情報の共有化を図る。

(2) 救護所の整備

災害時に多数の負傷者に対する応急措置、軽傷者の手当て、トリアージ等の医療救護を行うため下記により救護所を設置する。

今後は、救護所の速やかな開設、人員や医薬品等の確保を図るとともに、救急告示医療機関その他収容能力のある医療機関や関係団体との協力体制の整備を図る。

ア 応急救護所

区役所及び総合支所に設置する。

イ 避難所内救護所

あらかじめ指定され、資機材の整備を行っている避難所に設置する。また、必要に応じ多数の被災者を収容している避難所にも設置する。

(3) 医薬品等の備蓄

応急救護所を設置する区役所及び総合支所に備蓄している。

避難所内救護所を設置する避難所にも医薬品等の供給が確保されるよう関係団体との協力体制の整備を図る。

(資料編：P. 「応急救護所用医療用具及び医薬品一覧」参照)

(4) 後方医療施設

救護所や地域の医療機関で対応できない重傷者や特殊な医療を要する者については、治療機能が保たれている後方の医療施設へ搬送して治療を行う必要があることから、市は平素から後方医療施設の確保及び連携体制の整備に努める。

ア 災害拠点病院

県知事が指定するものであり、本市の基幹的な後方医療施設として位置づける。

(基幹災害医療センター：仙台医療センター)

地域災害医療センター：仙台市立病院、東北大学病院、仙台赤十字病院、東北労災病院、東北厚生年金病院、仙台オープン病院)

イ その他の医療施設

救急告示医療機関その他収容能力のある医療機関を地域の後方医療施設と位置づけ、平素から防災意識の啓発や情報連絡体制の整備を図る。

第 6 節 消防体制の整備

〔消防局〕

本節では、火災や各種災害発生時の消防活動を迅速かつ的確に行うため、消防施設、装備及び体制の整備について定める。

1. 消防施設の整備

(1) 消防署所等の整備

消防署所数は、平成 24 年 4 月 1 日現在消防署 6 ヲ所、消防分署 3 ヲ所、消防出張所 17 ヲ所、救急ステーション 1 ヲ所である。

市街地の拡大や住宅地の開発状況等を総合的に勘案しながら、移転や新設等適正な配置を行い、災害に的確に対応するため、消防署所の耐震性の強化と計画的な整備を推進する。

(2) 航空消防体制の整備

航空消防・救急体制の強化を図るため、平成 13 年度には仙台市消防ヘリポートを整備し 24 時間運行を開始するとともに、空白期間のない安定的な運航体制を確保するため、2 機目のヘリコプターを導入し、消防ヘリコプター 2 機体制を構築した。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う大津波により仙台市消防ヘリポートが被災したため、平成 24 年 4 月 1 日現在、仙台空港を暫定的活動拠点としている。

また、災害時におけるヘリコプターの活動拠点を確保するための飛行場外離着陸場（臨時離着陸場）適地調査を毎年実施し、平成 24 年 4 月 1 日現在、44 ヲ所（常設訓練場を含む）を指定している。

（資料編：P. 「飛行場外離着陸場適地一覧（臨時ヘリポート）」参照）
（資料編：P. 「臨時ヘリポートの適地基準」参照）

2. 消防装備の整備

(1) 消防車両等の整備

災害の発生態様が複雑多様化する中で、災害に適切に対応していくためには、災害形態に応じて消防車両を整備する必要がある。クラス A 泡消火薬剤の混合装置を装備した消防ポンプ自動車を導入するなど、消防署所の整備、消防車両の更新等と合わせた消防車両の整備を推進する。

<消防車両等>

平成 24 年 4 月 1 日現在

消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター
19 台	26 台	6 台	6 台	9 台	30 台	2 機

(2) 消防装備の整備

各種災害に迅速・的確に対応するため、資機材等の計画的な更新や津波対応用資機材など消防活動の基盤となる装備を整備する。

3. 消防水利の整備

(1) 消火栓・防火水槽

消火栓については、水道局の配水管整備事業に合わせて整備を進める。また、防火水槽については、火災危険度等から区域を指定し重点的に整備してきたが、今後は東日本大震災において、断水した地域も考慮し計画的に整備を進める。

<消防水利>

平成 24 年 4 月 1 日現在

公 設 消 火 栓	100 m ³ 公設防火水槽	40 m ³ 公設防火水槽
14,810 基	72 基	1,410 基

(2) 自然水利

広範囲にわたり断水した場合、河川・池・堀などの自然水利を有効に活用するため、消防車が容易に取水できる場所を調査するとともに、進入路の確保等について河川管理者と協議を図る。

4. 消防団

(1) 消防団の現況

消防団は、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」という特性を有しており、地域防災の中核としての役割を果たすことが期待されている。

<消防団の現況>

平成 24 年 10 月 1 日現在

現 員	定 員	団 員 数	充 足 率	機 械 器 具 置 場	消 防 ポンプ車	小 型 動 力 ポンプ付積載車
7 団 56 分団	2,430 名	2,201 名	90.6%	115 箇所	5 台	118 台

(資料編：P. 「消防団の組織等」参照)

(2) 消防団拠点施設等の整備

消防団の活動拠点となるコミュニティ消防センターの整備を進めるとともに、機動力、活動態勢の強化を図るため、小型動力ポンプ付積載車や資機材の更新・整備を行う。

(3) 消防団の活性化及び組織と制度の多様化

消防団員の各種資格取得に対する支援体制の充実などにより、消防団の魅力の向上を図り、消防団員の確保に努めるとともに、新しい時代に対応した消防団の組織と制度の多様化を図る。

(4) 地震防災部の設置

平成 14 年 4 月に地震防災部を新設し、全 56 分団に地震防災部長を配置し地震災害発生時の消防団指揮態勢の強化を図る。

また、消防団地震防災アドバイザーを養成し、地震に対する地域全体の防災力の向上を目指し、啓蒙活動を行う。

(資料編:P. 「消防団の組織等」参照)

5. 消防活動強化区域

(1) 現況

消防活動の対策を強化する必要がある次の 3 地域を、消防活動強化区域として指定している。

<消防活動強化区域の現況>

平成 24 年 4 月 1 日現在

区	区 域
青 葉 区	① 国見三丁目 (1 番～6 番、10 番、11 番の一部を除く) ② 北山一丁目 (1 番～19 番を除く)、青葉町 (1 番～12 番、14 番、15 番を除く)
宮 城 野 区	清水沼二丁目、清水沼三丁目 (3 番の一部、5 番～7 番、8 番の一部を除く)

(2) 今後の取り組み

ア 消防活動強化区域は、道路の狭隘等により震災時の消防活動に支障を来たすことが予想されることから、解消に向け、道路の拡幅等について関係部局と協議する。

イ 防火水槽の整備等により消防水利の確保を図る。

ウ 小型動力ポンプや遠距離送水による河川等の自然水利の有効活用により火災防御態勢を確立する。

エ 道路の狭隘等により消防車の進入に支障を来たし、消火活動の遅れが予想されることから、街頭消火器の設置、維持管理を図る。

第 7 節 自主防災体制の整備

〔経済局、都市整備局、消防局〕

広範な被害をもたらした東日本大震災では、公共機関による支援等「公助」の遅れや限界が指摘されるとともに、自らを守るという意味での「自助」、そして地域住民相互の助け合いである「共助」の重要性が改めて認識された。

「共助」については、住民個々を直接または間接的に支える地域の基盤となるものであり、地域住民により結成される自主防災組織や婦人防火クラブ、事業所における自衛消防の組織など、民間の防災組織による自主防災の取り組みが重要な役割を担っている。

市は、それらの防災組織の結成推進にあわせ、地域における防災を支える町内会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員連絡協議会など、それぞれの組織の相互協力が行えるよう体制整備を促進する。また、それらの防災組織の結成や災害対応においては、男女共同参画の意識をもって取り組むものとする。

1. 自主防災組織の結成及び育成指導 〔消防局〕

(1) 自主防災組織の目的と役割

大規模災害においては、初期消火、被災者の救出・救護、避難等の防災活動が不可欠であるが、こうした活動は住民が個々に行っても効果は限定的であり、地域の防災力を最大限発揮するためには組織だった活動が必要となる。地域住民による防災活動を組織的かつ実効性のあるものとするために組織されるのが自主防災組織である。

自主防災組織は、「平常時の役割」と「災害時の役割」の二つを持ち、平常時には防災知識の広報・啓発や防災訓練などの実施、災害時には被害の状況に応じて、初期消火、救出・救護、避難誘導、津波からの避難、災害時要援護者の支援、避難所運営など、地域の特性を考慮し、あらかじめ準備、訓練していた様々な対策を機動的に行うことが求められる。

(2) 自主防災組織の結成促進

自主防災組織には公共機関では把握し切れない地域の特性などを考慮したきめ細かい防災活動が期待されることから、日頃から生活の場で接し、交流している人々によって構成されることが望ましく、選考にあたっては、地域の特性を反映した構成員の結成に配慮する必要がある。こうしたことから、市は、地域の繋がりなどに配慮しながら、地域のコミュニティ活動や住民自治活動の単位である町内会を基本として自主防災組織の結成を促進するとともに、より広域での連携体制を構築するため、連合町内会などの単位で自主防災組織の連合化を図る。

(3) 防災用品の助成

市は、「共助」の精神で組織される自主防災組織に対し、その活動を支援するため設立時に、自主防災組織の規模に応じて防災用品の助成を行う。

(4) 訓練・研修の実施

ア 市は、地域の防災力を高め、災害発生時に住民による防災活動が効果的に行われるように防災訓練や各種研修会を通じて、次のような事項について普及啓発に努める。

- ① 災害に関する基礎的な知識
- ② 災害に関する地域特性
- ③ 備えるべき防災資機材の種別・活用方法
- ④ 災害発生時の役割
- ⑤ 各家庭での防災対策

イ 市は、訓練資機材の貸し出し、訓練指導、地震体験車の派遣等の支援を行うほか、地域連携防災訓練、発災対応型訓練、総合防災訓練など、地域の実情に適した訓練を繰り返し実施するよう指導する。

(資料編：P. 「自主防災組織における個別訓練の種別」参照)

2. 地域防災リーダーの育成指導 [消防局]

(1) 地域防災リーダーの目的と役割

自主防災組織による災害時の活発な防災活動が行われるためには、平常時から地域に根ざした組織づくりや訓練等の取り組みが必要であり、地域の中で取り組みを促進する中心人物の存在が重要となる。

東日本大震災の教訓を踏まえ、本市では、平成 24 年度から自主防災活動の責任者等を対象に、より実効性のある活動の促進を図ることを目的として「地域防災リーダー」の養成講習会を開始した。

地域の自主防災活動の核となる地域防災リーダーは、平常時には、町内会の地域性を考慮した防災計画づくりや効果的な訓練の企画立案を实践するなど災害予防活動の中心的役割を担い、災害時には、地域住民の避難誘導や避難所運営、救助・救護活動の指揮を行うことが求められる。地域防災リーダーに期待される防災活動としては、地域における次の活動があげられる。

ア 地域防災リーダーの役割等を理解し、地域での防災意識や知識の普及を図る

イ 地域の実情にあった効果的な防災訓練の企画立案

ウ 災害時要援護者の把握と避難支援等

エ 避難誘導、避難所運営、救護及び安否確認等の実践的な訓練の実施等

(2) 地域防災リーダーの養成促進

市は、自主防災組織の責任者等を中心に独自のカリキュラムによる養成講習会を実施し、地域防災リーダーの養成を計画的に推進する。なお、男女共同参画の観点から、防災に対する女性の視点の重要性に配慮し、女性の参加を併せて推進する。

講習修了後についても、地域防災リーダーの知識や技能の向上を目的とした講習・訓練を継続的に実施するなど、地域防災リーダーのバックアップ体制を構築する。

また、地域防災リーダーが地域で活動しやすい環境をつくるため、町内会の規則等に明記することを働きかけるなど、地域防災リーダーの継続性を確保するよう努める。

3. 婦人防火クラブの支援 〔消防局〕

(1) 仙台市婦人防火クラブ連絡協議会の目的と役割

市は、住宅火災の防止対策として、家庭における防火の中心的な役割を担っている主婦の方々に対し、火災予防に関する知識と防火意識の啓蒙の必要性が求められたことから、昭和38年に婦人防火クラブを設立した。

婦人防火クラブは、東日本大震災の経験を踏まえ、町内会等と連携した、地域ぐるみの防災訓練・講習会の実施や家具の転倒防止の呼びかけ等地震への備えの啓発により、地域防災力の向上に努めることが求められる。

ア 防災訓練・講習会の企画及び参加

イ 住宅用火災警報器・家庭用防災用品の普及

ウ 街頭における防火・防災キャンペーン・防火巡回（夜回り）の実施

エ 幼年・少年消防クラブの指導育成

(2) 婦人防火クラブ活動の支援

市は、運営補助金を交付するほか、訓練や講習会への職員派遣等により、婦人防火クラブ活動を支援する。

4. マンション等における自主防災活動の推進 〔都市整備局、消防局〕

東日本大震災の際、マンション等中高層住宅においては、ライフラインの停止により水・食料の調達や運搬等が困難となる、居住者の安否確認が迅速に行えない等、中高層住宅特有の課題が生じたことから、市は、中高層住宅の自助・共助の取り組みについて推進する。

(1) 自主防災組織の結成や活発な防災活動を奨励するとともに、マンション内で避難、救助、初期消火などの活動を行うための備蓄等についても奨励するなど、マンションの防災力の向上促進に努める。

(2) マンション等における災害時の共助活動を定めた防災マニュアルについて、ガイドライン等を示し作成を促進する。

(3) 地域の中で行われる避難所運営の事前協議等への参画を奨励し、地域との連携を促進する。

5. 企業の防災対策の推進 【経済局、消防局】

大規模災害時においては、地域とともに事業所も大きな被害を受けるおそれがあることから、企業は、平常時から防災計画を作成し自衛消防の組織を結成するなど、従業員はもとより利用者等の安全を守る対策を構築しておくとともに、災害時に重要な業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める必要がある。

また、地域社会の一員として、地域の防災活動において果たす役割を十分認識し、平常時から防災訓練等への参加などを通して地域と連携を図るとともに、災害時には地域の安全確保、帰宅困難者の受け入れなど、積極的に地域への貢献に努める必要がある。

6. コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の整備 【消防局】

コミュニティ防災センターは、地域のコミュニティ活動の拠点施設及び災害時における避難施設としての役割を持つ市民センター及びコミュニティ・センター等に防災資機材倉庫を併設した地域の自主防災活動の拠点となる施設である。

小学校区に1カ所程度整備するものとし、市民センター、コミュニティ・センター等の建設又は増改築に併せて逐次その整備を進め、未整備地区の解消を図る。

また、コミュニティ防災センターの未整備地区については、整備されるまでの措置として簡易型防災資機材倉庫を設置する。

(資料編：P. 「コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の所在、施設概要一覧」参照)

7. 市職員の積極的参加

市職員は、地域住民としての自覚を持って、防災コミュニティの組織づくり、育成、活動の支援に努める。

第 8 節 火災等の予防

〔消防局〕

東日本大震災や阪神・淡路大震災等の地震災害に見られるように、地震災害においては、地震動による家屋倒壊等の直接的な被害にとどまらず、火災等による二次災害が大きな被害を引き起こすことから、東日本大震災における火災の原因等を踏まえ、地震時の出火防止について定める。

1. 出火等の防止

地震時には、ガス、石油等の火気使用設備器具の転倒や設備器具への可燃物の落下による出火のほか、停電の復旧による電気製品からの出火、圧迫された電気配線の摩擦損傷による出火、複数の蓄電池設備の衝突による出火など、地震振動に起因する火災が発生する危険性があることから、市民、企業等に対し次により安全指導を行い、出火の防止を図る。

(1) 家庭における出火の防止

- ア 火気使用器具使用時の速やかな消火
- イ 対震安全装置の付いた火気使用器具の設置推進と機能維持
- ウ 可燃物の落下、電気配線の踏み付けや下敷きの防止等、火気使用器具周囲の整理整頓
- エ 火気使用器具及び危険物容器の転倒、落下等の防止
- オ 避難時の電源ブレーカーの遮断（通電火災防止）
- カ ローソクの転倒、落下等の防止

(2) 事業所における出火等の防止

ア 危険物施設等の安全化

出火の危険とともに、延焼要因や漏洩による危険を抱える危険物施設、高圧ガス施設、化学薬品及び火薬類の取扱施設については、立入検査などにより法令に定める技術基準の維持及び防災資機材の整備、保管方法等安全な取扱いと適正管理を促進し、流出、あふれ、混触による危険やそれらに起因する出火の防止を図る。

イ 高深層建築物、百貨店、雑居ビル等の安全化

防火対象物の用途、形態に応じ、重点的立入検査の実施により、消防用設備等の整備、火気使用設備器具の安全化及び防火管理の徹底など出火の防止に関する適切な対応について指導する。

ウ 火気使用設備の安全化

火気使用設備の安全装置の作動の有無及び転倒、落下等による危険の有無、周囲の整理整頓状況等について平常時の安全点検を指導する。

2. 初期消火

地震に伴う出火に際しては、各家庭、自主防災組織及び事業所の自衛消防の組織等による初期消火活動に負うところが大きいことから、次の事項について周知徹底を図る。

- (1) 住宅における火災の早期発見と延焼拡大防止
 - ア 住宅用火災警報器の設置推進と維持管理
 - イ 消火器具の普及推進
- (2) 事業所の消火設備の設置と維持管理の徹底
- (3) 事業所における自衛消防の組織の任務の徹底
- (4) 地域協働の初期消火等による被害の拡大防止
 - ア 消火用具等の設置維持管理
 - イ 地域住民や民間防火・防災組織等に対する訓練の充実強化
 - ウ 応急消火協力者が使用した消火器薬剤充填制度の周知
- (5) 市民及び事業所従業員等に対する訓練・指導の充実強化

第 9 節 避難所運営体制の整備

〔市民局、消防局、教育局、各区〕

東日本大震災では、市内全域において、学校や市有施設だけでも最大約 300 の施設が避難所として開設し、1 日あたりの避難者数は最大で 10 万人を超えている。

こうした状況の中で、行政の人的支援が滞った反面、地域団体、避難者、避難所の施設管理者等が相互に助け合い運営された避難所が数多く存在し、「共助」の重要性が再認識された。

市は、東日本大震災の背景を踏まえ、避難所の整備及び行政の支援体制の強化に併せ、地域団体、避難者、避難所の施設管理者等と連携した避難所運営に向け、体制を整備する。

1. 避難所開放体制の確保 〔市民局、消防局、教育局〕

災害時に避難所の開設を迅速に行う体制の構築に向け、施設の鍵については、地域団体、市、施設の事前協議により、施設管理者のほか地域住民や区役所等複数による保管を推進するとともに、特に夜間・休日等における避難所の開錠、避難者の収容等について、役割や手順を定めておくものとする。

沿岸部において避難所となっている学校については、夜間・休日の津波対策として、昇降口等の鍵の管理者を地域住民から選定し、常に保管してもらい、津波警報等が発表された場合に、校舎の開錠を行うこととしている。

2. 避難所運営体制の整備 〔市民局、消防局、教育局、各区〕

(1) 避難所運営の基本方針

ア 避難所は、連合町内会等の地域団体及び避難者、市から派遣する避難所担当職員、避難所の施設管理者・職員がそれぞれの役割を果たし、協働し運営する。

イ 災害の状況等により、特に大規模地震の発災初期段階においては、市職員の派遣の遅れ、困難な状況が想定されることから、地域団体が主体的に避難所運営に関わることができるよう努めるものとする。

ウ 避難生活の長期化に備え、避難所の中に避難者等で構成される「避難所運営委員会」を立ち上げ、委員会による自主的な運営体制への早期移行を図る。なお、委員会の構成については、男女共同参画の観点から女性の参画に十分配慮する。

エ 避難所運営においては、災害時要援護者や男女のニーズの違い、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮する。

(2) 市の体制整備

ア 職員の派遣体制の強化

市は、迅速に避難所担当職員を派遣し避難所の開設・運営にあたらせるため、避難所の開設基準に基づく全庁的な職員の派遣体制を整備する。

イ 職員の運営能力の強化

市は、職員に対し実務訓練をはじめとした避難所運営に関する研修等を計画的に実施し、避難所担当職員の運営能力の強化を図る。

ウ 情報連絡体制の強化

市は、避難所への防災行政用無線及び発電機の備蓄により、通信手段と電源の確保を進め、避難所への職員派遣体制の強化と併せ、避難所、区災害対策本部、市災害対策本部間の情報連絡が迅速に行われるよう体制を強化する。

(3) 避難所施設の体制整備

学校等の施設管理者は、地域団体、市との事前協議等を踏まえ、避難所としての開放区域をあらかじめ定めておくものとし、併せて施設職員の役割分担等を事前に定め、避難者の受け入れや運営の支援に関する体制を整える。

(4) 地域における体制整備

連合町内会や町内会等の各地域団体において、避難所運営に係る役割分担の整理や訓練等が活発に行われるよう、地域団体との事前協議等を通じて体制整備を促進する。

3. 避難所運営の連携強化 【市民局、消防局、各区】

(1) 避難所運営マニュアルの策定

避難所運営は、地域団体、避難者、避難所担当職員、施設管理者・職員が、共通の理解の下、それぞれの役割を果たし、組織的に実施される必要がある。

市は、それら避難所運営に携わる関係者共通のマニュアルを作成し、避難所運営方針としてそれぞれの基本的な役割を提示する。

(参考：「避難所運営マニュアル」)

(2) 避難所運営に関する事前協議

避難所の円滑な運営のため、市は、平常時から避難所運営に携わる関係者の顔の見える関係を構築するとともに、各地域における運営方針について事前に協議する場の設置を推進する。

また、事前協議の結果に基づき、各地域での地域版避難所運営マニュアルの作成を促進し、地域の実情に合ったマニュアルの運用を推進する。

(3) 避難所運営訓練の実施

市は、仙台市総合防災訓練等様々な機会を捉えて、避難所運営訓練の実施を推進するとともに、地域が企画する防災訓練へ積極的に職員を派遣し、地域や避難所施設との連携強化に努める。

4. 地域における避難所のグループ化〔市民局、消防局、各区〕

避難所の配置状況により、複数の指定避難所及び補助避難所が確保されている地域においては、市は、避難所の運用について当該地域住民との協議により、指定避難所を中心とした避難所のグループ化に努めるなど、地域の避難所全体の円滑かつ効率的運用を図る。

第 10 節 災害時要援護者対策の推進

〔市民局、健康福祉局、子供未来局、消防局、各区〕

災害時要援護者とは、災害が発生した場合、必要な情報を迅速かつ的確に入手し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動において第三者の支援を必要とする者で、具体的には、平常時から介護及び行動の補助など何らかの支援を必要とする高齢者及び障害者（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のある者など）、疾病等により行動に制限のある者などを対象とする。

また、妊産婦、乳幼児・児童、外国人についても、災害時などの緊急的な状況において手助けが必要となる可能性があることから、状況によって対象とする。

本節では、災害時要援護者避難支援プランに基づき上記災害時要援護者の安全を確保するための予防措置について定める。

基本的な考え方

災害時要援護者対策については、地域住民相互による「共助」と援護を受ける者及びその家族が可能な範囲で災害に備える「自助」を基本とする。町内会・自治会、自主防災組織及び、民生委員、児童委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター等の福祉関係者（以下「地域団体等」という。）は相互に連携・協働し、市が本人の同意を得て提供する災害時要援護者の情報を活用しながら、要援護者の把握を進め、避難支援者や避難方法を明確にするなど、災害時要援護者に対する支援体制づくりを進める。市は地域の取り組みが円滑に進むよう支援を行う。

1. 在宅の高齢者及び障害者等に対する災害予防計画 〔健康福祉局、消防局、各区〕

本項では、災害発生時及びその恐れがあるときに、災害情報の入手が困難、もしくは自力で避難することが困難な在宅の高齢者及び障害者に対する平常時の予防計画について定める。

(1) 災害時要援護者情報登録制度の推進

市は、地域団体等における災害時要援護者の把握が進むよう、支援を必要とする者から災害時要援護者としての情報登録の申し出を受け、本人の同意の上その情報を地域団体等に提供する。また、支援が必要な災害時要援護者の登録が進むよう、制度の周知及び環境づくりに努める。

(2) 地域団体等との連携強化

市は地域団体等が、災害時に要援護者の安否確認及び避難誘導等を迅速かつ的確に実施できるよう、市が提供した災害時要援護者の情報や、地域団体等が見守り活動などを通じて把握した災害時要援護者の状況及びその情報の地域団体等の関係者による共有化など、主体的に「共助」のしくみが構築できるよう、相談支援体制の充実や災害時要援護者参加型の防災訓練の実施など、地域との連携・強化を図る。

(3) 福祉避難所の指定

心身の健康状態や障害等により指定避難所や補助避難所等において生活を続けることが困難な災害時要援護者に対し、必要な生活支援を行うため、これらの災害時要援護者を二次的に受け入れる施設として社会福祉施設等を福祉避難所に指定する。

(資料編：P. 「福祉避難所開設・運営マニュアル」参照)
(資料編：P. 「福祉避難所一覧表」参照)

(4) 災害時要援護者への啓発

災害時要援護者への訪問防火指導等を行うほか、災害時の対応方法等についての情報を提供し、防災意識の啓発に努める。

(5) 緊急通報システムの設置

市は、ひとり暮らしの高齢者及び障害者世帯等を対象に、急病、火災、その他の緊急事態発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、近隣の協力員等や民間受信センター（警備会社）の警備員が態様の確認及び状況に応じた救援活動等を行う「緊急通報システム」を設置する。

(6) 家具の転倒防止器具の取付け支援

市は、家庭における地震の備えとして、家具の転倒による事故を未然に防止すること等を目的に、自力での避難が困難で、自らの力では転倒防止器具を取付けられない災害時要援護者世帯を対象に、器具の取付け支援を行う。

2. 在宅要援護者への支援対策〔健康福祉局、子供未来局、消防局、各区〕

自宅から避難することができない災害時要援護者に対して、地域団体等の協力により在宅要援護者として必要な支援を行う体制を整備する。

また、地域団体等を中心に、地域の学生や生徒などからの協力も視野に入れた体制づくりを推進するとともに、物資の供給を行う場合における、一定地域ごとの物資供給拠点の確保を検討する。

(1) 対象者

次のうち、自宅から避難することができない者とする

ア 災害時要援護者

災害時要援護者情報登録制度の登録者を含む、地域等で把握している要援護者

イ 被災したことにより手助けが必要な者

妊産婦、乳幼児のいる家庭など

(2) 支援内容

ア 定期的な安否確認や災害情報の提供

イ 食料、生活物資等の購入が出来ない状況が長期化する場合などにおいて、地域団体等の協力を得ながら、巡回等も含めた食料・物資等の配布

3. 社会福祉施設等に入所・通所する災害時要援護者の災害予防計画

〔健康福祉局、子供未来局、各区〕

- (1) 入所・通所者及び職員参加による避難訓練や防災教育の実施など、社会福祉施設等における防災対策の充実強化の指導を行う。
- (2) 災害時における施設と本市の連絡体制の整備を行う。

4. 外国人に対する災害予防計画 〔市民局、消防局〕

災害時に外国人への対応が円滑に行われるよう、意識啓発や体制整備に努める。

(1) 避難場所の周知

外国語対応の防災マップの作成や避難場所までの案内板等に外国語を併記し、外国人に対して避難場所の周知を図る。

(2) 防災体制の整備及び外国人の意識啓発

市や地域等の防災訓練への外国人の積極的な参加を促すため、外国人や学校、企業等へ働きかけるとともに、ラジオ等により防災や安全に関する情報を提供することにより、外国人の防災意識を高める。

(3) 災害時言語ボランティアの組織及び研修

災害時に通訳等を行う災害時言語ボランティアを組織し、研修会等を行って災害時に備える。

(4) 多言語による情報提供を行うための環境・体制整備

災害時に多言語による情報提供・相談対応等を行う仙台市災害多言語支援センターが円滑に設置・運営できるよう、仙台国際交流協会と協力しながら訓練等を行い、災害時に備える。

また、多言語による情報提供を行うための災害多言語表示シート、マニュアル等を整備するとともに、その周知・広報を図る。

(5) 外国人救急カード

症状観察や応急処置、医療機関選定等に必要な言葉を網羅した9カ国語（英語、中国語、ハングル語、タガログ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、タイ語、イタリア語）による救急カードを作成し、救急車に常時配備する。

5. 妊産婦・乳幼児のいる家庭に対する災害予防計画〔子供未来局〕

(1) 防災意識の啓発

市は、妊産婦や乳幼児のいる家庭に対し、避難所の周知を図るとともに、緊急時の避難ルート等の確認や家庭内備蓄等、日頃より心がけておくことが必要な対応について情報を提供し、防災意識の啓発を図る。

(2) 地域の支援者等との連携

市は、地域団体等に対して、見守り活動などを通じて日頃から妊産婦・乳幼児のいる家庭の状況把握に努め、災害時の支援につなげるよう働きかける。また、妊産婦や乳幼児のいる家庭には、日頃から地域の防災訓練などに積極的に参加し、地域団体等との連携を図るよう啓発する。

第 11 節 物資・資機材等確保体制の充実

〔市民局、健康福祉局、環境局、経済局、消防局、教育局〕

災害が発生した場合に、被災者の生活や安全を確保し、生活を支援するためには、迅速な救援を実施する必要があり、特に食料、飲料水、生活必需品等の物資の提供が重要である。

本節では、災害時に必要な物資・資機材の確保及び緊急時の輸送体制の整備について定める。

1. 家庭内備蓄の推進 〔消防局〕

地震による都市機能の停止が考慮されることから、各家庭内においては、一週間分の食料、飲料水、最低限の生活物資及び医薬品等を事前に準備しておくことが重要である。また、日常的に医療用電気機器等を使用している災害時要援護者等にあつては、外部バッテリー等必要となる機器を準備しておくことが必要である。

市は、家庭内の備蓄について、あらゆる機会をとらえて啓発に努め、家庭内備蓄の促進を図る。

2. 公的備蓄の推進 〔市民局、健康福祉局、環境局、消防局、教育局〕

災害発生直後から必要となり、市民の安全に欠くことができない物資については、一定量を公的備蓄により確保することとし、計画的な整備を行う。

〔備蓄場所の考え方〕
○拠点備蓄－地区の拠点施設（区役所、総合支所等）
○分散備蓄－避難者を収容する施設 （市立小中高等学校、市民センター、コミュニティ・センター）
*市立小中高等学校の備蓄スペースは、余裕教室等の活用を原則とし、これが確保できない場合は備蓄倉庫を整備する。

（資料編:P. 「仙台市災害救助物資管理要綱」参照）

(1) 食料、粉ミルク、飲料水の備蓄

平成 24 年 11 月 1 日現在

品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所
ク ラ ッ カ ー	217,133 食	区役所、総合支所等 市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター
ア ル フ ァ 米	369,600 食	
ア ル フ ァ 粥	15,525 食	
飲 料 水	190,637 ℓ	
粉 ミ ル ク	151,560 g	区役所、総合支所
哺 乳 瓶	1500 本	

〔備蓄目標数量及び品目の考え方〕

①主食（クラッカー類・アルファ米・調理不要食等）

東日本大震災の最大避難者数、106,000人及び災害復旧職員10,000人の2日分（6食）を備蓄する。また、品目については、災害時要援護者に配慮した品目も備蓄する。

②飲料水

東日本大震災の最大避難者数、106,000人及び災害復旧職員10,000人の2日分（1日10）を備蓄する。

③粉ミルク

避難者に占める乳幼児数（約1,000人）の2日分（1日150g）を備蓄する。

④帰宅困難者用備蓄

徒歩帰宅者支援用として、携帯が容易なビスケット等の食料（想定数×1食）及び飲料水（想定数×0.50）を備蓄する。

(2) 生活物資等の備蓄

平成25年1月1日現在

品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所
情報収集用テレビ	194台	市立小中高等学校
テント式 プライベートルーム	388基	市立小中高等学校
毛 布	60,000枚	市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等
大型扇風機	737台	市立小中高等学校
LPG発電機	582台	市立小中高等学校
LED投光機	970台	市立小中高等学校
災害用簡易組立トイレ 災害用携帯型簡易トイレ	651基（うち洋式288基） 56,100枚	市立小中高等学校
浄水機	7基	区役所、総合支所
石油ストーブ	164台	市民センター コミュニティ・センター

〔備蓄目標量の考え方〕

①災害用組立仮設トイレ等

指定避難所（市立小中高等学校）を対象に、1校当たり災害用簡易組立トイレを5基（和式2基・洋式3基）、災害用携帯型簡易トイレを300枚整備する。

②浄水機

ペットボトルでの飲料水備蓄を補完するものとして区役所及び総合支所に各1機を整備する。

③石油ストーブ

市民センター、コミュニティ・センターに1カ所当たり2台を整備する。

(3) 流通在庫備蓄

市が購入した衛生用品を企業の流通ルートに乗せることにより、企業の倉庫へ備蓄する。

平成 24 年 11 月 1 日現在

品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所
子供用紙おむつ	26,000 枚	民 間 倉 庫
大人用紙おむつ	4,000 枚	
生理用ナプキン	42,500 枚	
おしりふき	118,000 枚	
トイレットペーパー	13,500 巻	

〔備蓄量の考え方〕

想定避難者が必要とする 2 日分の備蓄のうち、50%を公的備蓄する。

①子供用紙おむつ

$0 \text{ 歳} \sim 3 \text{ 歳 } 6 \text{ か月の人口} \times \text{予想避難割合} \times 1 \text{ 日必要量} \times 2 \text{ 日分} \times 0.5$

②大人用紙おむつ

$\text{要介護者認定 } 4 \cdot 5 \text{ の人口} \times \text{予想避難割合} \times 1 \text{ 日必要量} \times 2 \text{ 日分} \times 0.5$

③生理用ナプキン

$10 \text{ 歳} \sim 54 \text{ 歳女性人口} \times \text{予想避難割合} \times 1 \text{ 日必要量} \times 2 \text{ 日分} \times \text{必要日数割合} \times 0.5$

④おしりふき

紙おむつ備蓄量 \times 紙おむつ 1 枚あたり必要量

⑤トイレットペーパー

$0 \text{ 歳} \sim 3 \text{ 歳 } 6 \text{ か月の人口を除く人口} \times \text{予想避難割合} \times 1 \text{ 日必要量} \times 2 \text{ 日分} \times 0.5$

(4) コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫における防災資機材

コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫に、災害時における自主防災活動に必要な防災資機材を備蓄している。

今後も、コミュニティ防災センターの建設や簡易型防災資機材倉庫の整備により、防災資機材の備蓄を推進していく。

備蓄防災資機材の品目及びその数量は、資料編による。

(資料編:P. 「コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の所在・施設概要一覧」

P. 「コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の備蓄資機材基準数量」

参照)

(5) 福祉避難所指定施設における生活物資等の備蓄

福祉避難所に指定している社会福祉施設等に食料及び飲料水、毛布等の生活物資のほか、電源確保のための資機材の配備を進める。

3. 食料及び生活必需品の安定供給の確保等 【経済局、消防局】

被災者に対して、食料及び生活物資の供給を円滑に実施し、市民生活の安定を図るため、各種団体・業者と流通在庫品の供給協力に関する協定等を締結するとともに、定期的に協定先の連絡担当者との情報交換を行い、その安定供給の確保に努める。

(地震・津波災害対策編
第2章「第14節 物資供給計画」P.106 参照)

4. 緊急輸送による物資・資機材の確保及び輸送等 【経済局、消防局】

全国から送られてくる食料や生活必需品等の援助物資及び各局が災害復旧等に必要とする資機材等の緊急輸送については、あらかじめ緊急輸送に必要なトラック等の確保を行うとともに、緊急通行車両等に係る公安委員会への事前届出を行うなど事前準備を整えておくものとする。

特に、災害時応援協定締結団体とは平時において、物資の集配拠点・配送システムの構築や緊急通行車両確保等について情報交換等を行う。

5. 物資集配拠点の整備 【経済局、消防局】

災害発生時において、生活物資・食料等の物資を効率的に配分するために、物資の在庫管理・入出庫・配送を一元的に行う物資集配拠点を整備する。

また、物資集配拠点の効率的運営及び集配業務の円滑な実施のため、物資集配拠点における仕分け業務及び各避難所への配送等について、ノウハウを有する民間運送事業者との協定等により、物資供給体制の整備を図る。

6. 井戸水の活用 【環境局】

災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活用水の確保も重要である。災害時における地域の生活用水の確保並びに井戸を核とした災害時にも有効に機能するコミュニティの醸成という観点から、現に使用されている井戸を「災害応急用井戸」として募集し、登録された井戸の位置情報を公開し地域での活用を進めている。

<災害応急用井戸登録数>

平成24年9月1日現在

	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
登録井戸数	102	38	37	35	18	230

第 12 節 廃棄物処理体制の整備

〔環境局〕

本節では、震災時に大量発生が予想される廃棄物の処理について、迅速に対応することが可能となるよう、緊急・応急態勢の整備について定める。

1. 災害時の清掃計画の基本方針について

大規模な震災時には、災害による粗大ごみやがれき等の大量の発生が予想されるとともに、生活ごみやし尿等についても道路交通の混乱やライフライン施設等の被害等により処理の困難な状況が想定されるため、環境局は、各種被害状況の収集及び清掃に関する基本的な方針を策定する。

2. 緊急・応急体制の整備について

災害時の応急体制が迅速に整えられるように事前に近隣市町村、一部事務組合、廃棄物関係団体等間の緊急連絡網の整備を進める。

また、市の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し、使用不能若しくは処理能力が著しく低下した場合に備え、近隣市町村の廃棄物処理施設の処理能力を事前に把握し、当該市町村や一部事務組合、廃棄物関係団体等と協力して、災害時に適切な処理が図られるよう体制を整備する。

その上で、緊急出動体制及び応急体制の整備を次のとおり進める。

(1) 緊急出動体制の整備

災害による廃棄物処理施設の破損に備え、主要な設備機材の補修用備品の備蓄・点検を図る。

また、災害時に焼却工場内のピット残量を確認して廃棄物の一時貯留量の把握が速やかに行うことができる連絡体制の整備を進める。

市の収集運搬車両、清掃用具の整備を行い、また、収集運搬業務の主要部分を担う委託業者や許可業者と調整の上、保有する車両等の状況把握や災害時の協力体制の整備を進める。

廃棄物収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合、収集運搬については、関係団体との連絡体制の整備を図り、処理能力の低下については、焼却工場への一時貯留や埋立処分場への直接埋立等の判断が迅速に可能となる庁内の連絡体制整備をそれぞれ図っていく。

(2) 応急体制の整備

通常生じる生活ごみ・事業ごみとし尿、災害によって生じたがれきなどの災害廃棄物を中心に、処理・処分方法並びに災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の確保などを内容とする実施計画を予め定め、応急体制の整備に努める。

ア 実施計画の策定にあたって、短期間に大量の廃棄物が発生した場合の一時保管場所である仮置場候補地のリスト化を行い、所管する庁内並びに関係機関と利用調整を図って、災害後の仮置場指定の迅速化の準備を進める。

なお、仮置場候補地については、周辺の安全確保や環境対策、道路渋滞対策等に十分に配慮するとともに、受入基準・受入体制等について事前に検討する。

イ 生活ごみ、し尿及び災害廃棄物等の予想量を算定し、それぞれの内容に応じて、本市での処理予想や近隣市町村等への応援要請も含めた処理・処分方法を検討する。特に災害廃棄物等に含まれるアスベストの取扱いについては、一時保管場所や処理方法などを事前に十分検討する。

ウ 仮置場への搬入が困難な要援護者等の災害廃棄物処理については、需要量や地域性等を踏まえて、他都市の応援要請及びボランティアへの協力要請依頼を含めて処理方法を検討する。

エ 廃棄物処理施設やし尿処理施設のある近隣市町村、一部事務組合等を事前に把握し、当該施設の処理・処分の可能な廃棄物等の性状を確認する。その上で、市の処理・処分能力が低下した場合の協力・応援体制について整備を図る。

＜し尿の想定排出量＞

	対象人口	想定排出量（1日あたり）
通常くみ取り世帯※1	10千人	40 kℓ
避難所	106千人	159 kℓ
合計	116千人	199 kℓ

※1 通常くみ取り世帯の人口は、平成24年4月現在の人口

※2 避難者の対象人口は、東日本大震災での最大避難者数とした。

※3 1人1日当たりの排出量（原単位）は、避難所で1.5ℓ、通常くみ取り世帯では、簡易水洗トイレでの加水分を含め4.0ℓとした。

第 13 節 建築物等の安全化

〔都市整備局、建設局、消防局〕

本節では、地震被害を軽減するための建築物の耐震化、液状化に対する建築物の安全化、窓ガラス・天井等の落下物対策等に関する施策について定める。

1. 建築物等の耐震化 〔都市整備局、建設局〕

(1) 建築物の耐震性についての考え方

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊により多くの命が奪われ、また、その後も平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震などで同様の被害が見られた。国は平成 18 年 1 月に、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について平成 27 年度末までに少なくとも 9 割とすることを目標とし、この目標について本市では、平成 20 年 4 月に「耐震改修促進計画」を定め、住宅・建築物の耐震化を進めてきた。東日本大震災においても建築物に相当数の被害があったが、耐震改修工事を実施した建築物については一定の効果が見られ、また、市民の防災に対する関心も高まっていることから、さらなる減災を目指し耐震化を促進していく。

ア 公共建築物

既存公共建築物において、新耐震法改正以前に設計されたものについては、庁舎、消防署、学校、病院等防災上重要な機能を有する施設や市民センター、社会福祉施設をはじめとした不特定多数の者を収容する施設など、その重要性や規模、建築年次、利用状況等を考慮したうえで、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の対象枠を拡大して取り組むものとし、市有建築物耐震化計画検討委員会報告に基づく、計画的な耐震補強等を行う。

また、公共施設の建設にあたっては、重要度等を勘案した建築物の耐震性能の確保及び不燃化に努めるとともに、震災により被害を受けた市有建築物の早期の復旧、非構造部材や建築設備等の安全性の向上など総合的な耐震対策を行い、利用者の安全及び防災拠点の確保を図る。

イ 一般建築物

既存建築物の耐震性向上を促進する必要性から、耐震改修促進計画に基づき下記の施策を推進する

① 既存建築物の診断、改修の普及と啓発

市政だより、パンフレット等により既存建築物の耐震診断・耐震改修の必要性について普及と啓発を行う。

② 既存建築物の診断、改修に関する相談への対応

木造住宅耐震化相談会や、分譲マンション耐震化相談員派遣事業を実施する。

③ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の積極的運用

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に該当する不特定多数の人が集まる特定建築物（3階以上かつ床面積1,000㎡以上）の所有者に対して、耐震診断や耐震改修の啓蒙を図って行くとともに、改修計画の認定制度の普及に努める。

④ 戸建木造住宅について

昭和56年以前に建築された戸建木造住宅を対象として、仙台市及び宮城県に登録された耐震診断士を市民からの申込みに応じて派遣し、一般診断・耐震改修計画案作成の支援を行う。また、耐震評点が基準以下の建物について、耐震性能を満たすための改修工事に要する費用の一部助成を行う。

⑤ 木造共同住宅について

昭和56年以前に建築された木造共同住宅を対象として、耐震診断士を市民からの申込みに応じて派遣し、簡易耐震診断を実施する。

⑥ 分譲マンションについて

昭和56年以前に建築された分譲マンションを対象として、分譲マンションの管理組合からの申込みに応じて、建築士を派遣する耐震予備診断を実施する。また、より詳しい耐震精密診断や、診断結果が基準以下のマンションの管理組合が行う耐震改修工事の費用の一部助成を実施する。

⑦ 耐震改修の促進のための融資制度等のPR

耐震改修の実施において、建築物の所有者に大きい負担がかかることから、住宅金融支援機構等の活用をPRに努めていく。

⑧ 宮城県内の行政関係部局等との連携

宮城県建築物等地震対策推進協議会など、宮城県内の行政関係部局や関連する民間の団体と連携・協力して耐震改修を促進する。

⑨ 被災建築物応急危険度判定士の育成

宮城県が主催する被災建築物応急危険度判定士養成のための研修会を受講することにより、職員による判定士の資格取得を推進する。

⑩ 相互支援体制の整備

他の市町村が被災し、宮城県から支援要請を受けた場合に、応急危険度判定士の資格を有する職員を派遣する相互支援体制を推進する。

(2) 施設構造物

ア 道路・橋梁

阪神・淡路大震災の教訓を受け、災害発生時の避難・救助・医療・消火活動及び避難者への物資輸送等に最も重要な役割を果たす「緊急輸送道路」ネットワークを設定し、該当路線の耐震性を最優先で確保していく。特に橋梁については、直近の道路橋示方書に基づき、本市管理既設橋梁に対して、大きな地震力に耐えられる構造物の設計・補強等の対策を実施していく。

(資料編：P. 「緊急輸送道路ネットワーク計画路線図」参照)

イ 河川

河川管理施設及び許可工作物の構造については、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重を考慮し、安全性の向上を図る。

ウ ため池

市域内の農業用ため池について、年次計画に基づき順次整備、補強工事を進めていく。

エ 仙台市高速鉄道南北線

阪神・淡路大震災以降に発出された国の耐震補強に関する通達に基づき、耐震補強が必要な柱等について補強対策を講じてきたが、東日本大震災では、補強対策を実施していた柱には大きな損傷がなかったものの、補強対象外であった柱の一部に被害が発生した。今後、補強対象外であった柱等について、国による耐震補強の見直し等を見据えて対応を検討していく。

2. 液状化の恐れのある地域の建築物の安全化 [都市整備局]

(1) 公共建築物

地盤の液状化予測に基づき、液状化の恐れのある区域及び隣接区域内での中規模以上の建築計画においては、地盤調査とともに液状化予測を行い設計に反映させる。また、小規模建築物においても付近の地盤調査データをもとに液状化予測を行い、液状化の恐れがあると判断される場合には地盤改良など必要な液状化対策を行い、建築物の安全化を図る。

(2) 一般建築物

地盤の液状化予測に基づき、液状化の恐れのある区域においては、地盤調査をもとに、計画建築物にあった適切な基礎構造についての指導・助言を行う。

3. 窓ガラス、看板、天井等の落下防止 【都市整備局】

建築物からの突出物である看板等の落下による災害発生の可能性があるため、商業地域など多くの市民が集まる地区などにおいては、その安全性の確保が特に必要である。

ビルを所有する企業や看板等の施工業者に対し、建築基準法に基づく建築物の定期報告や屋外広告物設置許可・更新時に外壁の剥落状況や屋外広告物の腐蝕状況等の報告を求め、状況に応じて指導・助言を行っていく。

また、東日本大震災後に国で現在検討中の技術的な基準に従って、地震による大空間天井の落下事故を防止するため、工事施工時に中間検査を実施する。

併せて公共施設の窓ガラスのひび等が発生したことから、被害原因を把握した上で公共施設の用途に応じた有効な飛散防止対策を行う。

4. ブロック塀等の安全化〔都市整備局、建設局、消防局〕

(1) ブロック塀等の倒壊防止

宮城県沖地震においては、コンクリートブロック塀や石塀等の倒壊により犠牲者が子供や老人に集中した。これを教訓として昭和 55 年度から危険なブロック塀の除却を促進してきており、平成 9 年度からは、危険なブロック塀の所有者に除却費用の一部を補助して除却の促進を図っている。

東日本大震災以降、多くのブロック塀等が除却されたが、引き続き、ブロック塀等の適正な維持管理がされるよう指導を行う。

新設されるブロック塀については、平成 18 年 3 月 1 日から建築物の完了検査申請書にブロック塀等設置計画・工事状況報告書の提出を求め、安全なブロック塀設置の指導を行う。

(2) 生け垣への転換

本市は、昭和 53 年の宮城県沖地震においてブロック塀の倒壊により犠牲者を出したことを教訓に、災害に強く、また四季を通じて人の心を豊かにする生け垣づくりを進めるため、生垣緑化推進融資制度を設けた。

現在は、平成 10 年度に創設した百年の杜づくり推進基金を活用し、「生垣づくり助成制度」として、既存のブロック塀を撤去して生け垣をつくる場合の撤去費用も助成の対象にするなど、生け垣への転換誘導の一層の促進を図っている。

【制度の概要】

道路に面した部分に個人や企業が、①植栽延長が 5m 以上、②植栽時の樹高が 0.6m 以上、③植栽の本数が 1m 当たり 2 本以上の生け垣をつくる場合に、費用の一部を助成するもの。

(3) 自動販売機等の転倒防止

転倒により危険を及ぼす恐れのある自動販売機等について、地震に対する安全性を確保するよう指導・啓発を行っていく。

(4) エレベーター及びエスカレーター対策

建築基準法第 12 条 3 項に基づく昇降機の定期検査報告時に、地震時の安全対策として地震管制運転装置が取り付けられていないエレベーターについて、取り付けを促す指導を行っている。

また、既設のエスカレーターについては、所有者等へ落下防止対策にかかる新基準に関して情報提供を行う。

第 14 節 地盤災害の予防

〔復興事業局、都市整備局、消防局〕

本節では、宅地擁壁等の崩壊による宅地災害、急傾斜地におけるがけ崩れ及び地すべり等の土砂災害を予防するために必要な施策について定める。

1. 擁壁等の崩壊による宅地災害の予防 〔都市整備局〕

仙台市の宅地造成は市域の西部や北部の丘陵地で多く行われており、近年では、高い擁壁や斜面に近接して建てられる住宅も多くなってきている。

このため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定を行い、その区域内で行われる宅地造成に関する工事については、法に基づく技術基準を適用させることによって災害の防止に努めている。（宅地造成工事規制区域の指定面積 13,162.39 ha）

一方、宅地造成等規制法の施行以前に造成された古い住宅地では、老朽化の進んだ擁壁や技術基準を満たさない擁壁が多く見受けられる。

このような地区では、昭和 53 年の宮城県沖地震、平成 23 年の東日本大震災でも明らかなように、他の地区に比べ大きな宅地被害の発生が予想される。

これらの危険な擁壁等を改善するためには多額の資金を要することの他、建物等が支障となり工事が困難な場合があること、また、所有者が不在のため日常的に危険性を感じていない等の理由から改善が進まない現状が少なからず見受けられる。

このため、引き続きパトロール等による防災指導や宅地造成等規制法に基づく勧告等を行い、改善促進を図る。

(1) 宅地造成履歴等情報マップの公表

東日本大震災以降、市民の自助、共助等による防災対策推進に向けた意識の高揚を図り、より安全で安心な災害に強いまちづくりを進めるため、市内の造成地の履歴や切土・盛土の区分図などの宅地情報をまとめた宅地造成履歴等情報マップを作成し、広く市民に公表する。

(2) 宅地造成工事規制区域内における指導強化

宅地造成履歴等情報マップを活用し、特に盛土造成地内における宅地擁壁等に対する防災指導を強化し、宅地災害を未然に防止する。

(3) 法施行以前の造成地及び危険擁壁等の把握

法令に基づく技術基準を満たしていない危険な擁壁等を抱える宅地の把握に努め、徹底した防災指導を行う。

(4) パトロール活動の実施

毎年梅雨時期前に、宅地造成工事規制区域を対象とした「宅地防災合同パトロール」を防災関係部局と合同で実施し、擁壁等の点検や防災指導、無許可造成地等の調査と是正指導を行う。

(5) 広報活動の実施

宅地災害の防止を市政だよりや市ホームページを通して呼びかけるとともに、危険な擁壁等を抱える宅地所有者に対しては、個別に防災のための相談を行う。

また、市政出前講座において「我が家の擁壁診断と防災対策」をテーマに、宅地災害に対する防災意識の啓発を行う。

(6) 宅地の防災のための融資制度のあっせん

擁壁等の改善のために必要な資金については、住宅金融支援機構及び仙台市の宅地防災工事資金融資制度をあっせんする。

種 別	融 資 額	金利※2	融資の申込み対象者
住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度	1,030万円 ※1	1.79%	・宅地造成等規制法、急傾斜地法又は建築基準法に基づき、宅地について勧告又は改善命令を受けた者
仙台市宅地防災工事資金融資制度	200万円	※3	・上記の融資が決定した者でなお必要な資金に不足が生じる者
	300万円		・災害対策基本法第59条第1項の規定による指示を受けた者 ・宅地造成工事規制区域外において災害防止のため改善指導を受けた者

※1：1,030万円又は工事費の9割の、いずれか低い額が上限となる。

※2：平成24年9月3日以降に適用される金利であり、金融情勢により変わる場合がある。

※3：融資を受けた者の負担すべき金利は、住宅金融支援機構が定める宅地防災工事に係る融資の利率と、金融機関が定める宅地防災工事に係る融資利率のうち、いずれか低い利率とする。また、住宅金融支援機構が定める宅地防災工事に係る融資の利率とされたときは、本市が、金融機関が定める利率に対する不足分につき、利子補給を行う。

(7) 宅地造成等規制法に基づく措置

市長は、宅地造成工事規制区域内の宅地について、宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認められる場合においては、当該宅地の所有者等に対し次の措置をとることができる。

事 項	措 置 の 内 容	根拠条文
監督処分	宅地造成に関する工事で、無許可のもの、許可条件違反のもの、又は技術基準に適合しないもの等については、許可の取消、工事の停止、宅地の使用制限又はその他災害の防止のため必要な措置を命ずる。	第 14 条
勧 告	宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、宅地の所有者、管理者、占有者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告する。	第 16 条
改善命令	宅地造成に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況等からみて相当であると認められる限度において、当該宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずる。	第 17 条

(8) 宅地調査班の活動

地盤災害の発生時における初動対応等を円滑に行うため、また平常時においても災害の未然防止と被害軽減のための防災活動に資するため、宅地調査班の活動に必要な基本的事項をとりまとめた「宅地調査班防災実施計画」を別途定める。

(9) 被災宅地危険度判定士の育成

宮城県が主催する被災宅地危険度判定士養成のための研修会を受講することにより、職員による判定士の資格取得を推進する。

(10) 相互支援体制の整備

他の市町村が被災し、宮城県から支援要請を受けた場合に、被災宅地危険度判定士の資格を有する職員を派遣する相互支援体制を推進する。

2. がけ崩れ、地すべり等による土砂災害の予防〔都市整備局、消防局〕

(1) 現況

本市には、国土交通大臣が指定した地すべり防止区域が 8 箇所、砂防指定地が 59 箇所、県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域は 48 箇所あり、これらは宮城県が事業主体となり防止工事等を行っている。

この他にも土石流の発生するおそれのある危険溪流や、がけ崩れの発生するおそれのある急傾斜地等が多く存在するため、本市は、県の事業に協力して新規事業の採択要望及び防災工事の進捗を図り、これらの危険箇所の防災対策に努める。

(資料編：P. 「土砂災害等危険区域等一覧」参照)

(2) 急傾斜地崩壊対策事業の実績

本市における急傾斜地崩壊対策事業は昭和 51 年度から行われ、平成 23 年度末現在の事業実績は以下のとおりである。

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定	48 カ所
イ 事業主体	宮城県
ウ 受益者負担金	事業費の 10%又は 20%を負担

今後とも、災害発生のおそれがある危険箇所については、パトロールによる点検や付近住民へ土砂災害防止に関する啓発を行うとともに、県に対し法に基づく区域指定と事業の実施を積極的に働きかけていく。

(3) パトロールと広報活動の実施

毎年 6 月は土砂災害防止月間となっており、県、市及び防災関係機関と合同パトロールを行うとともに、土砂災害危険箇所の点検や無許可の制限行為の有無、及び付近住民に対して防災意識の高揚を図るための広報活動等を実施する。

(4) 行為の制限と防災措置の勧告等

急傾斜地崩壊危険区域内においては、がけ崩れを誘発し又は助長する行為が制限されており、県知事の許可を受けなければならないこれらの行為を制限行為という。

県知事は、制限行為について許可を受けなかった者、許可条件に違反した者、その他不正な手段によって許可を受けた者に対しては、許可の取り消し、若しくは条件の変更、又は制限行為の中止その他制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

市はこれらの制限行為の発見や情報の収集に協力する。

(5) 災害危険区域の指定

地すべりの危険の特に著しい区域や県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域等において、市長は建築基準法第 39 条の規定により災害危険区域を指定し、区域内における住居の用に供する建築物の建築の制限等を行い、災害の防止を図る。

(6) 土砂災害防止法に基づく対応

土砂災害防止法は、土砂災害(がけ崩れ、土石流、地すべり)から国民の生命及び身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策の推進を図るものである。

土砂災害警戒区域は、県が基礎調査を行い、市長の意見を聞いた上で県知事が区域の指定を行っており、本市ではこれまで 107 箇所が指定されている。

県が区域指定をすると、市は下表のような役割を担う。

宮 城 県 の 役 割	仙 台 市 の 役 割
①土砂災害警戒区域図の公表 ・警戒避難基準雨量情報の提供 ・危険箇所表示板の設置など ②土砂災害警戒情報の発令（気象庁と共同） ③特別警戒区域内の特定開発行為の制限、許可制	①地域防災計画への反映 ②土砂災害ハザードマップの作成を含む警戒避難体制の整備 ③避難勧告等の発令

＜土砂災害警戒区域等の種類＞

指定名称	指定権限	指定の条件	対策の概要
土砂災害警戒区域	県 知 事	土砂災害のおそれのある区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報伝達、警戒避難体制の整備 ・ 災害時要援護者への情報伝達及び警戒避難体制の整備及び周知 ・ 警戒避難に関する事項の住民への周知
土砂災害特別警戒区域		建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の開発行為に対する許可制 ・ 建築物の構造規制 ・ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 ・ 勧告による移転者への融資、資金の確保

(7) 土砂災害危険箇所図の活用等

市民からの土砂災害危険箇所に関する問合せ，相談及び法指定区域の確認等に活用できるよう、宮城県が作成した「土砂災害危険箇所図」を本庁に常備している。

(8) 土砂災害関係法令の概要

	区域指定名称	行為の制限，事業者，管理者
砂防法	砂防指定地：砂防のため一定の行為を禁止・制限すべき土地 指定権限：国土交通大臣	○行為の禁止・制限：県知事 ○砂防ダム等の工事：県知事
地すべり等防止法	地すべり防止区域：地すべり区域及びこれに隣接する地域で公共の利害に密接に関連を有するもの 指定権限：主務大臣	○行為の制限：県知事 ○地すべり防止工事：県知事 （都道府県の境界に係る場合で国土保全上重要なものの工事は主務大臣） ○立ち退きの指示：県知事
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域：崩壊のおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者等に危害が生じるおそれのあるもの 指定権限：県知事	○有害行為の制限：県知事 ○所有者に対する急傾斜崩壊防止工事等必要な措置の勧告・命令：県知事 ○所有者等が施工することが困難な崩壊防止工事：県知事 ○警戒避難体制の整備：市町村地域防災計画

3. 東日本大震災における被災宅地等の復旧〔復興事業局〕

東日本大震災により被害を受けた宅地について、公共事業（「造成宅地滑動崩落緊急対策事業」及び「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」）により復旧を図るとともに、公共事業の対象外となる被災宅地については、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災宅地等に係る復旧工事に関する助成金」により復旧を支援することで、被災宅地の復旧、防災機能の向上及び再度災害の防止を図る。

(1) 造成宅地滑動崩落緊急対策事業

東日本大震災により滑動崩落等が発生した造成宅地に対し、防災上重要で、滑動崩落対策を実施する必要がある箇所において、再度災害の防止を図るため緊急的に対策工事を実施する。

(2) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

住宅宅地の擁壁等に被害が生じ、これにより周辺住民や、災害時の避難のために不可欠な道路、周辺住民の生活維持のために不可欠な各種公共施設等に被害が生ずる恐れがあるものについて、緊急対策工事を実施する。

(資料編：P. 「土砂災害等危険区域等一覧」参照)

(3) 平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災宅地等に係る復旧工事に関する助成金

被災宅地危険度判定による被災程度の分類が「危険宅地」又は「要注意宅地」であると市が判定した宅地の所有者等が復旧工事を行う場合に、工事費用のうち、100 万円を超える額に 10 分の 9 を乗じて得た額を、1,000 万円を限度として助成する。

(4) 緑ヶ丘 4 丁目地区における防災集団移転事業

東日本大震災により大規模な宅地被害を受けた緑ヶ丘 4 丁目地区のうち一部において、地下水位が高く、湧水が見られることや土質状況などから、滑動崩落対策を施しても現地再建が困難と判断される箇所については、災害危険区域に指定し、住宅の新築や増築などを禁止し、移転を促進する。

第 15 節 災害支援活動を支える体制の整備

〔市民局、健康福祉局、都市整備局、消防局、水道局、仙台市社会福祉協議会〕

災害時におけるボランティアやNPO等による支援活動は、被災した市民の生活の安定と再建に重要な役割を果たす。また、災害支援には、直接被災地で活動する支援だけではなく、被災地外で行う支援活動や資金・資機材等の支援を行う活動も含まれる。

災害時に適時適切に支援を得て、一日も早い復旧・復興を図るためには、平常時から関係団体との連携を図り、活動環境や受入れ体制の整備等に努めることが重要である。

災害時における支援活動が円滑に行われるよう、次の取り組みを進める。

1. 災害ボランティアの定義等

(1) 災害ボランティアの定義

災害発生時に、被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援するため、その能力や時間等を自発的に提供する個人又は団体。

(2) 災害ボランティアの区分

職能による区分	
一般ボランティア	専門知識・技術や経験、年齢性別に関係なく、労力・物資・場所・情報等を提供するボランティア
専門ボランティア	手話奉仕員やガイドヘルパー、被災建築物の応急危険度判定士等専門的な知識や技能を活用するボランティア

所属による区分	
個人ボランティア	組織や団体に属さず、個人として活動するボランティア
団体ボランティア	NPO や NGO、企業及び宗教団体等、組織や団体に属し、自らの行動規範で活動するボランティア
後方支援 資金・資機材等の提供	直接被災地で活動する支援ではなく、被災地外で行う支援活動や資金・資機材等の支援を行う活動

2. 市（区）災害ボランティアセンターの体制整備 〔仙台市社会福祉協議会〕

仙台市社会福祉協議会は、平常時には、ボランティアに関する相談、紹介、あっせん及び情報提供を行うとともに、ボランティア育成や参加促進のため、パンフレットの発行や各種研修会の開催等を行う。

災害発生時は、一般ボランティアの受入れ、被災者支援ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整などのコーディネートを行う災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターは、仙台市社会福祉協議会が運営マニュアルを作成して中心となって運営する。市は、災害ボランティアセンターの設置場所の確保、運営に必要な資機材や燃料等の提供及び情報等の提供を行う。

● 仙台市災害ボランティアセンター

関係行政機関やボランティア団体、宮城県災害ボランティアセンターなどとの相互連絡調整、一般ボランティアの受入れ、区・地区災害ボランティアセンターの支援など、本市全体のボランティアの総合調整を行う。また、ボランティアに関する広報や情報の受発信を行う。

● 区・地区災害ボランティアセンター

被災状況に合わせて設置し、被災者の支援ニーズの受付、一般ボランティアの受入れ及び派遣先調整、被災現場へ派遣されたボランティアの支援等を行う。

(1) 災害ボランティアセンター運営スタッフの養成 〔仙台市社会福祉協議会〕

災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるためには、被災者・地域住民・行政機関とボランティア間の調整や支援ニーズの把握などを行う運営スタッフの存在が重要となる。仙台市社会福祉協議会は、関係団体との連携・協働により災害ボランティアセンター運営スタッフの養成を進める。

(2) 災害ボランティアに関する啓発 〔仙台市社会福祉協議会〕

災害時に災害ボランティアによる活動が有効に行われるように、市民に対して、災害ボランティア活動についての理解を深める啓発活動を推進する。

3. 災害支援活動団体等との連携強化〔市民局、仙台市社会福祉協議会〕

災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、連携体制の整備に努める。

(1) 災害ボランティア関係団体とのネットワーク整備

円滑かつ効果的に災害支援活動を進めるためには、行政機関と仙台市社会福祉協議会及び NPO 等支援団体が速やかに相互に情報共有できる体制の整備が必要である。

災害時に支援活動に関する定期的な情報交換等を行う場を設けるほか、相互支援協定を締結するなど、平常時から行政機関と仙台市社会福祉協議会及び NPO 等支援団体とのネットワークを構築する。

(2) 宮城県災害ボランティアセンターとの連携

災害時には、宮城県地域防災計画に基づき設置される「宮城県災害ボランティアセンター」と連携し、必要な場合には関係団体と調整のうえ、スタッフ等を派遣する。

このようなつながりも視野に入れ、平常時から宮城県社会福祉協議会との情報共有等を行い、連携体制を構築する。

(3) 日本赤十字社宮城県支部との連携

日頃から赤十字奉仕団員や赤十字個人ボランティア等に対し、研修・訓練等を通じ、災害ボランティア活動への組織的な活動を行い、災害発生時には、被災者に対する応急救護・復旧等の活動について、その能力、労力、時間等を考慮し、個人又は各団体の技能・特色を活かした活動を行う日本赤十字社宮城県支部と連携・協力がとれる体制を整備する。

(4) 大学、企業等との連携

東日本大震災では、大学ボランティアや企業の従業員等による支援活動も復旧・復興につながる大きな力となりました。こうした力が災害時に発揮されるよう、大学や企業等とのネットワークを検討します。

4. 専門的支援活動をサポートする体制整備〔市民局、健康福祉局、都市整備局、消防局、水道局〕

災害時に、職能団体等による専門的な支援活動が円滑に行われるよう、体制整備等の支援を行う。

(1) 仙台市災害時言語ボランティアの登録・育成（市民局、仙台国際交流協会）

日本語が不自由なため、災害情報を十分に得にくい外国人に対して通訳等を行うボランティアを登録し、研修会の開催や必要な情報提供を行う。

災害時に、ボランティアは市災害対策本部市民部の要請に応じて出動し、仙台市災害多言語支援センター等において市民向けの災害情報の翻訳・通訳や避難所等から入る外国語による問い合わせの電話対応等を行う。

(2) 障害者災害時ボランティア活動への支援（健康福祉局、仙台市障害者福祉協会）

聴覚障害者に対する情報支援や車いす使用者及び視覚障害者に対する外出支援などの活動に従事している専門ボランティア（手話奉仕員及び手話通訳者、要約筆記奉仕員、運転ボランティア、点訳奉仕員、朗読奉仕員、ガイドヘルパー）の協力を得て、災害時においてもその活動が活かせる体制づくりを進める。

(3) 医療ボランティアとの連携（健康福祉局）

大規模災害時に、地域の医療機関や医療救護班に代わり、救護所や医療機関での医療救護活動の実施や、必要とされる場所で随時医療活動にあたる医師や看護師等の活動を支援するため、医療職団体等と連携し、迅速に医療情報や医薬品等が提供できる体制整備に努める。

(4) **被災建築物応急危険度判定士養成の支援**（都市整備局）

地震で被害を受けた建築物の危険性を応急的に判定する被災建築物応急危険度判定士の養成を、平成7年度から宮城県が主体となって取り組んでおり、判定士養成のための講習会の開催について協力する。

(5) **被災宅地危険度判定士養成の支援**（都市整備局）

大地震等により被害のあった宅地の危険度判定を行う被災宅地危険度判定士について、民間団体が主催する判定士のスキルアップ講習会などに講師として参加し、技術力向上を支援する。

(6) **仙台市災害時消防支援協力員の体制充実**（消防局）

大規模地震発生時に消防機関が行う業務の支援活動を行うことを目的に、登録を行った仙台市災害時消防支援協力員（仙台市消防職員0B）に対し、定期的に機器の取扱い等に関する研修を実施するなどして、体制の充実を図る。

(7) **仙台市水道局退職者応援隊の体制の充実**（水道局）

大規模災害時において水道局の行う応急給水活動等を支援することを目的に、登録を行った応援隊員（元仙台市水道局職員）と定期的に情報交換を行うとともに、合同防災訓練を実施するなどして制度の充実を図る。

(8) **仙台市職員退職者団体連合会の体制充実**（消防局）

大規模災害発生時に避難所開設・運營業務等の支援をすることを目的に、仙台市職員退職者団体連合会の会員に対し防災関連の情報提供を行う。

また、避難所開設訓練への参加を呼びかけるなどして体制の充実を図る。

5. 防災・災害支援活動におけるボランティア保険〔市民局、仙台市社会福祉協議会〕

仙台市社会福祉協議会は、ボランティアに対し、事前のボランティア保険への加入について普及・啓発するとともに、保険未加入者については、仙台市（区）災害ボランティアセンターでの登録の際に加入することとし、活動中の事故による傷害等の補償を行えるよう体制を整備している。

また、本市が運営する仙台市市民活動補償制度においては、日常的に防災活動を行っている市民の活動中の事故による傷害や賠償責任について、制度の範囲内で補償を行う。

第 16 節 教育・訓練の推進

〔総務企画局、市民局、消防局、教育局、各局区〕

大規模災害時には、初期消火、避難、救出、応急救護、避難誘導など、人命に関わる応急対策が必要となるが、防災関係機関だけでこれらすべての対応を行うことは、困難が予想される。

そのため、市民や自主防災組織、企業、観光客等に対して、必要な防災情報を提供し、地域の特性に応じた自主防災意識の醸成を図る。

また、災害時の初期行動の留意点、消火、救出救護活動の知識や技術、災害時要援護者への支援協力など基本的な防災知識や技術の普及を図り、市民や企業等の防災知識や防災行動力の向上を図る。

防災関係機関・研究機関等と連携しながら、これらの教育・訓練・啓発等を推進する。また、普及啓発の実施に関しては、災害時要援護者に対し十分配慮して行う。

1. 自助を促進するための啓発 〔市民局、消防局〕

関係局・区は、自助を促進するために、防災関係機関・研究機関等と連携し、防災知識の普及啓発に努める。普及啓発の実施に関しては、市民防災の日、防災週間、防災とボランティア週間等の様々な機会も活用する。

(1) 啓発の方法

- ア 「わが家と地域の防災チェック表」等市民向け防災リーフレットの作成配布（外国語パンフレット等を含む）
- イ 防災講演会の開催
- ウ 防災パネル展の開催
- エ 防災のひろばの開催
- オ 市政だよりへの防災に関する記事の掲載
- カ 区民まつりへの防災コーナーの出展
- キ 地震体験車「ぐらら」の活用
- ク 市政出前講座
- ケ テレビ・ラジオによる広報
- コ 報道機関の協力を得ての広報
- サ ホームページによる広報
- シ 仙台市地震防災アドバイザー・地域地震防災アドバイザーによる広報
- ス 市民センターにおける防災講座等の開催

(2) 啓発の内容

- ア 地震・津波に関する一般知識（地震・津波のメカニズム、本市の地震環境等）
- イ 地震・津波に対する備え（建物の耐震化、ブロック塀の除却推進、家具等の転倒防止対策、食料等の備蓄、非常持ち出し品の準備、災害時の家族との連絡方法、出火防止対策、避難所の確認等）
- ウ 地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき行動（身の安全の確保、火の始末等）
- エ 避難行動に関する知識
- オ 応急処置の方法
- カ 地域における助け合い
- キ 避難所の運営方法
- ク 情報伝達の方法（公衆電話、災害伝言用ダイヤル「171」、通信事業各社が提供する災害用伝言板等）
- ケ 災害時における心身の健康保持
- コ 震災後の出火防止対策
- サ 東日本大震災の記憶

2. 共助を促進するための啓発 【市民局、消防局】

関係局・区は、地域における防災力を高めるために、自助を促進するための啓発と同様に様々な機会をとらえ、共助を促進するための啓発に努める。

(1) 地域の様々な団体・組織等（自主防災組織、町内会など）への啓発

- ア 訓練実施のアドバイス
- イ 防災研修会の開催
- ウ 自主防災組織を活性化するための地域防災リーダーの養成
- エ 各自主防災組織が協力して大きな力を発揮することが出来るよう、自主防災組織の連合化の促進
- オ 自主防災組織と学校・社会福祉協議会等地域組織との連携

(2) 企業への啓発

- ア 企業内備蓄を促進するための啓発
- イ 大規模災害発生時に従業員を直ちに帰宅させないことの啓発（帰宅困難者対策）
- ウ 大規模災害発生時に市民・利用客等の避難者を一時的に受け入れてもらうことの啓発
- エ 地域に対し可能な範囲で手伝いを行っていただくことの啓発
- オ 企業において自主的に防災対策を進めることができるよう、防災チェック表の作成配布

3. 防災学習施設の整備 【消防局】

市民の防災知識及び行動力を高めるため、市民防災学習施設等の整備について検討を行う。

4. 学校における防災教育 【消防局、教育局】

児童生徒の地震災害に関する知識を深め、災害への対応力を高めるため、防災関係機関・研究機関等と連携し、学校教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階や学校等の実態、地域の特性に応じた防災教育を推進する。

- (1) 学校教育活動全般を防災の観点から見直し、関連付け、防災教育として再構築
- (2) 教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動などに関連付けた全体計画、年間指導計画の作成
- (3) 副読本の活用、指導内容・方法の工夫
- (4) 「自分づくり教育」との関連を図り、地域のために行動する活動場面の設定
- (5) 地域との連携強化
- (6) 多様な場面を想定した避難訓練、引渡し訓練、集団下校訓練等の実施
- (7) 家庭との連携強化
- (8) 児童生徒が自分自身で身の回りの防災対策を行うことができる防災チェック表の作成配布

5. 市職員への教育 【総務企画局、消防局、各局区】

全局・区は職員の災害対応能力を高めるために、体系的・計画的な職員の教育に努める。

- (1) 研修・訓練の実施 (「第18節 災害応急体制の整備」P.130 参照)
- (2) 平時から行政(職員)・地域団体・施設管理者の顔の見える関係の構築
(「第9節 避難所運営体制の整備」P.93 参照)
- (3) 職員の継続的な人材育成及び災害対応ノウハウの確実な継承

6. 防災訓練〔消防局、各局区〕

(1) 仙台市総合防災訓練

仙台市総合防災訓練等の取扱要綱に基づき、次の訓練を実施するものとする。

また、訓練後において訓練内容の評価を行い、課題等の把握に努め、必要に応じ応急体制の改善、地域防災計画の見直し等を行う。

(資料編:P. 「仙台市総合防災訓練等の取扱要綱」参照)

ア 6.12 総合防災訓練

大規模災害発生時における迅速かつ的確な応急対策を確保するとともに、個人、地域、行政が自らの備えや役割を確認し、防災意識の高揚を図ることを目的として、実践的な訓練を実施する。

イ 災害情報収集伝達訓練

大規模災害時における必要情報の収集伝達手法等に習熟することを目的として、各局及び区の職員を対象に、各局及び区内の応急対策を含めた一定の被害想定のもと、関連部局等への必要情報の収集伝達訓練を実施する。

ウ 防災関係機関との協力体制

大規模災害等に対処するため、防災関係機関相互の協力体制を確立し、緊急時における迅速かつ的確な対策を確保する。

また、日頃から顔の見える関係を構築する。

(2) 防災訓練への市民の参加促進

災害時の行動力を身につけるためには、災害を想定した現場に身をおき、実際に行動する訓練を積み重ねることが必要である。

このため、関係局・区は、総合防災訓練に一人でも多くの市民が参加するよう積極的に呼びかけるとともにより多くの市民が参加できるよう、開催日や開催時間の設定、訓練内容の検討を行う。

(3) 防災機関等が行う防災訓練

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、防災訓練の実施に努める。関係局・区は、関係機関が行う防災訓練に積極的に参加、協力する。

また、平時において効率的な訓練が実施できるよう関係機関と情報交換を行うよう努める。

(4) 地域団体等が行う防災訓練

関係局・区は、地域団体等が行う防災訓練に積極的に参加、協力して、顔の見える関係の構築に努める。

第 17 節 災害に強い街づくり

〔環境局、都市整備局、建設局、教育局〕

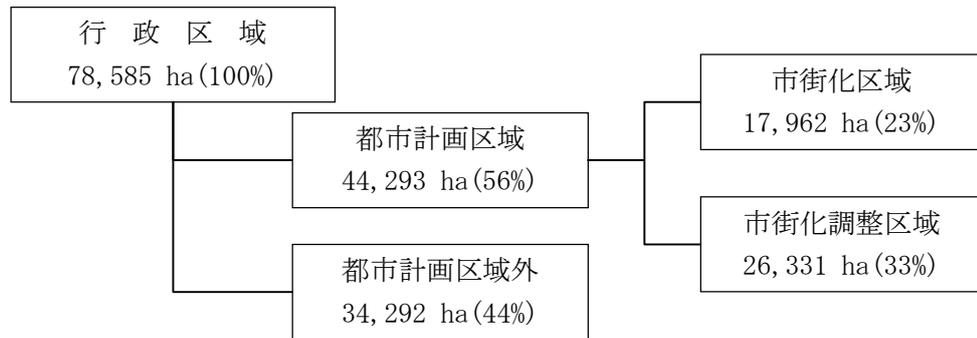
本節では、都市の防災機能の向上、計画的かつ良好な市街地形成を目標とし、今後更に災害に強い街づくりを進めるために必要な施策について定める。

1. 都市計画法に基づく防災化の推進 〔都市整備局〕

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、現在の仙台市の都市計画は昭和 45 年 7 月に仙塩広域都市計画区域として決定したものを基本としており、その指定状況は次のとおりである。

(1) 指定状況

ア 都市計画区域・市街化区域(平成 24 年 10 月 1 日現在)



イ 地域地区

① 用途地域

(資料編：P. 「都市の防災化関連資料」参照)

② 防火地域及び準防火地域

市街地において、建築物の耐火性能を向上させ、火災による延焼拡大を阻止することを目的に指定しており、これらの指定地域内においては、建築基準法において建築物の階数、延べ床面積に応じて構造制限を受け、耐火建築物、準耐火建築物にしなければならない。

現在、防火地域は都心商業地域、泉中央地区、あすと長町地区、最低限高度地区指定区域等において指定されており、準防火地域は防火地域以外の商業地域、近隣商業地域と準工業地域及び都心周辺の住宅地等において指定されている。

防火地域	257 ha
準防火地域	3,913 ha
計	4,170 ha

都市計画は都市構造やまちづくりの基盤となるものであり、今後も更に都市の防災性の向上を図るため、必要な地域地区の指定や都市施設の整備、市街地開発事業等を推進していく。

2. 地震・火災等対策関連事業の推進 【環境局、都市整備局、建設局】

地震・火災等に強い都市構造への転換を図るため下記の事業を推進する。

(1) 道路整備事業

道路は都市活動を支える根幹的施設であり、震災時には、避難、救援・救護の消防活動等に重要な役割をなし、また、火災の延焼防止等のオープンスペースとしての機能も有している。

このため、防災効果の高い都市計画道路を重点に幹線道路の整備を進め、ネットワークとしての拡充を図ることとしている。

更に、既存の道路・橋梁についても緊急輸送道路等として防災対策上重要な位置づけにあるものから計画的に総点検を行い、必要に応じて補強等防災対策を講じる。

また、密集市街地で消火活動等が困難な地域においては、消火活動が円滑に行えるように、狭隘道路の拡幅、隅切り確保等を推進する。

ア 都市計画道路の整備

平成 24 年 10 月 1 日現在

	A 計画決定	B 整備済	進捗率 B/A	C 事業中	着手率 (B+C)/A
道路延長	489.14km	348.28km	71.2%	24.08km	76.1%

イ 道路防災対策

平成 8 年度及び 18 年度に実施した道路防災総点検において、対策が必要とされた箇所について、年次計画に基づき対策工事を実施するとともに、経過観察が必要とされた箇所について監視を続け、通過車両の安全を確保し、道路の安全性・信頼性を高めていく。

事業目標	平成 23 年度末	平成 24 年度以降
要対策箇所	125 箇所	34 箇所
要監視継続箇所	200 箇所	14 箇所
		91 箇所
		186 箇所

ウ 橋梁震災対策

阪神淡路大震災の発生以降、主要な橋梁の耐震性を調査確認し、耐震補強の必要な橋梁について、災害発生時の救助活動及び物資輸送等に必要な路線（緊急輸送道路）の通行確保のために必要性の高いものから、順次耐震補強工事を実施している。

事業目標		平成 23 年度末	平成 24 年度以降計画
落橋防止対策	146 橋	100 橋	46 橋
橋脚耐震化	114 橋	28 橋	86 橋

注：落橋防止対策と橋脚耐震化とを重複して実施する橋梁は 37 橋

エ 電線類地中化対策

交通安全や景観向上のみならず、地震や台風時の災害にあっても、電柱の倒壊や電線の切断などの被害を未然に防止し、防災施設としての道路の通行と電気・通信の安定供給確保に重要な役割を担う事業である。

事業内容	平成 23 年度末現在	平成 24 年度以降
電線類地中化の状況	49,085m	1,196m

(2) 公園整備事業

都市公園は、都市の骨格を形成し良好な地域づくりに寄与するとともに、レクリエーションの場や災害発生時の避難・救援活動の場など多くの複合した機能を有する都市の根幹的施設である。

東日本大震災においては、上記機能のみでなくボランティアセンター、応急仮設住宅の建設用地、ごみ・がれき類の一時集積場等として、市街地内の貴重なオープンスペースとしての機能も発揮している。

このように、防災上の観点からも身近な公園の果たす役割が認められていることから、従来からの広域避難地となる都市公園の整備のほか、身近な一次避難地（地震災害時において主として近隣の住民が避難する公共空地であって、面積 1 ヘクタール以上のもの）となる公園等の整備も積極的に進めていく。

ア 都市公園の現況

平成 24 年 4 月 1 日現在

	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
個所数	429	230	198	427	352	1,636
面積 (ha)	429.8	160.3	113.6	201.5	397.8	1,303.1

※ 宮城野区には県営公園 1 箇所 21.0 ha を含む。

イ 都市公園のうち、広域防災拠点(海岸公園)、広域避難地及び一次避難地

区 分	広域防災拠点 (50 ha 以上)	広域避難地 (10 ha 以上)	一次避難地 (1 ha 以上)
箇 所 数	1 公園	34 公園	120 公園
平成 23 年度末 整備対象面積	95.5ha	1,215.7ha	331.8 ha

(3) 市街地再開発事業、土地区画整理事業等面的整備事業

ア 市街地再開発事業

この事業は、都市再開発法に基づき、細分化された敷地に老朽建築物が建ち並んでいるなど防災上課題がある市街地において、建築物の共同建替えと、街路・公園などの公共施設やオープンスペースの整備を一体的に行うことにより、災害に強い市街地の形成と土地の高度利用を促進し、快適で安全な都市環境を創出する防災上有効な事業である。

イ 優良建築物等整備事業

この事業は、優良建築物等整備事業制度要綱に基づき、木造密集市街地等において、敷地・建物の共同化・空地の確保等を行うことにより、市街地環境の整備改善と防災性の向上を促進し、快適で安全な都市環境を創出する防災上有効な事業である。

ウ 土地区画整理事業

この事業は、土地区画整理法に基づき、木造建築物が密集している防災上課題がある市街地において、道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備することにより、震災や火災による避難路・延焼遮断空間の確保や倒壊・焼失等危険性の高い老朽建築物の更新を促進し、快適で安全な都市環境を創出する防災上有効な事業である。

(資料編：P. 「都市の防災化関連資料」参照)

(4) 特殊建築物等の防災対策

災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第 12 条第 1 項に規定する特殊建築物等について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と啓発を図る。

(5) 特殊建築物等、建築設備等の維持保全対策

建築基準法第 12 条第 1 項に規定する特殊建築物等及び同条第 3 項に規定する昇降機及び建築設備等の定期調査報告の結果から、建築基準法第 8 条に基づく維持保全が適正に行われるよう、改善指導を行う。

- ※1 「特殊建築物」：劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物
- ※2 「建築設備等」：換気設備（中央管理方式の空調設備に限る。）、排煙設備（排煙機を有する排煙設備に限る。）、非常用の照明装置（蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る。)

(6) 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進

市が耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路において、地震発生後の緊急車両等の通行を確保するため、当該道路沿線に建っている一定の条件を満たす建築物の所有者に対して、耐震診断費用の一部助成を行う。（助成期間：平成 18 年度～平成 27 年度）

(7) 非常時のエネルギーの自立性向上について

発電事業を行っている清掃工場において、非常時に電気自動車などへの電力供給源となるよう施設整備の検討を進める。

3. 文化財保護のための予防措置等 【教育局】

指定・登録文化財の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、日頃から文化財の現状を把握し、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

教育委員会は、災害発生時に適切な協力体制が図れるよう、指定・登録文化財の所有者等及び関係機関等と日頃から情報共有に努める。また、未指定も含め文化財の現地調査を実施した際には、必要に応じて所有者等に災害に係る予防措置等の指導・助言を行うとともに、あらゆる機会をとらえ防災知識の普及啓発に努める。

(1) 指定・登録文化財に係る基本情報の集約

教育委員会は、最新の基本情報（所有者等及び連絡先、文化財の位置及び分布・保管状況、写真・大きさなど識別が可能な程度の情報）を常に確認できるようにしておく。また、県など関係機関等との情報共有に努める。

(2) 指定・登録文化財の現状把握及び維持管理

ア 教育委員会が行う文化財等の現状把握及び維持管理への指導等

教育委員会は、文化財等の現状把握及び適切な維持管理に係る指導・助言を行うとともに、補助制度などにより、災害に係る予防措置等の推進や支援に努める。

イ 所有者等が行う文化財等の現状把握及び維持管理

所有者等は、日常点検により文化財等の通常状況を把握し、修理や環境整備など必要な措置を講ずることによって、文化財等の適切な維持管理に努めるとともに、見学者の避難経路の表示や安全確認に留意する。また、文化財等の状況について教育委員会と情報共有を図り、災害発生時において迅速な行動がとれるよう備える。

第 18 節 災害応急体制の整備

〔各局区〕

地震等の災害発生時に、混乱を回避し、被害を最小限にとどめるためには、危機管理という観点から平常時とは異なった組織体制のもと、迅速な災害応急対策を実施する必要がある。

そのためには、災害対策本部機能の強化を図るとともに、職員に対し日頃から研修・訓練を実施することが不可欠である。

本節では、迅速かつ効果的な災害応急対策を実施するために本市が行うべき災害対策本部をはじめとする組織体制の整備等について定める。

1. 危機管理監の設置と危機管理体制の強化 〔総務企画局、消防局〕

危機発生時には、本市の組織が一体となり、全庁職員が一丸となって対応できる組織づくりを進める必要がある。そのため、本市では、危機管理に係る総合的な企画や実践に関する権限を持つ危機管理監を置いている。

地震等の同時多発的、広域的な自然災害も本市における危機の一態様であり、地域防災計画についても、危機管理という観点から常に見直しを図るとともに、それぞれの個別計画における危機管理監の権限と役割の明確化を図る。

2. 組織体制の整備 〔各局区〕

地震など突発的な災害の発生を考慮し、仙台市地震災害対応マニュアルを策定するとともに、必要に応じ災害対策活動体制の見直しを図るなど、より実践的な組織体制の整備を図る。

また、災害対応に必要な人員配置について、検証、調整していく。

3. 動員・連絡体制の整備 〔各局区〕

夜間、休日等における緊急事態も考慮した職員の動員及び連絡体制の強化を図る。

4. 災害対策本部機能の強化 〔消防局〕

(1) 市災害対策本部機能の強化

市災害対策本部事務局に、非常時の情報収集、伝達機能をはじめ、本部の運営に必要な無線、有線等の通信機器、図面等の整備を図り、市災害対策本部機能の強化を図る。

(2) 区災害対策本部機能の強化

区災害対策本部事務局を置く区役所に、非常時の情報収集、伝達機能をはじめ、本部の運営に必要な無線、有線等の通信機器、図面等の整備を図り、区災害対策本部機能の強化を図る。

5. 防災実施計画の策定〔各局区〕

災害応急対策の円滑な実施を図るため、各局及び区の主管課は、各局及び区の実施する防災対応業務を把握（所管業務と所管課の把握）するとともに、あらかじめ人員の参集体制や災害応急体制を記した防災実施計画を作成し、危機管理監に報告する。

防災実施計画は、毎年検討を加え、必要がある場合は、これを修正する。

（資料編：P. 「仙台市災害対策本部運営要綱」）

(1) 計画に盛り込むべき事項

- ア 災害時の組織及び任務
- イ 職員の配備計画（非常時の連絡フロー図含む）
- ウ 所管任務に係る活動計画（フロー図含む）
- エ その他災害応急対策に必要な事項

(2) 報告

計画は、毎年4月1日現在をもって見直しを行い、速やかに危機管理監に報告する。

(3) 危機管理監の指導及び助言

危機管理監は、必要に応じ、各局及び区の作成する防災実施計画に関し、指導及び助言を行う。

6. 事業継続計画の策定〔総務企画局〕

大規模な災害等が発生した場合には、庁舎等市役所自体も被災し、人、施設・設備、物、情報、ライフライン等の利用できる資源にも制約を受け、行政機能の低下が予想されるが、災害対応業務や災害対応中であっても休止することにより市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は、継続して実施することが求められる。

このため、災害対応業務や優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施できるよう、あらかじめ事業継続計画を策定し、防災実施計画に反映させる。

7. 燃料確保体制の整備〔経済局、消防局〕

災害時の燃料不足に対応するため、関連機関との情報共有、民間企業との協定締結等を推進するなど、燃料供給ルートの多重化を図る。また、災害発生時に燃料の確保に関する業務を円滑に実施するため、災害時の燃料確保対応マニュアルを策定することにより、燃料確保体制の整備を図る。

（資料編：P. 「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）

8. 情報システムの整備〔総務企画局〕

各種応急対策業務を迅速かつ効率的に実施するため、情報システムを整備するとともに、必要な情報処理機器について、災害発生後早期に確保できる体制を整備する。

9. 災害応急対策に係る事前調整 [各局区]

各局及び区は、災害発生後迅速に災害対応や応急復旧等に対応するため下記に示す災害対応マニュアルや事前計画書を作成する。

(1) 時系列シナリオの作成

災害発生直後から初動期（概ね24～72時間程度）を経て復旧期に到るまでの災害応急対策を時系列に整理し、食料・物資の供給や緊急輸送の実施など災害応急対策相互の関連や各局及び区の行うべき事務・事業及び必要とする人員等を明確にする。

事前に検討が必要なものとして次のものがあげられる。

- ア 災害種別に応じた業務内容の把握（フロー図含む）
- イ 役割分担と人員の配置
- ウ 関係機関との連絡方法
- エ 災害対応マニュアルの作成
- オ その他

(2) 土地・建物等の利用等に係る事前計画の作成

災害発生直後の混乱を防止し、円滑な応急対策を実施するため、災害発生直後から必要となる土地・建物等のニーズを事前に把握し、事前計画書を作成する。また、随時、その内容を見直す。

事前調整が必要なものとして次のものが想定される。

- ア ライフライン復旧等に係る他都市及び公共機関の応援隊の宿营地、資材置き場
- イ 震災ごみの仮置き場
- ウ 住宅応急対策

10. 職員に対する研修・訓練の実施 [総務企画局、消防局]

(1) 研修・訓練の基本方針の策定

職員等の災害対応能力を向上させ、的確な行動に結びつけることを目的に、災害時にそれぞれ割り当てられる役割に応じた実践的な研修・訓練を実施するため、研修・訓練の体系化を図り、その基本方針を策定する。

(2) 研修・訓練実施の考え方

ア 知識や心得の付与を目的とした会議形式の研修のほか、機器取扱い訓練、イメージトレーニングや図上演習など、その目的に応じ最も効果的な手法で実施する。また、研修・訓練の実施後は、その効果の測定を行い、内容及び手法の改善を図る。

イ 人事異動、通常業務の繁忙などを考慮し、計画的な実施を行う。

ウ 本市のみでは対応困難な大規模な災害を想定し、必要に応じ、防災関係機関と合同の訓練を実施することにより、組織の災害対応能力の向上を図る。

(3) 研修・訓練の内容

防災研修・避難所運営研修・災害対応シミュレーション研修や地域防災計画の実証訓練その他の必要な研修・訓練を実施する。

第 19 節 応急対応体制の整備

〔各局〕

本節では、応急対応体制として、主として防災拠点の整備について定める。

1. 防災拠点の整備 〔各局〕

地震等災害時において、応急災害対策活動や避難を適切に進めるには、市役所等の災害対策の中枢を担う施設、指定避難所等の避難者収容施設、物資集配拠点等、それぞれの活動の拠点となる施設が機能を十分に発揮し、併せて、拠点間の連携が円滑に行われる必要がある。防災拠点となる施設については、耐震化、災害備蓄の拡充、非常用電源の整備や燃料確保体制野整備の推進に加え、物資配送・情報伝達機能の強化等、体制整備やシステムの構築を推進する。

関連項目

「第 1 節 避難体制の整備」 P. 65

「第 4 節 情報通信体制の整備」 P. 75

「第 11 節 物資・資機材等確保体制の充実」 P. 99

「第 13 節 建築物等の安全化」 P. 105

「第 17 節 災害に強い街づくり」 P. 125

「第 18 節 災害応急体制の整備」 P. 130

2. 広域的防災拠点の整備 〔消防局〕

東日本大震災の教訓を踏まえ、大災害に対応しうる備蓄・補給体制、広域輸送拠点としての機能のほか、情報収集・伝達、指揮・命令、緊急消防援助隊等のベースキャンプといった中核的機能等を備えた広域的防災拠点の整備に向け、国等と連携した取り組みを推進する。

第 20 節 応援体制の整備

〔各局〕

災害が発生し、被害が甚大かつ広範囲に及ぶ場合、本市のみでの各種応急対策の実施は困難であるため、他の地方公共団体や民間団体等の協力を得て災害対策を実施する必要がある。

このため、あらかじめ関係団体と応援協力協定を締結するなど応援体制の構築に努めるとともに、防災訓練等の実施を通して協定内容等の実効性について常に検討を行い、見直しを図ることが重要である。

本節では、応援協力体制の整備について定める。

1. 相互応援体制の強化

(1) 応援協定等の整備

地方公共団体に対する応援要請については、災害対策基本法等により、基本的な事項が定められているが、より迅速かつ円滑な応援を確保するため、相互応援協定等を締結し、その実効を期する。

また、災害対策上必要と考えられる事項について、応援要請を待たずに自主的な応援ができることとするなど、実効性に配慮した民間団体等との新たな協定を締結し、協力体制の構築に努める。

(2) 情報伝達体制の整備

応援要請に際して有線回線が使用できなくなることを想定し、関係機関との連絡を確保するための無線通信設備の整備を進める。

2. 応援体制の検証等

既に締結している応援協定等については、適宜内容の見直しを図り、必要に応じ、修正を加えていく。

また、関係機関との各種訓練開催時においては、応援要請や要請に基づく実動訓練を実施し、応援体制の実効性を検証・検討するとともに、定期的な情報交換を行う。

さらに、本市周辺地域を包括的に災害対応する自衛隊等の関係機関との連絡調整を図り、協力体制を確立しておく。

3. 応援要請及び受入れ体制

応援要請は機を失せずに行い、応援部隊等の受入れにあたっては、災害現場での活動計画、物資提供等について、別に定める受援計画に基づき、コーディネート体制を含めてあらかじめ受入れ体制等の調整を図っておき、実効性のある活動を期する。

4. 応援協力に関する協定等

(1) 自治体相互応援協力

ア 21 大都市災害時相互応援に関する協定

① 概要

東京都及び政令指定都市は、大規模な災害が発生し被災都市のみでは十分な応急措置が実施できない場合、21 大都市が相互に救援協力し、応急措置が円滑に実施できるよう協定を締結している。

なお、下水道事業及び災害救助業務については、それぞれ覚書等を定めている。

② 応援の種類

- a. 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- b. 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- c. 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- d. 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- e. その他特に要請があった事項

イ 東北地区六都市災害時相互応援に関する協定

① 概要

東北六県の県庁所在都市は、大規模な災害が発生し被災都市のみでは十分な応急措置が実施できない場合、六都市が相互に救援協力し、応急措置が円滑に実施できるよう協定を締結している。

なお、応援事務を迅速かつ円滑に遂行するため、被災都市と応援都市との間の総合調整等を行う応援調整都市を定めている。

② 応援の種類

- a. 食糧、飲料水及び日用品など生活必需物資の提供
- b. 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- c. 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣及び航空機、車両等の提供
- d. その他特に要請のあった事項

ウ 自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市災害時相互応援に関する協定

① 概要

自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市（新潟市、仙台市、島原市、墨田区、静岡市、福井市、釧路市）は、大規模な災害が発生し被災都市のみでは十分な応急措置が実施できない場合、加盟都市が相互に救援協力し、応急措置が円滑に実施できるよう協定を締結している。

(資料編：P. 「自治体との相互応援協定に基づく連絡担当部局」参照)

エ 県内市町村応援協定

本市内に被害が集中し、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合、宮城県対策本部地方支部を通じ県内市町村に応援要請を行うものとする。

オ その他の協定等

各種応援協定等に基づき、応援が必要と認めるときは、他都市・関係機関等へ応援要請を行うものとする。

(2) 自治体との応援協定連絡担当部局・自衛隊の派遣要請連絡先および担任地

(資料編：P. 「自治体との相互応援協力に基づく連絡担当部局」参照)

(3) 自衛隊災害派遣要請等様式

(資料編：P. 「自衛隊災害派遣要請等様式」参照)

(4) 民間団体等との応援協力

広報活動、食料等物資の供給、その他の応急措置について、民間団体との協定等を締結するとともに、受入れ体制を整備する。

また、日本国内に拠点（支部）を持つ NGO 等と協定等を締結し、支援受入れ体制を整備する。

(資料編：P. 「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)

第 21 節 ライフライン施設の災害予防

本節では、市民生活にとって欠くことのできないライフラインについて、災害時の被害を最小限にとどめ、安定した供給や役務の提供を確保するための施設の耐震化をはじめとした防災体制の強化に関連した諸施策について定める。

1. 電力施設〔東北電力株式会社仙台営業所〕

(1) 設備の耐震化

ア 水力発電設備

- ① ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計を行う。
- ② 水路工作物並びに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地震震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。
- ③ その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動等を勘案するほか、技術基準に基づいて行う。
- ④ 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ 火力発電設備

- ① 機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて耐震設計を行う。
- ② 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

ウ 変電設備

- ① 機器の耐震設計は、変電設備の重要度、その地域の予想される地震動等を勘案するほか、技術基準に基づいて行う。
- ② 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

エ 送電設備

① 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中電線路

終端接続箱、給油装置については耐震対策指針等に基づき設計を行う。

洞道は、標準示方書等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継ぎ手や管路を採用するなど耐震性を考慮した設計とする。

オ 配電設備

① 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継ぎ手や管路を採用するなど耐震性を考慮した設計とする。

カ 通信設備

屋内外に設置する装置については、(社)日本電気協会が定める「電気保安通信規定」における「電力保安通信設備の地震対策」に基づいて耐震設計を行う。

(2) 通信設備の確保

可搬型電源、衛星通信設備（可搬型）、移動無線機等の活用により、通信連絡を確保する。

2. 電信・電話施設等〔東日本電信電話株式会社宮城支店〕

(1) 電気通信設備等の耐震化等

地震に備え、主要な電気通信設備等について耐震対策を推進する
バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(2) 津波警報、避難指示灯の伝達体制の整備

ア 津波情報伝達の迅速化、確実化

気象業務法に基づき、気象庁から津波警報の通知を受けたときは、直ちにその津波警報を関係市町村に対し迅速、確実な警報伝達に努める。

イ 津波警報伝達等点検の実施

津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関との津波警報伝達点検を実施し、伝達漏れの防止等を図る。

3. ガス施設〔ガス局〕

(1) 原料受入ラインの複数化

海上輸送方式によるLNGとパイプラインによる天然ガスとの2種類の原料受入ラインを確保するとともに、パイプラインの受入地点の複数化を進める。

(2) 港工場の津波対策

港工場について、今後の津波の想定規模の見直し等を踏まえ、必要な津波対策を講ずる。

(3) 施設の耐震化

ガス事業法及び一般社団法人日本ガス協会発行が定める各種耐震設計指針に基づき、下記を中心に施設の耐震化を推進する。

ア 中圧の鋼管の接合は溶接を行う。

イ 低圧本支管、供給管及び内管にポリエチレン管を使用する。

ウ 経年管の入替を推進する。

(4) 供給監視システムの充実と供給ブロックの最適化

ガスの供給状況を24時間体制で集中監視するとともに、災害発生時において、遠隔操作により速やかな対応を実現させるため、供給監視システムの充実を図る。また、供給停止地区を最小限度にとどめ、迅速に復旧できるよう供給ブロックの適切な維持管理を行う。

(5) マイコンメーターの普及促進

マイコンメーターの設置を推進し、家庭用については完全普及に努める。

(6) 広報活動

通常時ガス局が発行する「くらしの炎」、「ガス使用の手引き」等を利用し、地震時のガス使用禁止、マイコンメーターの復帰方法及び緊急連絡先の広報に努めるほか、緊急時には、報道機関に協力要請しこれらの内容のビデオ放送を行う。

4. 液化石油ガス施設 [消防局]

液化石油ガス販売事業者に対し、保安の確保に関する指導に努めるとともに、保安教育の徹底を指導し災害の防止に努める。

5. 水道施設 [水道局]

災害発生時における被害範囲を最小限にとどめるため、水道施設の耐震化や異なる水系間における水道水の相互融通などの水運用機能の強化を図るとともに、断水などの被害が生じた場合に円滑な応急給水が可能となるよう、拠点給水施設の整備を進める。

(1) 水道施設の耐震化

ア 基幹施設の耐震化

水道施設の中でも被災した場合の影響が大きい、浄水場や配水所などの基幹施設の耐震化を進める。

イ 管路の耐震化

配水幹線や老朽化した管路などを、耐震性の優れた管種に更新する。特に、医療機関への配水経路を確保するため、災害拠点病院などへの管路を優先的に耐震化する。

(2) 水運用機能の強化

ア 配水幹線の整備

配水経路の多系統化や水道水の相互融通機能の充実を図るため、主要な配水経路同士をつなぐ配水幹線を整備する。

イ 配水ブロックの再編成

適正な水量と水圧の管理、災害時の影響区域の縮小化などを図るため、配水ブロックの再編成を引き続き進める。

ウ 単独配水区域における災害対策の検討

宮城県仙南・仙塩広域水道の単独配水区域における効果的かつ効率的な災害対策について検討を進める。

(3) 拠点給水施設の整備

ア 応急給水栓の設置

指定避難所である小中学校等に応急給水栓を設置し、より多くの場所で応急給水ができるようにする。また、より効果的な応急給水栓の設置に向けた検討を進める。

イ 配水所への緊急遮断弁の設置

主要な配水所に緊急遮断弁を設置し、破損した管路からの水道水の流出を防止するとともに、配水池の貯留水による応急給水を可能とする。

6. 下水道施設 【建設局】

(1) 下水道施設の耐震化

下水道施設は水道、電気等の供給系ライフラインとは異なるが、受容系のライフラインとして市民生活を支える基幹的施設である。

地震による下水道の機能低下・停止は、快適な都市生活を破壊し、直接市民に深刻な影響を及ぼす。また、未処理下水の溢水などで公共用水域に対する環境被害を発生させる。このような事態の発生を防ぐため、大地震による災害発生時においても、衛生確保の観点から必要とされる下水道の機能を確保できる、災害に強い都市基盤の形成が求められている。

本市は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、「防災機能の向上」を図るため、次のような方策を講じる。

ア 施設の耐震診断

「重要な幹線等」に位置づけられる下水道管、ポンプ場、浄化センター等の根幹的施設について、耐震診断を引き続き実施する。

イ 施設の耐震能力の強化

新設する施設については、耐震基準に基づき、施設の重要度に応じた耐震性を備えたものにする。

既設の施設については、耐震診断の結果を踏まえ、下水道施設の重要度・施設規模・地域特性等を考慮し、計画的に耐震補強対策を進める。

ウ 下水道施設のネットワーク化などの検討

下水道施設の相互補完を目的として、バイパスルートの確保や処理施設間などのネットワーク化を検討する。

エ 下水道事業情報システムの構築

市民サービスの向上や施設全体の適正かつ効率的な管理を図るため、またライフライン管理機能の強化や災害時における機能の確保を目的に、下水道事業に係る様々な情報をデータベース化した「下水道事業情報システム」を構築している。

下水道事業情報システムは、下水道管きょ埋設情報を扱う「下水道GISシステム」とポンプ場、浄化センター等の設備情報及び運転情報を扱う「設備管理システム」及び財務情報等を扱う「下水道基幹システム」から構成されている。

システムの充実を図ることにより、被災時にはデータ化された各種情報を基に、災害復旧資料の早期作成や機能低下影響区域の迅速な判定及び応急対策の規模、優先順位の判定等に利用する。

下水道事業情報システムを構成している各システム間における連携・連動機能の充実を図っていく。

また、システムのデータについてはバックアップの遠隔地保管以外に、複数セクションでの保管などを行い被災による危険の分散を図る。

(2) 下水道施設の津波対策

東日本大震災に伴う津波によって、沿岸部に立地する下水道施設は、設備の水没や流出、処理槽や水路へのがれきの流入などにより機能停止に陥り、また、復旧にも長期間を要する甚大な被害を受けた。

この経験を踏まえ、人命の保護と下水道機能の維持を目的に、津波に対する減災対策を講じる。

ア 人命の保護

南蒲生浄化センターは広大な敷地を有することから既存の管理棟や新設する水処理施設のポンプ棟や避難塔など、東日本大震災に伴う津波の高さより高い建屋を津波から逃げるための避難拠点とする。

また、沿岸部にある下水道施設について、職員や作業員に加え、近隣にいる市民などの避難施設としての活用を検討する。

イ 施設の津波対策の強化

東日本大震災に伴う津波の高さを基準として、施設の更新や新設にあわせ、建屋の開口部をできるだけ閉塞する（設けない）、防水性の高い扉にする、施設を嵩上げするなど津波への防災機能を強化する。

(3) 資機材の整備・調達

緊急調査及び緊急措置に必要な資機材を計画的に備蓄・整備するとともに、他都市や業者などから速やかに調達できるよう体制を整えておくものとする。

仙 台 市 地 域 防 災 計 画

【地震・津波災害対策編】

（中間案）

目次

第1章 自助・共助

市民・地域が行政と協働して行う災害対応

【市民の命を守る】

第1節 地震による被災をふせぐ	1
第2節 災害情報を入手する	3
第3節 適切な避難行動を行う	5

【市民の命をつなぐ】

第4節 自主防災組織で活動する	10
第5節 災害時要援護者を支援する	12
第6節 避難所を主体的に運営する	14
第7節 物資の円滑な供給に協力する	20
第8節 交通・ライフライン等に関わる情報を入手する	21
第9節 広聴相談を利用する	23
第10節 災害支援のために活動する	24
第11節 生活の復旧・復興に関する支援を利用する	25

第2章 公助

第1節 応急対策の流れ	27
第2節 災害対策活動体制	29
第3節 職員の配備・動員計画	39

市民と協働して行う災害対応

【市民の命を守る】

第4節 避難計画	44
第5節 津波災害応急計画	52
第6節 帰宅困難者対策	61
第7節 災害情報の収集伝達計画	62
第8節 災害広報・広聴計画	71
第9節 救急・救助計画	77
第10節 医療救護・保健・防疫計画	79
第11節 消防活動計画	90

【市民の命をつなぐ】

第 12 節 避難所運営計画	93
第 13 節 災害時要援護者への対応計画	102
第 14 節 物資供給計画	106
第 15 節 緊急輸送計画	112
第 16 節 廃棄物処理計画	118
第 17 節 二次災害の防止	125
第 18 節 災害支援活動のサポート	132

行政における災害対応

第 19 節 燃料確保・供給計画	136
第 20 節 災害救助法適用計画	139
第 21 節 行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画	143
第 22 節 応援協力要請（受援）計画	147
第 23 節 交通規制計画	155
第 24 節 応急公用負担	158

市民生活を取り戻す社会基盤の復旧

第 25 節 文教対策計画	160
第 26 節 応急給水・水道復旧計画	165
第 27 節 電力施設災害応急計画	169
第 28 節 電気通信施設災害応急計画	171
第 29 節 ガス施設災害応急計画	172
第 30 節 下水道施設災害応急計画	174
第 31 節 交通施設災害応急計画	176
第 32 節 JR 鉄道施設災害応急計画	178

被災から立ち上がる生活再建支援

第 33 節 住宅応急対策計画	181
第 34 節 農林水産業対策計画	189
第 35 節 民生安定のための緊急措置に関する計画	191
第 36 節 公共施設等の災害復旧及び財政援助の確保	205
第 37 節 復興に関する計画	208

仙台市地域防災計画の策定及び修正等の状況

昭和 39 年 9 月	策 定
昭和 47 年10 月	全面修正〔地震対策〕
昭和 51 年 3 月	一部修正〔避難所の指定〕
昭和 58 年 3 月	全面修正
昭和 60 年 2 月	一部修正〔林野火災・津波・海上災害対策〕
昭和 63 年 2 月	一部修正
平成 2 年 3 月	全面修正〔災害対策本部の設置と運営・非常配備計画・災害情報の収集伝達計画・津波対策〕
平成 4 年 3 月	全面修正〔地震災害対策編及び風水害等災害対策編の二編構成〕
平成 9 年 4 月	全面修正〔地震災害対策編〕
平成 10 年 3 月	全面修正〔風水害等災害対策編〕（災害種別対策計画の策定）
平成 15 年 4 月	一部修正〔地震災害対策編〕（本編と附属資料編に分冊）
平成 17 年 4 月	一部修正〔風水害等災害対策編〕（本編と附属資料編に分冊）
平成 19 年 3 月	一部修正〔地震災害対策編及び風水害等災害対策編〕（附属資料編を共通化） 策 定〔日本海溝型地震対策推進計画編〕
平成 25 年 3 月	全面修正〔共通編、地震津波災害対策編〕

地震・津波災害対策編とは

大規模な地震災害からの「減災」を考えたとき、行政や防災関係機関だけでなく、市民、企業、地域団体等も、それぞれの役割を果たし、「自助・共助・公助」が互いに補い合い、連携し合って災害対策を進めていくことが重要です。

地震災害は風水害と比べて、突発的に発生することが特徴であり、現在の科学技術では、その発生を高い精度を持って予知することはできません。特に大規模な地震災害の場合、広域的に被害が発生し、同時に多くの災害対策を行う必要があることや時間の経過などによって必要となる対策が変わっていきますので、「自助・共助・公助」がそれぞれの状況に応じて適切にその役割を果たしていくことが重要です。

この「地震・津波災害対策編」は、災害が発生した際に必要な行動を示したのですが、突発的な災害に対して、普段から意識していない行動をとっさの判断で行うことは難しいため、平時からそれぞれの役割や取組みの内容を十分理解し、災害発生時の行動をできるだけ具体的にイメージしておくことが必要です。

地震・津波災害対策編の構成について

本編は、災害対策を進めていく上で重要な取組みである「自助・共助」の章と「公助」の章の大きく2つに分かれています。

「第1章 自助・共助」では、市民や地域が行うべき取組みと災害発生後にまず行わなければならない「市民の命を守る」と、その後に行う「市民の命をつなぐ」に分けて記述するとともに、関連する公助の取組内容も併せて紹介しています。

「第2章 公助」は、4つの部分からなっており、1つ目の「市民と協働して行う災害対応」は、「第1章 自助・共助」と関連のある「公助」の取組みをまとめています。2つ目の「行政における災害対応」、3つ目の「市民生活を取り戻す社会基盤の復旧」、4つ目の「被災から立ち上がる生活再建支援」は、主として行政や防災関係機関のみで対応する取組みを標題に示す内容ごとにまとめています。

第 1 章 自助・共助

第 1 節 地震による被災をふせぐ

地震は、現在の科学技術で予知することは困難であり、いつどこで発生するかは予想が付きません。したがって、地震に強い都市づくり、建築物等の耐震化、発生時の行動等について、平時から減災の対策を行い、いざというときに備えることが最も重要です。市民、企業、地域団体等は、「共通編 第 2 部 災害予防計画」にあるような予防減災の取り組みに努めるとともに、地震発生時には、次のようなことに留意しておく必要があります。また、本計画の記載事項は、発災時に必要な行動を示したものですが、平時に意識していない行動を発災時にとっさの判断で行うことは困難であるため、平時から内容を理解し、発災時の行動を予めイメージしておくことが必要です。

1. 緊急地震速報を利用する【市民・企業】

震源で地震が発生してから自分がいる場所に地震動が伝わるまでには、数秒～数十秒の猶予時間がある場合が多いため、この時間差を利用して揺れる前に地震の発生を伝える仕組みが、気象庁が提供する「緊急地震速報」です。緊急地震速報は震源で発生した地震動を最も近くの地震計で捉え、過去の地震観測データと対照して、各地に伝わる地震動の大きさや到達時間を予測し、伝達します。したがって、発表された予報や警報の震度や猶予時間には誤差が生じる場合がありますし、震源が近い場合には、緊急地震速報が伝わる前に揺れが始まってしまう場合があります。しかし、現在のところ、地震による揺れが到達する前に地震が来ることを把握できる唯一の方法ですので、これらの点に留意した上で、市民や企業等は、緊急地震速報を活用して地震の揺れに備えることが有効です。

(1) 緊急地震速報の種類と伝達方法

緊急地震速報は、以下のように大きく分けて 2 種類の情報伝達システムがあり、発表の基準や伝達方法が異なります。

ア 緊急地震速報(警報)

警報は、国内で予想される最大震度が 5 弱以上の場合に、震度 4 以上の揺れの強さが予想される地域(都道府県単位)に対して発表されます。仙台市では、NTT ドコモのエリアメール、KDDI (au)の緊急速報メール、ソフトバンクの緊急地震速報メールが設定されている機種携帯電話・スマートフォンに対して、震度 4 以上の揺れが予想される地域にいる場合に自動的にメールが送信されます。また、テレビやラジオ等でも該当する地域のローカル局(NHKは全国一律)に即座に発表されます。

イ 緊急地震速報(予報)

予報は、国内で予想される最大震度が 3 以上、またはマグニチュード 3.5 以上の場合に、震度 1 以上の揺れが予想される地域の専用端末に、予想震度、予想猶予時間などが伝達されます。予報を受信するには、パソコンやスマートフォン等の専用ソフト・専用アプリを予めダウンロードしているか、緊急地震速報の専用端末を設置し、地点登録や受信する震度等を予め設定しておく必要があります。

(2) 緊急地震速報を入手した場合

緊急地震速報を入手した時、数秒～数十秒の間にできる行動はほんのわずかです。市民や企業は、予め緊急地震速報を入手した時にとるべき最も有効な方法を決めておき、とっさの場合にも確実にその行動をとることが、地震から身を守る最も有効な方法です。以下は行動の一例ですが、自宅の状況、家族構成、事業所内の設備状況等を考慮して、最適なものを家族単位や事業所単位で決め、訓練等で身につけるよう努めます。

ア 自分の身の安全を確保する行動を

とにかく自分の身の安全を守ることを最優先に考えます。自分が怪我などをして身動きがとれなくなれば、周囲の人の負担が増えることになり、自分が助けるべき大切な人などを守ったり、その後の復旧・復興を行うことができなくなってしまいます。

イ 大切な人の身の安全を確保する行動

揺れるまでに多少余裕があり、その場の状況から間に合いそうな場合には、子どもや高齢者、乳幼児などの身の安全を守る行動を考えます。家庭で子どもを守るとき、助けが必要な高齢者を守るとき、どこに移動し、どのように守るのか、訓練をしたり、イメージをしっかりと持っておくことが大切です。

ウ 屋内が危険な場合は、逃げ道の確保を

自分の身の安全を確保するまでに多少の余裕があるときは、玄関のドアや窓を開放して、揺れが収まった後の逃げ道を確保します。地震の揺れでドアや窓が歪んで家などに閉じ込められてしまう場合があるからです。ただし、2階以上で窓を開ける場合には、揺れで転落しないように十分注意します。

エ 余裕があれば周囲の人に声かけを

自分が緊急地震速報を受け取ったら、上記の行動をするとともに周囲の人に「地震が来る」ということを大きな声で伝えます。緊急地震速報に気付いていない周囲の人は、揺れが来ることを事前に知り、身構えたり、心構えをもつことができます。

2. 地震動による被災を回避する【市民・企業】

緊急地震速報の受信環境がない場合や、緊急地震速報が伝わる前に揺れが始まってしまった場合には、自らの身の安全を確保します。

(1) 揺れが始まった場合の行動

揺れの強さにもよりますが、周囲の固定されていないものが飛んできたり、家具の転倒、自らの転倒などにより怪我をすることを防ぐため、周囲のものが倒れてきたり飛んでこない安全な場所で身を低くし、自らの安全を図ります。

(2) 揺れ収束後の行動

火の元の確認や周囲の人の安全確認は、揺れがある程度収まり、自らの安全が確実に確保できる状態になってから行います。その際、最初の地震に引き続き、大規模な余震や津波、火災などが発生する場合がありますので、テレビやラジオ等で情報収集を行うとともに、できるだけ迅速に行動し、安全な場所に移動するよう心がけます。

第 2 節 災害情報を入手する

市民や企業、地域団体等は、災害発生時や災害の危険が迫ったときに市や防災関係機関が伝える以下の情報を速やかに入手するよう努めます。発災時に迅速かつ適切に行動するために、平時からこれらの情報の入手方法や内容を理解しておくことが大切です。

【参考】市の取り組み

1. 災害情報等の広報内容

市や防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ正確でわかりやすい情報の伝達に努めます。市民等に伝達される主な情報の内容は以下の通りです。

時 期	内 容
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ①災害の発生状況 ②余震・津波・洪水等に関する情報 ③災害対策本部の設置 ④安否情報 ⑤被害状況の概要 ⑥避難所等の情報 ⑦救援活動の状況 ⑧二次災害防止に関する情報 ⑨災害応急対策の実施状況 ⑩医療機関の活動状況 ⑪水・食料等の物資供給状況 ⑫ボランティア受け入れ情報 ⑬その他（被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や通信事業者各社が提供する災害用伝言板の利用について周知を図る。）
生活再開時	<ul style="list-style-type: none"> ①ライフラインの被害状況と復旧見込 ②生活必需品の供給状況 ③道路・交通情報 ④医療情報 ⑤教育関連情報 ⑥災害ごみの処理方法 ⑦相談窓口の開設状況 ⑧その他（被災地からの情報発信を含む）
復興期	<ul style="list-style-type: none"> ①り災証明・義援金関連情報 ②住宅関連情報 ③各種貸付・融資制度情報 ④各種減免措置等の状況 ⑤復興関連情報 ⑥その他（被災地からの情報発信を含む）

2. 災害情報等の広報の方法

市は災害発生時には、迅速かつ正確でわかりやすい情報の伝達に努めます。市民等への伝達方法は主に以下の手段を活用します。市民や企業、地域団体等は、災害が発生した際や災害発生の危険が高まったことを感じた場合、以下の情報に注目し、確実に情報を得るよう努めます。

(1) テレビ・ラジオの活用

災害発生直後は、迅速かつ広範囲に情報を伝えることができる媒体であるテレビ・ラジオ局と連携し、市民への広報を行います。

(資料編：P. 「報道機関一覧表」参照)

(2) 広報車による広報

市では、災害の状況に応じて、必要な場合は広報車を出動させ、広報を実施します。なお、特に必要と認められる地域に対しては、市職員を派遣するなどして広報を行います。

(3) 広報紙等による広報

市では、複雑な情報をわかりやすく市民に伝えるため、速やかに文字情報としての広報紙を作成、配布します。広報紙による情報提供は、詳しい情報を提供することができるだけでなく、読み返すことができるため、よりの確な広報を行うことができます。平常通りの町内会等を通じた配布が不可能であると予測される状況の時は、避難所や区役所等被災者が多く集まる場所へ配布するとともに、街頭での貼り出しを行い、発行部数の増加の程度に応じて、段階的に配布場所の拡大を図ります。

(4) 通信メディアによる広報

市では、市ホームページや電子メール等のインターネットを利用した様々なサービスによる情報伝達を可能な限り実施し、市民への広報を充実させるとともに、国内外へ情報発信を行います。

第 3 節 適切な避難行動を行う

地震・津波災害における避難行動は、津波の浸水が予想されない場合、予想される場合によって大きく 2 通りに分けられます。

本節では、津波の浸水が予想されない場合を「地震等による避難行動」、津波の浸水が予想される場合を「津波からの避難行動」に分け、避難のあり方について記載しています。市民等の避難行動については以下を基本とし、市や関係機関等からの情報を得ながら適切に行動します。

1. 地震発生後の避難行動【市民・企業・地域団体等】

地震災害により、火災やがけ崩れ、危険物・高圧ガスの災害等が発生する危険があり、人命に危険があると認められる場合、該当地域に避難勧告等を発令し、迅速な避難を呼びかけます。

市民等は、次により迅速な避難を行います。

(1) 地震災害等における避難勧告等

地震災害等の場合は、次の区分により避難勧告等が発令されます。

勧告等の種類	発 令 基 準	勧 告 等 の 内 容
避 難 勧 告	<ul style="list-style-type: none"> ○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき <ul style="list-style-type: none"> ・地震による火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき ・がけ崩れ等の地変が発生し、または発生するおそれがあり、付近住民に生命の危機が認められるとき ・有毒ガスその他の危険物質が流出拡散し、または流出拡散のおそれがあり、住民に生命の危機が認められるとき ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認められるとき 	安全な場所や避難所を示し、避難を促す
避 難 指 示	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき 	安全な場所や避難所を示し、避難を指示する

※勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為である。

※指示：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立退かせる行為である。

(2) 地震災害等における避難開始の時期

ア 避難勧告等が、次により伝達されたとき

- ① 消防署、消防団、区役所、警察等の広報車等やヘリコプターによる伝達
- ② テレビ、ラジオ等の報道機関を通じた伝達や杜の都防災メールやホームページ等のインターネットを通じた伝達

イ テレビ、ラジオ等の情報又は住家の被害状況や付近の出火状況等から判断し、生命の危険を感じたとき

(3) 地震災害等における避難時の原則

ア 避難は、原則として徒歩によります。

イ 避難の安全を確保するため、近隣世帯が相互に協力するとともに、自主防災組織等の活動を通じて組織的な避難の実施に努めます。

ウ 避難にあたっては、高齢者及び障害者等の災害時要援護者の安否確認、支援に努めます。

エ 避難に際しては、火の元の始末を完全に行い、電気ブレーカーを切ります。

オ 次のような必要最小限のものを携行します。

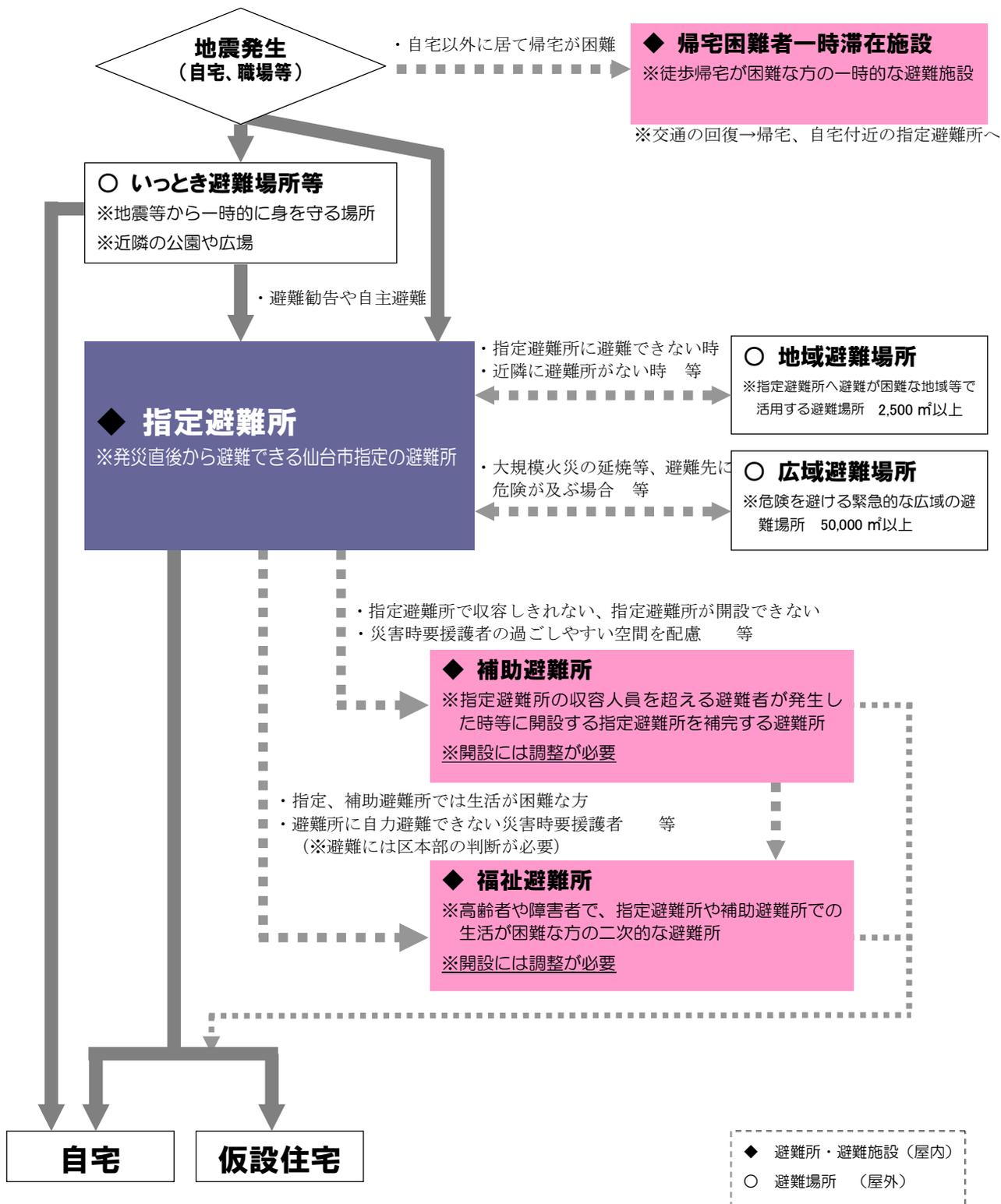
- 食料、飲料水、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、お薬手帳、粉ミルク、生理用品等
- 服装は、身軽な服装とし、必要に応じて雨具及び防寒着を携行し、靴は底の厚い運動靴等
- 現金等
- 家族の名札（住所、氏名、性別、生年月日、血液型を記載）

(4) 地震災害等における避難方法

ア 一時的に身の安全を確保できる近隣の公園や広場等（いっとき避難場所）に避難した後、指定避難所等の避難所や避難勧告等による避難先に避難します。

イ 市職員、消防吏員、消防団員、警察官等から避難の指示があった場合は、その指示に従い避難します。

< 住民等による避難フロー図（地震等） >



2. 津波からの避難行動【市民・企業・地域団体等】

仙台市では、東日本大震災の津波被害、津波浸水区域等を踏まえ、津波が発生した場合に避難を要する区域として「津波避難エリア」を設定し、浸水のおそれの高い方から順に、エリアⅠ・エリアⅡと設定しています。

また、津波災害の発生の恐れがある場合、津波避難エリアに避難勧告等を発令し、迅速な避難を呼びかけます。該当する地域にいる人は、次により迅速な避難を行います。

(資料編：P. 「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照)

(1) 津波災害における避難勧告等

気象庁から津波警報等が発表された場合は、次の区分により避難勧告等が発令されます。

種 類	避難指示等	区 域
大 津 波 警 報	避難指示	津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。
津 波 警 報	避難勧告	津波避難エリアⅠの区域に対して直ちにエリアの外への避難を促す。
津 波 注 意 報	—	沿岸部及び河口部に対して避難を呼びかける。

※勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為。

※指示：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立退かせる行為。

(2) 津波災害における避難開始の時期

ア 強い揺れを感じたとき、または弱くても長い時間ゆっくりとした揺れが続いたとき

イ 津波警報等や避難勧告等が、次により伝達されたとき

- ① 仙台市津波情報伝達システム（エリア内の屋外拡声装置）からの伝達
- ② ヘリコプターや消防車両等による伝達
- ③ 町内会長等からの伝達
- ④ テレビ、ラジオ等の報道機関を通じた伝達
- ⑤ 杜の都防災メールからの伝達
- ⑥ 緊急速報メールからの伝達

(3) 津波災害における避難時の原則

ア 津波警報等や避難勧告等を確認した場合は、迅速に避難を開始します。

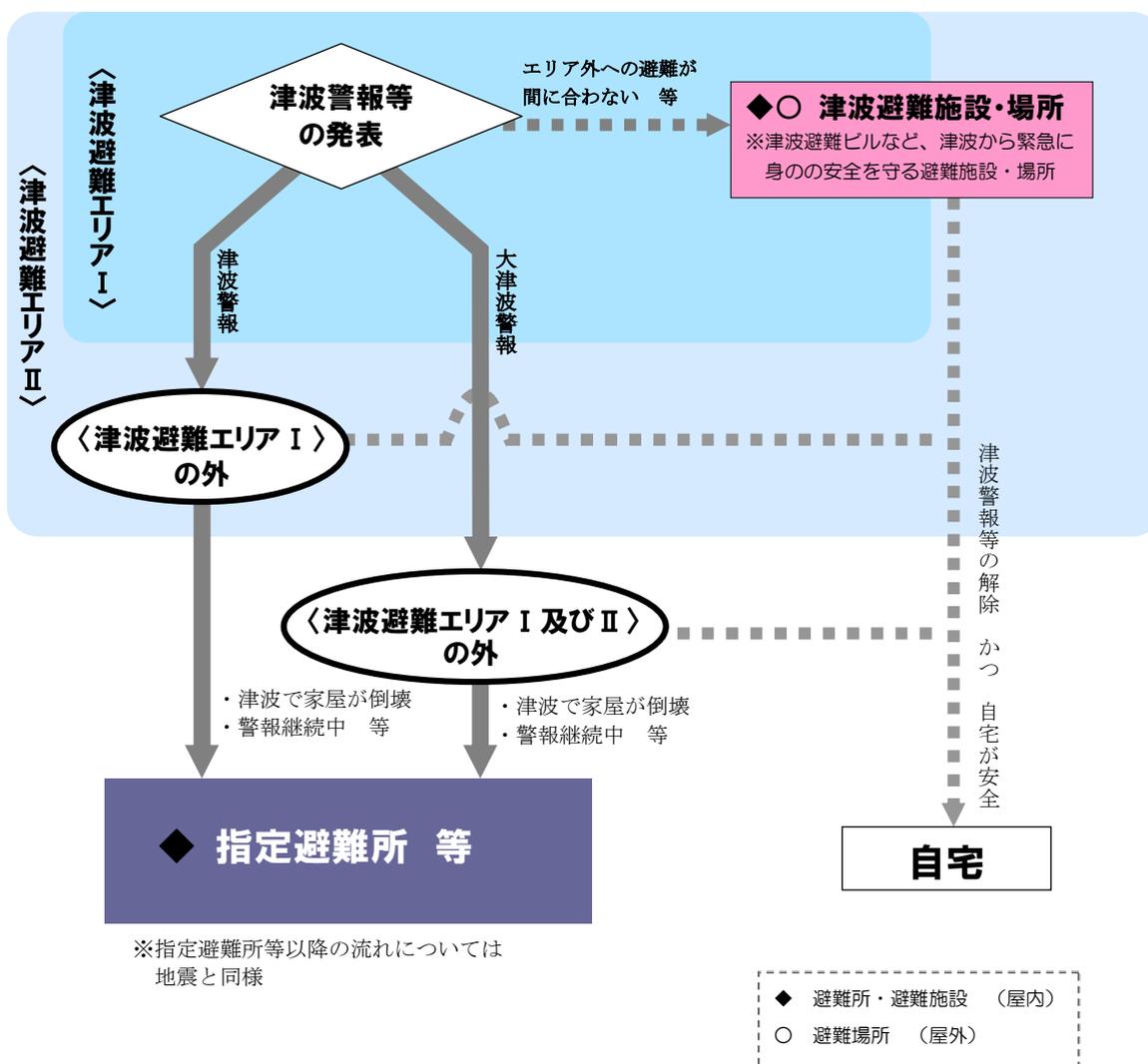
イ 避難は、原則徒歩による。ただし、身体的な条件等により徒歩での迅速な避難が困難な方については、自動車での避難を考慮します。

(4) 津波災害における避難方法

- ア 津波警報発表時（避難勧告発令時）は、津波避難エリアⅠの区域外へ避難します。
- イ 大津波警報発表時（避難指示発令時）は、津波避難エリアⅠ・Ⅱの区域外へ避難します。
- ウ 津波避難エリアの区域外へ時間的余裕を持って避難することが困難な場合は、近くの津波避難施設へ避難します。

(5) 津波避難エリアからの避難

<住民等による避難フロー図（津波）>



第 4 節 自主防災組織で活動する

災害時において自主防災組織は、防災関係機関等と互いに協力して、災害の拡大防止と被害の軽減を図るよう努めます。

1. 自主防災組織の災害時の役割【市民・地域団体等】

災害発生時、自主防災組織はあらかじめ策定した活動計画に基づき、次のような活動を行います。

(1) 情報収集・伝達活動

災害時の情報は、その後の自主防災活動や住民行動を決定する指標となります。情報収集と情報伝達を的確に行い、地域住民の安全確保に努めます。なお、津波災害の場合には、各自による迅速な避難行動が最も重要です。情報伝達については、津波の到達予定時間等を考慮し、隣近所と声を掛け合う等、可能な範囲で協力し、避難行動につなげます。

ア テレビ、ラジオ、緊急速報メール、杜の都防災メール、広報車等、マスメディアや行政から発信された災害情報や避難勧告を収集し、地域住民に周知します。

イ 地域内の安否確認を行うとともに、被害状況やけが人の有無等を調査し、自主防災活動、消防機関への通報などを行います。

ウ 行政等から発信する支援情報等は、災害情報と同様に収集し、地域住民に周知します。

(2) 消火活動

大規模災害では、火災の多数発生や道路被害等により、消防機関の到着が遅くなる場合があります。自主防災組織の構成員は安全が確保できる範囲内で、火災の初期消火等を行います。

ア 消火器等による初期消火活動

イ 消防機関が行う消火活動への協力

(3) 救出救護活動

自主防災組織等は、構成員の安全を確保できる範囲内において、簡易な救助活動や応急手当を行います。

ア 助けを求めている人の救出

イ けが人に対する応急手当や医療機関への搬送

(4) 避難誘導活動

避難勧告等が発令された場合や、地域の被害状況から避難の必要がある場合は、地域住民の避難誘導を行うとともに、災害時要援護者の避難支援を行います。

ア 指定避難所等への避難誘導

イ 人員の確認、誘導員の配置、災害時要援護者の避難介助

(注) 津波災害の場合は、各自による迅速な避難行動が最も重要です。避難支援については、津波の到達予定時間等を考慮し、支援者自身の安全が確保できる状況下で、可能な範囲で行うようにします。

(5) 避難所運営

避難所に避難した場合は、自主防災組織としてのまとまった行動によって避難所の混乱防止に努め、避難所運営の様々な活動に参加します。

ア 自主防災組織でまとまった行動

イ 地域の避難者の確認や報告等

ウ 避難所運営活動への参加・協力

(6) 給食・給水活動・生活物資の配付

避難所での炊き出しや、地域の在宅被災者への食料や物資の配布などの活動を行います。

ア 避難者に対する炊き出しや備蓄している食料や水、生活物資の配付

イ 食料等の購入ができない状況が長期化する場合などは、災害時要援護者などで自宅から避難することができない方に対する食料や水、生活物資の配布の支援

(7) その他地域の特性を考慮した実態把握と地域住民の支援

2. コミュニティ防災センターを拠点とした活動【地域団体等】

自主防災組織は、消火・救助活動や様々な支援活動を行う際に、必要に応じてコミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫に備蓄されている各種資機材を活用し、地域の防災活動を行います。

(資料編：P. 「コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の所在、施設概要一覧」

P. 「コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の備蓄資機材基準数量」

参照)

3. 地域の企業と自主防災組織の連携【企業・地域団体等】

災害発生時、企業は自衛消防の組織等の活動により、従業員や利用者の安全の確保に努めるとともに、地域の自主防災組織等が行う活動に積極的に協力するなど、地域の一員としての連携を図り、二次災害の防止や被害の軽減に努めます。

第 5 節 災害時要援護者を支援する

災害時要援護者は、災害発生時及びその恐れがあるときに、災害情報の入手が困難、もしくは自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人です。状況によって妊産婦、乳幼児、外国人も含まれます。災害情報や避難に関する情報を伝えることをはじめ、避難誘導や避難所での生活において必要な支援を行うなど、地域の災害時要援護者が周囲にいる場合には、「共助」の精神で、率先して支援するよう努めます。

1. 災害時要援護者支援窓口の利用【市民・地域団体等】

市は、災害時要援護者支援窓口を各区本部保健福祉班に開設し、緊急援護の受付等を行います。また、外国人の言葉の問題に対応するため、仙台国際センターに仙台市災害多言語支援センターを設置して多言語による情報提供・相談に対応します。

支援者は、必要な場合には、災害時要援護者に支援窓口の情報を伝え、直接支援窓口にご相談するよう努めます。

2. 災害時要援護者とその家族の方の対応【市民】

支援する方が被災したこと等により、すぐに支援を受けられない場合があります。避難が困難な場合は速やかに、隣近所や消防、区役所に支援の要請を行ってください。

また、電話が使えない場合もあることから、平時より無線機を設置してある避難所等を地域の方や区役所に確認しておくことが必要です。

3. 地域団体等の行う支援【地域団体等】

地域団体等は、自分や家族の身の安全を最優先としたうえで在宅の災害時要援護者の安否確認や災害情報の伝達に努め、また状況に応じて救護・救出や災害時要援護者の特性に配慮した避難誘導を行います。対応が困難な場合は、消防部や区本部への支援要請を行います。

4. 避難所での配慮【市民・地域団体等】

多数の人が出入りする避難所において災害時要援護者は、健常の人よりも強いストレスを受けたり、体調に悪影響を受けることがあります。避難所の運営者や周囲の支援者は、「避難所運営マニュアル」等に基づき災害時要援護者の健康の状態等に応じて、以下の点に十分配慮します。

【参考】避難所運営マニュアルー災害時要援護者への支援

- (1) 他の避難者の協力を得て、環境の良い避難場所を災害時要援護者の避難場所として優先的に確保することとします。避難所での生活が困難な場合は、地域版マニュアルで定めた市民センター等の施設より環境の良い補助避難所や福祉避難所への移送について市と協議します。
- (2) 災害時要援護者に対する適切な情報の提供手段、提供内容等に配慮することとします。
- (3) 健常な避難者やボランティアの配慮、協力が得られるような避難所運営に努めることとします。

- (4) 必要に応じ、災害時要援護者の相談に応じる相談員の配置や手話通訳者、災害時障害者ボランティアの派遣を要請することとします。
- (5) 仙台市災害多言語支援センターから発信される情報や、各避難所に設置してある災害時多言語表示シート、必要に応じて災害時言語ボランティアの派遣などを活用し、避難所においても外国人がスムーズに情報を入手できるよう配慮することとします。

【参考】市の対応

- (1) 市は災害時要援護者の状況に応じて福祉避難所の開設及び受け入れ要請など必要な措置を講じることとします。
- (2) 食料、飲料水など生活必需品等必要な物資の確保に努めるとともに、優先的な給付を行うこととします。
- (3) 障害者も利用可能な仮設トイレ及びプライバシー確保のための間仕切りの設置の他、避難の可能な範囲でのバリアフリー化等の生活環境に対する配慮を行うこととします。
- (4) 市は、身体的、精神的に虚弱な状態にある等の理由により、避難所での生活が困難と認められる高齢者、障害者等及びその家族に対しては、応急仮設住宅への優先的入居に配慮することとします。

第 6 節 避難所を主体的に運営する

避難所は、地域団体、避難者、市の避難所担当職員、避難所の施設管理者等が協働して運営し、「避難所運営委員会」を立ち上げ、避難者が自主的に管理運営できる体制へと移行します。

また、災害時要援護者や男女のニーズ、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に十分留意して運営します。（詳細は「避難所運営マニュアル」を参照）

本節では、主として指定避難所の開設及び運営について記載し、指定避難所を補完する補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき開設及び運営を行います。

1. 避難所の開設

避難所は、「避難所開設基準」に基づき、区災害対策本部の判断による開設を基本としますが、地震災害では判断を仰ぐ暇が無いことが想定されるため、その場合は、市から派遣される避難所担当職員、避難所の施設管理者、地域団体等の判断により、避難者を収容するなどの応急的な対応を行うこととしています。

地域団体は、市や施設との事前協議で定めた方法に基づき、夜間などで避難所担当職員や施設管理者の到着が遅くなる場合は、避難所の開錠、安全確認、避難者の収容を行います。

【参考】市の避難所開設基準

市では、主として指定避難所の開設基準について次のとおり定め、必要により避難所を開設することとしています。なお、補助避難所の開設については、地域団体、市、施設の事前協議において定められた方法に基づき、適時開設します。

<避難所開設基準>

条 件	開 設 方 法
○避難勧告等発令時 ※震度にかかわらず、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される時等	○事前に避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、施設管理者との協力により開設する。
○市内で震度 6 弱以上の地震が発生した時 (平日日中 8:30~17:00)	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。
○市内で震度 6 弱以上の地震が発生した時 (休日) (平日夜間 17:00~翌8:30)	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。
○その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。
○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。	

2. 避難所の運営【市民・地域団体等】

避難所運営に必要な様々な活動を円滑に行うため、連合町内会等の地域団体及び避難者、市が派遣する避難所担当職員、施設の管理者・職員からなる「避難所運営委員会」を立ち上げ、組織的な活動を実施します。

避難所では、そこに居る人全員がそれぞれの役割を果たすとともに、情報を共有しながら、相互に連携して各種活動を実施します。

(参考:「避難所運営マニュアル」)

(1) 連合町内会・町内会等の地域団体の役割

避難所運営委員会が立ち上がり、避難者中心の自主運営が行われるようになるまでは、地域団体を中心として避難所運営を行います。

大規模な地震が発生した場合は、避難所担当職員の迅速な派遣が困難な場合も想定されます。地域団体は、避難所運営マニュアルを活用しながら、地域の組織力を活かし、避難者をまとめて各種活動にあたります。

(2) 避難者の役割

避難者は、地域団体等の指示のもと、避難所運営委員会の活動班や居住組の活動を積極的に行います。また、避難所運営委員会は、時間の経過とともに地域中心から避難者中心へと移行し、避難者による自主的運営を行うこととしています。市の支援体制のもと、避難者同士が協力して各種活動に取り組みます。

【参考】市・区・施設の対応

1. 市・区の対応

市や区では、避難所担当職員を派遣し、避難所との情報伝達を密に行いながら、避難所への必要物資の手配や災害情報の提供等を行うとともに、避難所内から要請や依頼のあった課題の解決を図ります。

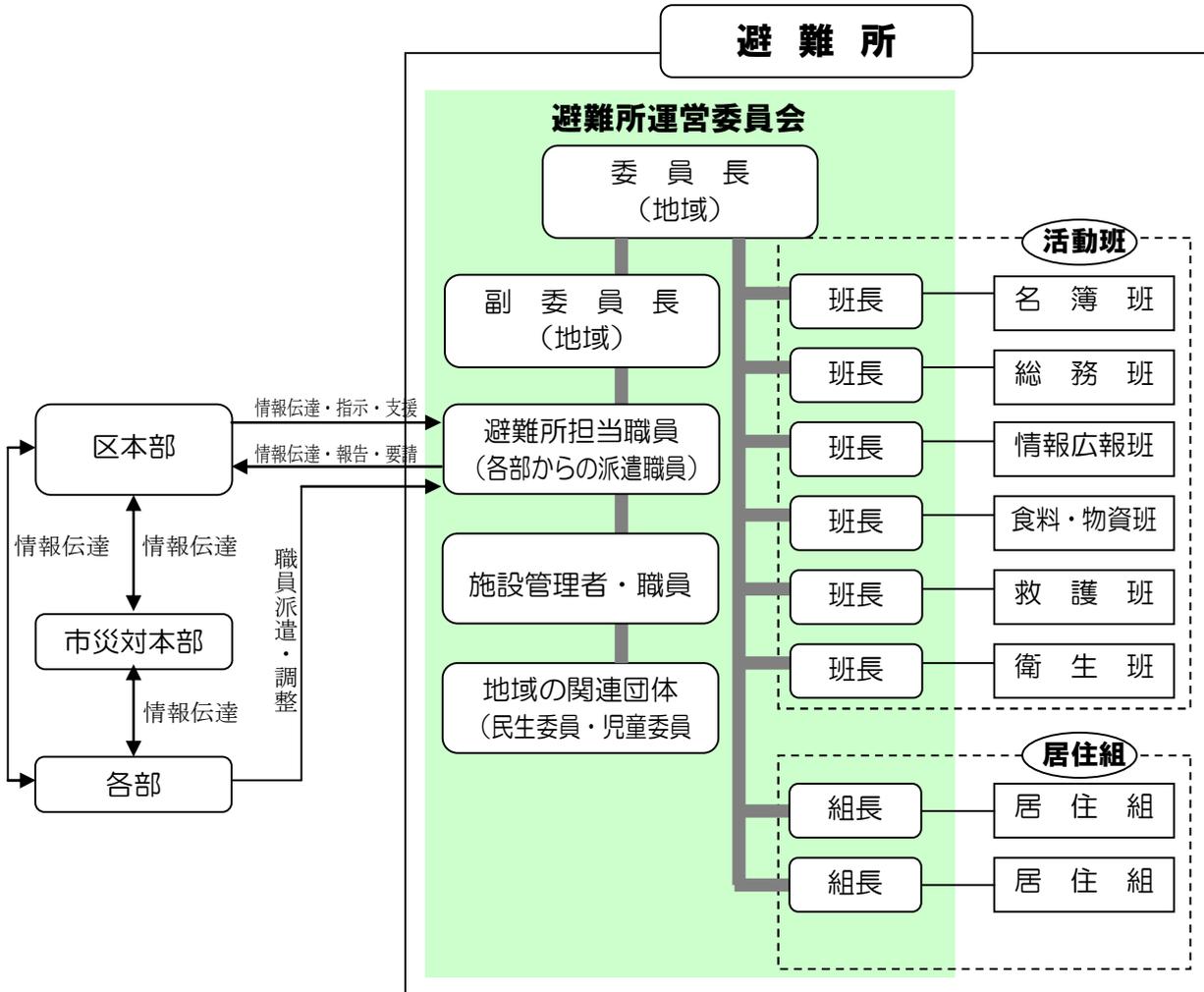
2. 避難所担当職員の対応

避難所担当職員は、避難所運営委員会による運営全般に携わるとともに、主に、区本部との情報伝達により、避難所内の課題解決に向けた要請や調整を行います。また、各活動において、避難者のニーズの把握や、災害時要援護者への配慮、プライバシーへの配慮等が行われるよう対応を行います。

3. 施設管理者・職員の対応

避難所施設の施設管理者や職員は、避難者の居住空間や共有空間を設置する際の調整や助言を行うなど、施設の活用に関することを中心に、運営の支援を行います。

<避難所運営委員会組織図>



3. 避難所運営委員会の活動【市民(避難者)・地域団体等】

避難所運営委員会による運営は、避難所運営マニュアルに基づき、主に以下のことを行います。

(1) 避難者への配慮

避難所では、年齢、性別、国籍、障害の有無など、避難者の形態も様々であることから、避難所運営の各種活動については、以下のような点に配慮しながら実施します。

ア 災害時要援護者への配慮

居住空間や物資、避難所での行動など、災害時要援護者への配慮を十分に行うとともに、必要に応じて、福祉避難所や医療機関等の他施設での受け入れ等について、区本部との協議を行います。

(「第5節 災害時要援護者を支援する」P.12参照)

イ 男女のニーズへの配慮

男女別の更衣スペースやトイレ、洗濯物干し場、授乳のためのスペースの確保等、男女のニーズに対する配慮に努めます。また、避難所運営委員会への女性の参画に配慮し、女性のニーズの把握や相談が円滑に行われるよう配慮します。

ウ 多様な文化的背景への配慮

様々な文化や習慣の違いがあることを踏まえ、可能な範囲で環境の整備や食料の配付などに配慮します。

(2) 避難所運営で行う主な活動

ア 避難者の把握（名簿班）

避難者の状況確認や安否確認への対応を行うため、避難者名簿の作成を行い、区本部へ報告します。避難所開設当初は多数の避難者により混乱を招くことがあるため、人数の確認と報告に重点をおき、名簿の作成は避難所の状況を考慮して実施するなど、柔軟な対応により実施します。

イ 避難所の空間配置（総務班）

避難所施設で定める施設の利用計画等に基づき、居住空間や共有空間の割り振りを行います。居住空間は可能な限り町内会等の地域のまとまりをいかすとともに、災害時要援護者に配慮した割り振りを行います。また、共有空間はトイレ等必要性の高いものから確認・設置し、男女のニーズ等に配慮するとともに、使用ルールを明確にする等、円滑な運用に努めます。

ウ 避難所の規律・防火・防犯（総務班）

避難所内のルールを明確にし、避難者への周知徹底を図ります。また、防火・防犯のため、避難所内の巡回確認等を協力して実施します。

エ ボランティアの要請・管理（総務班）

避難所の活動に関して支援が必要な場合には、各区災害ボランティアセンターに連絡し、支援を要請するとともに、ボランティアの受入れ及び活動の指示を行います。

オ 各種情報の受発信（情報広報班）

避難所運営マニュアルの各種様式により、避難所の状況、避難者数、必要物資等を区本部へ報告するとともに、区本部からの情報を掲示し避難者に提供するなど、避難所と区本部間の情報伝達を逐次実施します。

カ 食料・物資の確保（食料物資班）

避難所内で必要な食料や物資について把握するとともに、不足する場合は要請して確保します。開設当初は、避難所の備蓄物資を活用するとともに、区本部あてに要請を行います。物資集配拠点からの支援開始後は、避難所に配送を行う配送業者等に直接要請します。

必要な食料や物資の把握を行う際には、毛布・食料・飲料水のほか、紙おむつ・おかゆ・粉ミルク・生理用品・薬品等、災害時要援護者や女性等のニーズに配慮するとともに、プライバシーへの配慮に努めます。

キ 救護・支援（救護班）

けが人や急病人に対する応急処置や救急車の手配等、救護や支援を実施します。また、避難長期化に備えて避難者の健康状態に配慮するとともに、必要に応じてボランティアの要請や医療機関への受入れの要請を行います。

ク 水の確保（衛生班）

飲料水については、備蓄物資、施設の受水槽の活用によって確保し、不足する場合には区本部に要請します。また、非常用飲料水貯水槽が設置されている避難所については、区本部を通して水道部に仮設給水所の設置を依頼します。

トイレの用水等の生活用水については、学校プールの貯留水の活用等によって確保します。

ケ トイレの確保（衛生班）

トイレについては避難所開設当初から使用できる体制が必要であり、施設のトイレの使用可否を早急に確認するとともに、被害状況により用水を確保して使用したり、簡易組み立てトイレを設置する等、対応を決定して確保を図ります。

なお、簡易組み立てトイレを設置する場合には、災害時要援護者や性別、プライバシーに配慮した設置に努めます。

コ 衛生環境の整備（衛生班）

ごみ集積場所を設置し、分別等の利用計画を徹底するなど、避難所の衛生環境の整備に努めます。また、ごみ処理・し尿処理については、区本部を通して環境部へ定期的に要請します。

サ ペット飼育管理の指導（衛生班）

ペット連れの避難者については、ペットの飼育場所を設置して受入れます。ペットの飼育や衛生管理については、ルールを明確にするとともに、飼い主の責任のもと適正に実施されるよう指導し、避難者間のトラブル防止に努めます。

4. 避難が長期化した場合【市民(避難者)・地域団体等】

(1) 避難所運営委員会の自主運営

2-(2)「避難者の役割」に記載のとおり、避難所運営が長期化する場合は、地域中心による運営から避難者による自主運営へと移行します。

(2) 生活環境の確保

避難生活が長期化する場合は、防犯などの安全確保やストレス・衛生環境等の対策が必要となります。間仕切りの設置等によるプライバシーの確保や入浴・洗濯等の日常生活の確保、避難所での生活に関する相談・健康相談・指導を、区本部と連携しながら行います。

5. 避難所の統合・閉鎖

市では、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供が行えるよう対応します。避難者の退所や仮設住宅の提供により避難者の減少する時期には、避難所の状況に応じて避難所の集約・閉鎖を段階的に実施します。

(第2章 「第33節 住宅応急対策計画」 P.181 参照)

6. 保健活動

【参考】市・区への対応

1. 健康支援活動

避難所や被災した家屋での長期にわたる生活は、被災者の心身の健康に対して様々な悪影響を及ぼします。このため市では、被災者からの健康相談に応じる体制として公衆衛生看護活動・栄養改善活動・歯科保健活動・その他必要な保健活動を行います。

なお、状況によって避難所に健康相談所を設置したり、仮設住宅、被災者宅等の巡回時の健康調査時に健康に問題や不安のある方は相談するようにしてください。

2. 精神保健活動

災害時には、被災者が心的外傷等によって心身が不安定な状態になることがあります。健康相談活動等の中で被災者の心のケアを行うとともに、必要に応じて精神科等の紹介を行います。異常時に心身が不安定になることは至極当然のこととして、少しでも心身に不安のある方は相談するようにしてください。

7. 補助避難所の運営について

指定避難所を補完する施設として位置付ける補助避難所については、地域、市、施設の事前協議により定めた「地域版避難所運営マニュアル」に基づき、指定避難所との連携のもと、地域団体を中心として運営します。

第 7 節 物資の円滑な供給に協力する

市では、避難所に避難した被災者や避難しなくとも住家等の損壊によって生活に支障のある被災者等を対象に、食料や生活物資を供給します。避難者や地域の住民は、炊き出しや物資の供給のための支援に協力します。【市民・企業・地域団体等】

【参考】市の取り組み

1. 食料の配付

避難所に避難した被災者、あるいは避難するまでではないが住家が被害を受け、炊事ができなくなった被災者等は、備蓄食料や協定に基づく調達、産業給食等により、応急的に食料の配付を受けることができます。

(1)対象者

- ア 避難所に避難された方
- イ 住家の被害により、炊事ができない方
- ウ 救出救援活動に従事する方
- エ その他、市災対本部長が必要と認めた方

(2)食料の配付

配付は、原則として避難所において行います。ただし、災害時要援護者等で自宅から避難することができない方に対しては、食料の購入ができない状況が長期化する場合などにおいて、地域団体等の協力を得て巡回配布を行います。

2. 生活物資の供給

災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な方に対しては、日常生活に最小限必要な生活必需品を配付します。

(1)対象者

- ア 避難所に避難された方
- イ 住家の被害より、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損したために日常生活を営むことが困難な方
- ウ その他、市災害対策本部長が必要と認めた方

(2)物資の配付

配付は、原則として避難所において行います。ただし、災害時要援護者等で自宅から避難することができない方に対しては、生活物資の購入ができない状況が長期化する場合などにおいて、地域団体等の協力を得て巡回または地域の拠点において配付を行います。

第 8 節 交通・ライフライン等に関わる情報を入手する

市では、日常生活を送るために不可欠な交通やライフライン等に関わる情報を随時提供します。市民や企業、地域団体等は、これらの情報の入手方法や内容をあらかじめ理解し、情報がほしいときに的確に情報を得て、災害時の行動や生活に活用します。【市民・企業・地域団体等】

【参考】市や防災関係機関の取り組み

1. 応急給水に関する広報

災害発生時には、水道局ホームページや広報車両のほか、テレビ・ラジオ・新聞等のメディアの活用などにより、水道施設の被害状況や応急給水場所、断水等の復旧見通しなどの情報をお知らせします。

2. 医療情報に関する広報

災害発生時には、「第 2 章 第 8 節 災害広報・広聴計画」(P.71) に定めるところにより、医療情報の広報を行うとともに、保健福祉センターや救護所を通じて情報提供を行います。

3. 電力施設に関する広報

災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去と公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止のためテレビ、ラジオ、新聞、広報車、ホームページ、携帯サイト等を利用し、電力施設被害状況、復旧見通し、及び公衆感電事故、電気火災の防止等について広報を行います。

4. ガス施設に関する広報

あらかじめ報道機関に協力要請を行っているマイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、ホームページにより周知します。また、供給停止地区には、広報車を出勤させて市民にきめ細かな情報提供を行い、二次災害の防止に努めます。

5. 下水道施設に関する広報

災害発生時には、下水道ホームページやテレビ・ラジオ・新聞等のメディアの利用、場合によりチラシなどを用い、復旧対策の第 1 段階においては下水道施設の被害状況の概略及び緊急措置などを、第 2 段階においては下水道施設の詳細な被災状況と応急復旧及び復旧の見通しなどを、第 3 段階においては本復旧の進捗状況などを市民に広報します。

6. 列車運行に関する広報

利用者の不安を除き、さらに利便を図るため、駅頭に不通区間・列車運行の現状及び開通見込みを掲示する等して周知を図るとともに、新聞・ラジオ・テレビなどの報道機関に対し、随時不通区間・列車の運行状況・抑止状況・開通見込み等を連絡して広報を図ります。

7. 交通秩序の維持

警察は、災害が発生した場合に交通の混乱や交通事故等の発生を防止し、市民等の円滑な避難と緊急交通路の確保のため、以下の方針に基づいて交通規制を実施します。市民はその理由を理解し、交通秩序の維持に協力してください。

- (1) 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制
- (2) 避難路及び緊急交通路への流入抑制
- (3) 高速自動車道及び自動車専用道路からの流出制限
- (4) 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施
- (5) 道路管理者と連携した交通規制の適切な運用

なお、緊急交通路を確保するために障害となる放置車両のレッカー移動や運転者への車両移動の措置命令、やむを得ない限度において車両その他を破損することがあります。

第 9 節 広聴相談を利用する

市では、災害発生時に市民からの問い合わせに対応するため、以下のような問い合わせ窓口を設置します。市民や企業、地域団体等は必要なときにこれらの窓口相談することができます。

ただし、混雑する場合がありますので、事前に相談内容をまとめておくなど、相談者がお互い効率的に窓口を活用できるような配慮をしましょう。【市民・企業・地域団体等】

【参考】市の取り組み

1. 電話による問い合わせ窓口の設置

市では、災害の状況により必要な場合、電話による市民からの問い合わせや相談、情報提供などに対応するため、「問い合わせ専用チーム」を組織して電話相談窓口を設置します。

2. 総合市政相談窓口の設置

市では、必要な場合に市民からの問い合わせや相談などに対応するため、市民のための総合市政相談窓口（総合市政相談所）を市役所内に、また市政相談窓口（市政相談所）を各区役所内に設置して相談に対応します。

（資料編：P. 「主な相談内容及び関係機関、担当部一覧」参照）

3. 移動巡回相談の実施

市では、災害後のそれぞれの段階における市民意識や市民ニーズを的確に把握し、市民生活の不安解消を図るため、収容避難所等における移動巡回相談を実施します。

4. 専門相談窓口の設置

市では、災害の状況により必要と認めたときは、法律問題や住宅の応急修繕、災害時に増えるといわれているドメスティックバイオレンス被害などの女性相談等、専門的な問題の迅速な解決に資するための専門相談窓口を設置します。

5. 女性支援センターの設置

市民部は、専門相談窓口の1つとして女性のための相談窓口を設置するとともに、仙台市男女共同参画推進センター内に、女性支援センターを設置し、同センターを運営するせんだい男女共同参画財団とともに、被災女性のニーズの把握に努め、NPO 団体等との連携を図りながら、必要な対応を行ないます。

第 10 節 災害支援のために活動する

市民等は、行政が行う公平・中立性を中心とした救援活動とボランティアやNPO等が行う個別・多様性を中心とした救援活動の相違や、災害支援活動を行う方に対する理解を深めます。また、自らの地域や、被害の大きい地域での災害支援活動へ積極的に参加します。

【市民・企業・地域団体等】

【参考】市の取り組み

1. 一般ボランティアの受入れ

仙台市（区）災害ボランティアセンターを公設民営で設置し、一般ボランティアの受入れを行います。仙台市（区）災害ボランティアセンターでは、一般ボランティアの受入れのほか、被災者支援ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整などのコーディネートを行います。

2. 専門ボランティアの受入れ等

市は、関係機関と連携し、専門ボランティアの受入れや調整、支援を行います。

専門ボランティアの資格保有者や事前登録者で、災害ボランティア活動に参加される方は、関係機関に設置される窓口をとおして活動を行います。

区 分	主 な 対 応 内 容
仙台市災害時言語ボランティア （ 市 民 部 ）	<ul style="list-style-type: none"> 仙台市災害多言語支援センターを窓口とし、派遣の調整を行います。 登録者は、仙台市災害多言語支援センター等において、翻訳・通訳など、外国人に対する支援を行います。
障害者災害時ボランティア （ 健 康 福 祉 部 ）	<ul style="list-style-type: none"> 仙台市障害者福祉協会を窓口とし、派遣の調整を行います。 登録者は、避難所等において、要介助障害者に対し、必要な情報提供や生活の援助を行います。
医 療 ボ ラ ン テ ィ ア （ 健 康 福 祉 部 ）	<ul style="list-style-type: none"> 災害時医療連絡調整本部に、医療ボランティアの相談窓口を開設するとともに、区本部保健福祉班が連携し、医療情報、医薬品の提供等活動支援を行います。
被災建築物応急危険度判定士 （ 都 市 整 備 部 ）	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口としています。市は、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行います。
被災宅地危険度判定士 （ 都 市 整 備 部 ）	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口としています。市は、被災宅地危険度判定士の派遣要請を行います。

第 11 節 生活の復旧・復興に関する支援を利用する

災害発生後、市民の生活復旧のために、市では様々な支援を行います。市民や企業は、個人では十分に行うことができない復旧活動について、様々な制度を利用して早期の生活復旧を図ります。【市民・企業】

【参考】市の取り組み

1. 被災住宅の応急修理や土石等の障害物除去

災害によって半壊又は半焼した住家や土石・竹木等の障害物が運び込まれて日常生活に支障のある住家等に対し、居室、玄関等日常生活に必要な最小限度の部分に限定して応急修理や障害物除去を実施します。

(1)被災住宅の応急修理

災害のために被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分の応急的な補修を行います。

ア 対象者

災害によって、住家が半壊（半焼）以上の被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯で、かつ、自己の資力では住宅の応急修理ができない世帯

イ 期間

災害発生の日から 1 カ月以内

(2)土石等障害物の除去

災害によって、土石、竹木等の障害物が住家等に運びこまれ、日常生活を営むことに支障をきたしている世帯に対し、土石等障害物の除去を行います。

ア 対象者

災害によって、住家が半壊（又は床上浸水）以上の被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯で、かつ、自己の資力では障害物の除去ができない世帯

イ 期間

災害発生の日から 10 日以内

2. 廃棄物の収集処理

(1)生活ごみの収集

ア 収集体制の確保

可能な限り迅速に（発災後数日以内を目途に）、通常の収集体制の回復・確保に努めます。

イ 広報

収集の方法や集積所の変更等を報道機関や市の広報紙等により市民に広報します。市民は広報の内容に従い、ごみの分別排出を徹底するよう努めてください。

(2) がれき（粗大ごみ、倒壊家屋等解体ごみ）の処理

ア 仮置き場の設置

多量の廃棄物が発生し、また交通の遮断等によって、通常の収集運搬が困難な場合には、必要に応じて仮置き場等を設置します。

イ 排出困難者対策

自力での排出が困難な粗大ごみ等が発生した場合、災害の規模や状況に応じて、戸別収集の実施を検討します。

ウ がれきの撤去

がれきの撤去については、原則として管理者、所有者自らが行うこととしますが、住民からの申し入れがある場合には、事業者の紹介を行います。

エ 倒壊家屋等の処理

倒壊家屋等の災害廃棄物の処理は、原則として建物の所有者が行うこととしますが、国による特別措置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく公費負担）の適用について、速やかに県・国と協議し、被害の程度に応じてなされた特別措置の適用範囲内において、個人や中小事業所等の家屋及び建築物を対象として、市が業者等にその解体処理を依頼します。

(3) 死亡獣畜の収集・処理

死亡したペットは、原則として占有者が処理を行うこととししますが、占有者等が不明の場合や占有者が占有権を放棄した場合等には、市が収集処理します。

畜産業農業等の牛、馬、豚、羊等は、占有者の責任で処理してください。占有者不明等の場合には、市が業者等に依頼して処理します。

3. その他

災害発生後に、市が直接または間接に関与して行う経済援護等の措置については、「第2章 第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画」（P.191）を参照してください。

第 2 章 公 助

第 1 節 応急対策の流れ

〔各部、区災害対策本部〕

本節では、発災後に実施すべき各応急対策における経過時間毎の目標について定める。

時間 応急対策	地震発生 ～ 24 時間位まで	発災後 24 時間位 ～ 3 日後位	発災後 3 日位 ～ 1 週間後位
避難・ 避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の実施、伝達 ・避難誘導 ・避難所の開設 ・災害用簡易組立トイレの設置 ・避難人員、状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営支援 ・避難所への食料、物資の供給 ・避難人員、状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ※左欄のほかに ・避難者の生活実態の把握 ・避難所の集約、閉鎖
津波対策	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集 ・避難勧告等の実施、伝達 ・避難広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集 ・避難勧告等の実施、伝達 ・避難広報の実施 	
帰宅困難者 対策	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉帰宅抑制の呼びかけ ・一時滞在施設の運営 ・徒歩帰宅の支援 ・帰宅のための情報提供 	※同左	
災害情報の 収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波に関する情報 ・人命に関する情報 ・被害拡大に関する情報 ・応急対策活動上必要な情報 <p>※ 災害初動期は上記情報を中心に、右欄の情報等の収集伝達を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害情報 ・建物被害情報 ・公共施設被害情報 ・土木施設被害情報 ・ライフライン情報 ・消防情報 ・避難情報 ・医療救護情報 ・その他の情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄のほかに ・生活関連情報
市民への 広報・広聴	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生状況 ・余震、津波等に関する情報 ・避難勧告等に関する情報 ・避難所等に関する情報 ・二次災害防止に関する情報 ・被害状況の概要等 	<ul style="list-style-type: none"> ※左欄のほかに ・ライフラインに関する情報 ・道路、交通に関する情報 ・医療に関する情報 ・教育関連情報 ・災害ごみに関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ※左欄のほかに ・り災証明、義援金関連情報 ・住宅関連情報 ・各種貸付、融資制度情報 ・各種減免措置等の情報 ・復興関連情報
救急救助・ 医療救護・ 保健・防疫	<ul style="list-style-type: none"> ・救助活動の実施 ・救急活動の実施 ・医療救護の実施 ・後方医療体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ※左欄のほかに ・保健活動の実施 ・精神保健活動の実施 ・防疫活動の実施 	※同左

消防活動	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の警戒、鎮圧、延焼防止 ・人命の救助、救護 ・災害の拡大防止 	※同左	※同左
災害時 要援護者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・支援窓口の開設 ・指定避難所等での支援 ・福祉避難所の開設 	※同左	※同左
物資供給	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄食料、飲料水の供給 ・協定に基づく支援の要請 	※左欄のほかに <ul style="list-style-type: none"> ・生活物資の供給 ・物資集配拠点の準備、運営 	※左欄のほかに <ul style="list-style-type: none"> ・支援物資の受入れ、調整
交通規制・ 緊急輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の規制、秩序の維持 ・緊急輸送の実施 	※同左	※同左
廃棄物処理		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ、し尿等の処理 ・災害廃棄物の処理 ・仮置場の設置（準備） ・収集方法変更の広報 	※同左
ボランティア 活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・支援センター設置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボラセンの設置 ・ボラセンの支援 ・専門ボラの受入れ 	※同左
行方不明者 の捜索・ 遺体の収容	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の捜索 ・遺体の捜索、収容 ・遺体安置所の設置 ・検視、検案 	※左欄のほかに <ul style="list-style-type: none"> ・遺体の引渡し ・遺体の埋火葬 	※左欄のほかに <ul style="list-style-type: none"> ・身元不明遺体の処置
応援協力要 請（受援）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用の要請 ・協定に基づく応援の要請 ・協定に基づく支援の要請 ・自衛隊の派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・先遣隊の受入れ ・応援部隊の活動調整 ・支援物資等の受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・応援部隊の活動調整 ・支援物資等の受入れ
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ・各ライフラインの復旧 	※同左	※同左
生活再建支 援		<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置 ・被災建物の応急危険度判定 ・被災宅地の応急危険度判定 	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書の発行 ・義援金等の給付 ・住宅応急対策の実施 ・各種減免措置の実施 ・復興計画

第 2 節 災害対策活動体制

〔全部局〕

本節では、地震・津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要最小限度の市民サービス業務を除き、平常業務を停止し応急対策を行うための防災組織体制について定める。

1. 防災組織体制

市内で地震の発生及び津波警報等が発表されたときは、次の体制をもって対処する。

災害区分	発令基準	発令者	組織体制	職員の配備区分
地震	市内で「震度4」を観測する地震が発生したとき	危機管理監	情報連絡体制	
	市内で「震度5弱」を観測する地震が発生したとき	市長	災害対策本部体制	非常1号配備
	市内で「震度5強」を観測する地震が発生したとき			非常2号配備
	市内で「震度6弱」以上を観測する地震が発生したとき			非常3号配備
津波	宮城県に津波注意報が発表されたとき	危機管理監	警戒体制	警戒配備
	宮城県に津波警報が発表されたとき	〃	災害警戒本部体制	
	宮城県に大津波警報が発表されたとき	市長	災害対策本部体制	非常1号配備

* 震度は、気象台が発表する市内震度のうち最大の震度とする。

(資料編：P. 「非常配備等に関する要領」参照)

2. 情報連絡体制

市内で震度4を観測する地震が発生したときは、危機管理監が指示し、関係局主管課、各区区民生活課及び関係課の職員の連絡体制を強化する。また、状況により指示を受けた関係局主管課及び各区区民生活課が自ら気象情報及び災害情報等の収集に努める。

なお、危機管理監不在時は、消防局長が指名する消防局次長及び総務企画局総務部長（警戒体制及び災害警戒本部体制も同様とする。）が代行する。

対象部局

地震	総務企画局(*)、復興事業局、健康福祉局、子供未来局、経済局、都市整備局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、ガス局、各区
----	---

* 危機管理監は、必要に応じ対象部局を変更することができる。

* 総務企画局は、危機管理室、庶務課及び広報課のみとする。

3. 警戒体制

津波注意報が発表されたときは、危機管理監が指示し、関係局主管課、関係区民生活課及び関係課の所要の職員を配備して災害警戒本部体制に準じ、災害の警戒や広報等を行う。

(1) 事務局

警戒体制の事務局は、原則として消防局防災企画課、減災推進課及び危機管理室とする。

(2) 警戒対象部局

津波	総務企画局(*)、復興事業局、健康福祉局、子供未来局、経済局、消防局、教育局、交通局、ガス局、宮城野区、若林区
----	---

* 危機管理監は、必要に応じ対象部局を変更することができる。

* 総務企画局は、危機管理室、庶務課及び広報課のみとする。

4. 災害警戒本部体制

災害警戒本部体制(以下「警戒本部」という。)は、津波警報が発表されたとき「仙台市災害警戒本部運営要領」に基づき自動設置し、災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する。

(資料編：P. 「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)

(1) 設置場所

警戒本部は、原則として、青葉区役所内に設置する。

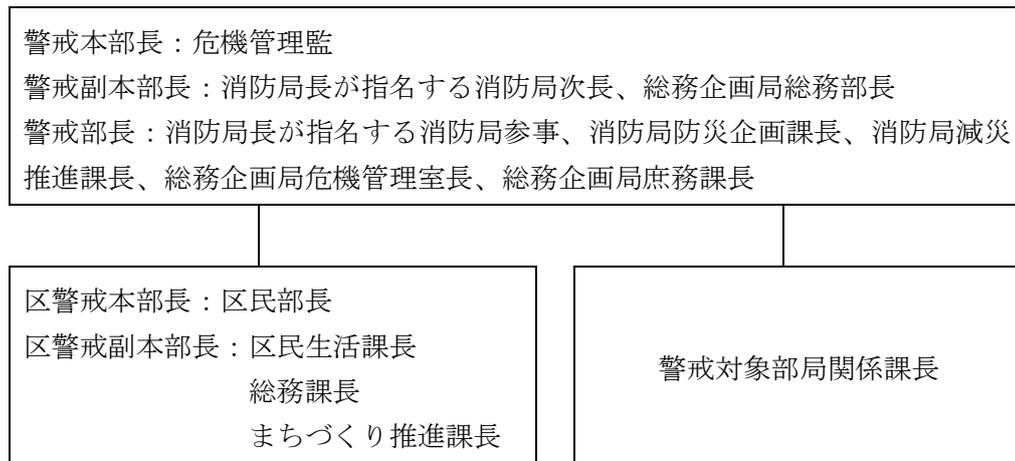
(2) 警戒対象部局

津波	総務企画局(*)、復興事業局、健康福祉局、子供未来局、経済局、消防局、教育局、交通局、ガス局、宮城野区、若林区
----	---

* 危機管理監は、必要に応じ対象部局を変更することができる。

* 総務企画局は、危機管理室、庶務課及び広報課のみとする。

(3) 警戒本部の組織



(4) 警戒本部の業務

- ア 災害初期における情報の収集、伝達及び処理
- イ 警戒本部運営に必要な職員の配備
- ウ 災害の発生が予想される地域への巡回及び広報
- エ その他災害の警戒及び応急対策上必要な事項

(5) 情報連絡員の派遣

警戒対象部局等の長は、速やかに警戒本部に情報連絡員を派遣する。

(6) 警戒本部の庶務

警戒本部の庶務は、消防局防災企画課、消防局減災推進課、消防局指令課、総務企画局危機管理室、及び総務企画局庶務課が行う。

(7) 災害対策本部への移行

警戒本部は、被害が拡大するおそれがあり、総合的な対策が必要と認められる場合は、災害対策本部に移行する。

(8) 現地災害警戒本部の設置

警戒本部長は、必要に応じて現地災害警戒本部を設置することができる。

(9) 区災害警戒本部

区災害警戒本部（以下「区警戒本部」という。）は、警戒本部長より指示があった場合に設置する。また、警戒本部が設置されていない場合でも、区長が必要であると判断したときは、設置することができる。

ア 区警戒本部は、原則として、区役所内に設置する。

イ 区警戒本部は、区の区民部長を区警戒本部長、区民生活課長、総務課長及びまちづくり推進課長を区警戒副本部長とする。

ウ 区警戒本部に係る庶務は、区の区民生活課、総務課及びまちづくり推進課が行う。

エ 区長は、区警戒本部を設置または廃止した場合、直ちに危機管理監に報告する。

(10) 区現地災害警戒本部の設置

区警戒本部長は、必要があると判断したとき、区現地災害警戒本部を設置することができる。

5. 災害対策本部体制

市長は、次の場合に「仙台市災害対策本部運営要綱」に基づき、災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置し、総合的な災害対策を実施する。

- ①市内で震度5弱以上を観測する地震が発生したとき
- ②宮城県に大津波警報が発表されたとき
- ③大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき
- ④市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき
- ⑤その他市長が必要と認めるとき

(資料編：P. 「仙台市災害対策本部運営要綱」参照)

(資料編：P. 「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」参照)

(1) 災対本部の設置場所

原則として、青葉区役所内に設置する。

なお、災害の状況により機能が維持できない事態に陥った場合は、速やかに市役所周辺の施設を選定し代替施設として利用する。

(2) 報告等

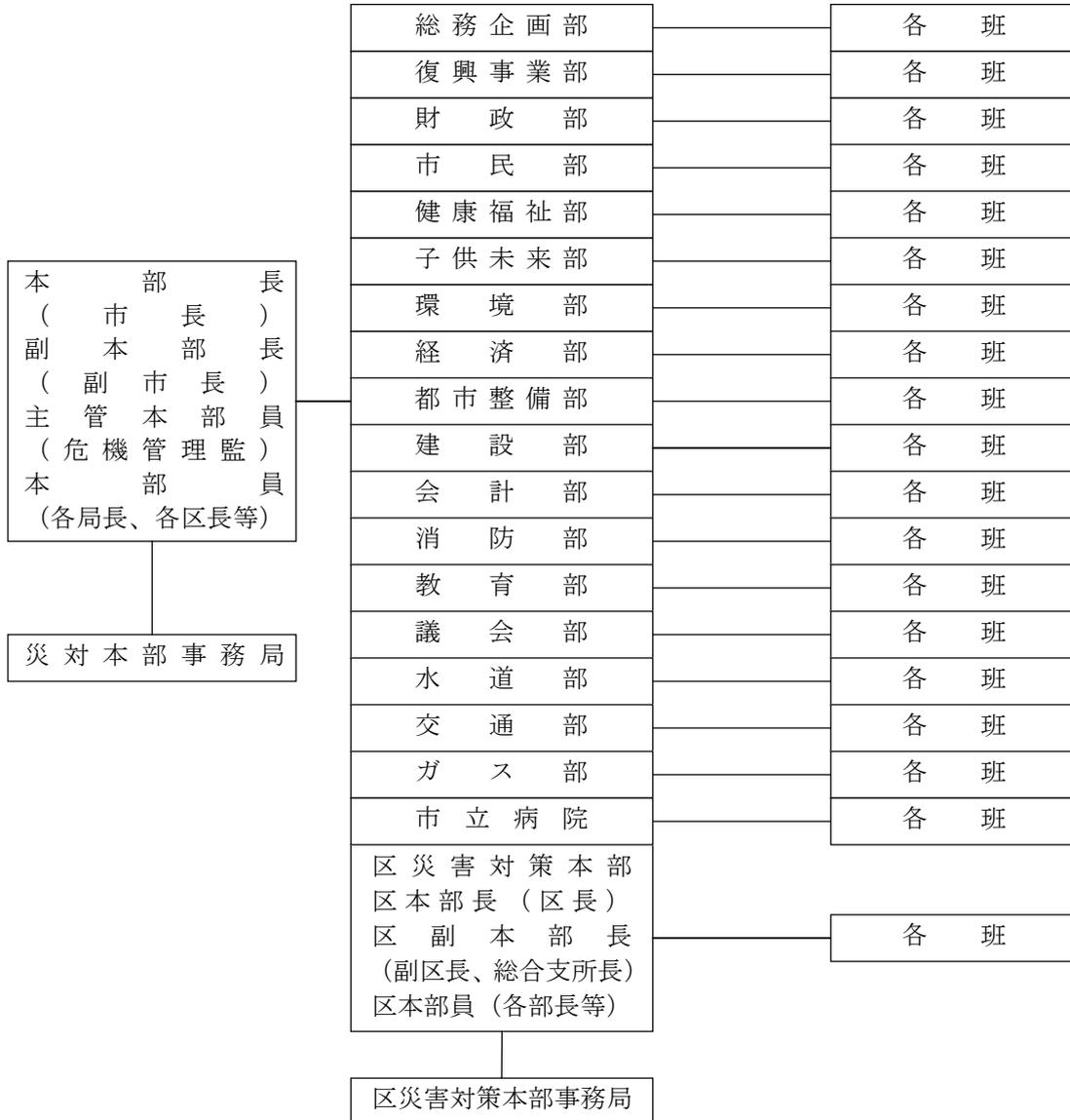
災対本部を設置又は廃止したときは、次の機関に対し、速やかに報告等を行う。

ア 関係機関に対する通知

イ 報道機関等を通じた市民への周知

(3) 災对本部の組織

<災害対策本部組織図>



(4) 本部長及び職務権限の代行並びに幹事等

- ア 市長を本部長、副市長を副本部長、各局長、区長、事業管理者及び危機管理監を本部員とする。なお、本部長不在時は副本部長が職務を代理し、その順序は、市長職務代理順序規則（平成17年仙台市規則第46号）に定める順序の例による。本部長、副本部長が不在時の代行順位は、危機管理監を第1順位とし、以下、災対本部組織図に定める順により代行する。
- イ 本部員の属する局主管課長及び各区区民生活課長等を幹事とする。
- ウ 本部員及び幹事の代行は、各部であらかじめ指名する。

本部長	市 長		
副本部長	副 市 長		
本部員	主管本部員：危機管理監		
	総務企画局長	都市整備局長	ガス事業管理者
	復興事業局長	建設局長	病院事業管理者
	財政局長	議会事務局長	青葉区長
	市民局長	会計管理者	宮城野区長
	健康福祉局長	消防局長	若林区長
	子供未来局長	教育長	太白区長
	環境局長	水道事業管理者	泉区長
	経済局長	交通事業管理者	
幹事	総務企画局庶務課長	都市整備局総務課長	ガス局総務課長
	復興事業局震災復興室長	建設局総務課長	市立病院総務課長
	財政局財政課長	議会事務局庶務課長	青葉区区民生活課長
	市民局区政課長	会計室会計課長	宮城野区区民生活課長
	健康福祉局総務課長	消防局総務課長	若林区区民生活課長
	子供未来局総務課長	教育局総務課長	太白区区民生活課長
	環境局総務課長	水道局総務課長	泉区区民生活課長
	経済局経済企画課長	交通局総務課長	

(5) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、市災対本部における最高意思決定機関として、災害対策に関する重要な事項について協議する。

なお、本部長は必要に応じ、国、宮城県及び防災関係機関等の職員や学識経験者等に出席を求め、助言を得ることができるものとする。

ア 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集し、その会議を主宰する。

イ 開催場所は、原則として、青葉区役所4階会議室とする。

ウ 関係本部員会議

主管本部員は、特定の災害対策について協議する必要がある場合は、本部長の命を受け、関係本部員で構成する関係本部員会議を開催し、これを総括する。

エ 本部員会議の所掌事務は、災害状況に係る認識の統一及び災害対応の目標設定並びに災害対応の方針決定を主眼とし、概ね次のとおりとする。

- ① 災害救助法の適用申請に関する事
- ② 自衛隊その他関係機関に対する災害派遣要請及び応急活動の調整に関する事
- ③ 現地災害対策本部の設置及び運用に関する事
- ④ 避難の勧告、指示に関する事
- ⑤ 被災市民等に対する支援策に関する事
- ⑥ 応急対策に要する予算及び資金に関する事
- ⑦ 職員の応援に関する事
- ⑧ 国会、政府関係機関に対する要望及び陳情に関する事
- ⑨ その他災害応急対策の重要事項に関する事

(6) 災対本部事務局

ア 災対本部事務局の構成は、次のとおりとする。

事務局長	消防局長が指名する消防局次長
事務局次長	総務企画局総務部長 消防局長が指名する消防局参事
総括担当課長	消防局防災企画課長 消防局減災推進課長 総務企画局危機管理室長 総務企画局庶務課長
広報担当課長	総務企画局広報課長
事務局員	消防局防災企画課員 消防局減災推進課員 消防局指令課員 総務企画局危機管理室員 総務企画局庶務課員 総務企画局広報課員 指定動員職員

イ 連絡調整会議

事務局長は、関係部、区災害対策本部又は防災関係機関等と調整が必要である場合、幹事又は防災関係機関の代表者等を招集して連絡調整会議を開くことができる。

ウ 局・区等の情報連絡員の派遣

各局長及び区長は、あらかじめ係長相当職にある者のうちから3名を指名し、派遣順位を定め、1名を災対本部事務局に派遣するものとする。なお、事務局長は、必要に応じ部及び区災害対策本部に情報連絡員の増員を求めることができる。

エ 防災機関への連絡調整員の派遣依頼

事務局長は、自衛隊等の防災関係機関に対し、必要がある場合、連絡調整員の派遣を求めることができる。

オ 所掌事務

災対本部事務局の所掌事務は、概ね次のとおりとする。

- ① 災対本部の運営に関すること
- ② 災害情報センターの設置及び運営に関すること
- ③ 災害情報等の収集、整理及び伝達に関すること
- ④ 災害応急対策活動の総合調整に関すること
- ⑤ 各部、区災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- ⑥ 災害派遣及び災害応援の要請に関すること
- ⑦ 市民への災害広報に関すること
- ⑧ 報道機関への情報提供及び報道要請に関すること
- ⑨ プレスルーム（記者発表室）の設営及び運営に関すること
- ⑩ 防災無線の運用に関すること
- ⑪ その他災害対策の実施に必要な事項

(7) 部

ア 組 織

部に、部長、副部長及び班長を置き、局長相当職にある者を部長、次長及び部長相当職にある者を副部長、課長相当職にある者の中から部長が指名した者を班長とし、「仙台市災害対策本部運営要綱」に定める事務を分掌する。

(資料編：P. 「仙台市災害対策本部運営要綱」参照)

イ 部長の措置

① 支援職員の派遣要請

部長は、部が実施する応急対策活動等において、部の職員が不足し、人員の増強が必要であると認めた場合、本部長に支援職員の派遣を要請することができる。

② 情報連絡室の設置

部長は、市災対本部の設置と同時に部に情報連絡室を設置し、部における指揮体制及び情報連絡体制を確保する。

(8) 区災害対策本部

ア 設置場所は、原則として、区役所内とする。

イ 自主設置

区長が必要であると判断した場合、災対本部が設置されていない場合でも区災害対策本部（以下「区本部」という。）を自主的に設置することができる。

区本部長は、区本部を設置又は廃止したときは、直ちに危機管理監に報告する。

ウ 組 織

区長を区本部長、副区長及び総合支所長を区副本部長、部長相当職にある者を区本部員、課長相当職の内から区本部長が指名した者を班長とし、「仙台市災害対策本部運営要綱」に定める事務を分掌する。

区 本 部 長	区 長
区 副 本 部 長	副 区 長 総合支所長
区 本 部 員	区 民 部 長 保健福祉センター所長 建設部長 総合支所次長

エ 区本部員会議

区本部員会議は、区本部長、区副本部長及び区本部員をもって構成する。

オ 協議事項

- ① 自衛隊その他防災関係機関との応急活動の調整に関する事
- ② 避難の勧告及び指示に関する事
- ③ 被災市民等に対する支援策に関する事
- ④ 職員の応援に関する事
- ⑤ その他災害応急対策の重要事項に関する事

カ 区本部事務局

① 構 成

区本部事務局の構成は、次のとおりとする。

事 務 局 長	区 民 部 長
事 務 局 次 長	区民生活課長
総 括 課 長	総 務 課 長 まちづくり推進課長
事 務 局 員	区民生活課員 総 務 課 員 まちづくり推進課員 指定動員職員

② 所掌事務

- a. 区本部の運営に関する事
- b. 区災害情報センターの設置及び運営に関する事
- c. 災害情報等の収集、整理及び伝達に関する事
- d. 区各班の分担任務に係る応急対策活動等の総合調整に関する事
- e. 災対本部及び関係機関との連絡調整に関する事
- f. 防災無線の運用に関する事
- g. その他区の災害応急対策の実施に必要な事項

キ 区本部長の措置

① 支援職員の派遣要請

区本部長は、区域の被害が甚大で応急対策活動において、区本部の職員が不足し、人員の増強が必要であると認めた場合、本部長に支援職員の派遣を要請することができる。

② 応急措置の要請

区本部長は、区域の防災対策について必要があると認める場合、局長又は出先機関の長に対し、応急措置を講じるよう要請することができる。

③ 情報連絡員の派遣

区本部長は、災対本部の設置と同時に災対本部事務局に情報連絡員を派遣する。

(9) 現地災害対策本部

ア 設置及び廃止

現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、局所的な災害、又は特定の地域における応急対策活動等を推進するため、本部長が必要であると判断したときに設置し、災害応急対策等が完了したときに廃止する。

なお、災対本部、又は区本部が設置されていない場合でも設置することができる。

イ 設置場所

現地本部は、原則として、被災現場に近い公共施設又は被災地を管轄する区役所等に設置する。

ウ 現地本部長等の指名

① 現地本部長の指名

現地本部長は、本部員のうちから本部長が指名する。

② 現地本部員の指名

現地本部員は、現地本部長が関係する部の部長相当職にある者のうちから指名する。

③ 現地本部要員の要請

現地本部長は、必要に応じて関係する部及び区本部の職員の派遣を当該部長及び区本部長に求めることができる。

エ 庶務

現地本部に係る庶務は、現地本部長が所属する部又は区が行うものとする。

オ 所掌事務

① 被災現地における情報の収集、伝達及び処理

② 被災現地における災害対策関係機関との連絡・調整

③ その他災害の警戒及び応急対策上必要な事項

第 3 節 職員の配備・動員計画

〔各部、区本部〕

本節では、地震・津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動を実施するために必要な職員の配備・動員計画について定める。

各局区は職員の配備体制基準、職員動員計画（配備の伝達を含む）及び安全管理体制について、定期的に見直し、確認を行い所属職員に周知を行う。

1. 配備計画

(1) 警戒配備

警戒配備は、警戒体制又は災害警戒本部を設置し、災害の警戒や軽微な応急対策を行うため、職員を動員する配備である。

(資料編：P. 「非常配備等に関する要綱」参照)

〈警戒配備基準〉

区 分	配 備 基 準	配 備 体 制
情報連絡体制の強化 ----- 発令者：危機管理監	(1) 市内で震度 4 を観測する地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒体制に至らないとき 関係局員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制。
警 戒 配 備 (警 戒 体 制) ----- 発令者：危機管理監	(1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (2) 市内に大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、災害が発生しはじめたとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を行うため、所要の職員を配備してこれにあたる体制。
警 戒 配 備 (警 戒 本 部 体 制) ----- 発令者：警戒本部長	(1) 宮城県に津波警報が発表されたとき (2) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれにあたる体制。

ア 警戒配備の指示

① 配備の指示

危機管理監は、警戒指示書をもって警戒対象部の長に対し、指示する。

② 自主配備

各局長及び区長は、災害に係る情報を入手し、災害の警戒及び応急対策等が必要である場合は、自主的に警戒配備を指示する。

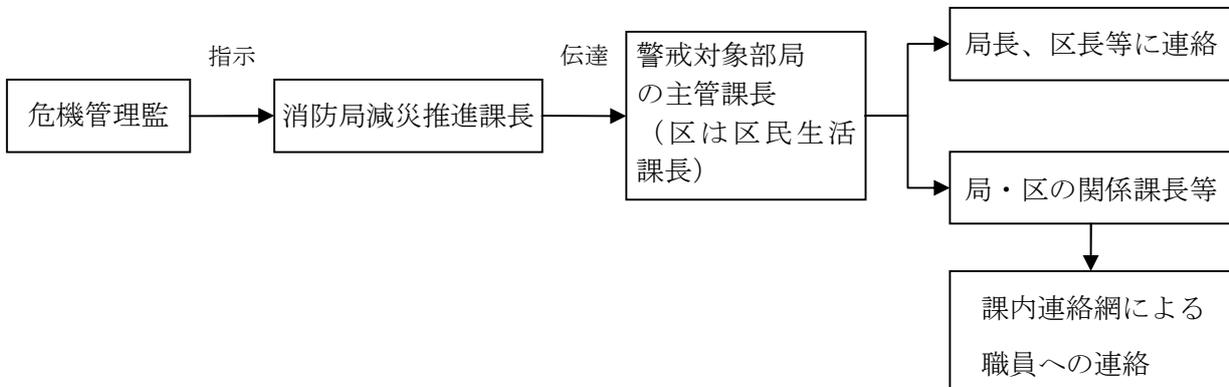
イ 警戒配備の伝達

警戒配備は、消防局減災推進課長から警戒対象部局の主管課長、区は区民生活課長に伝達する。

① 伝達方法

- a. 警戒対象部局に一斉 FAX 及び電話等で伝達する。
- b. 勤務時間外の場合は、職員非常呼出システムにより警戒対象部局の主管課長及び各区区民生活課長に伝達する。

② 伝達系統図



ウ 警戒配備の報告

警戒対象部局の長は、警戒配備の状況を取りまとめ、定期的に危機管理監に報告する。

(2) 非常配備

非常配備は、災対本部及び区本部を設置し、総合的に災害の警戒及び応急対策等を行うため、全庁的に職員を動員する配備である。

(資料編：P. 「非常配備等に関する要綱」参照)

〈非常配備基準〉

配備区分	配備基準	配備体制
非常1号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長	(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき (4) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (5) その他市長が必要と認めたとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部の概ね1/3の職員をもってこれに充てる。
非常2号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 大雨、洪水、暴風等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (3) その他市長が必要と認めたとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部の概ね2/3の職員をもってこれに充てる。
非常3号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めたとき	全職員を配備し、組織の総力あげて対処する体制とする。

※消防部、水道部、交通部、ガス部及び市立病院部の非常配備編成は、別に定める。

ア 発令及び解除

① 発 令

本部長は、災対本部を設置した場合、非常配備発令基準に基づき防災指令書により、非常配備を発令する。

② 自主配備

各部長及び区本部長は、災害の状況により、職員の増強が必要であると判断したときは、本部長の配備指令にかかわらず、自主的に上位の配備体制をとることができる。

③ 解 除

本部長は、予測された災害の発生危険が解消したと認めるとき、又は災害発生後において、災害応急対策等の措置が完了したときに非常配備を解除する。

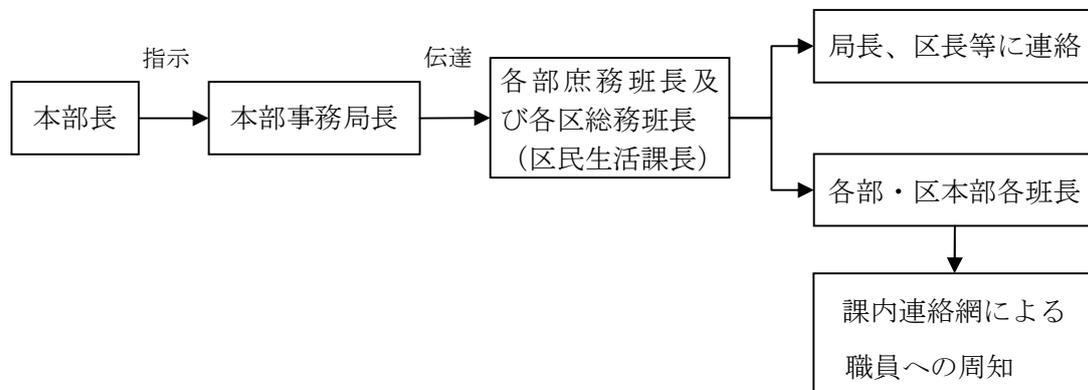
イ 非常配備の伝達

非常配備の指令は、災对本部事務局長から各部の庶務班長及び各区の総務班長（区民生活課長）に伝達する。

① 伝達方法

- a. 各局・区に、一斉 FAX 及び電話等で伝達する。
- b. 勤務時間外の伝達は、職員非常呼出システムにより各局主管課長及び各区区民生活課長に伝達する。
- c. 通信施設等の障害により伝達の手段が確保できない場合は、報道機関の放送等を活用して伝達する。

② 伝達系統図



ウ 配備状況の報告

各部長及び区本部長は、職員の配備状況をとりまとめ、定期的に危機管理監に報告する。

2. 動員計画

(1) 動員の原則

職員は、勤務時間外においても、非常配備基準に達する災害の発生又は発生が予想される事態若しくは災对本部及び区本部の設置を知ったとき（以下「非常配備基準に達したとき」という。）は、「非常配備等に関する要領」（資料編 P. 参照）に基づき、非常配備の伝達を待つことなく、自らや家族等の安全を確保した後、直ちに勤務場所又はあらかじめ指定された場所に自主的に参集しなければならない。

(2) 動員区分

ア 所属動員

各部及び区本部の初動対応機能を確保するため、下記の職員は、非常配備基準に達したときは、あらゆる手段を活用して自らの勤務場所に参集する。

- ① 課長相当職以上の職員
- ② 部の庶務班及び区本部の総務班の職員
- ③ 部及び区本部において、災害活動上、欠くことのできない職員

イ 指定動員

下記の職員は、非常配備基準に達したときは、勤務場所以外の指定された場所に参集する。

- ① 災对本部・区本部事務局員
- ② 各部及び区本部の情報連絡員
- ③ 震度6弱以上を観測する地震発生時における避難所担当職員
- ④ その他参集先を指定しておく必要がある職員

ウ 直近動員

交通の途絶、道路の損壊等により勤務場所に参集しがたい場合は、一時的に所在地の直近の区役所、総合支所等に参集し、その後、上司の指示に従い防災活動を行う。

(3) 市長等の出勤

市長、副市長は、災害発生後、最寄りの消防署所の緊急自動車でも市災害対策本部に出動する。なお、遠隔地の場合で自動車による送迎が困難な場合には、最寄りの臨時ヘリポートからヘリコプターにより行う。

(4) 参集時の職員の留意事項

ア 参集時の服装は、防災活動に支障のない安全な服装とする。

イ 参集手段

参集時は、原則として徒歩、自転車、オートバイにより参集する。

※自動車の使用については、禁止するものではなく状況により判断するものとする。

ウ 参集途上の措置

① 被害状況等の把握

職員は、参集途上に知り得た被害状況を参集後、参集場所の責任者に報告する。

② 緊急措置

職員は、参集途上において、火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報連絡するとともに、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

3. 平常業務の取り扱い

大規模な災害等が発生し、全市をあげての災害対応が必要とされる場合には、事業継続計画に基づいて、平常業務は必要最小限に止めるものとする。

ただし、各部及び区本部の長は、災害発生時において極力必要な市民サービス業務の維持に努めるとともに、可能な限り速やかな平常業務の再開に努めるものとする。

第 4 節 避難計画

〔健康福祉部、経済部、都市整備部、消防部、教育部、区本部、宮城県警察本部〕

本節では、地震発生後の火災や家屋の倒壊等により、被害の拡大等が予測される場合において、市民の安全を確保するために、迅速かつ的確な避難行動を実施するための計画を定める。

なお、沿岸部における津波警報等発表時の避難計画については、第 5 節「津波災害応急計画」に別途定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
健康福祉部	・災害時要援護者の避難支援の総括に関すること
都市整備部	・宅地等の災害に伴う警戒区域の設定及び当該地区への立ち入りの制限、禁止または退去命令に関すること ・宅地災害に伴う避難の勧告及び指示に関すること
区本部	・避難勧告等の発令、警戒区域の設定及びこれらの解除の居住者等への伝達に関すること ・災害時要援護者の避難支援に関すること
消防部	・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること ・避難勧告等及び警戒区域設定等の居住者等への伝達及び防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域設定等に関すること
各部	・所管施設の保全及び利用者の保護に関すること
宮城県警察本部	・避難の誘導及び伝達、広報又は警察官職務執行法等に基づく措置に関すること

※1 「避難勧告等」とは、避難による立ち退きの準備、勧告及び指示の総称をいう。

※2 「警戒区域設定等」とは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることをいう。

2. 避難勧告等の実施〔都市整備部、消防部、区本部〕

(1) 避難勧告等の区分及び発令基準

避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。

	発 令 基 準
避難勧告 (※)	<p>○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき ・がけ崩れ等の地変が発生し、または発生するおそれがあり、付近住民に生命の危機が認められるとき ・有毒ガスその他の危険物質が流出拡散し、または流出拡散のおそれがあり、住民に生命の危機が認められるとき <p>○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認められるとき</p>
避難指示 (※)	<p>○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき</p> <p>○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき</p>

※勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為である。

※指示：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立退かせる行為である。

(2) 実施責任者

避難勧告等の発令は、都市整備部、消防部及び区本部等からの要請に基づき、原則として市災害対策本部長である市長が実施する。ただし、地方自治法又は災害対策基本法等に基づき、補助機関又はその他の機関が市長の権限を代行することができる。

ア 補助機関による代行（地方自治法第153条第1項）

① 副市長及び危機管理監等は、災害による危険がより切迫し、市長の判断を得る暇のないとき、又は市長が不在のときは、市長の職務代理者として権限を代行する。（代行は、仙台市災害対策本部組織図に定める順による。）

② 消防署長が行う場合

消防署長は、管轄区域内において、災害が拡大し又は、拡大のおそれがあるときで、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めた場合、避難勧告等を発令することができる。

③ 区長（区本部長）が行う場合

区長は、応急対策活動中において、地域住民の生命、身体に危険が急迫し、市長又は代行者が行う避難勧告等を待つ暇がない場合、避難勧告等を発令することができる。

イ その他の機関による代行（災害対策基本法第 60 条及び第 61 条）

- ① 警察官（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）
- ② 海上保安官（災害対策基本法第 61 条）
- ③ 水防管理者（水防法第 29 条）
- ④ 知事又はその命令を受けた県職員（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）
- ⑤ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がない場合限る。〔自衛隊法第 94 条〕）

（資料編：P. 「避難の勧告・指示の根拠法令一覧表」参照）

（3）避難勧告等の伝達

市長が避難勧告等を行ったとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難勧告等を行った通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。

ア 伝達の手段

① 報道機関との連携

市長は「災害時における放送要請に関する協定」（資料編 P. 参照）に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。

② ヘリコプター、消防車両（消防部）及び広報車（区本部等）による巡回広報

消防車両、及び区役所・警察署の広報車両による関係地区の巡回・放送による伝達を行う他、災害が大規模で広範囲な場合又は道路の遮断等陸上交通が困難な場合は、必要に応じヘリコプター又は船艇の活用による放送を行う。

③ 個別巡回等

必要により、上記の伝達方法と併せ、安全を確保の上、市職員、消防吏員、消防団員、警察官及び自主防災組織等により関係地区を巡回し、携帯メガホン等を利用して口頭伝達を行なうほか、必要がある場合には、各家庭を個別に訪問して伝達の周知を図る。その際、高齢者及び障害者等の災害時要援護者宅等に確実に伝達するよう努める。

④ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール及び市ホームページ

消防部は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」により避難勧告等の情報配信を行う。また、総務企画部は市ホームページにより避難勧告等の情報提供を行う。

イ 伝達の内容

- ① 避難勧告等の発令者
- ② 発令の理由及び発令日時
- ③ 避難対象区域
- ④ 避難先（名称・所在地）
- ⑤ 避難経路（必要に応じ）
- ⑥ その他必要な事項

(4) 避難勧告等の解除

市長は、避難の必要がなくなったときは、避難している居住者等に対し、直ちにその旨を公示する。

(5) 報告・通知

ア 知事への報告

市長は、避難勧告等を行ったとき、又は警察官等から避難勧告等を行った旨の通知を受けたとき若しくは解除したときは、直ちに宮城県知事に報告する。

イ 代行者の報告

避難勧告等又は警戒区域設定等を行った代行者は、その旨を速やかに市長に報告する。

ウ 関係機関への通知

市長は、避難勧告等を発令又は解除したときは、関係する防災関係機関に対し、その旨を直ちに通知する。

3. 警戒区域の設定 【消防部・都市整備部】

災害対策基本法第 63 条に基づき、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(1) 警戒区域設定の実施基準

警戒区域の設定は、区域内の居住者等の保護を目的とした立入りの制限、禁止又は退去命令等の制限行為を伴い、また、その履行違反には罰則規定が適用されることから、災害による居住者等の生命又は身体に対する危険が急迫した場合で、その危険が一定の区域内で明白な場合を基準として実施する。

(2) 実施責任者

警戒区域設定は、消防部及び都市整備部、区本部等からの要請に基づき、原則として市長が実施する。ただし、地方自治法又は災害対策基本法等に基づき、補助機関又はその他の機関が市長の権限を代行することができる。

ア 補助機関による代行（地方自治法第 153 条第 1 項）

- ① 副市長及び危機管理監等は、災害による危険が切迫し、市長の判断を得る暇がないとき、又は市長が不在のときは、市長の職務代理者として権限を代行する。（代行は仙台市災害対策本部組織図に定める順による。）
- ② 消防署長は、管轄区域内において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で市長又は代行者の警戒区域の設定を待ついとまがない場合は、警戒区域を設定することができる。この場合、消防署長は直ちに市長及び区長に報告しなければならない。

イ その他の機関による代行（災害対策基本法第 63 条第 2 項及び第 3 項、第 73 条）

- ① 警察官（災害対策基本法第 63 条）
- ② 海上保安官（災害対策基本法第 63 条）
- ③ 水防団長、水防団員又は消防関係機関に属する者（水防法第 21 条）
- ④ 消防吏員又は消防団員（消防法第 36 条）
- ⑤ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がない場合限る。〔自衛隊法第 94 条、災害対策基本法第 63 条〕）

(3) 警戒区域設定等の伝達

警戒区域を設定したときは、当該警戒区域の設定範囲をロープ等により明示するとともに、避難勧告・指示の伝達方法に準じて、必要な情報を設定区域の居住者に伝達する。

(4) 警戒区域の解除

市長は、対象区域の危険がなくなったときは、警戒区域の明示物を撤去するとともに、避難している居住者等に対し、直ちにその旨を公示する。

(5) 報告・通知

ア 知事への報告

市長は、警戒区域の設定等を行ったとき、又は警察官等から警戒区域の設定等を行った旨の通知を受けたとき若しくは解除したときは、直ちに宮城県知事に報告する。

イ 関係機関への通知

市長は、警戒区域の設定等を発令又は解除したときは、関係する防災関係機関に対し、その旨を通知する。

4. 避難の誘導 【消防部、区本部、宮城県警察本部】

(1) 避難誘導の基本

ア 区本部は、避難勧告等を発令する場合は、被害状況から適切な避難所を選定した上で、選定先への誘導を行うものとし、避難対象区域内の居住者等を安全に避難させるため、消防部、警察、自主防災組織等と協力し避難誘導体制を確保する。

イ 地震災害では、避難勧告等の発令の有無に関わらず発災直後から広域で住民の避難が予想される。各部・区及び各関係機関は、被害状況確認等の際に避難誘導の必要を認めた場合は、災害の状況から近隣の指定避難所等の適切な避難施設への誘導を実施するとともに、区本部への報告を行う。

ウ 誘導にあたっては、当該施設への火災、津波、がけ崩れ等による二次災害の危険の有無を確認する。

エ 事業所、学校、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、従業員、児童、生徒、患者、高齢者、障害者及び施設利用者等について、避難勧告等が発令された場合は指示された避難先への避難誘導を行い、それによらない場合は、あらかじめ定められたそれぞれの避難計画に基づき、安全な場所まで避難誘導を行う。

オ 災害時要援護者の避難支援については、地域住民相互の「共助」による避難誘導を基本に、高齢者及び障害者等の災害時要援護者を優先的に避難させる。

なお、地域による避難支援が困難あるいは危険と判断される場合には、区本部及び消防部は二次災害を避けるために必要な支援を行う。

(2) 区本部の措置

ア 避難所及び避難経路の選定

避難勧告等を発令する場合は、区本部は地域の被害状況及び災害時要援護者の居住状況等を把握し、指定避難所等の内から最も適切な避難所を選定する。

イ 避難所及び避難経路の安全確保

選定した避難所については、火災、津波、崖崩れ等による二次災害の危険の有無を確認する。また、必要に応じて避難経路の障害物の撤去等を行い、安全を確保する。

(3) 消防部の措置

消防部は、火災等からの避難所及び避難経路の安全を確保するとともに、消防団員を活用し、避難者の誘導及び避難経路の警戒等避難時の安全対策を講じる。

(4) 警察の措置

ア 警察署長は、市長等が行う避難勧告等について、必要な助言と協力を行う。

イ 警察は、避難勧告等がなされた場合は、速やかに住民等に伝達するとともに、住民等を安全に避難させる。

(5) 自主防災組織等の措置

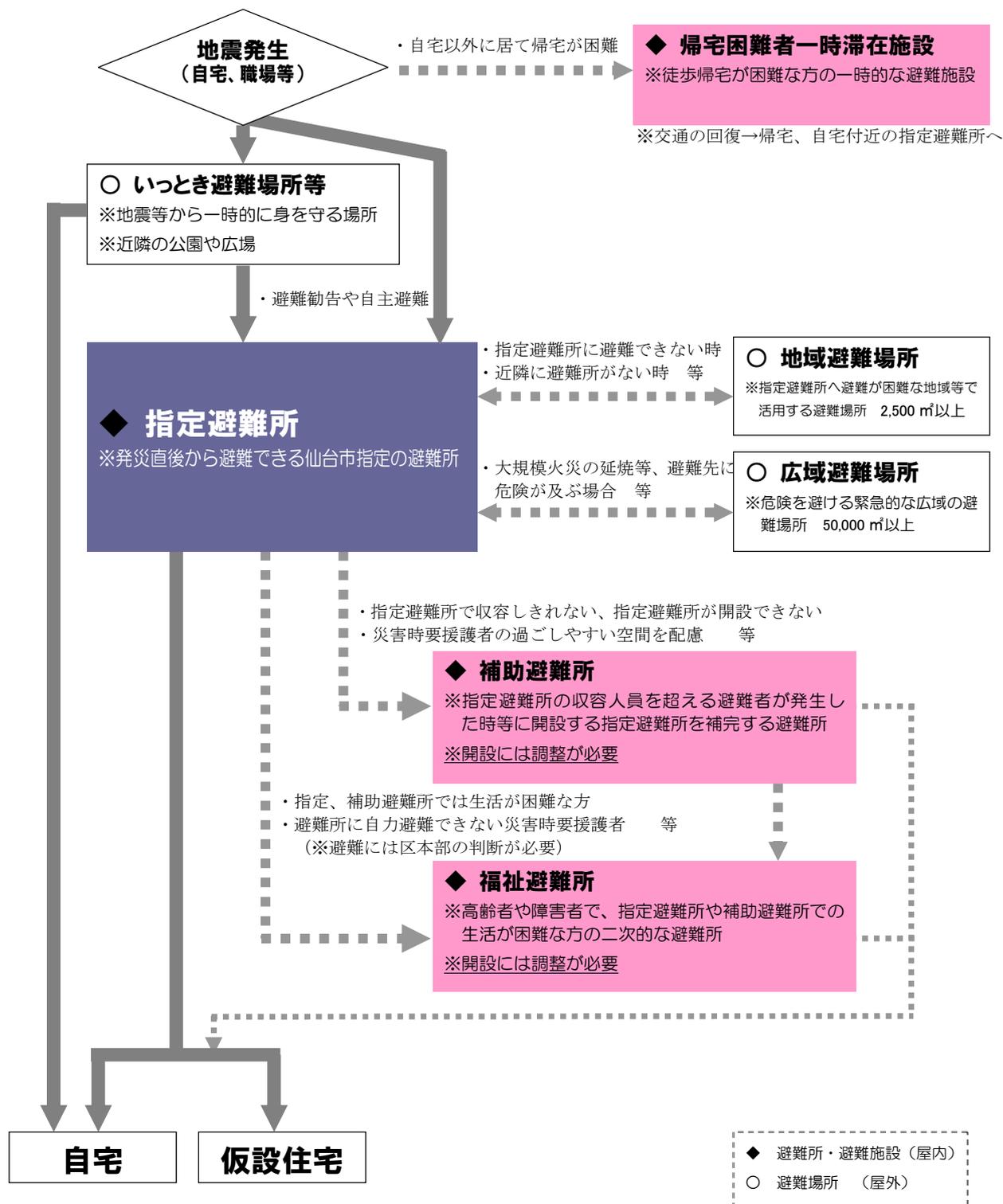
自主防災組織等は組織を活用し、あらかじめ定めていた避難所、または避難勧告等で指示された避難所へと組織的な避難を行う。

(6) 避難経路の確保

避難を誘導する者は、最も安全と考えられる避難経路を指示し、要所への誘導員の配置及びロープ等による標示を必要に応じ行い、避難途中における事故防止に努める。

5. 指定避難所等への避難

<住民等による避難フロー図（地震等）>



※津波避難に係る「住民等による避難フロー図（津波）」は「第5節 津波災害応急計画」（P.60）参照

6. 避難所等一覧

避難所等については、共通編 第2部 第2章「第1節 避難体制の整備」(P.65)を参照

(資料編：P. 「指定避難所一覧表」
P. 「補助避難所一覧表」
P. 「福祉避難所一覧表」
P. 「地域避難場所一覧表」
P. 「広域避難場所一覧表」参照)

第 5 節 津波災害応急計画

〔消防部、区本部、宮城県警察本部〕

本節では、津波発生時における人的被害を最小限に止めるため、津波警報・注意報等の収集・伝達及び避難体制について定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
消防部	・津波に関する情報の伝達、避難広報に関すること ・避難勧告、指示に関すること ・津波の危険性や避難方法等に関する住民への周知
区本部	・津波の危険性や避難方法等に関する住民への周知 ・避難勧告、指示に関すること ・避難所の開設及び運営管理に関すること ・津波に関する情報の伝達、避難広報に関すること
仙台管区气象台	・地震、津波の観測、地震情報、津波警報等の発表及び伝達に関すること
宮城県警察本部	・津波警報・注意報等の伝達及び警戒・広報活動の実施並びに避難の指示誘導等に関すること

2. 津波警報等の情報収集伝達体制〔消防部、仙台管区气象台〕

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合には「津波注意報」を、重大な災害の発生が予想される場合には「大津波警報」または「津波警報」を発表する（以下、これらをまとめて「津波警報等」と言う）。

ア 津波警報等の種類ととるべき行動等

津波警報等の種類ととるべき行動については以下のとおり。

《津波警報等の種類ととるべき行動等》

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		とるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表※	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※ 定性的表現で発表される津波の高さについて

地震規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震の規模を数分内に精度よく推定することは、現在の技術では無理である。津波警報等を迅速に発表するため、即時に推定した地震規模が小さく見積もられているおそれがある場合、当該海域で想定される最大規模の地震が発生したものと見なし、予想される津波の高さを「巨大」等の定性的表現とした特別の大津波警報をただちに発表する。このような大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定し、最大限の避難等防災対応をとる必要がある。

なお、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想された津波の高さを数値で示す続報を発表する。

イ 津波警報等を利用するにあたっての留意事項

- ① 津波警報等は地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分以内）を目標に発表するが、沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等が津波の襲来間に間に合わない場合がある。このため、沿岸地域など津波災害のリスクのある地域の住民等には、強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的に安全な場所へ避難する等、自らの命は自ら守る行動を求めることが重要である。

（※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震。）

- ② 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、更新される場合がある。
- ③ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。
このとき、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ④ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせする。また、実際に津波を観測した場合には、観測した津波の時刻や高さをお知らせする。

ア 津波情報の種類と発表内容

津波情報の種類と発表内容については以下のとおり。

《津波情報の種類と発表内容》

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 (XML 電文では、津波警報等を含めて発表)	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値 (メートル単位) または 2 種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 (※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び各津波予報区で推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを発表 (※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

第 1 波については、到達時刻と押し引きのみ発表する。最大波については、その時点までに得られた最大波の高さとその観測時刻を発表するが、大津波警報や津波警報の発表中において、その観測値が予想される津波の高さより十分小さい場合は、安心情報と受け取られないよう、数値ではなく「観測中」と発表する。

《最大波の観測値を数値で発表する基準》

発表中の警報等	観測値を数値で発表する基準
大津波警報	観測値 > 1 m (基準に達しない場合、「観測中」と発表する)
津波警報	観測値 ≥ 0.2 m (基準に達しない場合、「観測中」と発表する)
津波注意報	すべて数値で発表 (ごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

第1波については、沖合での観測時刻と押し引きのみ発表する。最大波については、その時点までに得られた沖合での最大波の高さとその観測時刻を発表する。また、津波は沖合ではまだ小さいため、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さ及び沿岸への推定到達時刻もあわせて発表する（沖合の観測点が比較的沿岸に近く、推定が可能な場合のみ）。

これらの観測値や推定値は、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが予想される津波の高さより小さい場合は、安心情報と受け取られないよう、数値ではなく「観測中」や「推定中」と発表する。

《最大波の観測値及び推定値を数値で発表する基準》

発表中の警報等	観測値及び推定値を数値で発表する基準
大津波警報	沿岸の推定値>3m (基準に達しない場合、沖合の観測値は「観測中」、沿岸の推定値は「推定中」と発表する)
津波警報	沿岸の推定値>1m (基準に達しない場合、沖合の観測値：「観測中」、沿岸の推定値：「推定中」と発表する)
津波注意報	すべて数値で発表

イ 津波情報を利用するにあたっての留意事項

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- a. 到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- b. 予想される津波の高さは、津波予報区の中での予測値のばらつきを考慮したうえで、安全サイドに立ち比較的高めの値をもとに発表しているが、津波の高さは一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、予想される津波の高さより局地的に高くなる場合もある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなるので一層の警戒が必要である。

③ 津波観測に関する情報

- a. 津波による潮位変化が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- b. 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- a. 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- b. 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。
- c. 沖合で津波が観測されたことを示す情報であるが、上記の理由等から、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合、以下の内容を発表する。

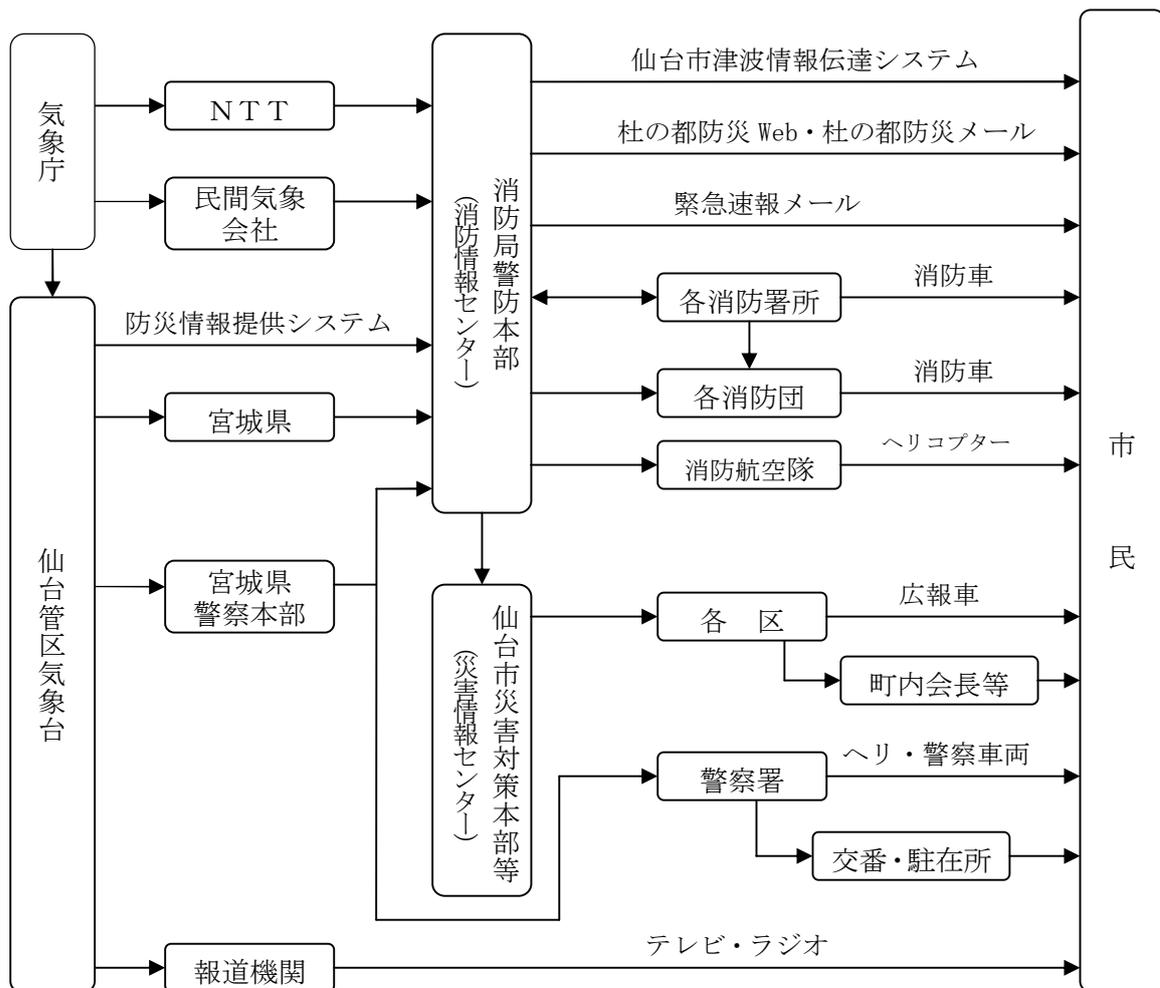
《津波予報の発表基準と発表内容》

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波警報等の収集伝達

消防部は、仙台湾区気象台、宮城県及び宮城県警察本部等から伝達される津波警報等を受信した場合は、次の伝達系統に基づき、関係する部、区本部及び市民に対し速やかに情報を伝達する。

〈津波警報等の伝達系統図〉



3. 組織・動員体制 [各部・区本部]

津波警報等が発表された場合、「第2節 災害対策活動体制」(P. 29)及び「第3節 職員の配備・動員計画」(P. 39)に基づき、津波警報等の区分に応じ所要の組織・動員体制により応急対策を実施する。

4. 避難勧告等の実施 [消防部、区本部]

(1) 避難勧告等の区分及び発令基準

津波警報等の発表時における避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。

種 類	避難指示等	区 域
大 津 波 警 報	避難指示	津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちに避難指示を発令する。
津 波 警 報	避難勧告	津波避難エリアⅠの区域に対して直ちに避難勧告を発令する。
津 波 注 意 報	—	沿岸部及び河口部に対して避難の呼びかけを行う。

※津波避難エリアⅠ及びⅡとは、津波からの避難の手引き（暫定版）第1版（平成23年10月作成）に示されるエリアをいう。

※消防航空隊は、ヘリコプターを使用して避難広報のほか、海面変動の監視を行う。

(資料編：P. 「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照)

(2) 避難勧告等発令時の避難先

大津波警報発表に伴う避難指示が発令されたときの避難先は、津波避難エリアⅠ・Ⅱの区域外へ、津波警報発表に伴う避難勧告が発令されたときの避難先は、津波避難エリアⅠの区域外へ避難することを基本とする。併せて津波避難エリア外の周辺にある指定避難所を開放する。

また、津波到達予想時刻までに時間的余裕がなく津波避難エリア外への避難が困難な場合は、近くの津波避難施設等に避難するものとする。

(3) 実施責任者

避難勧告等の発令に係る実施責任者及び代行については、**第4節「避難計画」**に準ずる。

(4) 避難勧告等の伝達・避難広報

避難勧告等発令時には、次の手段を用いて、地域住民に対し迅速に周知徹底を図り、確実な避難行動につなげる。

また、津波避難エリア外から津波避難エリア内への住民等の流入を防ぐため、エリア外においても順次広報を実施する。

ア 仙台市津波情報伝達システム

消防部は、津波警報等発表に伴う避難勧告等発令時に、津波避難エリア内に設置された屋外拡声装置からの情報伝達を行う。

イ ヘリコプター、消防車両（消防部）及び広報車（区本部）による巡回広報

ヘリコプターによる上空からの広報、消防部・消防団の消防車両、及び区本部の広報車による関係地区の巡回広報を行う。

ウ 町内会等への連絡（消防部、区本部）

消防部は仙台市津波情報伝達システム戸別受信装置により、避難対象区域内の町内会長等へ情報の伝達を行う。また、各区本部は状況に応じて、避難対象区域内の町内会長等に電話連絡による情報伝達に努める。

エ 報道機関との連携

市長は「災害時における放送要請に関する協定」（資料編 P. 参照）に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。

オ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール及び市ホームページ

消防部は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」により避難勧告等の情報配信を行う。また、総務企画部は市ホームページにより避難勧告等の情報提供を行う。

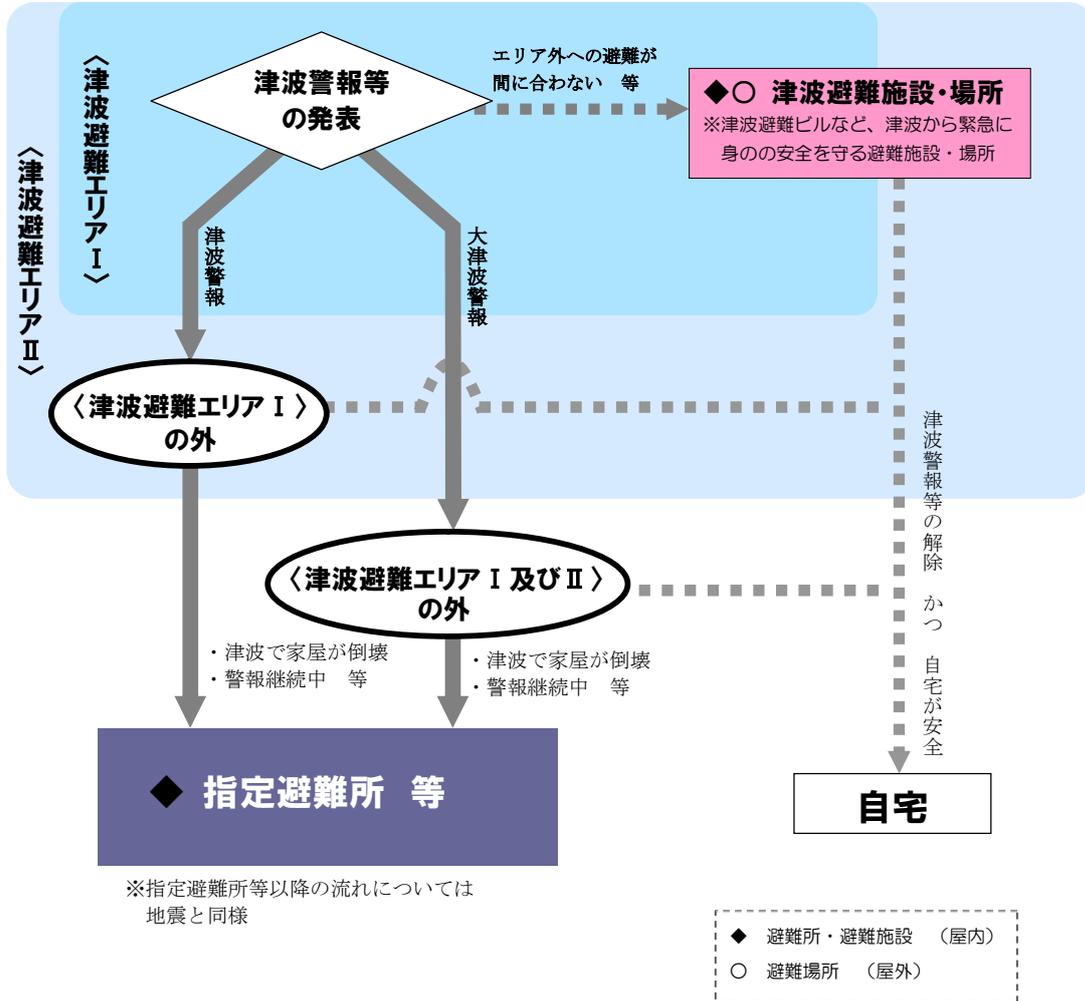
カ 緊急速報メール

消防部は、電気通信事業者が提供する「緊急速報メール」により、津波情報と避難勧告等の情報配信を行う。

(5) 地上における広報活動隊等の活動注意事項

消防職・団員の安全を図りつつ、広報活動を適切に行うことを目的として運用を開始した「津波警報等発表時における避難広報等活動要領」に基づき、津波警報等が発表された場合は、被害が予想される区域の住民に対し、勧告・指示等の避難広報を行う。

＜住民等による避難フロー図（津波）＞



※津波避難エリア外における「住民等による避難フロー図（地震等）」は「第4節 避難計画」（P.50）参照

5. 警察の措置 【宮城県警察本部】

(1) 伝達

警察本部は、津波警報等が発表された場合、直ちに沿岸各警察署に無線又は有線により伝達する。

(2) 警戒・広報

ア 各警察署は、沿岸部を管轄する交番・駐在所に通知し、警戒・広報活動を行う。

イ 警戒・広報活動は、各自治体及び防災関係機関と協力して行う。

ウ 避難

① 住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合又は市長等から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難の指示、誘導その他必要な措置をとる。

② 警察署長は、市長等が行う避難勧告等について、必要な助言と協力を行う。

③ 避難誘導に当たっては、安全な経路を選定し、住民等の生命・身体の安全を最優先とし、特に高齢者及び障害者等の災害時要援護者に十分配慮する。

第 6 節 帰宅困難者対策

〔経済部、都市整備部、消防部〕

災害発生した際に、一斉にターミナル駅等を集まり、混乱が起こることを防止するため、職場や大規模集客施設等における、社員や利用客等に対する呼びかけや帰宅困難者が一時的に滞在する施設・場所の円滑な運営について定める。

1. 一斉帰宅の抑制

(1) 企業等への呼びかけ

災害対策本部は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するために、災害発生直後には「緊急を要さない移動は控える」ことについて市ホームページやマスメディア等の様々な媒体により呼びかける。

(2) 大規模集客施設等への呼びかけ

大規模集客施設等での利用者を保護するため、事前の協議結果等に基づき、当該事業者が利用者の適切な待機、誘導を行うよう、呼びかけを行う。

2. 一時滞在施設・場所の運営

帰宅困難者が一時的に滞在するために活用することについて、予め協定の締結などを行っている施設・場所の管理者は、災対本部からの要請等、事前の取り決めにより、一時滞在施設・場所を開設し、必要な情報等の提供を行うものとする。また、施設・場所の管理者は帰宅困難者の一時滞在施設・場所への誘導にあたっては、円滑に行えるよう関係機関の協力を得ながら実施するものとする。

なお、一時滞在施設・場所の運営が長期化する場合には、災対本部事務局は関係部、当該施設・場所の管理者と必要な調整を行い、円滑な運営を図るものとする。

3. 徒歩帰宅の支援

帰宅困難となった者のうち、市内に居住するなど徒歩での帰宅が可能な者に対しては、徒歩帰宅支援を行うよう努める。

徒歩帰宅の途上、道路・災害情報やトイレ等を提供する「帰宅支援ステーション」の整備についてあらかじめ協定を締結している企業等に対して、協力を要請するとともに、一時滞在施設・場所の管理者その他帰宅困難者対応にあたっている関係機関等と必要な情報を提供するよう努める。

4. 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難となった者に対して、公共交通機関の復旧状況等について市ホームページやマスメディアなどを通じ、必要な情報提供を行うよう努める。

5. 旅行者への対策 〔経済局〕

旅行者の安全な避難・誘導の実施に必要な情報の提供を行う。また、旅行で帰宅困難な観光客等の一時的な宿泊場所の提供を行う必要が生じた場合は、観光関連機関と連携し対応に努める。

第 7 節 災害情報の収集伝達計画

〔各部、区本部〕

地震の災害発生時に、災害応急対策の基本的な方針を決定し、効果的な応急対策活動を円滑に実施するうえで必要な気象情報や被害情報等の災害関連情報の収集・伝達計画について定める。

1. 災害情報の収集・伝達

震災の初動期は、人命の救助と火災への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、地震・津波が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行う。

(1) 災害初動期における情報収集

災害初動期は次の情報を中心に情報収集を行うものとする。

情報の区分	主な情報内容
地震・津波に関する情報	・地震・津波情報・津波警報・注意報等の発表状況
人命に関する情報	・死者、負傷者及び要救助者の発生状況 ・建物倒壊等に伴う生き埋め災害情報 ・職員の安否確認
被害拡大に関する情報	・火災発生の状況 ・がけ崩れ等の二次災害発生情報 ・危険物の漏洩、ガス漏れ情報
応急対策活動上必要な情報	・市役所等災害活動拠点の被害状況 ・道路などの活動上重要な施設の被害状況

ア 勤務時間内における情報収集活動

各部及び区本部は次の要領により被害状況を収集する。

区 分	情報収集の方法等
各 部	・119番通報（消防部） ・庁舎周辺の被害確認 ・所管施設の被害確認 ・市民等からの通報 ・業務出向中職員からの情報 ・被害調査班からの情報
各 区 本 部	・庁舎周辺の被害確認 ・所管施設の被害確認 ・市民等からの通報 ・業務出向中職員からの情報 ・避難所からの情報

イ 勤務時間外における情報収集活動

職員は、参集途上において被害状況を把握し、その情報は各部及び区本部において集約後、市災対本部事務局に報告するものとする。（ただし、重要な情報は直ちに報告するものとする。）

なお、職員参集後は、勤務時間内と同様に情報収集活動を行うものとする。

ウ 消防部の情報収集

- ① 消防部は、震度「5 弱」以上を観測する地震が発生した場合、高所監視カメラにより災害発生状況を確認するとともに、直ちに消防ヘリコプターを出動させ、上空から被害状況調査を行うものとする。
- ② 消防部は、高所監視カメラ及びヘリコプターテレビ伝送システムの受信体制が整い次第、速やかに市災対本部に映像伝送を開始する。また、必要に応じて総務省消防庁、宮城県及び他の地方公共団体に映像伝送を行う。

(2) 災対本部が行う情報収集

ア 各部及び区本部の情報収集

各部及び区本部は、初動期における情報収集のほか、次表に定める情報収集担当割当に基づき災害情報を集約、整理し、災対本部事務局に報告するとともに、他の各部及び区本部又は防災関係機関に関わる情報を入手した場合は、速やかに関係部及び区本部又は防災関係機関に連絡する。

情報区分		収集する情報の内容		担当部局
防災気象情報等		・地震・津波の情報、津波警報・注意報等		消 防 部
被害情報	人的被害	・発生場所、原因及び被害者数 ・被害者の住所、氏名、年齢等 ・負傷者の負傷程度及び収容先	死 者 行 方 不 明 者 負 傷 者	区 本 部 消 防 部
	建物被害	・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地 ・り災世帯及びり災者数	住 家 ・ 非 住 家	財 政 部 区 本 部
			事 業 所	経 済 部
	公共施設被害	・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況	福 祉 施 設	健康福祉部 子供未来部
			清 掃 施 設	環 境 部
			教 育 施 設	教 育 部
			そ の 他 の 施 設	所 管 部
土木施設被害	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	砂 防	都 市 整 備 部	
		道 路 ・ 橋 梁 ・ 公 園	建 設 部	
		河 川	建 設 部	
農業関係被害	・被害箇所と被害程度	農 水 産 関 係	経 済 部	
		林 業 関 係	経 済 部	

ライフライン情報	<ul style="list-style-type: none"> ・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・ガス供給停止状況 ・断水状況 ・交通機関の運行状況 	下水関係	建設部
		水道関係	水道部
		交通関係	交通部
		ガス関係	ガス部
消防情報	<ul style="list-style-type: none"> ・119番通報の入電状況 ・火災発生状況及び延焼状況 ・救助、救急事案の発生状況及び対応状況 ・危険物施設等の被害状況 ・ガス漏れ等の発生状況 		消防部
避難情報	<ul style="list-style-type: none"> ・自主避難の状況 ・避難勧告、指示の発令状況 ・避難世帯数及び避難者数 ・避難所の設置状況 		区本部
医療救護情報	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の被害状況 ・応急救護所等の設置状況 		健康福祉部
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・その他被害箇所と被害の程度 ・その他必要な情報等 	ブロック塀倒壊がけ崩れ	災対本部
		その他	所管部

イ 防災関係機関からの情報収集

災対本部事務局、各部及び区本部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集する。

収集担当	収集する情報	収集先
災対本部事務局	地震・津波の情報、津波警報・注意報等	仙台管区气象台
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 NTT東日本(株)宮城支店 携帯通信事業各社
	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)仙台支社
	県下の被害情報	宮城県総務部危機対策課
	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング	
健康福祉部	医療施設の被害と診療状況等	仙台市医師会 仙台歯科医師会 仙台市薬剤師会
建設部	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	仙台河川国道事務所
	県管理橋梁の被害と復旧状況等	仙台土木事務所 大河原土木事務所
	東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路の被害と復旧状況等	NEXCO東日本(株)東北支社
	仙台南部道路の被害と復旧状況等	宮城県道路公社
	国管理河川の被害と復旧状況等	仙台河川国道事務所
	県管理河川の被害と復旧状況等	仙台土木事務所
区本部	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	市内各警察署

(3) 情報連絡体制

ア 連絡責任者及び連絡電話等の指定

災対本部事務局は、防災関係機関との連絡を確実なものとするため、あらかじめ防災関係機関の連絡用電話及び連絡責任者を把握しておくとともに、窓口の統一を図るなど、迅速な連絡体制を確保する。

イ 情報連絡員の派遣

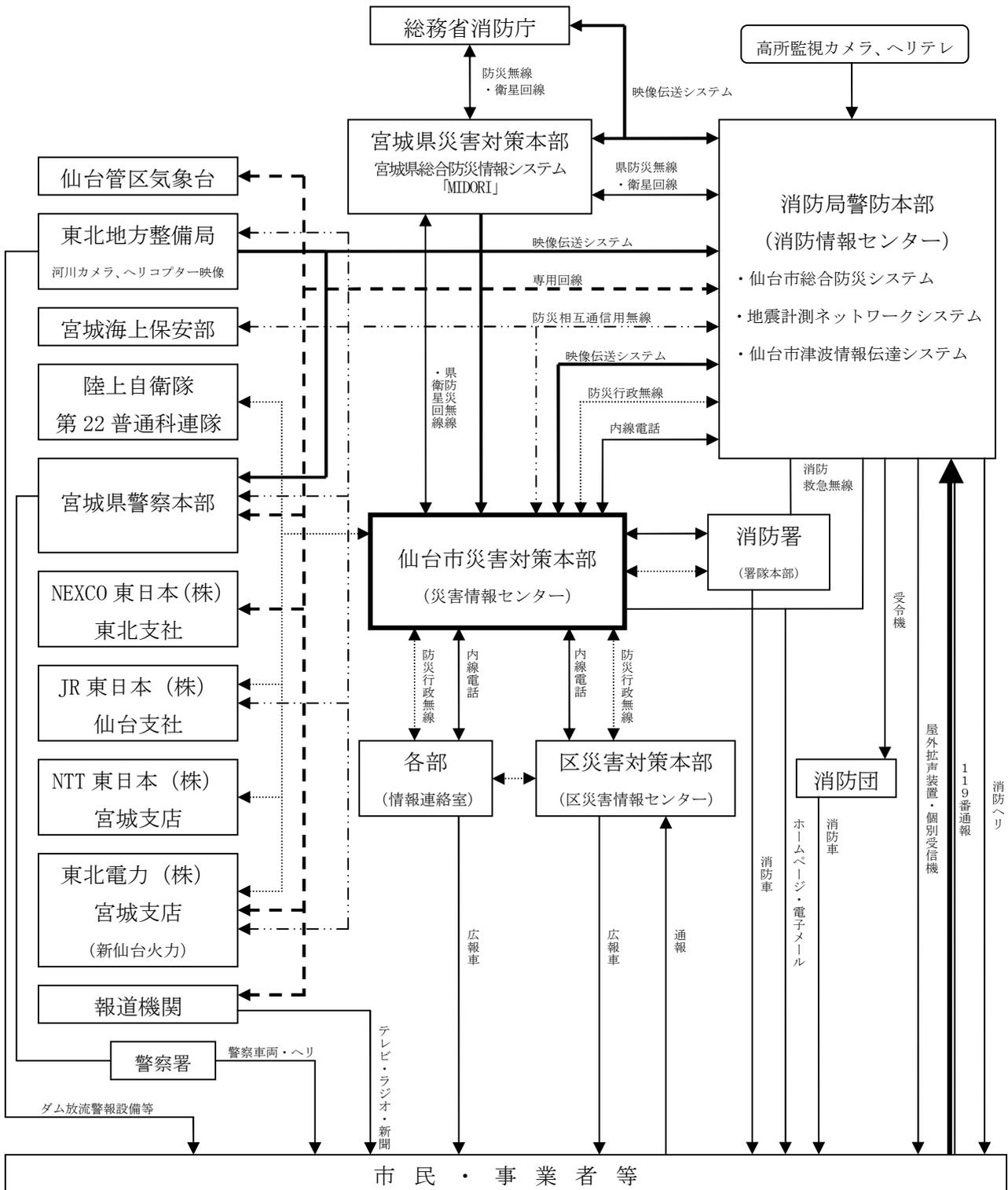
① 災対本部事務局への派遣

各部及び区本部は、本部との伝達体制を確保するため、災害対策本部及び警戒本部が設置された場合、直ちに市災対本部事務局に情報連絡員を派遣する。

② 防災関係機関への派遣等

災対本部事務局等は、情報収集及び応急対策の実施等において、防災関係機関等との緊密な連絡体制を確保する必要があると認められる場合は、その機関への情報連絡員の派遣、又は派遣を要請する。

〈情報伝達系統図〉



※ ヘリテレ：「ヘリコプターテレビ伝送システム」

2. 通信手段の確保

災害発生時の情報伝達には、既存の通信設備を効率的に活用し、迅速かつ的確な情報の伝達を図る。

(1) 内線電話

災害情報センターと各部及び区本部間の通話、又は各部及び区本部間の通話は、加入回線輻輳の影響を受けない内線電話を使用する。

(資料編：P. 「仙台市庁舎間通信ネットワーク図」参照)

(2) 災害時優先電話

災害時優先電話は、輻輳時の通話制限を受けにくいことから、防災関係機関等の外部機関との連絡に使用する。

(3) 非常通話及び緊急通話の利用

一般加入電話での通話が困難である場合、災害時優先電話から通話の手動接続を申し込むことにより通話が可能となる。利用方法については、「第 28 節 電気通信施設災害応急計画」(P. 171) による。

(4) 無線通信網の利用

有線回線での通信と併せて、以下のア～ウの無線網を活用する。電話回線の輻輳または途絶により、有線回線での通信ができない場合は、エの無線網を活用する。

ア 防災行政用無線等

① 仙台市防災行政用無線（デジタル移動通信系）

災害情報センターと各部及び区本部、又は各部及び区本部と所属する移動局間の通信

(資料編：P. 「仙台市防災行政用無線の管理運用に関する要綱」参照)

② 消防救急無線

消防機関内部の相互通信

③ 業務用無線

各企業体内部の相互通信（水道、交通、ガス）

(資料編：P. 「仙台市水道局業務用無線系統図」参照)

(資料編：P. 「仙台市交通局無線配備状況等」参照)

(資料編：P. 「仙台市ガス局無線系統図」参照)

④ 防災相互通信用無線

石油コンビナート火災等の災害現場における防災関係機関相互間の通信

イ 県防災行政用無線

県防災行政用無線は、県及び県内市町村との通信に使用する。また、市町村局の整備を検討する。

ウ 地域衛星通信ネットワーク

地域衛星通信ネットワークは、各都道府県、市町村及び防災関係機関との通信に使用する。また、市町村局の整備を検討する。

(5) データ通信網の活用

災害情報センターと各部及び区本部間の情報連携、又は各部及び区本部間の情報連携は、効率的な事務処理や連絡手段の多元化の観点から、行政情報ネットワークも活用する。また、防災関係機関等の外部機関との情報連携も、電子メール等インターネットを利用した様々なサービスを活用する。

(6) 映像伝送システムの活用

大規模災害発生時に、高所監視カメラ及びヘリコプターテレビ伝送システムの映像等を災害情報センターに送信し、災害の概要を把握するとともに、地域衛星通信ネットワークを使用し、総務省消防庁、宮城県及び他の地方公共団体に送信する。

3. 非常通信の活用（被害が甚大である場合）

電気通信設備の被災により、通信が途絶するなどしたために、上記の通信方法が使用できない場合には、以下により代替通信手段を確保し、最低限の通信体制の維持に努める。

(1) 災害対策基本法第 79 条に基づく通信の確保

災害により有線通信が途絶した場合、又は自己の無線通信ができなくなった場合は、災害対策基本法第 79 条に基づき最寄りの無線局に非常通信等の発信を依頼する。

(2) 非常時の通信の確保

① 東北総合通信局への依頼

災害情報連絡のための防災行政無線等の通信手段に支障が生じた場合は、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は通信の確保に必要な措置を講ずる。

また、東北総合通信局は、要請に基づき、通信機器について関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。

② 通信機器の確保

通信手段確保のために利用する通信機器が不足する場合は、東北通信総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。

③ 無線局の開設等の依頼

非常災害時における重要通信の確保のため必要とする場合は、東北総合通信局に対して、無線局の開設、周波数の指定変更、無線設備の設置場所等の変更について、電話等簡易な手段により免許の付与、その他の許可を求める。

4. 被害状況等の報告

(1) 本部事務局に対する報告

ア 報告の区分及び担当部局

各部及び区本部は、次表の報告分担により被害状況等を災対本部事務局に報告する。

報告区分	報告様式等	担当部局
災害発生状況報告	災害発生状況報告（様式 1）	各部・区本部
被害状況報告	被害状況報告（様式 2） ※添付書類 被害の内訳（様式 2-1）	消 防 部 区 本 部
	避難状況報告（様式 3）	区 本 部
	公共土木施設被害状況報告（様式 4）	経 済 部 都市整備部 建 設 部
	公共施設等被害状況報告（様式 5）	各部・区本部
	ライフライン被害状況報告（様式 6）	建 設 部 水 道 部 交 通 部 ガ ス 部
	農業関係被害状況報告（様式 7）	経 済 部
	火災発生状況報告（様式 8）	消 防 部

イ 報告の方法

各部及び区本部は、被害状況等を各様式により FAX で報告するものとする。

ただし、文書により報告するいとまがない場合は、即報として電話及び防災行政用無線により口頭で報告し、事後に文書で報告する。

① 災害発生状況報告（様式 1）

災害初動期の段階で、災害発生的事実を迅速に把握した後、直ちに報告する。

（消防部は指令書による報告も含む。）

また、経過、応急対策の実施状況及び被害等が判明した時点で、さらに報告する。

② 被害状況報告（様式 2～2-1～様式 4～8）

各部及び各区本部が把握した被害状況を集計し、定期的に報告する。

また、災対本部事務局から指示があった場合は、その都度報告する。

③ 避難状況報告（様式3）

住民の避難が行われた場合、区本部は直ちに報告する。

（資料編：P. 各状況報告「様式1～8」参照）

(2) 被害報告の認定基準

（資料編：P. 「被害報告等の認定基準」参照）

(3) 宮城県に対する報告

宮城県に対する被害状況等の報告は、市町村被害状況報告要領に基づき、災対本部が宮城県総合防災情報システム（MIDORI）により速やかに報告する。

（資料編：P. 「県及び国に対する報告要領」参照）

（資料編：P. 「宮城県様式第1～2号」参照）

(4) 国（総務省消防庁）に対する直接速報基準

（資料編：P. 「県及び国に対する報告要領」参照）

（資料編：P. 「宮城県様式第1号（災害概況即報）」参照）

第 8 節 災害広報・広聴計画

〔災対本部事務局、総務企画部、市民部、区本部〕

本節では、市民に対して災害関連情報を適時かつ的確に伝達するための広報計画及び市民からの問い合わせや相談などに対応するための広聴計画を定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
災対本部事務局	・ 広報紙、インターネット等による市民への災害広報に関する事 ・ 報道機関への情報の提供及び報道要請に関する事 ・ プレスルーム（記者発表室）の設営及び運用に関する事 ・ その他関係機関との連絡調整に関する事
総務企画部	・ ICT等を活用した情報の発受信に関する事
市民部	・ 災害にかかる広聴相談（移動相談を含む）の総括に関する事 ・ 他機関の相談担当窓口との総合連絡調整に関する事
区本部	・ 災害広報及び広聴に関する事 ・ 市政相談窓口の設置に関する事

2. 広報活動〔総務企画部、市民部、区本部〕

災害発生時の被害状況を踏まえ、広報の対象、手段、目的等を勘案し、適切な広報媒体を選択することにより、効果的な広報を行う。

(1) 広報の内容

災害時に市民が求める情報は、時間の経過とともに変化し、被災者を取り巻く状況も刻々と変化することから、概ね次のような区分により市民ニーズに応じた適時、的確な広報を行う。

ア 災害発生直後

- ① 災害の発生状況
- ② 余震・津波・洪水等に関する情報
- ③ 災対本部の設置
- ④ 安否情報
- ⑤ 被害状況の概要
- ⑥ 避難所等の情報
- ⑦ 救援活動の状況
- ⑧ 二次災害防止に関する情報
- ⑨ 災害応急対策の実施状況
- ⑩ 医療機関の活動状況
- ⑪ 水・食料等の物資供給状況

- ⑫ ボランティア受け入れ情報
- ⑬ その他（被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や通信事業者各社が提供する災害用伝言板の利用について周知を図る。）

イ 生活再開時

- ① ライフラインの被害状況と復旧見込
- ② 生活必需品の供給状況
- ③ 道路・交通情報
- ④ 医療情報
- ⑤ 教育関連情報
- ⑥ 災害ごみの処理方法
- ⑦ 相談窓口の開設状況
- ⑧ その他（被災地からの情報発信を含む）

ウ 復興期

- ① り災証明・義援金関連情報
- ② 住宅関連情報
- ③ 各種貸付・融資制度情報
- ④ 各種減免措置等の状況
- ⑤ 復興関連情報
- ⑥ その他（被災地からの情報発信を含む）

(2) 広報の方法

ア 報道機関との連携

- ① テレビ・ラジオの活用

災害発生直後は、迅速かつ広範囲に情報を伝えることができる媒体であるテレビ・ラジオ局と連携し、市民への広報に努める。

「災害時の放送に関する協定」に基づき、日本放送協会仙台放送局及び民間放送各社（コミュニティ FM 局を含む）に対して放送を依頼する。

（資料編：P. 「報道機関一覧表」参照）

② 報道機関に対する情報提供

災害時は、記者会見、記者説明、資料提供等により、報道機関を通じて市民に情報を伝える必要がある。そのため、災対本部広報班は、プレスルームを設置し、被害状況、避難の勧告・指示の状況、市民及び被災者に対する注意事項等の情報提供に努める。プレスルーム設置の際は、災対本部事務局に近接した場所を確保し、掲示板の設置等により災害関連情報資料を常時閲覧できる体制を整備する。

また、大規模災害時の初動期には、報道対応に混乱を来さないよう、仙台市政記者会の協力を得て、円滑な情報提供に努める。

各部及び区本部に関する情報提供、取材については、原則として各部及び区本部で対応する。各部及び各区本部は、原則として事前に情報提供、取材内容を災対本部事務局に報告した上で、速やかに対応する。

なお、外国報道機関への対応にあたっては、市民部の協力を得て行う。

イ 広報車による広報

関係する各部及び区本部は、災害の状況に応じて、必要な場合は広報車を出動させ、広報を実施する。

なお、広報車による広報が困難な地域又は特に必要と認められる地域に対しては、関係する各部及び区本部において職員を派遣し、広報を行う。

ウ 広報紙等による広報

災対本部広報班は、複雑な情報をわかりやすく市民に伝えるため、速やかに文字情報としての広報紙を作成し、配布する。

広報紙による情報提供は、詳しい情報を提供することができることに加え、読み返すことができるなどの長所がある。時間の経過とともに市民のニーズも変化してくることから、このような媒体の特性を活かしながら、的確な広報に努める。

① 発行

仙台市政だよりの印刷製本業務委託契約先に印刷発行を委託する。

② 配布場所

平常通りの町内会等を通じた配布が不可能であると予測される状況の時は、各区本部を通じて避難所、区役所等被災者が多く集まる場所へ配布するとともに、その旨を地域団体等に周知し、自らの情報収集を依頼する。また、街頭での貼り出しを行い、発行部数の増加の程度に応じて、段階的に配布場所の拡大を図る。

③ 配送手段

各避難所への配送は、物資等の配送ルートを活用するとともに、電子メール、FAX等の伝達手段を可能な限り活用する。

また、配布場所の拡大を図る段階においては、新聞折り込みによる配布も検討する。

エ 通信メディアによる広報

本部広報班及び総務企画部は、市のホームページや電子メール等のインターネットを利用した様々なサービスによる情報伝達を可能な限り実施し、市民への広報を補完するとともに、国内外へ情報発信を行う。

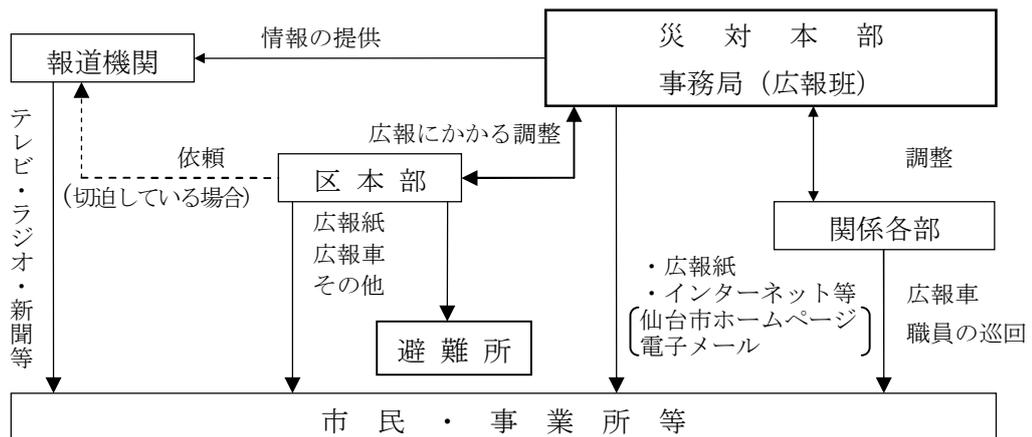
(3) 災害時要援護者への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい視覚・聴覚障害者や外国人に対する広報については、健康福祉部及び市民部において、音声案内や文字情報の掲示・点字化・多言語化、手話通訳によるテレビ放送等を可能な限り実施するとともに、仙台市災害多言語支援センター、各種ボランティア団体等との連携を図りつつ、広報を行う。

(4) 区との役割分担

大規模災害の場合、各区での被害状態が異なるため、各区本部においても、可能な限り早期に、地域に密着したきめ細かな広報の実施に努める。

(5) 伝達系統図



3. 広聴相談活動 [市民部・区本部]

(1) 電話による問合せ窓口の設置

ア 市民部は、災害の状況により必要な場合、電話による市民からの問い合わせや相談に対応し、情報提供等を行うため、災対本部事務局と協議の上、関係する部の協力を得て「問い合わせ専用チーム」（仮称。以下同じ）を組織し電話相談窓口を設置する。

イ 「問い合わせ専用チーム」は、災対本部事務局と協議し、問い合わせへの対応方法を定め、その内容を掲示する等により班員に周知し、対応の迅速化を図る。

ウ 「問い合わせ専用チーム」は、当日の問い合わせ内容、件数を記録、集約し、災対本部事務局に報告を行う。ただし、市民からの情報が災害応急対策上、緊急かつ重要な場合は、直ちに災対本部事務局に報告を行う。

エ 区本部においても、災害の状況により必要な場合は、「問い合わせ専用チーム」を組織し、電話による市民からの問い合わせや相談等に対応する。

(2) 総合市政相談窓口の設置

市民部及び区本部は、必要な場合、市民からの問い合わせや相談等に対応するため、市民のための総合市政相談窓口（総合市政相談所）を市役所内に、また、市政相談窓口（市政相談所）を各区役所内に設置し、広聴相談を実施する。

この場合、必要に応じ、災対本部事務局と調整を図り、関係する各部及び区本部に相談員の派遣を要請する。

なお、開設に併せて効果的な広報手段により、窓口開設の周知を行う。

（資料編：P. 「主な相談内容及び関係機関、担当部一覧」参照）

(3) 移動巡回相談の実施

市民部及び区本部は、災害発生後のそれぞれの段階における市民意識や市民ニーズを的確に把握し、市民生活の不安解消を図るため、避難所等における移動巡回相談を実施に努める。

(4) 国の機関及び特殊法人、県等との協力体制

市民部は、大規模災害発生時に開設される、国及び特殊法人の出先機関、地方公共団体、各種団体等で構成される「特別総合行政相談所」（事務局：東北管区行政評価局）の設置・運営に協力し、この相談所を通じた国等の動向及びその情報収集に努める。

※「特別総合行政相談所」とは、宮城地域行政苦情相談連絡協議会（構成機関：国・特殊法人の出先機関、地方公共団体等 34 機関）が国の防災基本計画に基づき、申し合わせを行った、大規模災害発生時に被災地域において、被災者等からの各種相談、問い合わせ等に応じるための総合的な相談窓口である。

(5) 専門相談窓口の設置

市民部及び区本部は、災害の状況により必要と認めるときは、法律問題や災害時に増えるといわれているドメスティックバイオレンス被害などの女性相談等、専門的な問題の迅速な解決に資するため、市民のための専門相談窓口を設置する。

この場合、必要に応じ、関係部及び区本部と調整を行い、関係団体への相談員の派遣要請を当該部に指示する。

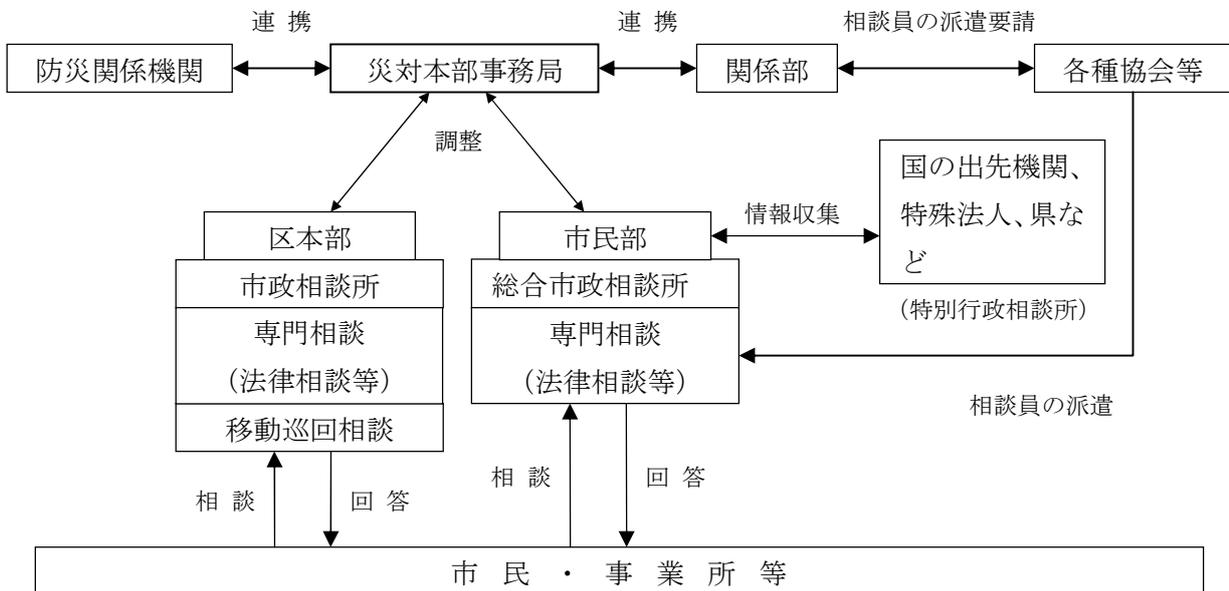
(6) 女性支援センターの設置

市民部は、専門相談窓口の1つとして女性のための相談窓口を設置するとともに、仙台市男女共同参画推進センター内に、女性支援センターを設置し、同センターを運営するせんだい男女共同参画財団とともに、被災女性のニーズの把握に努め、NPO 団体等との連携を図りながら、必要な対応を行なう。

(7) 要望等の処理

市民部及び区本部は、総合市政相談窓口等において聴取した要望及び陳情や手紙等で寄せられた苦情・要望等を、関係部及び区本部並びに防災関係機関へ電子メールやFAX等を活用し照会や連絡を行い、適切な処理を行うとともに、その回答、処理状況も併せて時系列的に記録をする。

(8) 広聴相談体制フロー



※ 市民部及び区本部は、必要に応じ電話による相談窓口を設置し対応する。

第 9 節 救急・救助計画

〔消防部〕

本節では、災害の発生に伴う救急活動、救助活動を迅速かつ的確に行うための計画について定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
消防部	救急、救助の実施及び関係機関との相互連絡に関すること

2. 救急・救助活動

(1) 救急活動

多数の救急事案が発生している場合は、人命の安全確保を最優先とした救急体制を早期に確立する。

ア 臨時救急隊を編成し、現地救護所での活動や医療機関等への搬送を実施する。

イ 健康福祉部と連絡を密にして、負傷者の受入れ可能医療機関を把握する。

ウ 負傷者の応急処置及び搬送は、救命の処置を必要とする者を最優先とし、軽症者は、消防団、自主防災組織等の協力を受けて応急処置を行う。

エ 軽症者の搬送など、必要に応じて協定を締結している民間の患者等搬送事業者に協力を要請する。

オ 負傷者に投与する酸素ガスが不足するおそれがある場合は、協定を締結している酸素ガス等取扱団体に協力を要請する。

(2) 現地救護所の設置

多数の負傷者が予想される場合は、職員の参集状況等に応じ、被災地又は救急隊が設置されている消防署所に救護所を設置し、次の措置を講ずる。

ア トリアージを実施し、負傷者の搬送順位及び搬送先医療機関を決定する。

イ 負傷者に対する応急処置を実施する。

ウ 必要に応じて、災対本部を通じ、医療救護班（DMAT を含む）の派遣を要請する。

（注）トリアージとは、負傷者の緊急度や重症度に応じて適切な処理や搬送を行うために、負傷者の治療優先順位を決定すること

(3) 救助活動

同時に多数の救助事案が発生したときは、早期に救助体制を確立する。

ア 特命救助隊を臨時に編成する。

イ 簡易な救助活動は、消防団、自主防災組織等により実施する。

ウ 人命救助上必要ある場合は、クレーン車、ブルドーザー等民間の特殊車両の出動を要請する。

エ 救助事案が同時に多発し、多数の負傷者が発生した場合は、警察、自衛隊等関係機関と活動区域の分担、要救助者の情報交換など連携体制を速やかに確立し、効果的な活動を行う。

オ 消防隊が使用する呼吸器やガス溶断機用の酸素ガスが不足するおそれがある場合は、協定を締結している酸素ガス等取扱団体に協力を要請する。

3. ヘリコプターによる救助・救急搬送

(1) ヘリコプターによる救助・救急搬送

本市以外の医療機関に傷病者を緊急に搬送する必要がある場合は、必要によりヘリコプターによる救急搬送を実施する。

(2) 広域航空消防応援要請

ヘリコプターによる人命救助や救急搬送、資機材搬送等に応援が必要な場合は、宮城県広域航空消防応援協定（平成4年4月1日締結）、東京消防庁・仙台市航空機消防相互応援協定（平成8年1月22日施行）、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日消防震第19号）及び大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日消防救第61号）により出動要請を行う。

4. 緊急消防援助隊等の活動等

(1) 宮城県広域消防相互応援協定（平成4年4月1日施行）による救急・救助活動は、消防部の指揮の下に宮城県広域消防応援基本計画（平成16年4月15日施行）に基づいて実施する。

(2) 緊急消防援助隊による救急・救助活動は、消防部の指揮の下に仙台市消防受援計画（平成9年4月15日施行）に基づいて実施する。

（資料編：P. 「緊急消防援助隊受援体制」参照）

第 10 節 医療救護・保健・防疫計画

〔健康福祉部、子供未来部、経済部、消防部、市立病院部〕

本節では、災害発生時における医療救護・保健・防疫活動について定めるとともに、医薬品等の確保体制について定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の医療救護活動の統括に関する事 ・医療救護班の編成に関する事 ・医療機関の被害状況の把握に関する事 ・医薬品、医療器具の調達及び配分に関する事 ・医療機関との総合調整に関する事 ・医療ボランティアに関する事 ・被災者の保健活動の統括に関する事 ・被災地の防疫の統括、防疫班の編成に関する事 ・防疫用薬剤、資機材の調達及び配分に関する事 ・被災動物の保護、管理に関する事 ・災害時における衛生に関する調査、試験検査に関する事
経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の防疫に関する事
区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急救護所、避難所救護所の開設、医療救護班の活動・支援及び負傷者の救護に関する事 ・医療ボランティアの活動の支援に関する事 ・被災者に対する保健相談及び指導に関する事 ・被災地域及び避難所における食品衛生に関する事 ・被災地域及び避難所における防疫に関する事
市立病院部	<ul style="list-style-type: none"> ・市立病院における被災患者の診療に関する事 ・院外での医療救護活動に関する事

2. 医療救護の実施〔健康福祉部〕

市は、災害救助法が適用された場合は県を補助し、災害救助法が適用されない場合で市長が必要と認めたときは独自に、関係機関の協力を得て医療救護を実施する。

災害時、特に地震被害時においては、建物、工作物等の倒壊、火災、津波などの発生により、同時に多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被災し、診療機能が低下するため、一時的に地域の医療能力をはるかに超える医療需要が発生することが予想される。

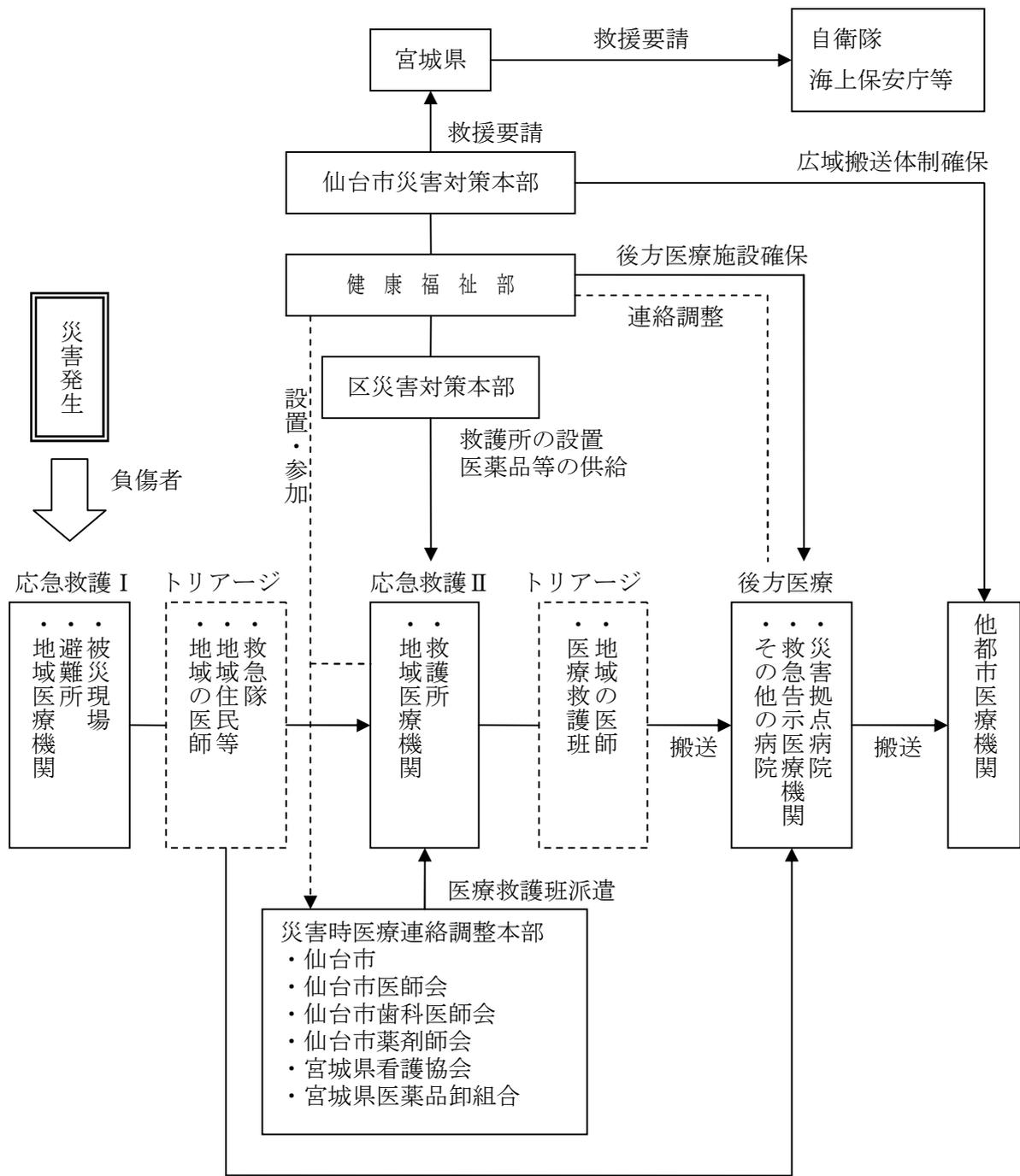
市は、このような医療需要に対応するため、宮城県及び関係機関との連携を図りながら、救護所の設置、医療救護班の派遣及び後方医療体制の整備など、適切な医療救護を実施する。

3. 災害時医療体制 [健康福祉部、市立病院部]

(1) 災害時医療体制の概要

災害時の医療救護の概要は次のとおりである。

＜災害時医療体制図＞

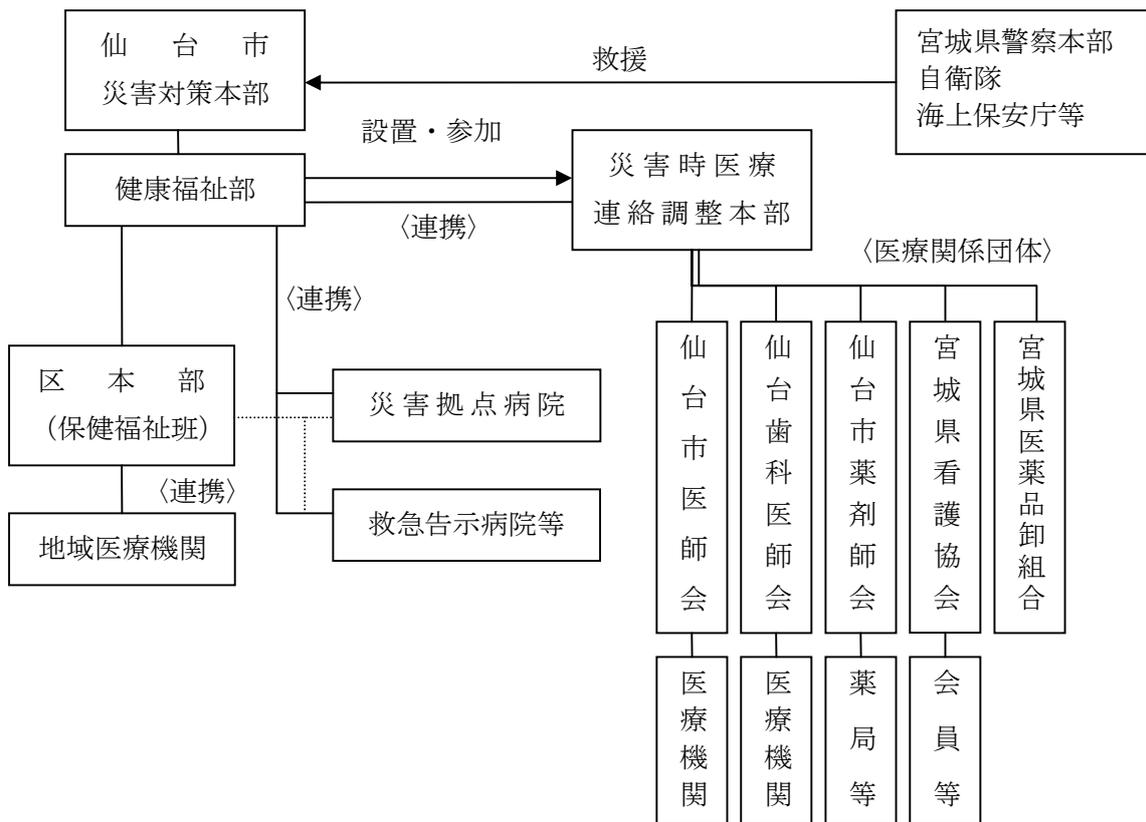


(2) 災害時医療連絡調整本部

市は、災害時の医療救護活動を迅速、的確に行うため医療機関や医療関係団体その他の関係機関と連携してこれにあたる。

そのため、健康福祉部は仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会、宮城県看護協会その他の関係機関に参集を呼びかけ、災害時医療連絡調整本部を設置するとともに、健康福祉部の職員を参加させ、医療に関する情報収集や連絡調整を一元化し、各機関の連携のもと医療救護活動を行う体制の整備を図る。

〈 連 携 体 制 図 〉



(3) 区本部(保健福祉センター)

地域における医療救護は、保健福祉センターを拠点として地域医療機関や医療救護班等との連携の下に行う。区本部保健福祉班は、地域の医療救護活動の核として、地域の医療機関と協力して概ね次の業務に当たる。

- ア 救護所の開設
- イ 保健福祉センター医療救護班の編成
- ウ 管内医療救護活動の支援
- エ 救護所への医薬品等の供給
- オ 医療ボランティアの活動支援
- カ 保健、防疫活動
- キ その他地域の医療救護に必要となる事項

(4) 初動時の対応

災害発生直後における対応は次のとおりである。

ア 健康福祉部

速やかに災害時医療連絡調整本部の設置を行い、医療関係団体等との連携体制の整備を図るとともに、医療情報の収集を行い、医療救護班派遣の準備及び後方医療機関の確保を図る。

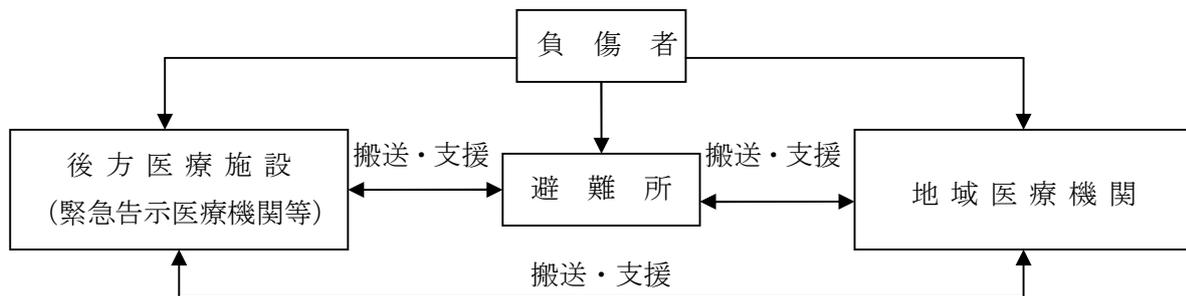
イ 区本部保健福祉班

管内の負傷者の発生状況等の情報を収集し、必要な救護所を設置する。また、救護所情報を健康福祉部に報告し、併せて医療救護班の派遣を要請する。

ウ 医療機関等

下図のとおり後方医療施設、地域医療機関及び医薬品等を備蓄している避難所等の連携により地域内での自律的対応を行う。

< 初動連携体制 >

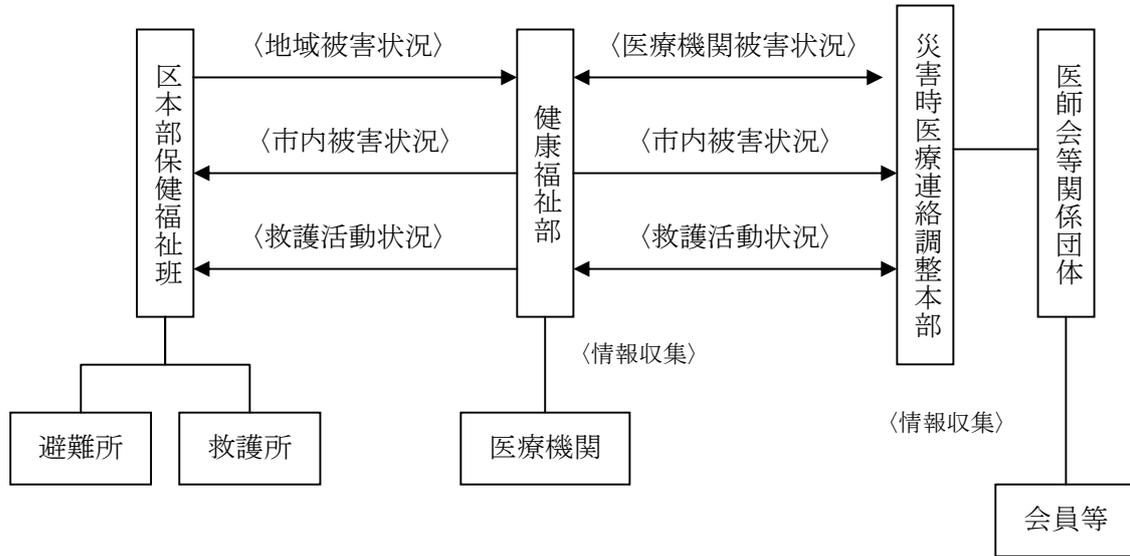


4. 医療情報の収集伝達 【健康福祉部】

(1) 収集体制

健康福祉部は、各医療機関の被害状況や活動状況等について宮城県と連携のもと情報収集するとともに、災害時医療連絡調整本部において医師会等関係団体と密接に連携し、各関係団体が収集した情報とあわせ、医療情報を一元的に把握する体制を確立する。

＜医療情報収集体制図＞



(2) 提供体制

収集した医療情報は、「第8節 災害広報・広聴計画」(P.71)に定めるところにより、広報を行うとともに、保健福祉センターや救護所等を通じて市民や各医療機関に情報提供を行う。

5. 応急救護体制 【健康福祉部、消防部、市立病院部】

(1) 救護所の設置

災害の状況により、多数の負傷者の発生が予想され、地域の医療機関だけでは対応が困難な場合には、応急的な救護を行うため、次により救護所を設置する。

救護所	設置者	設置場所等
応急救護所	区本部	区役所及び総合支所に設置する。
避難所内救護所	区本部	あらかじめ指定された避難所に設置する。 また、必要に応じ多数の被災者を収容している避難所にも設置する。
現地救護所	消防部	被災地又は救急隊が設置されている消防署所に設置する。

(2) 医療救護班

ア 医療救護班の派遣

健康福祉部は、区本部及び消防部からの要請又は自らの判断で、救護所又は被災医療機関等に対し必要な医療救護班を派遣する。

区本部保健福祉班は、応急救護所、避難所内救護所を設置した場合又は被災医療機関から要請があった場合には、必要な医療救護班数を把握し、健康福祉部に対し医療救護班派遣を要請する。また、区本部保健福祉班は、初動時応急救護所においては、自ら医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。

消防部は、現地救護所を設置した場合には、必要な医療救護班数を把握し、健康福祉部に対し医療救護班派遣を要請する。

イ 医療救護班の編成及び派遣要請先等

健康福祉部は、アの医療救護班を派遣する場合には、災害時医療連絡調整本部と調整のうえ各医療救護班派遣要請先に医療救護班の派遣を要請する。

※仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会と災害時における医療救護活動に関する応援協定（資料編 P. 参照）を締結

<医療救護班派遣要請先一覧>

医療救護班の種類	編成等	派遣要請先
医療救護班 （※DMATを含む）	医師、看護師等	仙台市医師会 東北大学病院 仙台市立病院 仙台オープン病院 日本赤十字社宮城県支部 宮城県看護協会等 宮城県（DMAT）（JMAT）
歯科医療救護班	歯科医師、歯科衛生士等	仙台歯科医師会 東北大学病院
薬剤師救護班	薬剤師等	仙台市薬剤師会

※DMAT（災害急性期に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できる機動性を持った、訓練を受けた医療チーム）災害拠点病院に自律的に入り、災害医療に従事するもの。

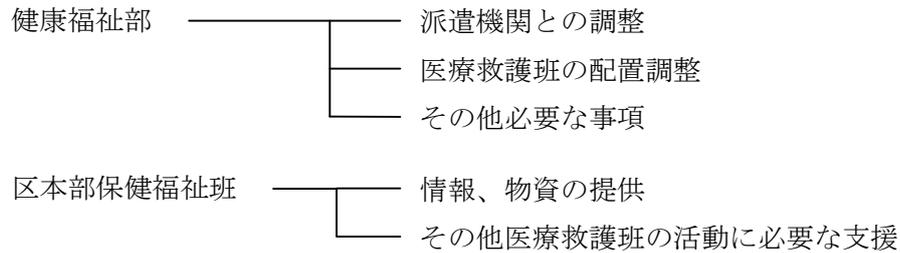
ウ 他の地方公共団体からの応援救護班

災害の規模が大きく、市内の医療救護班では不足する場合や、市内の医療機関の被害が大きく医療救護班を派遣できない場合には、災害時の相互応援協定を結んでいる他の地方公共団体に対し、医療救護班の派遣を要請する。

要請先は次のとおりである。

協定等	派遣要請先
21大都市災害時相互応援に関する協定締結都市の救護班	当該都市の衛生主管部局
東北地区六都市災害時相互応援に関する協定締結都市の救護班	応援調整都市の衛生主管部局 正：福島市 副：山形市
宮城県市町村相互応援に関する協定締結団体の救護班	県知事を通じ要請

エ 医療救護班の受け入れ



オ 医療救護班の業務内容

医療救護班は、災害時医療連絡調整本部の指示の下、救護所、被災医療機関、また避難所等の医療救護活動を行う。

① 医療救護班の行う業務内容は、原則として次に示す内容とする。

- | | |
|---------------------------|---------------|
| ・傷病者に対する応急措置 | ・トリアージ |
| ・軽傷者等への医療 | ・服薬指導（薬剤師救護班） |
| ・応急歯科治療（歯科医療救護班） | |
| ・医薬品集積所等における医薬品管理（薬剤師救護班） | |

② 状況により次の業務も行う。

- ・被災医療機関での医療

6. 後方医療体制 【健康福祉部、消防部、市立病院部】

(1) 後方医療の確保

救護所や地域の医療機関で対応できない重症者や特殊な医療を要する者については、治療機能が保たれている後方の医療施設へ搬送して治療を行う必要がある。

健康福祉部は災害発生後速やかに、災害時用の病院連絡網等を通して、空床等後方医療機関の情報を収集し、搬送先医療機関の確保を図るとともに、消防部や区本部保健福祉班と協力して救護所や地域医療機関からの搬送・転院搬送需要に対応する。

また、市内の後方医療施設では対応能力が不足する場合には、他都市の医療機関に搬送することとし、県知事や他の自治体の協力を要請する等必要な措置を取る。

(2) 負傷者の搬送体制

被災現場や救護所等からの負傷者の搬送は、「第9節 救急・救助計画」（P.77）により消防部が中心となって行う。

医療機関からの市内・市外医療機関への搬送については、消防部、健康福祉部、区本部保健福祉班及び医療機関が協力して、ヘリコプター等の輸送手段も考慮し搬送体制の確保を図る。なお、必要に応じ直接又は県知事を通じて、警察、自衛隊、海上保安庁等の協力を受ける。

(3) 後方医療施設による治療

仙台市立病院など災害拠点病院は、災害発生後速やかに診療体制を整え、搬送される負傷者の治療に対応する。

※仙台市立病院の対応方針

救命救急センターを中心に重症者を積極的に受け入れ治療するほか、可能な限り一般外来も開設し、できるだけ多くの医療需要に応える。また、症状の安定した入院患者を他の医療機関に転送するなどして、重症者受け入れのための病床確保に努める。

(4) 食料及び生活関連物資の供給

ライフライン及び物流の途絶が長期化する場合、関係各機関・団体と協議・調整するなど、医療機関への必要物資の供給ルートの確保に努める。

7. 医薬品等の確保 【健康福祉部】

(1) 医薬品等の調達体制

健康福祉部は、救護所等で使用する医薬品及び医療器材を指定避難所及び保健福祉センター等に備蓄する。

区本部保健福祉班は、救護所等での医薬品等の不足状況を把握し、健康福祉部に対し不足している医薬品等の供給を要請する。

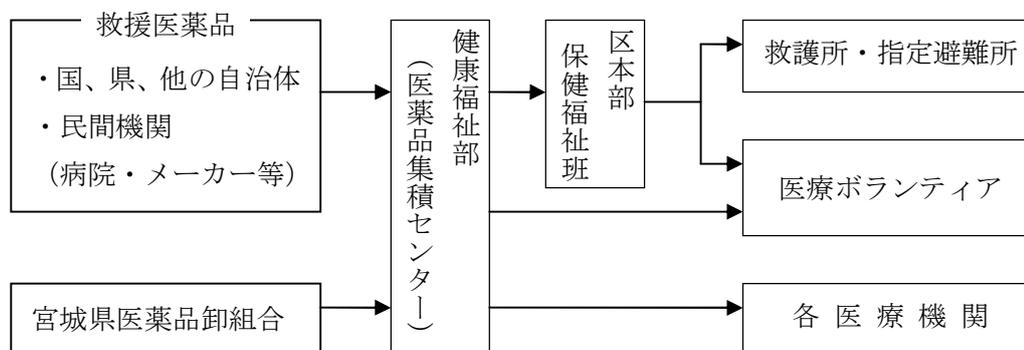
健康福祉部は、「災害時における応急医薬品の供給協力に関する協定」（資料編P. 参照）に基づき、宮城県医薬品卸組合に供給を要請する。不足を生じた場合には災対本部を通じ県知事に補給の要請を行う。

(2) 供給体制

医薬品等は、原則として健康福祉部が設置する医薬品等の集積センターから、区本部保健福祉班を経由して救護所等に供給する。

併せて、医療機関への供給ルートの確保に努める。

保健福祉部は、必要に応じ仙台市薬剤師会に、集積センター、区本部保健福祉班及び救護所・指定避難所に、医薬品等管理のための薬剤師救護班の派遣を要請する。



8. 医療ボランティアの支援 [健康福祉部]

健康福祉部に、医療ボランティアの受付窓口を開設するとともに、区本部保健福祉班及び災害時医療連絡調整本部と連携し、必要に応じ情報や物資の提供等の活動支援を行う。

9. 在宅療養者の支援 [健康福祉部]

健康福祉部は、人工透析患者、在宅療養患者や慢性疾患患者等継続したケアの必要な患者の把握に努めるとともに、地域の医療機関や区本部保健福祉班と連携を取りながら、医療機関への患者の収容等も含め、必要な支援を行う。

また、仙台市医師会、宮城県や他の自治体等と連携を取り、市内及び市外の収容先医療機関の確保を図る。

10. 保健活動 [健康福祉部、子供未来部]

(1) 健康支援活動

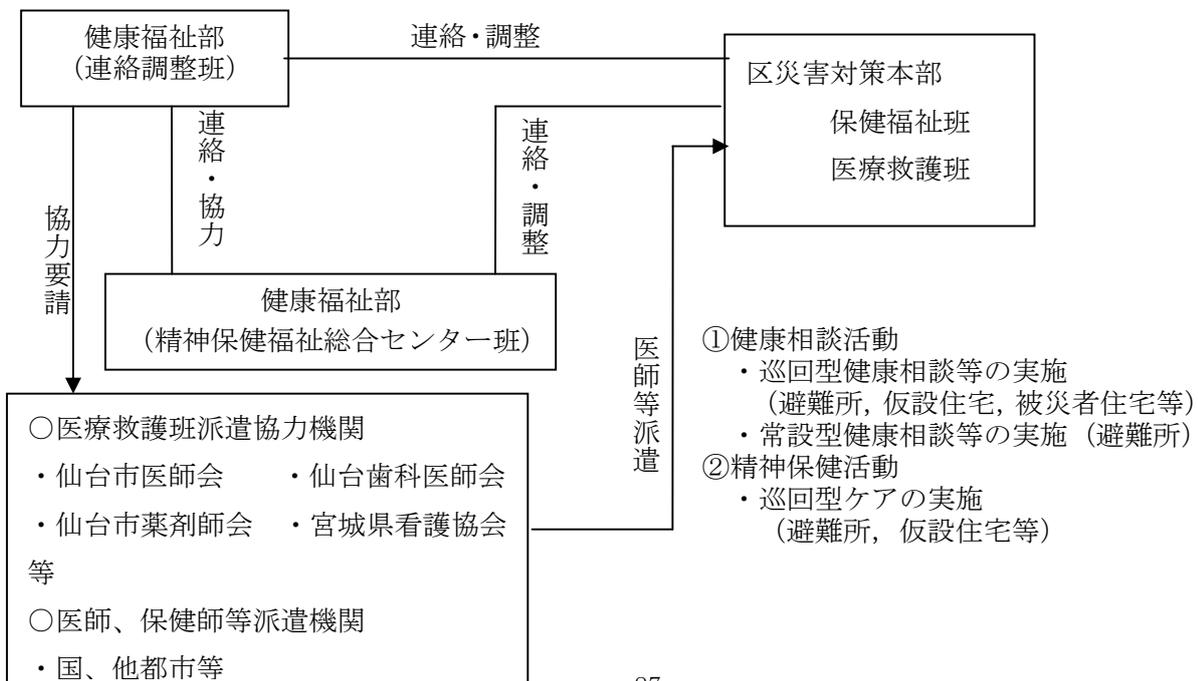
避難所や被災した家屋での長期にわたる生活は、被災者の心身の健康に対して様々な影響を及ぼす。このため、被災者への健康調査等により健康状態の把握に努めるとともに地域の関係機関と連携し公衆衛生看護活動・栄養改善活動・歯科保健活動・その他必要な保健活動を行う。

健康福祉部は、災害救助法第30条等による他都市からの保健師チーム等の要請及び受入調整を行う。区対策本部保健福祉班は、避難所、仮設住宅、被災者住宅等において被災者の健康状態を把握し、健康相談及び保健指導等を実施する。

(2) 精神保健活動

大災害時には、被災者が心的外傷等により、心身が不安定な状態になることがあることから、区本部保健福祉班、健康福祉部及び子供未来部は、健康相談活動等の中で被災者の心のケアを行うとともに、状況に応じて国、都道府県、政令指定都市に対し、精神科医療チームの派遣を要請する。

〈災害時における保健活動に関するフロー図（他都市等からの保健師受入調整を含む）〉



11. 食品・飲用水の安全確保〔健康福祉部〕

(1) 食品の安全確保

区本部保健福祉班は、食品営業施設の監視指導、必要に応じ炊き出しや緊急援助物資（食料品）の取扱いに関する衛生指導や給食施設の監視指導を行う。

(2) 飲用水の衛生確保

区本部保健福祉班は、必要に応じ飲用水の使用状況の把握及び飲用水の衛生指導を行う。

12. 防疫活動〔健康福祉部〕

(1) 災害発生時の活動

ア 健康調査及び健康診断を実施する。

イ 予防教育及び広報活動を行う。

(2) 消毒作業の実施

保健福祉センター所長が消毒を必要と認めた場合には、消毒が必要な地区等の消毒作業を行う。

(3) 消毒薬剤の配付

ア 大規模な被災により広範囲に消毒作業が必要な場合は、健康福祉部に薬剤調達を依頼し、区本部保健福祉班が町内会等の各団体に消毒薬剤を配付する。また、健康福祉部は状況に応じ、民間企業等への協力要請を検討し、消毒作業に必要な支援体制を確保する。

イ 消毒薬剤配付の際には、使用方法等の説明を十分に行い、薬剤による被害が発生しないように努める。

(資料編：P. 「消毒用機材等配置及び薬剤在庫状況」参照)

13. 家畜の防疫対策〔経済部〕

経済部は、宮城県仙台家畜保健衛生所が行う家畜の検査、注射又は薬浴等の実施についての周知及び指導に努める。

14. 被災動物の保護・収容〔健康福祉部〕

(1) 被災地域における被災動物への対応

健康福祉部は、仙台市獣医師会や市民ボランティア等と連携を図り、被災動物の保護・収容をはじめ、獣医療支援、飼育支援、関係機関との調整等の支援事業を実施する。

(2) 同行避難したペットへの対応

健康福祉部は、同行避難したペットに対して、区本部等と連絡を取りながら、仙台市獣医師会や市民ボランティア等と連携して、避難所や応急仮設住宅に受け入れられるよう、助言や適正飼育に関する指導を必要に応じて行う。

(3) 被災地域における特定動物への対応

健康福祉部は、大規模災害時に人の生命や財産に重大な危害を及ぼす恐れのある特定動物の確認を行い、逸走した特定動物を飼い主が対処しきれない場合は、飼い主、行政、獣医師会や警察署等が連携して、緊急時の迅速な対応と被害の防止に努める。

第 11 節 消防活動計画

〔消防部〕

本節では、主として地震災害時における消防活動計画について定める。なお、津波災害の発生及び発生のおそれがある場合の活動については、「第 5 節 津波災害応急計画」に定めるとおりとする。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
消防部	<ul style="list-style-type: none">・火災の警戒、鎮圧、延焼防止に関すること・人命の救助、救護に関すること・災害の拡大防止に関すること

2. 組織

震災に伴う家屋の倒壊や火災等から市民の生命、身体、財産を保護するとともに、被害を軽減するため、消防の施設、装備、人員を最大限に活用して消防活動態勢を確立する。

(1) 消防活動態勢の強化

ア 消防活動態勢の強化

震度 4 以上を観測する地震により被害が発生し、または発生が予想される場合などには、職員を非常招集し、警防本部(消防局)及び署隊本部(消防署)の指揮統制機能を強化するとともに、消防部隊を増強して、消防活動態勢を強化する。

イ 災害対応会議

被害が拡大し、または拡大のおそれがある場合は、災害対応会議を開催し、消防活動の方針や部隊運用、緊急援助隊の応援要請など重要な意思決定を行い、効果的な消防活動を行う。

ウ 災害対策本部への情報連絡員の派遣

災害対策本部が設置された場合、警防本部(消防部)は市災対本部事務局に情報連絡員を派遣する。

エ 宮城県石油コンビナート等防災本部への本部員等の派遣

警防本部長は、宮城県に石油コンビナート等防災本部の招集があった時は、本部員等を派遣するとともに市災害対策本部事務局に情報連絡員を派遣する。

(2) 職員の動員

震度 5 弱以上を観測する地震が発生した場合、勤務時間外の職員は直ちに参集する。また震度 4 を観測する地震が発生した場合、警防本部長は、非常配備基準に基づき職員を招集する。

3. 消防活動

消防活動は、人命救助を第一とし、消火の活動は延焼防止を主眼とする。

(1) 情報収集

情報は、有線通信の途絶、無線通信施設の障害等により極度に制限されることが予想されるので、防災関係機関との密接な連携を確保し、的確な情報収集に努める。

ア 警防本部の措置

消防署所からの情報、高所監視カメラ・消防ヘリコプターによる情報、119番受信時の情報及び防災関係機関からの情報を分析し、消防活動の方針を決定するとともに、必要に応じ、情報を市災対本部事務局、国、県等に通報する。

イ 署隊本部の措置

参集者からの被害状況等の聴取、巡回警戒等により積極的な情報収集を行うとともに、市民からの災害通報を集約し、警防本部に通報する。

(2) 部隊統制

部隊の運用は、原則として警防本部が統制を行う。ただし、災害が同時多発し、警防本部での統制が困難な場合は、部隊運用の一部を署隊本部が行うものとする。

(3) 救急・救助活動

救急・救助活動は、組織的な活動を実施するとともに、関係機関と密接に連携した活動体制を確保する。

(4) 航空活動

震災時における航空隊は、初動時における市内の被害状況等の把握、調査、救助、救急活動などのほか、人員、物資及び資機材の輸送、広報活動等を行う。

(5) 避難誘導

警防本部長及び署隊本部長は、火災や津波・堤防決壊・土砂崩れ等の災害の状況により、人命に危険があると認めるときは、直ちに消防職員又は消防団員等をもって住民を避難させる。

(6) 消防隊等の応援要請

ア 応援要請

- ① 消防局長は、本市の消防力では対応が困難と判断した場合は、宮城県広域消防相互応援協定（平成4年1月1日締結）に基づき応援要請を行う。

(資料編：P. 「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)

- ② 消防局長は、本市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応が取れないと判断した場合は、宮城県緊急消防援助隊受援計画（平成 16 年 8 月 2 日策定）に基づき緊急消防援助隊の応援要請を行う。

イ 応援活動調整班の配置等

- ① 消防局長は、大規模災害が発生し、宮城県又は仙台市に消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）が設置された場合、警防本部に本部応援活動調整班を、消防航空隊に航空応援活動調整班を設置する。
- ② 消防局長は、大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱（平成 20 年 7 月 1 日付消防応第 104 号）第 3 条の規定により、管轄市域内を震央とする最大深度 6 強以上の地震災害が発生した場合、発災後直ちに、本部応援活動調整班を設置し、受援体制の早期確立を図るものとする。

ウ 消防局長は、調整本部が設置された場合には、代表消防機関運営員等を職員から指名して派遣するものとする。なお、指揮支援部隊長を派遣することができない場合は、消防庁並びに調整本部にその旨を通報する。

(資料編：P. 「緊急消防援助隊受援体制」参照)

4. 消防団

(1) 消防団員の招集

災害が発生又は発生するおそれがあるときは、警防本部長の非常配備発令に基づき団員の招集を行う。

(2) 消防団本部の設置

非常配備が発令された場合は、消防団長を本部長とする消防団本部を署隊本部に併設する。

(3) 消防団の活動

ア 地域住民に対し、広報を実施する。

イ 消防職員隊と連携して、消火、人命検索、救助、救急活動等を行う。

ウ 避難の勧告・指示がなされたときは、避難方向、避難場所等を住民に周知し、避難の誘導にあたる。

第 12 節 避難所運営計画

〔健康福祉部、市民部、区本部、教育部、各部〕

本節では、災害により住家を失った住民等の一時的な受け入れ施設である避難所のうち、主として指定避難所の開設及び運営の計画を定める。

なお、指定避難所を補完する補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき開設及び運営を行うものとする。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
健康福祉部	・福祉避難所の開設に係る調整に関すること
市民部	・避難所運営の総括に関すること
区本部	・避難所の開設・運営・閉鎖の全般調整・統制に関すること ・避難者の誘導、収容及び救護に関すること
教育部	・避難所となった学校の施設管理の総括に関すること ・指定避難所の開設・運営の支援に関すること
各部	・避難所担当職員の派遣、派遣に係る調整に関すること ・避難所運営に関すること ・所管施設が避難所となる場合の開設・運営に関すること

2. 避難所の開設及び避難者の収容 〔各部、区本部〕

避難者の収容については、災害救助法が適用された場合、知事の委任を受けて市長が実施するが、災害救助法が適用されない場合であっても、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として避難収容を行う。

(1) 収容対象者

- ア 住居が被害を受け、居住の場を失った者（避難者）
- イ ライフラインの被害等により、日常の生活が著しく困難になった者（在宅被災者）
- ウ 避難勧告が発せられる等により緊急避難の必要がある者（避難者）
- エ その他本部長が必要と認めた者

(2) 避難所の開設

避難所の開設方法等は次のとおりとする。

〈避難所開設基準〉

条 件	開 設 方 法
○避難勧告等発令時 ※震度にかかわらず、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される時等	○事前に避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、施設管理者との協力により開設する。
○市内で震度 6 弱以上の地震が発生した時 (平日日中 8:30～17:00)	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。
○市内で震度 6 弱以上の地震が発生した時 (休日) (平日夜間 17:00～翌8:30)	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡が取れない場合、又はその暇が無い場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。
○その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。
○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。 (施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章「第6節 避難所を主体的に運営する」P.14参照)	

※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。

※福祉避難所の開設については、第13節「災害時要援護者への対応計画」で定める。

(3) 各部の措置

各部は、開設基準に従い、担当する指定避難所等へ避難所担当職員を派遣し、避難所の開設業務にあたらせる。

また、所管施設への避難者の発生、指定避難所からの二次的避難の必要性に伴い、所管施設を避難所としての開設する必要がある場合は、市災対本部及び施設管理者との連絡等、開設・運営に関する調整を行う。

(4) 区本部の措置

ア 開設基準に基づき、避難勧告等を発令する場合は、事前に選定した避難所の施設管理者に連絡し、開設体制を整える。

イ 開設基準に基づき、各部から指定避難所へ避難所担当職員が派遣される場合は、施設の被害、避難状況等について区本部へ報告させ、状況に応じて避難所開設を決定する。

(5) 避難所担当職員の措置

開設基準に基づき、指定避難所へ派遣される避難所担当職員は、次の措置を講ずる。

ア 初動期の措置

既に避難者が集まっている場合は、施設管理者と協力し安全確認を行った上、一時的に体育館や大会議室等の広いスペースに誘導し、避難者の不安解消を図り、無用の混乱防止に努める。

イ 区本部への報告

施設の被害、避難状況等について、電話、FAX、防災行政用無線等を用いて区本部へ連絡し、避難所開設について区本部の決定を促す。ただし、連絡網の不通などにより区本部の決定を得られない場合は、避難所の状況から開設を判断し、事後に区本部への報告を行うものとする。

ウ 避難所の空間配置

避難所の空間配置にあたっては、避難人員等の状況を把握するとともに、可能な限り町内会等の意見を尊重して地域ごとにスペースを設定し、避難者による自主的な管理に基づく運営となるよう配慮する。

エ 資機材等の整備

避難所を開設した際には、災害状況に応じて、資機材等の設置を行う。

オ 災害時要援護者への配慮

災害時要援護者の処遇については、十分配慮すること。詳しくは、第13節「災害時要援護者への対応計画」(P.102)による。

(6) 施設管理者の措置

ア 施設管理者は、区本部から避難所開設を要請された場合に備え、あらかじめ定める方法により、避難所として使用される施設の安全確認を目視で行い、避難所の開設体制を整える。

イ 避難者が既に集合している状態で、区本部から避難所の開設要請がなく、市の避難所担当職員が到着していない場合は、施設管理者の判断により、あらかじめ定める避難所運営の支援体制等に基づき応急的な収容措置を行うとともに、避難状況等について区本部に連絡する。

(7) 避難状況等の報告（避難人員等の掌握）

避難所を開設した時は、区本部は、直ちにその旨を市災対本部事務局に報告する。また、避難所担当職員は、下記の状況を区本部に報告し、区本部は、これを避難所別に取りまとめ、市災対本部事務局に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 収容人員、世帯数、傷病者数及び災害時要援護者の数等

ウ 給食の要否、給食見込数及び毛布、寝具等物資の要否及び必要見込数

エ 周囲の被害状況

オ その他必要な事項

なお、上記の状況が変化した際には、避難所担当職員は区本部に適時報告し、さらに区本部は、市災対本部事務局に報告するものとし、この報告は、市災対本部事務局で集約し、県に報告する。

(8) 大量避難者への対応（被害が甚大である場合）

地区内の指定避難所及び補助避難所等を開設してもなお、当該地区の避難者を全て収容できない場合は、区本部は、市災対本部と協議し次の措置を行う。

ア 県有施設等への収容

本部長は、知事又は施設の管理者等に対して要請を行う。

イ 他区の避難所への収容

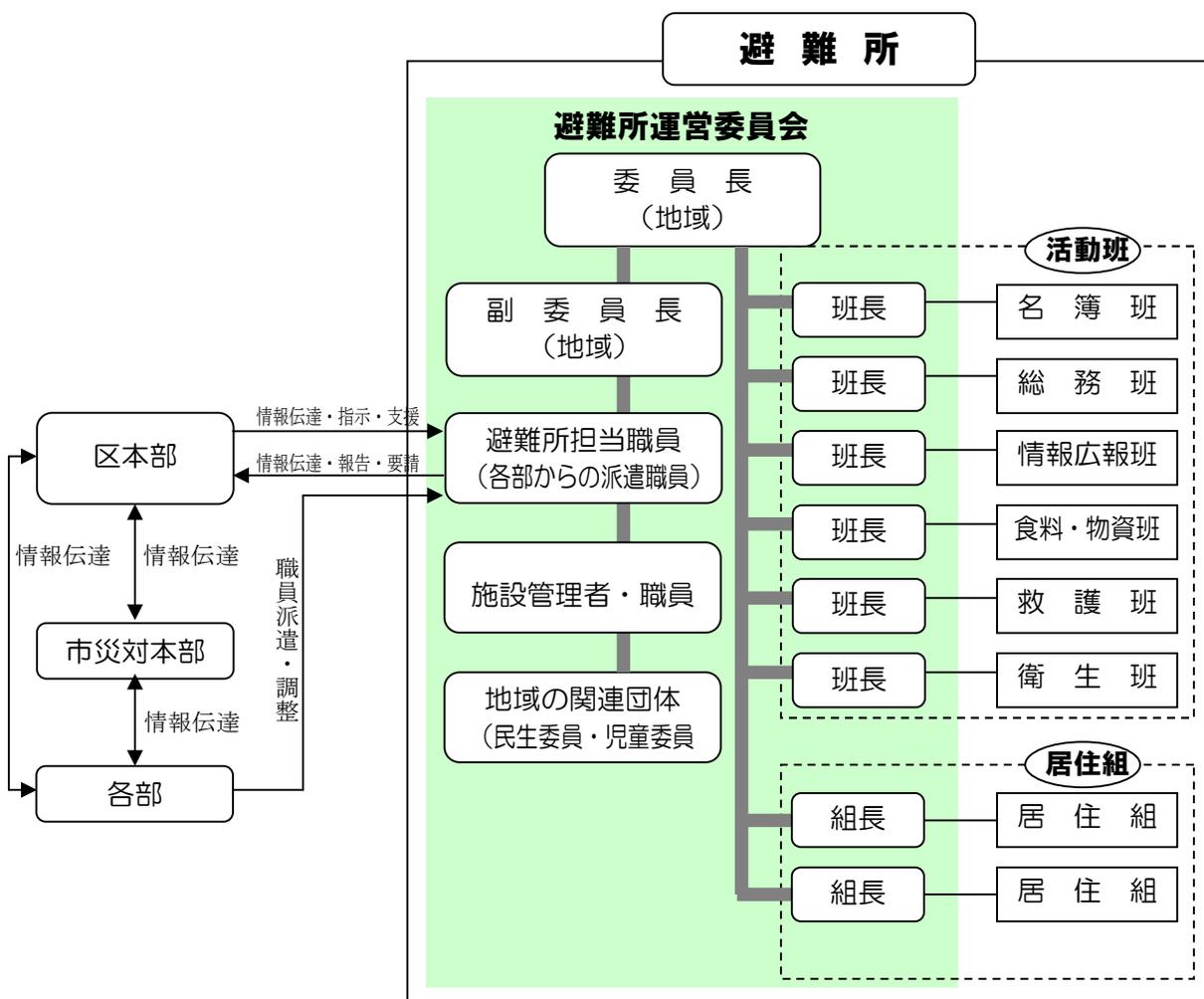
移送距離が長距離の場合には、交通部及び民間輸送機関の協力を得て車両等による移送手段を確保し、適宜車両等による輸送を行う。

3. 避難所運営 [関係各部、区本部]

避難所は、連合町内会等の地域団体及び避難者、市から派遣する避難所担当職員、避難所の施設管理者・職員がそれぞれの役割を果たし、協働し運営するとともに、「避難所運営委員会」の早期立ち上げに努め、避難者が自主的に管理運営できる体制への移行を図る。

また、避難所運営では、災害時要援護者や男女のニーズ、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮した運営管理に努める。（詳細は、「避難所運営マニュアル」を参照）

〈避難所運営委員会組織図〉



(1) 各部の措置

各部は、避難所担当職員の派遣により、施設管理者、地域団体、避難者、及び地域の各種団体等と連携した避難所運営に携わらせるとともに、適時交代職員を派遣し、適切な申し送りをさせることにより、円滑な避難所運営のバックアップを図る。

(2) 区本部の措置

区本部は、避難所担当職員からの報告等により、区内の避難所の状況を的確に把握し、必要に応じ市災害対策本部と協議をし、避難所の以下の管理・運営のバックアップを図る。

ア 連絡体制等の確保（本部避難所間、臨時公衆電話、携帯電話充電器の設置等）

イ 必要物資等の手配（毛布、食料、飲料水生活用水、衣類、食器、カイロ等）

ウ 復旧情報の提供（水道、ガス、電気、電話、道路等）

エ その他の支援業務

(3) 避難所担当職員の措置

避難所担当職員は、地域団体、避難者、施設管理者等と連携しながら、避難所運営委員会による運営全般に携わるとともに、主に、区本部との情報伝達により避難所内の課題解決に向けた要請・調整を行う。

併せて、避難者のニーズの把握、災害時要援護者や男女のニーズへの配慮、健康管理やプライバシーへの配慮等に努める。

(4) 施設管理者等の措置

避難所施設の施設管理者や職員は、避難者の居住空間や共有空間を設置する際の調整や助言を行うなど、施設の活用に関することを中心に、運営の支援を行う。

(5) 避難所運営委員会の活動

ア 避難者への配慮

避難所では、年齢、性別、国籍、障害の有無など、避難者の形態も様々であることから、避難所運営の各種活動については、以下のような点に配慮しながら実施する。

① 災害時要援護者への配慮

居住空間や物資、避難所での行動など、災害時要援護者への配慮を十分に行うとともに、必要に応じて、福祉避難所や医療機関等の他施設での受け入れ等について、区本部との協議を行う。（「第13節 災害時要援護者への対応計画」P.102 参照）

② 男女のニーズへの配慮

男女別の更衣スペースやトイレ、洗濯物干し場、授乳のためのスペースの確保等、男女のニーズに対する配慮に努める。また、避難所運営委員会への女性の参画に配慮し、女性のニーズの把握や相談が円滑に行われるよう配慮する。

③ 多様な文化的背景への配慮

様々な文化や習慣の違いがあることを踏まえ、可能な範囲で環境の整備や食料の配付などに配慮する。

イ 避難所運営で行う主な活動

以下の活動について、避難者の積極的な参加を促し、避難所運営委員会を中心に実施する。

① 避難者の把握（名簿班）

避難者の状況確認や安否確認への対応を行うため、避難者名簿の作成を行い、区本部へ報告する。

避難所開設当初は多数の避難者により混乱を招くことがあるため、開設当初は人数の確認と報告に重点をおき、名簿の作成は避難所の状況を考慮して実施するなど、柔軟な対応により実施する。

② 避難所の空間配置（総務班）

避難所施設で定める施設の利用計画等に基づき、居住空間や共有空間の割り振りを行う。

居住空間については、可能な限り町内会等の地域のまとまりを活かすとともに、災害時要援護者に配慮した割り振りを行う。

また、共有空間については、トイレ等必要性の高いものから確認・設置し、男女のニーズ等に配慮するとともに、使用ルールを明確にする等、円滑な運用に努める。

③ 避難所の規律・防火・防犯（総務班）

避難所内のルールを明確にし、避難者への周知徹底を図る。

また、防火・防犯のため避難所内の巡回確認等を協力して実施する。

④ ボランティアの要請・管理（総務班）

避難所の活動に関して支援が必要な場合には、各区災害ボランティアセンターに連絡し支援を要請するとともに、ボランティアの受け入れ及び活動の指示を行う。

専門的な知識・技術を要するボランティアについては、避難所担当職員から区本部をとおして関係各部へ連絡し調整を図る。

⑤ 各種情報の受発信（情報広報班）

避難所運営マニュアルの各種様式により、避難所の状況、避難者数、必要物資等を区本部へ報告するとともに、区本部からの情報を掲示し避難者へ提供するなど、避難所と区本部間の情報伝達を逐次実施する。

⑥ 食料・物資の確保（食料物資班）

避難所内で必要な食料や物資について把握するとともに、不足する場合は要請し確保する。

開設当初は、避難所の備蓄物資を活用するとともに、区本部あてに要請を行い、物資集配拠点からの支援開始後は、避難所へ配送を行う配送業者等に直接要請する。

必要な食料や物資の把握を行う際は、毛布・食料・飲料水のほか、紙おむつ・おかゆ・粉ミルク・生理用品・薬品等、災害時要援護者や女性等のニーズに配慮するとともに、プライバシーへの配慮に努める。

⑦ 救護・支援（救護班）

けが人や急病人に対する応急処置や救急車の手配等、救護や支援を実施する。

また、避難長期化に備え、避難者の健康状態に配慮するとともに、必要に応じて、ボランティアの要請や、医療機関への受け入れの要請を行う。

⑧ 水の確保（衛生班）

飲料水については、備蓄物資、施設の受水槽の活用により確保し、不足する場合は区本部へ要請する。また、非常用飲料水貯水槽が設置されている避難所については、区本部を通して水道部に仮設給水所の設置を依頼する。

トイレの用水等、生活用水については、学校プールの貯留水の活用等により確保する。

⑨ トイレの確保（衛生班）

トイレについては避難所開設当初から使用できる体制が必要であり、施設のトイレの使用可否を早期に確認するとともに、被害状況により、用水を確保して使用したり、簡易組立トイレを設置する等、対応を決定する。

なお、簡易組立トイレを設置する場合には、災害時要援護者や性別、プライバシーへの配慮に努める。

⑩ 衛生環境の整備（衛生班）

ごみ集積場所を設置し、分別等の利用計画を徹底するなど、避難所の衛生環境の整備に努める。また、ごみ処理・し尿処理については、区本部を通して環境部へ定期的に要請する。

⑪ ペット飼育管理の指導（衛生班）

ペット連れの避難者については、ペットの飼育場所を設置し受け入れる。

ペットの飼育や衛生管理については、ルールを明確にするとともに、飼い主の責任のもと適正に実施されるよう指導し、避難者間のトラブル防止に努める。

(6) 避難長期化対策（被害が甚大である場合）

被害が甚大である場合、避難生活の長期化が見込まれるため、以下の体制や環境の整備について適時行うものとする。

ア 避難所運営委員会の自主運営

避難所運営委員会については、開設当初の地域中心の形から避難者中心へと移行されるよう避難者の参画を推進し、自主的な管理・運営体制を早期に確立する。

イ 生活環境の確保

避難生活が長期化する場合は、防犯などの安全確保やストレス・衛生環境等への対策が必要となることから、間仕切りの設置等によるプライバシーの確保や入浴・洗濯等の日常生活の確保、避難所での生活に関する相談・健康相談・指導を区本部と連携しながら行う。

(7) 避難所の集約・閉鎖

ア 応急仮設住宅等の提供

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難場所の早期解消に努める。（「第 33 住宅応急対策計画」P. 181 参照）

イ 避難所の集約・閉鎖

避難者の退所及び仮設住宅への提供等による避難者の減少に伴い、避難所の状況に応じて、区本部の判断により避難所の集約・閉鎖を段階的に実施する。

(8) 補助避難所の運営について

指定避難所を補完する施設として位置付ける補助避難所については、地域、市、施設の事前協議により定めた「地域版避難所運営マニュアル」に基づき、指定避難所との連携のもと、地域団体を中心として運営する。

第 13 節 災害時要援護者への対応計画

〔市民部、健康福祉部、子供未来部、区本部〕

本節では、共通編 第 2 部 第 2 章「第 10 節 災害時要援護者対策の推進」で対象とした災害時要援護者に対する応急対策について定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
市民部	・外国人の支援に関すること
健康福祉部 子供未来部	・社会福祉施設等との連絡調整に関すること ・緊急援護の調整に関すること
区本部	・要援護高齢者・障害者等の支援に係る連絡調整に関すること

2. 在宅の高齢者及び障害者に対する応急対策 〔健康福祉部、各区〕

災害発生時及びその恐れがあるとき、在宅の高齢者及び障害者に対する支援については、地域住民相互による共助を基本とする。

避難所での生活が困難な方及び地域での支援が困難な重度障害の方については、区本部が必要な支援を行う。

(1) 災害時要援護者支援窓口の開設

各区本部は、保健福祉班に災害時要援護者支援窓口を開設し、災害時要援護者に関する情報の収集にあたり、緊急援護の受付、健康福祉部との連絡調整等を行う。

(2) 地域団体等による支援

地域団体等は、在宅の災害時要援護者の安否確認や災害情報の伝達に努め、状況に応じて救護・救出及び要援護者の避難誘導を行うものとし、対応が困難な場合は区本部及び消防部へ支援要請を行う。

(3) 福祉避難所の開設

ア 開設の決定

災害時、各区本部は、指定避難所に職員を派遣して、災害時要援護者等の相談業務を行い、本人の心身の状態及び指定避難所での生活状況等を把握し、健康福祉部に報告する。健康福祉部は、災害時要援護者の状況及び福祉避難所に指定している施設の受け入れ体制を確認の上、福祉避難所の開設を決定する。

イ 入所調整及び移送

開設の決定後、各区本部は、各指定避難所の職員が災害時要援護者の心身の状態等を勘案して対象者を取りまとめ、福祉避難所となっている施設に対して受入れ依頼を行う。対象者の移送については各区本部による調整を基本とし、状況に応じて災害時要援護者の家族及び受け入れ施設、福祉サービス事業者等の協力を得ながら、適切な方法により移送する。

指定避難所等への避難が困難な在宅の障害者等については、区本部の判断により福祉避難所への直接避難も可能とする。

(資料編：P. 「福祉避難所一覧表」参照)

3. 社会福祉施設等への応急対策〔健康福祉部、子供未来部、各区〕

(1) 入所者等の安否確認と施設被害状況の確認

社会福祉施設等は、利用者及び職員の安否、施設の被害状況等を確認し、健康福祉部及び子供未来部へ報告を行う。

報告を受けた各部は内容を精査し、所管する施設等への支援の必要性等の検討を行う。

(2) 食糧及び生活関連物資の供給

市は、ライフライン及び物流の途絶から、施設において食料及び生活関連物資の購入ができない状況となった場合、救援物資を配送する。

4. 在宅要援護者への支援対策〔健康福祉部、子供未来部、各区〕

自宅から避難することができない災害時要援護者に対して、地域団体等の協力により在宅要援護者として必要な支援を行う。

(1) 対象となる方

次のうち、自宅から避難することができない方とする

ア 災害時要援護者

災害時要援護者避難情報登録制度の登録者を含む、地域等で把握している要援護者

イ 被災したことにより手助けが必要な方

妊産婦、乳幼児のいる家庭など

(2) 支援内容

ア 定期的な安否確認や災害情報の提供

イ 食料、生活物資等の購入が出来ない状況が長期化する場合などにおいて、地域団体等の協力を得ながら、巡回等も含めた食料・物資等の配布

5. 外国人支援対策 【市民部】

災害時に、仙台国際センターに仙台市災害多言語支援センターを設置し、同センターを運営する仙台国際交流協会とともに、外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集するほか、多言語による情報提供・相談にも対応する。

- (1) 関係機関、団体から外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集する。
- (2) 災害情報等について多言語に翻訳し、テレビ・ラジオ・インターネット等を活用して提供する。
- (3) 多言語による相談窓口を設けるほか、状況に応じて災害時言語ボランティアの派遣を行う。

6. 避難所での配慮 【各部、区本部】

避難所での生活にあたっては、「避難所運営マニュアル」等に基づき災害時要援護者の障害及び健康の状態等に応じ、以下の点に十分配慮する。

- (1) 他の避難者の協力を得て、環境の良い避難場所を災害時要援護者の避難場所として優先的に確保する。
- (2) 避難所での生活が困難な場合は、市民センター等より環境の良い補助避難所や福祉避難所への移送について各区本部と協議し、各区本部は災害時要援護者の状況に応じて福祉避難所の開設及び受け入れ要請など必要な措置を講ずる。
- (3) 食料、飲料水など生活必需品等必要な物資の確保に努めるとともに、優先的な給付を行う。
- (4) 障害者も利用可能な仮設トイレ及びプライバシー確保のための間仕切りの設置の他、避難所のバリアフリー化等生活環境に対する配慮を行う。
- (5) 災害時要援護者に対する適切な情報の提供手段、提供内容等に十分配慮する。
- (6) 健常な避難者やボランティアの配慮、協力が得られるような避難所運営に努める。
- (7) 必要に応じ、災害時要援護者の相談に応じる相談員の配置や手話通訳者や災害時障害者ボランティアの派遣に努める。
- (8) 仙台市災害多言語支援センターから発信される情報や、各避難所に設置してある災害時多言語表示シート、必要に応じて災害時言語ボランティアの派遣などを活用し、避難所においても外国人がスムーズに情報を入手できるよう配慮する。

7. 応急仮設住宅入居への配慮 【健康福祉部】

身体的、精神的に虚弱な状態にある等の理由により、避難所での生活が困難と認められる高齢者、障害者等及びその家族に対しては、応急仮設住宅への優先的入居に配慮する。

8. 災害時要援護者の安全確保策（被害が甚大である場合）

大規模災害により甚大な被害が発生した際、ライフライン（電気、ガス、水道、下水道など）の断絶、通信手段の途絶による環境の急激な劣悪化は、災害時要援護者にとって身体生命の危険を引き起こしかねない問題となる。

医療機器や、予備バッテリー、ミルク、オムツ等の必需品の破損、遺失等が発生する可能性や、支援する方が被災することによる災害時要援護者支援計画自体が機能しない場合が憂慮されることから、市は甚大な被害が発生した場合の対応策を以下のように定める。

- ・ 町内会や地域団体等の行政無線を通じ、支援活動が可能な状況にあるか至急確認する。
- ・ 支援が不能な場合、あるいは支援に時間を要する場合、近隣の地域団体等が支援できるか至急確認する
- ・ 地域団体等が支援できない場合は緊急救助等の必要な措置をとる。
- ・ 災害時要援護者で孤立している方がいないか至急確認する。
- ・ 災害時要援護者の状況により、区本部の判断で自宅から福祉避難所へ直接移送することも可能とする。

第 14 節 物資供給計画

〔総務企画部、財政部、健康福祉部、経済部〕

本節では、家庭内備蓄や市場での調達により食料及び生活物資を確保することが困難な者に対して、食料等物資を円滑に供給するため、物資の調達、救援物資の受入れ及び物資集配拠点の運営について定める。

なお、医療関連物資については「第 10 節 医療救護・保健・防疫計画」に定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
総務企画部	・職員の食料及び仮眠用寝具等の調達に関する事
財政部	・共用車の運行調整、車両の借り上げに関する事
健康福祉部	・災害救助法に基づく救助の総括に関する事 ・災害時要援護者の必要な食料等物資の把握に関する事
経済部	・各種業界団体からの支援の総括に関する事 ・各種業界団体からの食料等物資の調達に関する事 ・物資集配拠点における食料等物資の集配に関する事 ・物資集配拠点におけるボランティアとの活動調整に関する事 ・必要な食料等物資の把握及び物資集配拠点の運営に関する事 ・食料等物資の調達、受入れ及び配付に関する事 ・食料等物資の輸送及び共用車の運行調整に関する事
会計部	・公用車用燃料の確保に関する事
教育部	・学校給食施設を利用した、災害時給食への協力に関する事 ・学校が避難所となった場合の避難所運営への協力に関する事
区本部	・区本部備蓄物資の輸送に関する事 ・避難者等への食料等の配付に関する事 ・炊出しへの協力に関する事

2. 食料の供給 〔総務企画部、財政部、健康福祉部、経済部〕

避難所に避難している被災者や、住家の被害により炊事ができない被災者等に対し、応急的に炊き出し等による食料の提供を行い、一時的に被災者の食生活を確保する。

(1) 対象者

- ア 避難所に避難している者
- イ 住家の被害により、炊事ができない者
- ウ 救出救援活動に従事する者
- エ その他本部長が必要と認めた者

(2) 食料の確保

ア 備蓄食料の活用

災害発生後 48 時間以内は、交通機関等も混乱していることから、市立学校、市民センター等に備蓄されている食料の配付を行う。

イ 協定に基づく調達

災害時における食料供給協力に関する協定により、協定機関及び団体等の協力を得て、食料の確保、炊き出しを実施する。

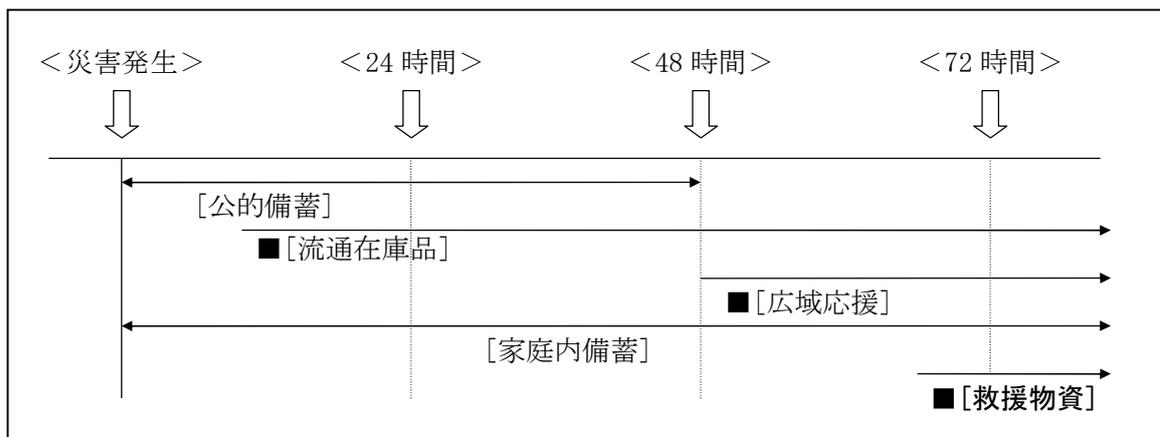
ウ 知事に対する応急配給の要請

前記ア及びイの方法でなお不足が生じる場合は、知事に対して応急配給の要請を行い、配給を受ける。

エ 産業給食による提供

弁当など調理・加工した食事の提供を行う。

<時系列的調達方法>



(3) 食料の輸送

ア 備蓄食料（拠点備蓄）

食料の輸送は、区本部輸送班が実施する。

イ 調達食料

食料の輸送は、原則として、協定機関及び団体が行うものとするが、必要に応じ、災対本部事務局は、財政部及び経済部と調整の上、宮城県トラック協会等に協力要請を行うなど、効率的な食料輸送を実施する。

(4) 食料の配付

配付は、原則として、避難所において行う。

ただし、障害者及び高齢者等の要援護者や被災したことにより支援が必要となる妊産婦などで自宅から避難することができない者に対しては、食料の購入ができない状況が長期化する場合等において、健康福祉部は地域団体等の協力を得て必要に応じて巡回等により配布を行う。

(5) 職員への食料調達

原則として、各自が行う。ただし、食料の調達が困難な場合又は職場を離れることが困難な場合は、総務企画部及び各部において食料を調達し、配付する。

3. 生活物資の供給 [財政部、健康福祉部、経済部]

災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な者に対して、日常生活に最小限必要な生活必需品を配付し、被災者の生活を安定させる。

(1) 対象者

ア 避難所に避難している者

イ 住家の被害により、生活上必要な被服、寝具その他の生活必需品等を喪失又は毀損したために、日常生活を営むことが困難な者

ウ その他本部長が必要と認めた者

(2) 物資の確保

ア 協定に基づく調達

災害時における生活物資の供給協力に関する協定により、協定機関及び団体等の協力を得て、物資を確保する。

イ 知事に対する応急配給の要請

アの方法でなお不足が生じる場合は、知事に対して応急配給の要請を行い、配給を受ける。

(3) 物資の輸送

物資の輸送は、原則として、協定機関及び団体が行うものとするが、必要に応じ災対本部事務局は、財政部及び経済部と調整の上、宮城県トラック協会等に協力要請を行うなど、効率的な物資輸送を実施する。

(4) 物資の配付

配付は、原則として、避難所において行う。ただし、障害者及び高齢者などの要援護者や被災したことにより支援が必要となる妊産婦などで自宅から避難することができない者に対しては、生活物資の購入ができない状況が長期化する場合などにおいて、地域団体等の協力を得て必要に応じて巡回等により配布を行う。

4. 物資集配拠点の運営（被害が甚大である場合） 【経済部】

地震による被害が広域にわたるなど必要な場合には、経済部は災対本部と調整の上、災害発生後、概ね 48 時間以内を目途に、食料、生活物資その他の物資を一元的に管理し、効率的に配分するための物資集配拠点を設置するとともに、民間の運送事業者を主体的に活用しながら、災対本部の指示に基づき、直接避難所等へ物資を配送するシステムを構築し、運用する。

(1) 物資の先行確保

物資需要に速やかに対応するため、あらかじめ想定される物資については、民間企業等との協定等を活用し、先行的に確保する。

(2) 避難所における物資需要の把握

物資の配送と同時に、各避難所で作成された配送依頼表に基づき、必要な物資の種類及び数量を把握する。

(3) 配送計画の作成

物資需要に応じた適切な配分を行い、かつ各避難所に効率的に配送するため、配送計画を作成する。

(4) 支援の要請

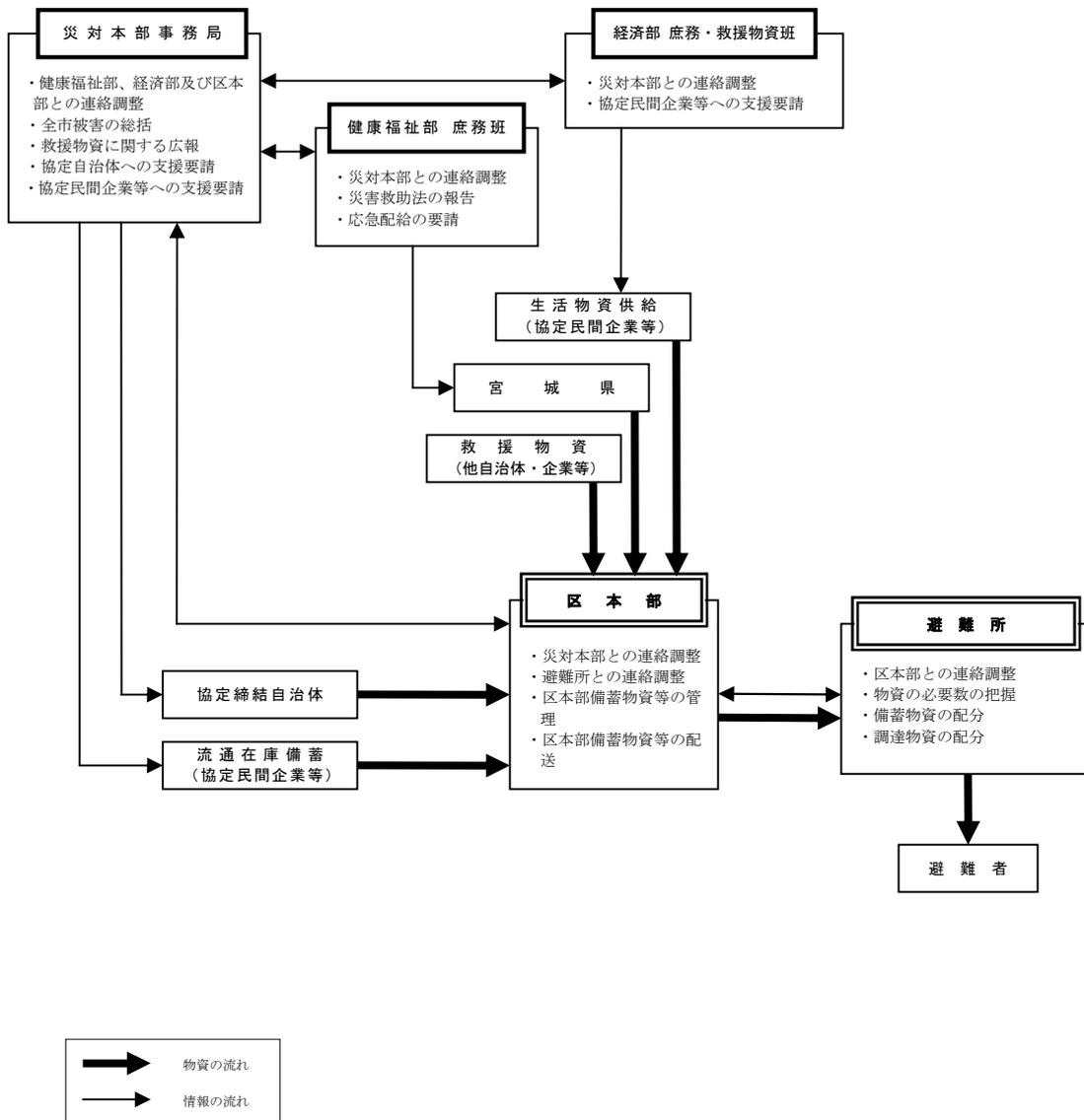
備蓄物資及び調達物資等によってもなお物資に不足を生じる場合には、報道機関等を通じて広く支援を要請する。また、円滑な受け入れ・配送を行うため、救援物資を送る際の配慮事項について周知を行う。

(5) 救援物資の受入れ

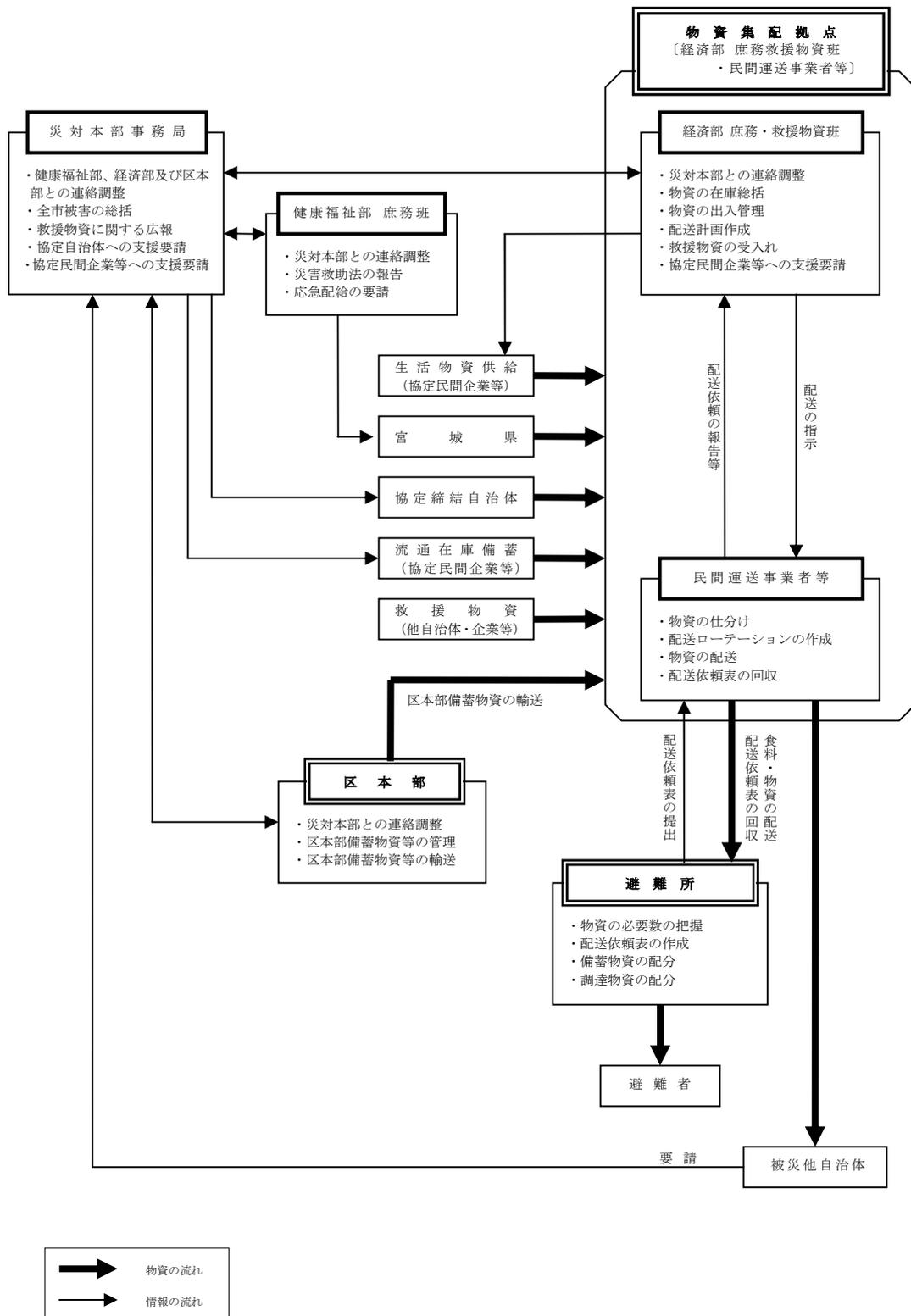
本市に寄せられる国内外からの救援物資について、打診に対する判断及び回答は災対本部が行うものとし、経済部及び関係部と調整の上迅速に実施する。

受け入れる救援物資については、物資集配拠点において備蓄物資等と合わせて管理し、配送計画に基づき各避難所に配送する。

〈物資供給フロー図（物資集配拠点が設置される前）〉



〈物資供給フロー図（物資集配拠点が設置された後）〉



第 15 節 緊急輸送計画

〔財政部、市民部、経済部、都市整備部、建設部、会計部、消防部、交通部〕

本節では、災害時における消防活動、医療活動、物資輸送等を円滑に実施するため、緊急輸送ルート確保、輸送手段の確保等に係る緊急輸送計画について定める。

1. 実施機関及び担当業務

項目	実施機関	担当業務
1 緊急輸送ルート確保	経済部	・空港港湾施設の被害の把握
	都市整備部	・公共交通に関する情報の収集
	建設部	・道路交通情報の収集
	建設部、区本部	・災害対策上重要な所管道路の緊急啓開
	宮城県警察本部	・交通規制及び交通秩序の維持に関すること
	市民部	・宮城県警察、交通指導隊との連絡調整
2 輸送手段の確保	財政部	・共用車の運行調整、車両の借り上げ
	会計部	・公用車用燃料の調達に関すること
	交通部	・緊急輸送に関する車両等の提供
3 緊急輸送に関する調整	災対本部事務局	・緊急輸送に関する調整
4 緊急輸送の実施	区本部	・共用車の運行調整
	各 部	・災害応急対策に必要な物資等の輸送
	消防部	・緊急空中輸送に関すること ・応援ヘリコプター(消防防災ヘリ)の活動調整

2. 輸送の対象 〔消防部〕

段階	輸送対象
第1段階	ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員及び物資 エ 医療機関へ搬送する負傷者等 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	ア 第1段階の続行 イ 食料、水等生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の被災地外への搬送 エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資
第3段階	ア 第2段階の続行 イ 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ 生活必需品

3. 道路交通の確保 〔建設部、市民部、区本部〕

(1) 道路被災状況の把握

建設部及び区本部は、事前に定めた緊急輸送路を中心に、速やかにパトロールを実施し、道路、橋梁の被害状況などを把握する。

(2) 通行禁止等の実施

建設部、区本部は、災害により道路の破損その他の理由により通行が危険と判断したときは、通行禁止の措置をとるとともに警察関係機関その他の関係機関に通知する。

<通行制限、交通規制の実施者と根拠法>

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路についての工事を行うため、やむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
公安委員会	1 地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るなどのため必要があると認められる場合	災害対策基本法第76条第1項 道路交通法第4条第1項
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るなどのため、必要があると認められる場合	道路交通法第5条第1項
警察官	道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれのある場合	道路交通法第6条第4項

(3) 道路啓開等の実施

建設部及び区本部は、道路の損傷及び道路上の障害物等により交通不能となった場合は、速やかに応急復旧や道路啓開を行う。

なお、道路啓開を行う路線の優先順序を決めるにあたっては、他の道路管理者、宮城県警察本部、災対本部事務局とも協議の上、概ね次の基準により行う。

<p>ア 公安委員会による緊急交通路の指定</p> <p>県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等の箇所を考慮のうえ、被災地区外からの応援や緊急物資輸送を主に位置づけられた道路で、災害発生時には緊急通行車両、規制除外車両のうち自衛隊車両等及び人命救助、輸送施設等の応急復旧等の事前届出確認済車両以外の一般車両の通行を規制する全国規模のネットワークとして構成する路線。</p> <p>イ 宮城県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会指定緊急輸送道路</p> <p>災害発生時の救急、消防、緊急物資・道路復旧資機材の搬出入のため、必要最小限通行を確保する県域でのネットワーク構成路線並びに及び災害復旧活動の支援等に用いる河川敷道路。優先順位は以下のとおり。</p>

- 第1次緊急輸送道路 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する。
- 第2次緊急輸送道路 第1次緊急輸送道路と市・区役所、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害拠点病院、自衛隊等）を連絡する。
- 第3次緊急輸送道路 その他の防災・輸送拠点との連絡を図る。

ウ 仙台市指定緊急輸送道路

前記緊急輸送道路を補完し、その他の防災や輸送のための拠点との連絡を図る道路で、市域全体や各区の幹線路線をネットワークして構成する路線。位置づけは第3次となる。

(資料編：P. 「緊急輸送道路ネットワーク計画路線図」参照)

応急措置及び体制については、「第17節 二次災害の防止」に定めるところによる。

(4) 緊急交通路の指定

警察は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められる場合、災害対策基本法の定めるところにより公安委員会が指定した「緊急交通路」において、緊急通行車両、規制除外車両のうち自衛隊車両等及び事前届出確認済車両以外の車両の通行を禁止し又は制限するなど、必要な交通規制を実施し、交通秩序の維持にあたる。（「第23節 交通規制計画」P. 155 参照）

(5) 交通指導隊の活動

市民部及び区本部は、災害時の交通混乱を防止するため、仙台市交通指導隊に出動要請を行い、警察署等との連携を密にしながら交通安全の確保に協力する。

4. 輸送車両等の確保 [財政部、経済部、会計部、消防部、交通部]

(1) 市保有車両の使用

原則として、各部及び区本部所有のものを第一次的に使用し、不足を生じる場合は、財政部所管共用車両を使用する。

(2) 車両の借り上げ

財政部は、各部及び区本部で必要な車両に不足を生じる場合は、災対本部事務局と協議の上、民間企業等から調達を行い、請求を行った各部及び区本部に引き渡す。

(3) 協定に基づく車両等の要請

災対本部事務局は、必要に応じ、財政部と調整の上、「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」(資料編P. 参照)に基づき宮城県トラック協会に対し、車両及び人員の応援を要請する。

(4) 交通部、県知事、他都市への車両等の要請

上記(2)及び(3)の方法によっても、なお不足を生じる場合、災対本部事務局は、交通部、知事、他都市等へ応援協力の要請を行う。

(5) 車両の独自の調達

水道部、交通部、ガス部、消防部及び市立病院部は、独自の調達計画を定める。

(6) 燃料の確保・供給

燃料の確保及び供給については、「第19節 燃料確保・供給計画」に定める。

(7) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法に基づき、緊急輸送を行う車両以外の車両通行の禁止又は制限がなされた場合は、次により緊急通行車両確認証明書及び確認標章を受ける。

ア あらかじめ事前届出済証の交付を受けている車両については、所管する各部及び区本部が警察署・緊急交通路の交通検問所等において交付を受ける。

イ 事前届出済証の交付を受けていない車両については、所管する各部及び各区本部で緊急通行車両等確認申請書、自動車検査証及び輸送協定書その他当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（指定行政機関等の上申書等）により管轄の警察署に申請し、交付を受ける。なお、申請にあたっては、「大規模災害に伴う交通規制実施要領」に定める別記様式第1号（資料編：P. ）を2枚作成し、管轄の警察署に申請するものとする。

ウ 財政部が調達した車両については、財政部で緊急通行車両等確認申請書により、上記イと同様に管轄の警察署に申請し、交付を受ける。

（資料編：P. 「大規模災害に伴う交通規制実施要領」参照）

5. 空路輸送 【消防部】

(1) 消防防災ヘリコプターの活用

災害の状況によりヘリコプターによる空路輸送を必要とするときは、災対本部事務局は、消防部と協議の上、消防防災ヘリコプター（消防組織法等に基づく応援ヘリコプターを含む）の活用を図る。

なお、救急・救助のためのヘリコプターの活用については、「第9節 救急・救助計画」に定めるところにより消防部が行う。

(2) 自衛隊その他の機関への空路輸送の要請

災対本部事務局は、必要に応じ、自衛隊その他の機関にヘリコプターによる空路輸送の要請を行う。

（資料編：P. 「各機関所有のヘリコプター一覧」参照）

(3) ヘリコプターによる空路輸送ニーズに関する調整

各部及び区本部のヘリコプターの利用ニーズは、災対本部事務局で取りまとめ、消防部、自衛隊その他の機関に伝える。

(4) 空路輸送の拠点とするヘリコプターの離着陸場の選定

災対本部事務局は、消防部、警察、自衛隊等の関係機関と協議の上、下記の離着陸場一覧及びその他適当な個所の中から空路輸送拠点とするヘリコプターの離着陸場の選定を行うとともに、ヘリコプターの離着陸に伴う安全の確保のための措置をとる。

<離着陸場一覧>

区分	名称	所在地
飛行場	仙台空港	名取市下増田字南原
飛行場外離着陸場	泉福岡訓練場 石積訓練場 大倉牧場訓練場 スプリングハレ訓練場	仙台市泉区福岡字蒜但木 1-84 黒川郡富谷町石積字堀田地内 仙台市青葉区大倉字向大倉山地内 仙台市泉区福岡字岳山 14-2
飛行場外離着陸場適地	(資料編：P. 「飛行場外離着陸場適地一覧（臨時離着陸場）」参照)	

- ※1 上記のほか、霞の目飛行場(陸上自衛隊)があり、非常時には管理者の許可を受けて使用することができる。
- ※2 飛行場外離着陸場は、仙台消防ヘリコプター(仙台市消防局)の離着陸場として国土交通大臣の許可をとっており、平常時でも離着陸可能な場所を掲げた。
- ※3 飛行場外離着陸場適地は、国土交通大臣の許可を受けていないが、緊急時の離着陸場適地として、あらかじめ仙台市消防局が選定した場所を掲げた。

6. 海上輸送

災害の状況により海上輸送が有効と認められる場合は、知事を通じて関係機関に協力を要請する。

7. 災害時の緊急輸送に関する調整 [建設部]

(1) 道路交通情報の収集

建設部は、警察、日本道路交通情報センター等から交通規制状況、道路の啓開状況その他道路輸送に必要な情報を集約の上、災対本部事務局並びに各部及び区本部に情報を提供する。

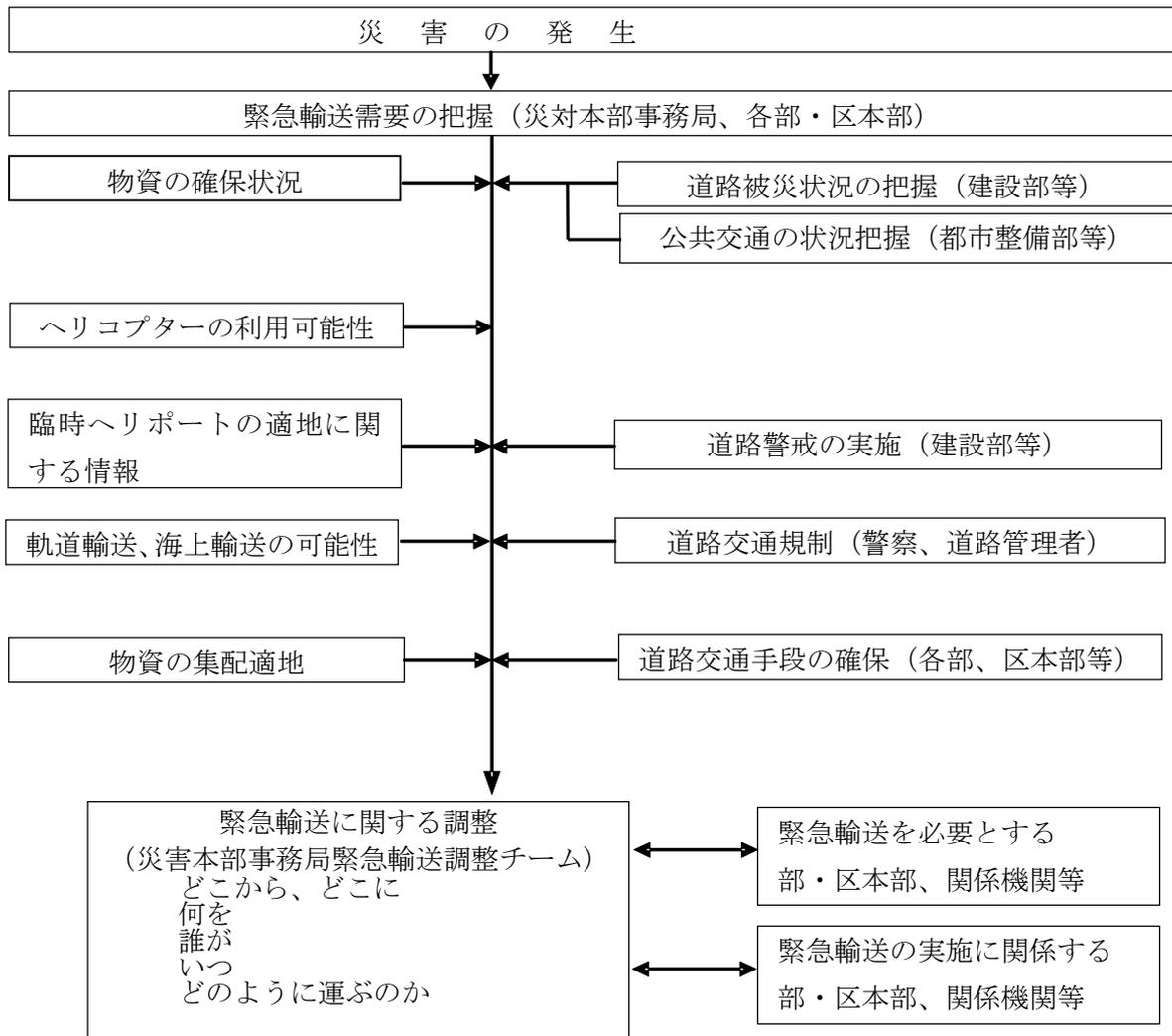
(2) 緊急輸送に関する調整

災対本部事務局は、下記の状況を確認し、効率的な緊急輸送を行うことができるよう、関係する部及び区本部並びに関係機関と必要な調整を行う。

この場合、災対本部事務局は、必要に応じ、都市整備部(総合交通政策班)その他関係機関の協力を受け、災対本部事務局内に「緊急輸送調整チーム」(仮称。以下同じ)を組織し調整にあたる。

- ア 道路交通情報（建設部）
- イ 公共交通に関する情報（都市整備部）
- ウ 物資の集積及び配送（経済部）
- エ 避難所の開設状況（区本部）
- オ ヘリコプター離発着場の設置状況（消防部）
- カ 輸送手段の確保状況（財政部、交通部）

<輸送に関する調整フロー>



第 16 節 廃棄物処理計画

〔健康福祉部、環境部、経済部、区本部〕

本節では、震災に伴い発生した倒壊家屋等の震災廃棄物及び一般廃棄物（生活ごみ及びし尿）の処理について定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
健康福祉部	・死亡獣畜（ペット）の収集・処理に関すること
環境部	・一般廃棄物の処理計画の策定及び処理の総括に関すること ・廃棄物処理業者への指導及び連絡調整に関すること ・産業廃棄物排出事業者の指導に関すること ・その他産業廃棄物の処理の指導に関すること ・指定避難所における仮設トイレの調達及び撤去等に関すること ・災害時の廃棄物の応急収集及び処分に関すること
経済部	・死亡獣畜（畜産農業等家畜）の収集・処理に関すること
区本部	・避難所の開設及び運営管理に関すること

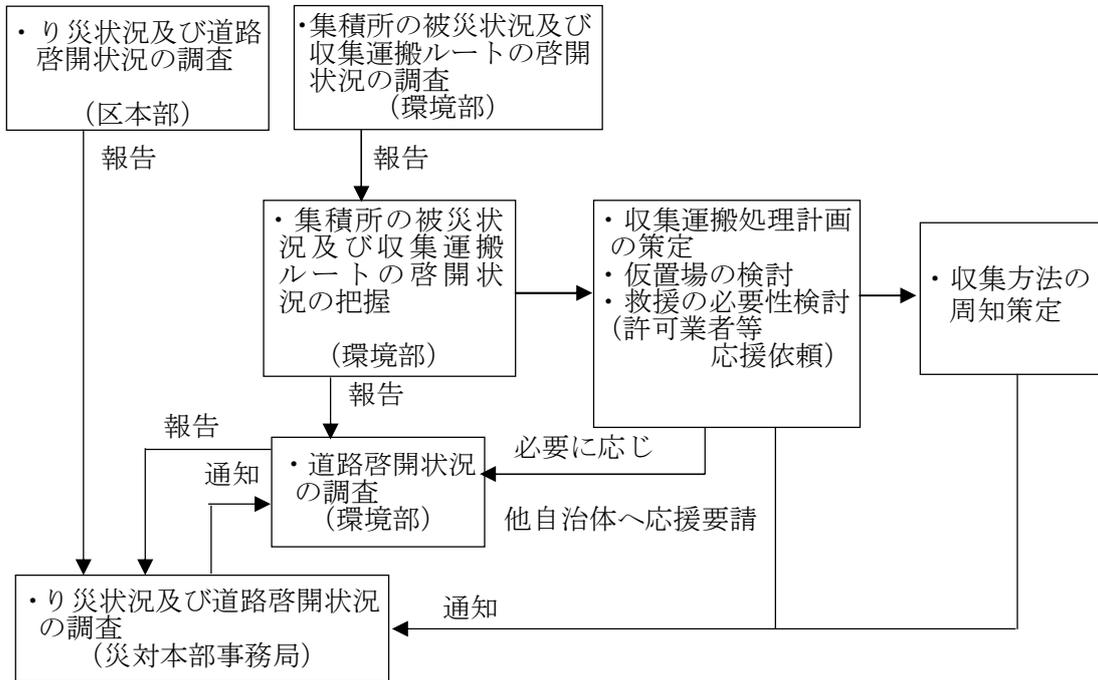
2. 一般廃棄物の収集運搬 〔環境部〕

(1) 生活ごみの収集処理

ア 生活ごみの収集

- ① 集積所、収集運搬ルート、処理施設の状況等を把握し、速やかに災害時の収集運搬処理計画を策定するとともに、計画に基づいた収集体制の確保を図る。収集運搬処理計画を策定するにあたっては、委託業者との相互応援体制を整備し、可能な限り委託を中心とした通常の収集方法、ルートによる収集処理体制づくりを図る。

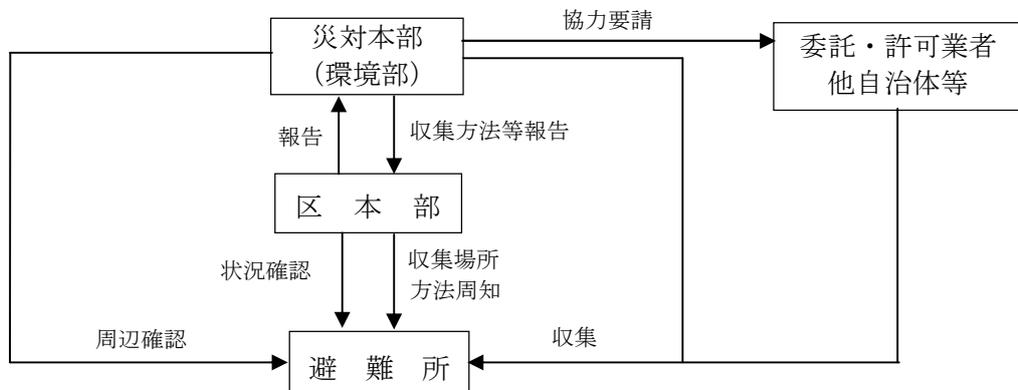
＜生活ごみの収集・処理フロー図＞



イ 避難所のごみ対策

- ① 区本部からの避難所開設状況の報告に基づき、状況を把握した上で、災害時の収集運搬処理計画に取り込み、避難所における生活ごみの収集処理を行う。
- ② 収集運搬処理計画に取り込むに当たり、保健衛生面等に配慮するとともに、必要に応じ別ルートによる収集も検討する。

＜避難所ごみ処理フロー図＞



ウ 処理方法等

各工場、埋立処分場においては、災害発生直後に施設の被害状況を調査し、必要な緊急措置を講じる。また、施設の被害状況、応急措置の内容については、速やかに環境部施設班へ報告するとともに、施設班においては、被害状況を踏まえて、各種設備の仮復旧措置等早期に復旧を図るために必要な措置を講じる。また、復旧後の震災廃棄物の受け入れに際しては、り災証明書等を活用した処理手数料の減免について検討する。

(資料編：P. 「一般廃棄物収集運搬委託業者一覧」参照)
(資料編：P. 「一般廃棄物（ごみ）収集運搬車両一覧表」参照)

(2) し尿の収集処理

ア し尿の収集・処理方法

- ① 収集運搬ルート、処理施設の状況等を把握し、速やかに災害時の収集運搬処理計画を策定するとともに、計画に基づいた収集体制の確保を図る。収集運搬処理計画を策定するに当たっては、可能な限り委託を中心とした通常の収集方法、ルートによる収集処理体制づくりを図る。
- ② 貯留槽、し尿処理施設については、災害発生直後に施設の被害状況を調査し、必要な緊急措置を講じる。また、施設の被害状況、応急措置の内容については、速やかに環境部施設班へ報告するとともに、施設班においては、被害状況をふまえて、各種設備の仮復旧措置等早期に復旧を図るために必要な措置を講じる。
- ③ 指定避難所におけるし尿の処理については、避難所の開設場所、収容世帯・人員数、上下水道管の被害状況等を把握し、水洗トイレが使用不能であれば備蓄している災害用簡易組立トイレ等を設置して処理する。
- ④ 指定避難所以外の世帯で、水洗トイレ使用世帯においては、河川水、くみ置き水等によって水を確保し、極力下水道機能の活用を図るが、水洗トイレの使用不能等必要に応じ災害用携帯型簡易トイレの配布を検討する。

イ 仮設トイレ設置体制等

- ① 指定避難所における仮設トイレ設置については、災害発生直後の初動体制として備蓄している災害用携帯型簡易トイレや災害用簡易組立トイレにより対応するが、備蓄数で不足する場合には、他の指定避難所からの災害用簡易組立トイレの移送あるいはレンタル業者等の協力を得て設置及び維持管理を行う。また、設置にあたり高齢者・障害者にも配慮する。
- ② 自宅のトイレが使用できない在宅被害者には、環境事業所等に備蓄している災害用携帯型簡易トイレにより対応する。
- ③ 仮設トイレの設置場所や災害用携帯型簡易トイレの配布等については、報道機関や市の広報紙等により市民に対して広報する。

- ④ 上下水道の復旧等により水洗トイレが使用可能となった場合には、避難者数等需要を考慮したうえで、速やかに仮設トイレを撤去し、衛生状態の向上に努める。

(注) 災害用簡易組立トイレの備蓄状況については、共通編 第2部 第2章「第11節 物資・資機材等確保体制の充実」(P.99)のとおり。

(資料編:P. 「し尿収集委託業者一覧」参照)

(資料編:P. 「汚泥許可業者一覧」参照)

(「震災廃棄物等対策実施要領」参照)

3. 災害によるがれき等災害廃棄物の処分 [環境部]

被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、発災後速やかに被害棟数等から国土交通省「建設廃棄物排出量の将来予測」及び過去の地震災害のデータを参考に原単位を求め、震災ごみの発生量を推計する。次に、震災で破損した家具・家電製品等の粗大ごみや建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等(以下「がれき」という。)を適正に処理する。

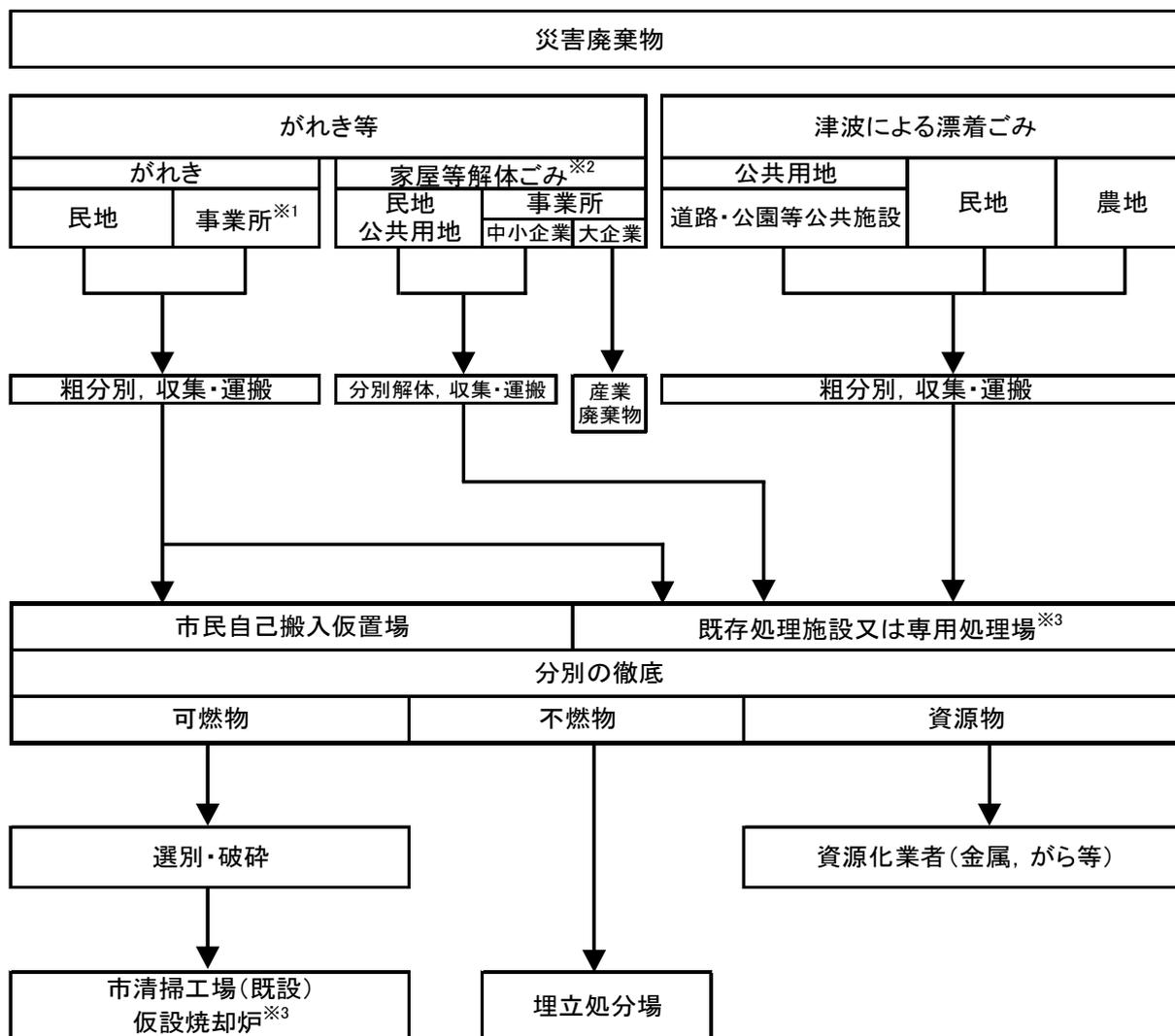
なお、アスベスト等の有害な廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い適正な処理を進める。

各区本部等の協力により、がれきの発生状況を把握し、速やかに処理処分計画を策定するとともに、計画に基づいた体制の整備を図る。

(1) がれき処理

がれきの処理フロー図は次のとおりである。

〈がれき処理フロー図〉



※1 大企業については一定の要件を満たすもののみを対象とする。

※2 国の特別措置が適用された場合に、地震等による損壊の程度等要件を満たすものについて市が解体を行う。

※3 災害の規模、震災ごみの発生量等に応じて、専用処理場・仮設焼却炉の設置を検討。

(2) がれきの中間処理・再利用・最終処分

ア がれきの処理については、管理者、所有者が分別後、各処理施設に自ら搬入する。ただし、損壊家屋等の解体撤去等により、一時的に多大な処理が必要な場合には、被災各地域に仮置場を設置し処理を行う。

イ がれきの仮置場としては、運搬ルート、避難場所等を考慮し、必要に応じて各区本部と協議のうえ、公園、埋立処分場等に設置する。

ウ がれきについては、解体・撤去作業現場では管理者、所有者が可能な限り分別し、再利用に努めるものとし、再利用が不可能なものについては、市の焼却施設で焼却処理するなど、できるだけ減容化した上で市の埋立処分場等に搬入する。

エ 自力での排出が困難な粗大ごみ等が発生した場合、災害の規模や状況に応じて、戸別収集の実施を検討する。

(3) がれきの撤去及び倒壊家屋等の解体

ア がれきの撤去については、原則として管理者、所有者自らが行うこととするが、住民からの各区への申し入れに応じて、事業者の紹介を行う。

イ 倒壊家屋等の災害廃棄物の処理は、原則として建物の所有者が行うこととするが、国による特別措置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく公費負担）の適用について、速やかに県、国と協議し、被害の程度に応じてなされた特別措置の適用範囲内において、各区において受け付けた個人や中小事業所等の家屋及び建築物を対象として、市が業者等にその解体処理を依頼する。

(4) 民間企業との協力体制

がれきの撤去及び倒壊家屋等の解体などにあたり、仙台建設業協会、宮城県解体工事業協同組合及び産業廃棄物協会に資機材の提供、人員の派遣等について応援を求める。

(5) アスベストの処理

アスベストの処理は、「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル」（平成19年8月 環境省 水・大気環境局大気環境課）に従い適正に処理を進める。

4. 関係機関への応援要請（被害が甚大である場合） 【環境部】

環境部は、災害による被害が甚大であり、現有の災害対応能力では一般廃棄部（生活ごみ、し尿）及びがれきの収集や処理機能の早期回復が望めないと判断した場合には、他都市、関係機関との応援協定に基づいて応援を要請し、人員及び資機材の確保を図り早期回復に努める。

(1) 生活ごみ

ア 災害時の道路交通の遮断・渋滞及び集積所破損等から通常の収集運搬ルートが確保が困難となった場合には、必要に応じて仮置場等を設置する。収集・運搬、処理等について、応援協定に基づいて応援を要請する。

イ 災害時の収集運搬処理計画に基づく収集の方法や集積所の変更等を報道機関や市の広報紙等により市民に対し広報するとともに、ごみの分別排出を徹底するよう周知する。

(2) し尿

ア 施設の被害状況により、通常の処理ルートで対応できない場合には、応援協定に基づいて民間企業の処理施設及び他自治体の処理施設に処理を要請する。

イ 災害時の収集運搬処理計画に基づく収集の方法等を報道機関や市の広報紙等により市民に対し広報する。

(3) がれき等

ア 災害により大量のがれきが発生する場合は、下記の業務執行体制にて処理を進める。

<業務執行体制>

① 市民自己搬入仮置場，専用処理場の造成及び運営管理

業 務 内 容	担 当 部 局
造成に係る業務発注	区本部等（施設所管課）
各区との連絡調整，運営管理に係る業務発注	環 境 部

② がれき等撤去

業 務 内 容	担 当 部 局
人命捜索に係るがれき等撤去指揮	消 防 部
地震及び津波により発生した民地，事業所内のがれき等撤去業務発注	環 境 部
地震及び津波により発生した農地のがれき等撤去業務発注	経 済 部
住宅の障害物の除去に係る申請受付	財 政 部
住宅の障害物の除去業務発注	健 康 福 祉 部
管理区域におけるがれき等撤去業務発注	施 設 管 理 者

③ 家屋等解体

イ 災害の規模、震災ごみの発生量等に応じ、専用処理場、仮設焼却炉などの設置について

業 務 内 容	担 当 部 局
家屋等解体に係る個人等からの申請受付	区 本 部
家屋等解体に係る中小企業者からの申請受付	経 済 部
家屋等解体に係る業務発注	環 境 部
仙台市所有建物の解体に係る発注	都 市 整 備 部

検討を行う。

5. 死亡獣畜の収集・処理 【健康福祉部、経済部】

死亡したペットは、原則として占有者が処理を行うこととし、占有者等が不明の場合、占有者が占有権を放棄した場合等には、市が収集処理する。

畜産業農業等の牛、馬、豚、羊等は、県の指導を受けながら、占有者責任で処理する。占有者不明等の場合は、市が業者に依頼する等して処理するが、必要に応じて県に対し応援を要請する。

第 17 節 二次災害の防止

〔環境部、都市整備部、建設部、消防部、経済部、区本部〕

本節では、災害発生後、新たに発生する可能性がある災害を防止するため、二次的な危険性を判断する手法及びその応急措置等に関して定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における大気汚染の防止に関すること ・災害時における公共用水域等の水質汚濁の防止に関すること
経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設の保全及びその総括に関すること
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管整備地区等の保全に関すること ・宅地災害及び土砂災害の被害調査及びその集約に関すること ・土砂災害危険区域等の安全確認に関すること ・被災建物の応急危険度判定の総括に関すること ・被災建築物応急危険度判定士の支援要請及び受け入れに関すること ・被災宅地の危険度判定の総括に関すること ・被災宅地危険度判定士の支援要請及び受け入れに関すること ・宅地災害に伴う避難の勧告及び指示に関すること ・宅地災害に伴う警戒区域の設定、当該地区への立ち入りの制限及び禁止又は退去命令に関すること
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ・道路、橋梁等の保全及びその総括に関すること ・街路樹等の災害防止、被害調査及び応急復旧の集約に関すること ・公園及び付帯設備の保全に関すること ・下水道の保全に関すること ・飼育動物の保護に関すること ・危険動物の脱出防止対策に関すること ・所管の河川等の保全に関すること
区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、緑地等の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること ・被災建物にかかる応急危険度判定及び危険建物に対する指導に関すること ・避難勧告等、警戒区域設定及び解除の居住者等への伝達に関すること
消防部	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物及び危険物施設及び高圧ガス施設の応急措置の指導に関すること ・警戒区域の設定及び当該区域への立ち入りの制限、禁止又は退去命令に関すること

2. 避難勧告等の実施・警戒区域の設定

「第 4 節 避難計画」P. 44 参照

3. 被災建築物応急危険度判定士による被災建物の応急危険度判定 〔都市整備部〕

(1) 目的

地震で被害を受けた建築物の危険性を応急的に判定し、判定結果及び建築物使用制限に関する情報を提供することで、余震等による建築物の倒壊や外壁の落下等から生ずる二次被害を防止する。

なお、この応急危険度判定の目的は、上記のとおり二次被害を防止するためであり、り災証明のためではないことを判定ステッカー等で正確に広報する。

(2) 応急危険度判定の実施

地震により建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、「仙台市被災建築物応急危険度判定実施計画」に基づき応急危険度判定を行う。

項 目	内 容
調 査 目 的	地震直後に、早急に、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止すること
調 査 対 象	①建築物 ②周辺地盤
調 査 期 間	発災後、速やかに実施し、1～2週間程度で終了する。
調査対象区域	被災区域全域
調 査 方 法	現地における目視（主に外観調査）、簡便な計測
結果の活用	①特に緊急を要する応急措置等 ・避難勧告、指示 ・応急措置

(3) 相互支援の体制整備

応急危険度判定実施を決定した場合には、県に報告し、必要があれば支援の要請を行う。

4. 被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定（被害が甚大である場合）〔都市整備部〕

(1) 目的

大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することにより、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図る。

(2) 被災宅地の危険度判定

大規模な宅地災害が発生した場合は、まず被害発生状況の全体を把握し、主として宅地の立入り制限に関する危険度判定を行う。

項 目	内 容
調 査 目 的	被害状況全体の把握及び危険度判定による二次災害の軽減，防止
調 査 対 象	①擁壁 ②宅地地盤、切土・盛土のり面及び自然斜面 ③排水施設 ④その他
調 査 期 間	発災後速やかに実施し、二週間程度以内に終了する。
調査対象区域	被災区域全域
調 査 方 法	目視、簡便な計測
調査結果のまとめ方	調査票による現地調査 ①被害位置 ②被害項目 ・沈下，ハラミ，陥没，崩壊 ・隆起，倒壊，クラック，段差 ・ガリー浸食等 ③被害断面(簡易計測による寸法) ④変形量(簡易計測による寸法) ・沈下量，クラック幅，深さ，長さ，本数等 ⑤危険度(大，中，小) ⑥緊急度(大，中，小)等
結果の活用	①特に緊急を要する応急措置等 ・避難勧告又は指示，若しくは警戒区域の指定のための判断材料とする。 ・応急措置のための優先付けを行う ②宅地造成等規制法に基づく防災措置の勧告等 ③応急復旧及び本復旧のための助言又は支援制度等の提案

5. 建物と宅地の危険度判定の連携

被災した建物と宅地の危険度判定に係る情報について、効率的に判定業務を行うため、それぞれの判定業務において情報共有できるよう連携を図る。

6. 公共土木施設等の点検及び応急措置 [建設部]

(1) 道路・橋梁

災害が発生した場合は、パトロール等により道路、橋梁等の被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制、迂回路選定等の安全策を講じる。また、被災道路、橋梁については、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急輸送道路を確保した上で、本格的復旧作業に着手する。

なお、国土交通省、NEXCO 東日本(株)東北支社及び宮城県道路公社が管理する道路が被災した場合は、各道路管理者が各々の基準、計画により対策を講じることになるが、緊急を要する場合は市が応急対策を講じ、各道路管理者に報告する。

ア 要員の確保

道路、橋梁の点検及び応急措置に必要な要員は、「第 3 節 職員の配備・動員計画」(P. 39)による他、必要に応じ応援協定による他公共団体、応援業者等の協力を求める。(「第 22 節 応援協力要請(受援)計画」(P. 147)参照)

イ 資機材の確保

平常業務用資機材による他、必要に応じ他公共団体、応援業者などの協力による応援用資機材を確保する。

ウ 点検・情報収集

建設部及び区本部により、緊急輸送道路を最優先としながら、市内全域で調査、点検を行う。また、必要に応じ応援協定による他公共団体、応援業者に応援を要請し、調査、点検等を行う。

エ 応急措置

パトロール等の調査、点検の報告に加え、市民からの通報など、建設部で被害報告をまとめ、市災対本部事務局に報告すると共に、総合対策の立案と調整を行う。

被災個所については、区本部建設班及び総合支所班が、現場に急行し状況把握の上、安全上必要な緊急措置を講じ、区本部及び建設部に報告した上で、必要に応じ所轄警察署、交通情報センターに通報する。なお、必要に応じ応援協定による他公共団体、応援業者に応援を要請する。

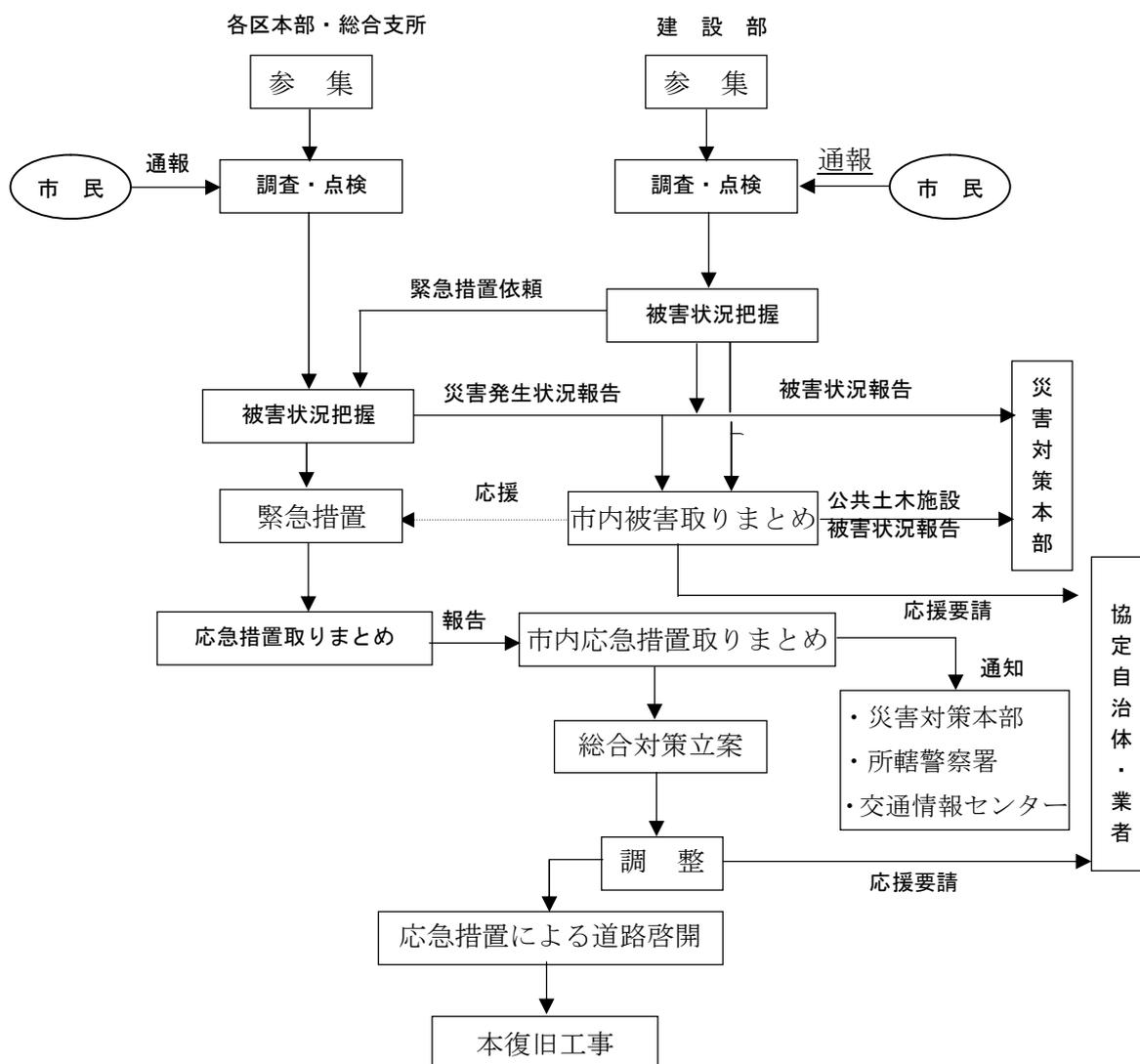
オ 応急復旧

被害個所については、建設部、区本部建設班が応急復旧を実施し、必要に応じ応援協定による他公共団体、応援業者に応援を要請する。その場合、緊急輸送道路ネットワーク計画により指定された道路の啓開等を最優先に行い、その後、逐次一般道路の啓開、二次被害が想定される個所の応急復旧工事を行う。

なお、被害の状況により、必要な個所については応援業者に緊急復旧工事を発注し早期復旧を図り、安全な交通路の確保に努める。

(資料編：P. 「緊急輸送道路ネットワーク計画路線」参照)

〈道路・橋梁の点検及び応急措置フロー図〉



(2) 公園・緑地

災害が発生した場合は、パトロール等により公園・緑地の被害状況を速やかに把握し、避難地や物品保管場所の安全確保を図るため、広場、運動場その他公園施設の保全を行うほか、これらに通じる道路の街路樹についても安全策を講ずる。

ア 点検・情報収集

建設部及び区本部建設班により一次避難地・広域避難地を最優先として市域全域について調査、点検を行う。

イ 応急措置

パトロール等の調査、点検や市民からの通報なども含め建設部にて被害状況をまとめ、市災対本部に報告するとともに、総合対策の樹立と調整を行う。被災個所については、区本部建設班が現場に急行し状況把握の上、危険個所は防護柵などで囲い、建設部及び区本部に報告するとともに、必要に応じて所轄警察署に通報する。

ウ 応急復旧

被災個所については、建設部及び区本部建設班が応急復旧を実施する。その場合、避難地を最優先に行い、その後、応急仮設住宅用地や物品保管場所用地を行う。

(3) 八木山動物公園

八木山動物公園においては、八木山動物公園非常事態対策計画に基づき、入園者の避難誘導等必要な措置を講ずるとともに、飼育舎の点検や危険動物の動静把握などを行い、二次災害の防止を図る。

(4) 所管河川等

災害が発生した場合は、パトロール等により被害状況を速やかに把握し、水防管理者の指揮の下に、消防機関と連絡・連携して応急措置を行う。

(5) 農業用施設

経済部は、パトロール等により被害状況を速やかに把握し、土地改良区等関係機関と連絡・連携して応急措置を行う。

7. 公共施設の点検及び応急措置

公共施設に災害が発生した場合は、施設管理者は構造体、非構造部材等について点検を行い、施設の安全性を確認する。二次災害が発生する可能性がある場合には立入禁止等の措置を行うなど、適切な応急措置を行い、二次災害を防止する。

8. 避難所等の安全確認の支援について（被害が甚大である場合） 【都市整備部】

(1) 目的

地震で被害を受けた避難所等の開設にあたり施設管理者が行う安全確認を支援し、余震等による建築物の倒壊や非構造部材の落下等から生ずる二次被害を防止する。

(2) 安全確認の支援の体制整備

避難所等の開設にあたり安全確認を行う施設管理者に対する、技術的支援について、「仙台市避難所等開設後安全確認支援実施計画」に基づき体制整備を推進する。

ア 事前対策

避難所等の開設時に必要となる判定技術について施設管理者が地域の建築専門家から技術的助言を受けられるよう、体制の整備に努める。

イ 災害応急対策

- ① 避難所等の開設後に施設管理者が地域の建築専門家から技術的助言を受けられるよう、体制の整備に努める。
- ② 避難所等の開設後に施設の安全性について改めて確認が必要な場合、（「仙台市避難所等安全確認支援実施計画」に基づき、）職員等による避難所等の調査を行い、施設管理者へ調査の結果や建築物使用制限に関する情報を提供する。

9. 危険物・高圧ガス取扱い施設等の応急措置 【消防部】

危険物、火薬類、高圧ガス等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、施設管理者及び消防部は、次の措置を講ずる。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設については、宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより応急対策を行う。

(1) 施設管理者の措置

危険物、火薬類、高圧ガス等の施設の管理者は、危険物、火薬類、高圧ガス等による災害を防止し、又は災害の拡大を防止するため、必要な保安措置を行う。

また、異常事態が発生した場合は、必要に応じ付近住民へ避難の広報を行うとともに、速やかに消防機関等に通報する。

なお、石油コンビナート等災害防止法に基づく消防車両等の防災資機材が被災した際は、速やかに代替の防災資機材を調達する等の必要な措置を講ずる。

(2) 消防部の措置

ア 被害の状況により引火又は爆発の恐れがある場合は、施設管理者及び関係機関と連携を図り、必要に応じ警戒区域の設定及び付近住民への避難の勧告又は指示その他必要な措置を行う。

イ 災害の形態、規模及び危険物等の種類を迅速に把握するとともに、適切な応急措置を速やかに実施する。

ウ 危険物・高圧ガス等の運搬又は移送中における事故については、運転者等が関係者への情報提供を目的とした措置・連絡用資料（通称「イエローカード」）が積載されていることから、カードの提示を求め、内容に応じた応急措置を速やかに実施する。

エ 石油コンビナート等災害防止法に基づき施設管理者が備える消防車両等の防災資機材が被災した際は、代替措置が完了するまでの間、必要に応じ広域応援も含めた暫定的な部隊運用を図り、被害の拡大防止措置を講ずる。

10. 大気汚染・水質汚濁防止対策 【環境部】

環境部は、大気汚染・水質汚濁に係る災害が発生した場合、消防部、区本部等の要請に応じて現地調査を行う。

現地調査の結果、二次災害の発生する可能性がある場合には、災害発生地の管理者等に対し、応急措置を講じるよう指示するとともに、関係機関へ連絡する。

また、災害が拡大し、付近住民に被災が予測され、危険度が高いと判断したときは、避難の必要性を区本部に連絡する。

第 18 節 災害支援活動のサポート

〔総務企画部、市民部、各部、区本部、専門ボランティア関係各部、仙台市社会福祉協議会〕

本節では、災害時のボランティア活動が円滑に行われるために、必要な支援体制について定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
総務企画部	・仙台市（区）災害ボランティアセンターとの連絡に関する事
市民部	・NGO、NPO等の活動支援に関する事
各部	・各部内の支援ニーズの把握に関する事
区本部	・区本部内の支援ニーズの把握に関する事 ・区災害ボランティアセンターとの連絡に関する事
専門ボランティア関係各部	・専門ボランティアの要請、受入れ、調整に関する事
仙台市社会福祉協議会	・仙台市（区）災害ボランティアセンターに関する事 ・ボランティア関係機関等との連絡調整に関する事 ・その他ボランティア活動の推進に必要な事項に関する事

2. 災害ボランティア活動支援の考え方

ボランティアやNPO等の自主性、自発性を尊重する。また、行政が行う公平・中立性を中心とした救援活動とボランティア等が行う個別・多様性を中心とした救援活動の相違について理解を深め、ボランティア等と協力して、被災者への効果的な救援にあたる。

3. 一般ボランティアの受入れ 〔仙台市社会福祉協議会〕

仙台市（区）災害ボランティアセンターを公設民営で設置し、一般ボランティアの受入れを行う。仙台市（区）災害ボランティアセンターでは、一般ボランティアの受入れのほか、被災者支援ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整などのコーディネートを行う。

(1) 仙台市（区）災害ボランティアセンターの立ち上げプロセス

ア 仙台市（区）災害ボランティアセンター設置については、仙台市と仙台市社会福祉協議会が立ち上げについて災害発生時から24時間以内にその検討を行う。

イ 仙台市（区）災害ボランティアセンター設置を決定した場合は、平時において仙台市及び仙台市社会福祉協議会が協議していた庁舎、公共施設等に設置する。ただし、被災状況等により施設が開設できない場合の代替えや、新たな地区センター設置等により追加で施設利用が必要な場合は、別途協議するものとする。

ウ 仙台市（区）災害ボランティアセンター設置場所に電話、FAX等の運営に必要な資機材を準備し、開設する。

エ 仙台市（区）災害ボランティアセンター開設後は、災対本部事務局及び区本部を通じて関係部局との連絡体制を整えるとともに、市民に広報し周知を図る。

(2) 仙台市（区）災害ボランティアセンターの運営

仙台市（区）災害ボランティアセンターの運営は、仙台市社会福祉協議会が中心となっており、仙台市は、情報連絡員を派遣し、被災情報等の連絡調整を行うほか、広報、資機材や燃料等の提供を行う。

ア 情報連絡員を仙台市（区）災害ボランティアセンターへ派遣し、災対本部事務局及び区本部との連絡調整を行う。

イ 各部は、部内の支援ニーズを把握し、総務企画部ボランティア活動支援班に報告するものとする。

ウ 総務企画部ボランティア活動支援班は、報告を受けた支援ニーズについて、情報連絡員を通じ、仙台市災害ボランティアセンターに連絡する。また、必要に応じて区本部との調整を行う。

エ 各区本部は、区本部内の支援ニーズを把握し、情報連絡員を通じ、区災害ボランティアセンターに連絡する。また、必要に応じて総務企画部ボランティア活動支援班との調整を行う。

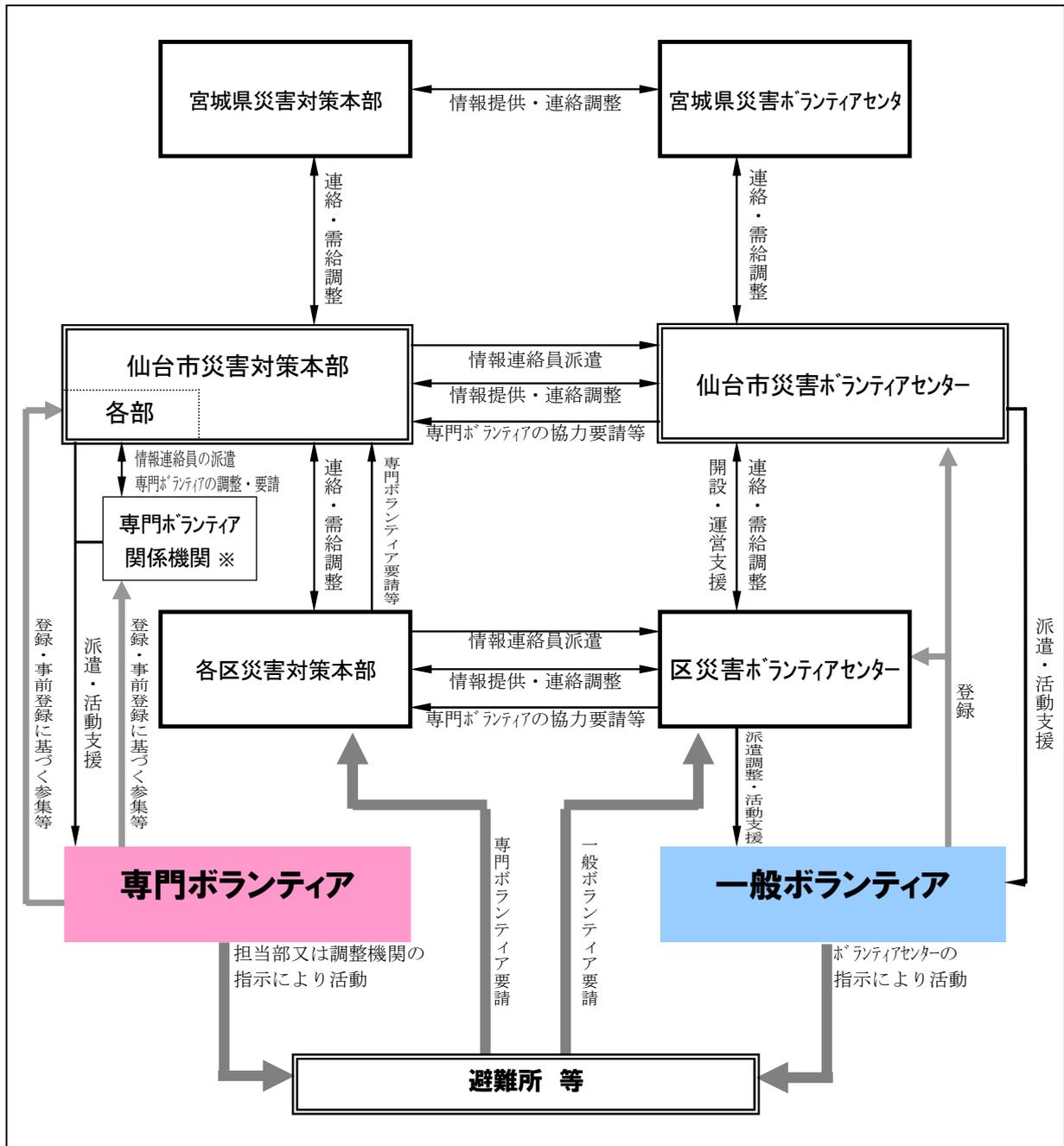
オ 災対本部事務局は、災害ボランティア活動に影響を与える重要な事項を決定した際には、仙台市災害ボランティアセンターに連絡する。

4. 専門ボランティアの受入れ〔市民部、健康福祉部、都市整備部、消防部、水道部〕

専門ボランティアの要請、受入れ、連絡・調整等については、関係各部等で対応する。

区 分	主 な 対 応 内 容
仙台市災害時言語ボランティア (市民部)	仙台市災害多言語支援センターを窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、仙台市災害多言語支援センター等において、翻訳・通訳など、外国人に対する支援を行う。
障害者災害時ボランティア (健康福祉部)	仙台市障害者福祉協会を窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、避難先等において、要介助障害者に対し、必要な情報提供や生活の援助を行う。
医療ボランティア (健康福祉部)	健康福祉部に、医療ボランティアの受付窓口を開設するとともに、区本部保健福祉班及び災害時医療連絡調整本部が連携し、医療情報、医薬品の提供等活動支援を行う。
被災建築物応急危険度判定士 (都市整備部)	宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。
被災宅地危険度判定士 (都市整備部)	宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。
仙台市災害時消防支援協力員 (消防部)	登録者は、震度6弱以上を観測する地震が発生し、市域全体に被害が拡大していると予想される場合において、居住地付近で発生した災害に対応するとともに、あらかじめ指定された消防署所に自主参集し、消防機関の支援活動を行う。
仙台市水道局退職者応援隊 (水道部)	登録者は、震度6弱以上を観測する地震が発生し、市域全体に被害が拡大していると予想される場合において、周辺地域における水道施設被害状況の情報提供を行うとともに、あらかじめ指定された場所で水道部の行う応急給水活動の支援等を行う。
仙台市職員退職者団体連合会	登録者は、災害時に避難所が開設された時は、自主的に参集し、地域の災害情報の避難所への伝達、地域の要援護者情報の避難所への提供、避難所運營業務の補助などを行う。

＜ボランティアの受入・支援体制概略図＞



※専門ボランティア関係機関：各専門ボランティアの窓口、調整の中心となる機関

5. NGO、NPO 等との連携強化〔市民部〕

NGO、NPO、その他の支援団体や地元の災害ボランティア関係団体のネットワーク化を支援し、情報提供を充実させるなど、活動が円滑に行われるようにする。

第 19 節 燃料確保・供給計画

(被害が甚大である場合)

〔災対本部事務局、経済部、会計部、消防部、交通部〕

本節では、公用車用燃料及び非常発電用等の施設用燃料に不足が生じるおそれがある場合において、物資の輸送、情報通信その他の災害応急対策を円滑に実施するために必要な燃料の確保及び供給について定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
災対本部事務局	・ 各部及び区本部からの要請の総括に関する事 ・ 燃料調達可能場所に係る情報の集約に関する事 ・ 協定に基づく要請に関する事
経 済 部	・ 所管協定に基づく要請に係る調整に関する事
会 計 部	・ 燃料調達可能場所の把握に関する事
消 防 部	・ 所管協定に基づく要請に係る調整に関する事
交 通 部	・ 所管協定に基づく要請に係る調整に関する事
各 部	・ 部内の燃料在庫及び需要の把握に関する事
区 本 部	・ 区本部内の燃料在庫需要の把握に関する事

2. 燃料供給ルート確保

各部及び区本部で、通常の契約給油業者を通じて燃料を確保することが困難である場合には災対本部事務局に燃料の確保を要請するものとし、災対本部事務局は以下の方法により燃料供給ルートの確保に努める。

(1) 燃料調達可能場所に関する情報の収集

災対本部事務局は、会計部に燃料調達可能場所についての情報収集を指示し、各部及び区本部との情報共有を図る。

(2) 協定に基づく要請

災対本部事務局は、以下の協定に基づき、関係各部と調整の上、各協定の締結先に対して協力を要請する。

ア 「災害時における燃料および食料品等の物資の供給協力に関する協定」

(締結先：カメイ株式会社)

イ 「災害時における自動車用燃料等の供給に関する協定」

(締結先：JX 日鉱日石エネルギー株式会社)

ウ 「災害時における燃料等の供給協力に関する協定書」

(締結先：宮城県石油商業共同組合)

(資料編 P. 「災害時における応援協力に関する協定一覧」参照)

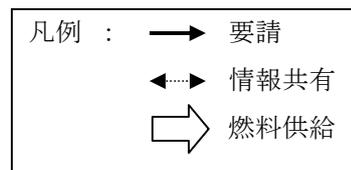
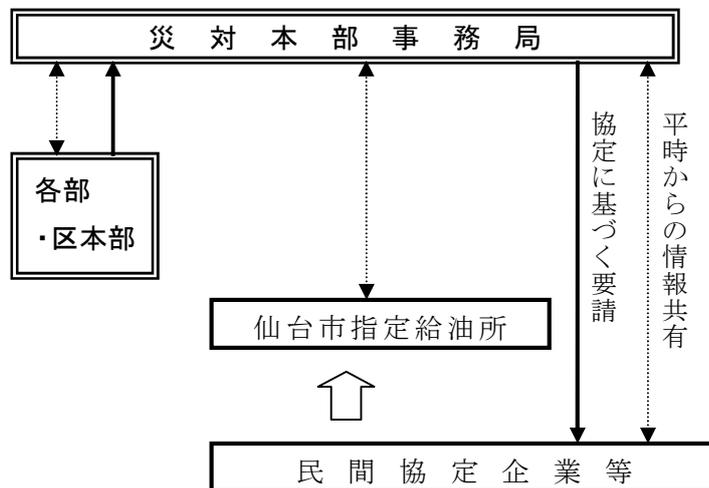
(3) 政府ルートによる燃料の確保

燃料供給に政府が関与する場合、災対本部事務局は、状況に応じて政府を通じて石油連盟及び全国石油商業組合連合会に対して重要施設への燃料供給を要請する。

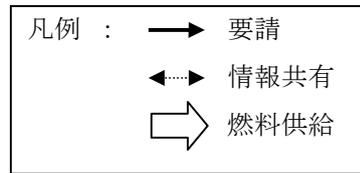
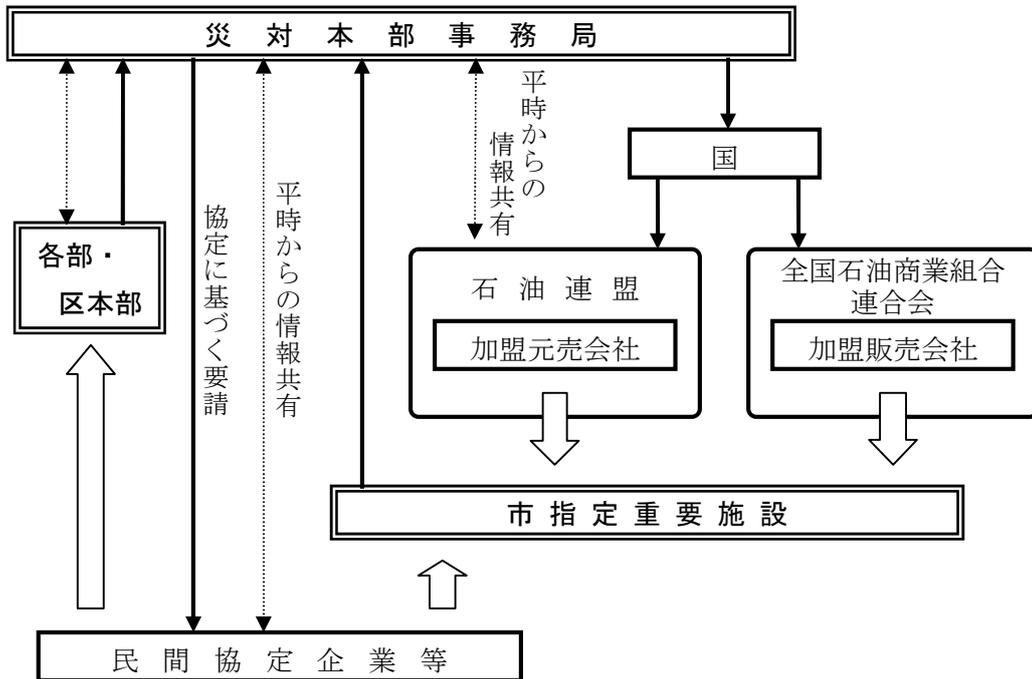
(4) 燃料確保・供給の流れ

公用車用燃料及び施設用燃料の確保・供給の流れは概ね次の図の通りである。

① 公用車用燃料



② 施設用燃料



第 20 節 災害救助法適用計画

〔健康福祉部〕

本節では、仙台市域に一定規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し、応急的な救助を行なうための計画を定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に基づく救助の総括に関すること ・各部及び各区本部が行う災害救助法に基づく救助項目にかかる連絡調整に関すること
各部・区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助の実施に関すること

2. 災害救助法による救助の実施

災害救助法で定める救助は、災害により一定規模以上の被害が生じた場合、個人の基本的生活権の保護と社会秩序の保全を目的とした応急的な救助である。

災害救助法による応急救助は、適正かつ迅速な運用が要求されるものであることから、法定受託事務として宮城県知事が実施することになっているが、知事がその職権の一部を委任した救助については、市長が行う。

3. 災害救助法に基づく救助の位置づけ

救 助	災害救助法に基づく救助	宮城県から委任されていない救助	宮城県が実施し、仙台市が補助する。
		宮城県から委任されている救助	仙台市が実施する。
	災害救助法に基づかない救助	—	仙台市が実施する。

4. 救助の種類

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置	7日以内	知事 (事務委任した場合は市町村長)
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	〃
炊出しその他による食品の給与	7日以内	〃
飲料水の供給	7日以内	〃
被服、寝具等の給(貸)与	10日以内	〃
医療	14日以内	〃
助産	分べん日から7日以内	〃
災害にかかった者の救出	3日以内	〃
災害にかかった住宅の応急修理	1カ月以内完了	〃

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者
生 業 資 金 の 貸 与		現在運用されていない。
学 用 品 の 給 与	教科書 1 カ月以内 文房具 15 日以内	知事 (事務委任した場合は市町村長)
埋 葬	10 日 以 内	〃
遺 体 の 捜 索 及 び 処 理	10 日 以 内	〃
障 害 物 の 除 去	10 日 以 内 完 了	〃

※ 実施者が市町村長の場合は、災害救助法施行令第 23 条の規定により、知事が事務の一部を市町村長が行うこととして通知したときである。

5. 災害救助法の適用基準

災害救助法に基づく救助は、市町村の区域単位に、原則として、同一原因の災害による住家滅失の被害が一定規模以上に達し、現に被災者が救助を必要とする状態にある場合に適用される。

(1) 災害救助法に基づく救助が行われる範囲の災害

ア 仙台市の全域または区の区域の人口に応じ、それぞれ次に掲げる数以上の世帯の住家が滅失した場合【災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号】

イ 宮城県内の住家滅失世帯数が 2,000 世帯以上で、かつ、仙台市の全域または区の区域の人口に応じ、それぞれ次に掲げる数以上の世帯の住家が滅失した場合【災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 2 号】

ウ 宮城県内の住家滅失世帯数が 9,000 世帯以上で、かつ、仙台市の全域または区の区域の住家滅失世帯数が多数ある場合【災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段】

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする「特別の事情*」がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合（厚生労働大臣への協議は不要だが、知事への協議は必要）【災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号後段】

* 「特別の事情」とは、災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とする場合

オ 多数の者が生命または身体に危害を受け、又は受ける「おそれが生じた場合*」（厚生労働大臣への協議は不要だが、知事への協議は必要）【災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号】

* 「おそれが生じた場合」とは

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合
- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とする場合

該 当 条 項		施行令第1条 第1項第1号	施行令第1条 第1項第2号	施行令第1条 第1項第3号 前 段
区 域 別	人 口	住 家 滅 失 世 帯		
宮 城 県	2,348,165	—	2,000	9,000
仙 台 市	1,045,986	150	75	「多数」
青 葉 区	291,436	100	50	
宮 城 野 区	190,473	100	50	
若 林 区	132,306	100	50	
太 白 区	220,588	100	50	
泉 区	211,183	100	50	

※1 人口は平成22年10月1日国勢調査による。

※2 「多数」とは、市町村の救護活動に任せられない程度の被害であり、被害の態様（緩慢であるか急激であるか、死傷者が生じたかどうか等）や周囲の状況に応じて判断される。

(2) 住家被害認定基準

住家、世帯、全壊、半壊等の認定基準は、資料編による。

(資料編：P. 「被害報告等の認定基準」参照)

(3) 住家滅失世帯数の算定方法

住家滅失世帯数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼、流出した世帯を1世帯としてとらえ、住家が半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯に換算し算定する。

$$\begin{aligned} \text{滅失世帯数} = & (\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流失等世帯数}) + (\text{半壊} \cdot \text{半焼等世帯数} \times 1/2) \\ & + (\text{床上浸水等世帯数} \times 1/3) \end{aligned}$$

6. 救助の実施に関する事務手続

(1) 災害救助法の適用要請等

健康福祉部は、本部との連携のもと、被害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、宮城県知事に対し、災害救助法の適用を要請する。

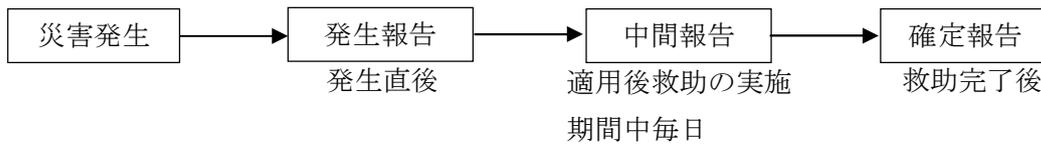
また、宮城県知事から災害救助法の適用通知を受理した場合は、速やかに本部に報告する。

(2) 救助の実施状況及び費用の報告

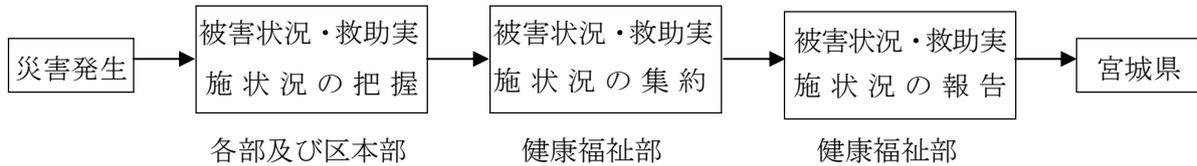
各部及び区本部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用について、健康福祉部に報告する。

なお、健康福祉部は、本市の救助実施状況等を取りまとめ、宮城県知事に報告する。

ア 報告の種類



イ 報告のフロー



ウ 報告内容及び報告の時期

	内 容	報 告 時 期
発 生 報 告	・被害状況 ・既にとった措置及び今後の措置	災害発生後ただちに
中 間 報 告	・被害状況 ・応急救助の実施状況 ・救助の種類別実施状況（日報）	適用後、救助の実施期間中毎日
決 定 報 告	・確定した被害状況 ・応急救助の実施状況 ・救助費概算額等	救助完了後ただちに

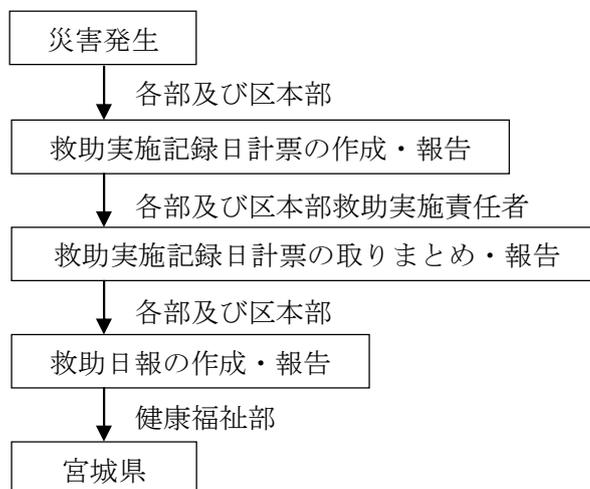
エ 報告様式

(資料編：P. 「救助日報」、P. 「救助実施記録日計票」参照)

(3) 救助費用の精算

災害救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、健康福祉部が宮城県知事に対して行うが、各部及び区本部は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、救助の実施状況の記録及び実施した救助の費用にかかる関係書類を整備保存する。

<報告のフロー>



(注) 救助実施記録日計票は、原則として、毎日作成し報告する。

第 21 節 行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画

〔健康福祉部、消防部、区本部、宮城海上保安部、日本赤十字社宮城県支部、宮城県警察本部〕

本節では、震災に伴い行方不明となった市民の捜索及び遺体の収容等に関する事項について定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
健康福祉部	・遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関すること ・葬祭業者との連絡調整に関すること ・墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること
消防部	・行方不明者の捜索に関すること
区本部	・遺体安置所の開設及び運営に関すること
宮城海上保安部	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視・見分に関すること
日本赤十字社 宮城県支部	・遺体の処理に関すること
宮城県警察本部	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視、見分に関すること

2. 行方不明者の捜索 〔消防部、宮城海上保安部、宮城県警察本部〕

災害現場の状況に応じて、警察、消防、消防団、宮城海上保安部、自衛隊・応援機関及び地域団体等が相互に協力し、生存の可能性のある者を優先して捜索にあたる。また、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況からすでに死亡していると推測される者の捜索を行う。

3. 遺体の収容、検視・検案及び処理 〔健康福祉部、消防部、宮城県警察本部〕

仙台市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、警察等の検視、医師による死亡検案を経た上、必要に応じ遺体の一時保存、洗浄や葬祭業者等に遺体の処理を委託する。

(1) 遺体安置所の設置

仙台市は、体育館、市民センター、寺院、教会等の関係団体及び遺体検視を行う警察署等と協議し、遺体の収容先として検案場所・安置所を指定する。

(2) 検視

警察及び宮城海上保安部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届け出があった遺体について検視を行う。

(3) 遺体数の把握

仙台市は、警察官及び宮城海上保安部が検視を行った検視遺体数及び病院、消防等関係機関の把握にかかる検視を経ないで医師が災害に起因する死亡と判断した遺体数を確認する。

(4) 遺体処理の対象及び取扱い

遺体処理の対象者は遺体安置所に搬送された遺体とし、仙台市は、遺体安置のため、必要な棺やドライアイスの確保等の支援に努める。

(5) 遺体の洗浄等

ア 遺体安置所において、区本部保健福祉班は、遺体の洗浄等の処理について、関係各機関との調整を行う。

イ 遺体は納棺し、損傷が大きい場合は、毛布で覆う等死者の尊厳を保てるような措置を行う。

(6) 遺体の身元確認

警察は、身元不明者については、人相・所持品・着衣・その他の特徴等により身元の確認に努める。

(7) 遺体の一時保存

ア 遺体は腐敗を防止するため、ドライアイスで冷却する。

イ 棺及びドライアイスは生活衛生班が関係各業者と調整し、調達する。

ウ 身元不明者の遺留品は遺体とともに保管する。

エ 遺族（関係人）から火葬の依頼があった場合は、その調整を行う。

(8) 遺体の安置及び引き渡し

仙台市は、遺体引き渡し時に引取人がいない場合又は安置場所がない場合は、指定した遺体安置所に搬入するよう関係機関に連絡する。また、必要に応じ、葬祭業者等に搬入を委託する。

(9) 身元不明遺体の処置

ア 身元不明の遺体で、公衆衛生上の観点から保健福祉センター所長が必要と認める場合は、火葬を行う。

イ 身元不明の遺体の火葬を行う場合は、警察に連絡し、検視と身元確認に必要な所定の調査が終了していることを確認する。

ウ 身元不明の遺体の火葬終了後の遺骨は、遺骨安置所に保管する。遺品がある場合は遺骨とともに保管する。

4. 遺体の埋火葬方法 [健康福祉部]

(1) 緊急火葬体制の整備

ア 火葬場関係対応

- ① 斎場の被害状況を把握する。
- ② 斎場の被害状況に応じた応急復旧計画を策定する。
- ③ 災害の状況に応じた斎場の緊急火葬体制を策定する。その際、身元不明者の遺骨、遺品を保管する遺骨安置所を設置する。
- ④ 必要に応じ、生活衛生班に市民に対する火葬相談窓口を設置する。
- ⑤ 必要に応じ、斎場への人員応援（派遣）体制を整備する。
- ⑥ 各区戸籍住民課あて埋火葬許可証の即時発行を依頼する。

イ 広域緊急火葬体制整備

火葬が本市の斎場で間に合わないと判断したときは、次の事項を実施する。

- ① 他自治体あての火葬依頼必要数を把握する。
- ② 近県、近隣市町村の緊急受け入れ体制（能力）を確認する。また、必要に応じて大規模斎場を有する他自治体へも確認する。
- ③ 他自治体あての火葬依頼計画（遺体の搬送手段の確保も含む）を策定し、依頼する。また、必要に応じ県に対し調整を依頼する。

(資料編：P. 「県内火葬場一覧」参照)

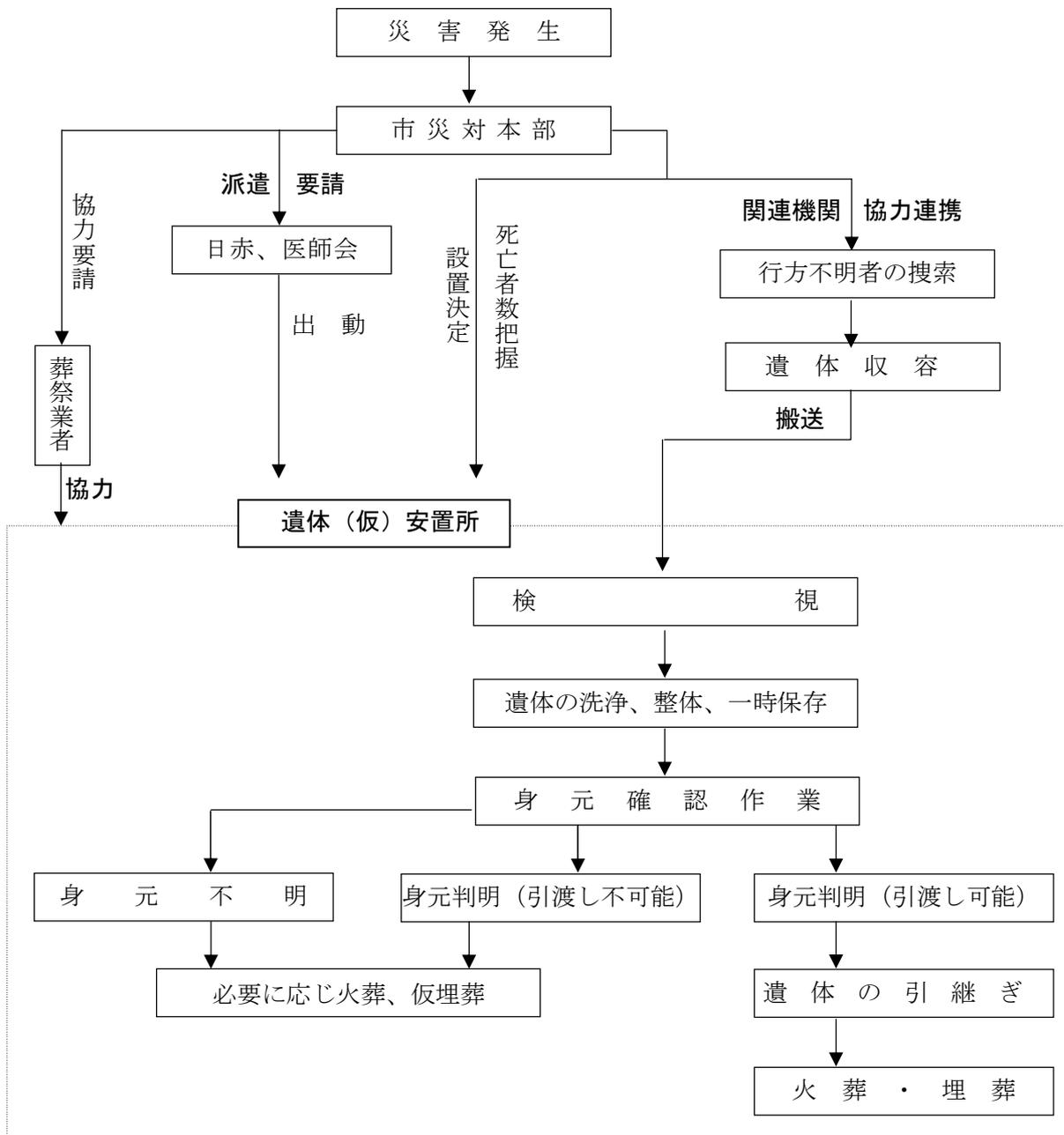
(資料編：P. 「他県の主な市の火葬場一覧」参照)

(2) 葬祭業者との連絡等

- ① 葬祭業者に、棺等必要な物品の手配及び遺体の処理を依頼する。
- ② 葬祭業者に、緊急火葬体制の概要を説明し、協力を要請する。
- ③ 葬祭業者に、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送を依頼する。
- ④ 上記の具体的な取組等については、葬祭業者等の関係業界との協定に基づく。

(資料編：P. 「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)

<行方不明者の捜索、遺体の収容等のフロー図>



第 22 節 応援協力要請（受援）計画

（被害が甚大である場合）

〔災対本部、各部、区本部〕

東北地方太平洋沖型地震のように大規模な地震や津波等が発生するもの、あるいは長町-利府線断層帯のような直下型地震など、大きな被害が想定される大規模災害が発生した際には、本市の有する災害対応能力を超え、マンパワーをはじめとした様々な対応に不足が生じる。

こうした大規模な災害への対処には、県や他の自治体、関係機関と日常的に培ってきた顔の見える関係を活かして、ともに災害対応を行う必要があり、こうした手順について定めるものである。

1. 応援要請発動の基準・根拠

(1) 応援要請発動の基準・目安

以下の例を参考に応急対策が困難と判断した場合に、協定先に対して応援要請を行う。特に、大規模災害時においては、被害状況の把握に時間を要することが考えられることから、発災直後から防災関係機関等と連絡を取り合うなど、応援要請の機を失しないように留意する。

ア 災対本部事務局において、その時点または以降に応急対策の実施が困難と判断される場合

イ 各部において、その時点または以降に当該部所管の協定の対象となる業務の実施が困難または応援を受けることが災害対応により有効に機能すると判断される場合

ウ 特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足する場合

エ その他本部長が応援要請の必要があると認める場合

(2) 職員派遣の法的根拠

大規模災害発生時に防災関係機関等に職員派遣を依頼する法的根拠等は次のとおり。

〈派遣依頼先・内容等及び法的根拠〉

対 策 等	依 頼 先 （ 内 容 等 ）	根 拠 法 令 等
地方自治体等への応援要請	◇指定地方行政機関等の長（職員の派遣要請）	災害基 29-2
	◇知事（指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要請）	災害基 30-1. 68
	◇知事（他の自治体職員の派遣あっせん要請）	災害基 30-2. 68 自治 252 の 17
	◇他の市町村長（応援の要求）	災害基 67
	◇知事（応援の要求及び応急措置の実施要請）	災害基 68

	◇応援協定自治体の長（物資・資器材・車両提供、職員派遣等）	自治体相互応援協定
自衛隊への派遣要請等	◇知事（自衛隊の派遣要請）	災害基 68 の 2-1
	◇自衛隊（知事に派遣要請の要求ができない場合の通知）	災害基 68 の 2-2
防災関係団体等への応援要請	◇消防本部等（消防相互の応援等）	消組 39
	◇知事（消防庁長官に対する応援要請）	消組 44
	◇防災関係機関等（協定等に定める事項等）	各種応援協定等

（凡例） 災害基：災害対策基本法 / 自治：地方自治法 / 消組：消防組織法

2. 災对本部事務局における対応

以下のような協定については、災害対策本部事務局において対応する。

なお、自衛隊との連携については別途定める。

- ① 自治体相互応援協定（21 大都市災害時相互応援に関する協定、東北地区六都市災害時相互応援に関する協定、自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市災害時相互応援に関する協定、県内市町村応援協定等）
- ② 指定地方行政機関等の防災関係団体との間で、各関係団体の関連分野において連携を必要とするもの
- ③ 受援内容が多岐にわたるなど、応援団体との間で総合調整を要する協定の運用等

(1) 応援の要請

災对本部事務局または本部長が必要と認める場合、予め調整した連絡先に対し応援要請を行う。協定等に定められた方法で行うことを原則とするが、その暇がないなどやむを得ない場合には電話等の手段により口頭で行うものとする。

また、応援要請を行った際に、応援都市等から先遣隊（あるいは調整隊。以下同じ。）が派遣される旨の情報を得た場合には、本市の災害状況や途中のルート状況など、情報提供を併せて行うよう努める。

(2) 先遣隊の受け入れ

応援都市等から先遣隊が災对本部事務局に到着した際には、災害状況など今後の活動に必要な情報共有を行うものとする。

(3) 応援部隊の活動調整

災对本部事務局は、応援都市等に対し希望する受援内容を伝えるなど、活動調整を行う。

調整結果は、関係部・区本部に伝達するとともに、以降の調整方法等について併せて協議を行う。また必要に応じて、さらに詳細な内容に関する打合せを関係部・区本部との間で実施する。

また、先遣隊の活動スペースを災害対策本部事務局近傍に確保するとともに、活動調整が円滑に進むよう配慮しなければならない。

(4) 応援部隊（実際に活動する部隊）の待機場所等の確保

災対本部事務局は、関係部・区本部と調整を行い、応援都市からの部隊の待機場所、ミーティングスペースを確保する。また、必要に応じて駐車場、宿所、食料、飲料水等を関係部・区本部と調整のうえ準備する。

(5) 関係機関相互の連携

活動が長期間に及ぶことを想定し、活動の一体性を確保する観点から、応援都市の先遣隊の代表者を災対本部本部員会議に参加させ、本市の災対本部の方針等を確認してもらうとともに、応援都市からのアドバイスも得るように努める。同様の連携を、災対本部事務局や活動現場においても確保し、ともに災害対応を行うものとする。

3. 各部における対応

各部が所管する協定（以下、総合調整を要しない防災企画課・減災推進課関係の協定についても同じ。この場合、防災企画課・減災推進課関係の協定に関する内容については、「各部」を「災対本部事務局」に読み替えるものとする）に基づく各種応援の要請について、留意点を記載する。

(1) 応援の要請

各部において応援が必要と認める場合、予め調整した連絡先に対し応援要請を行う。協定等に定められた方法で行うことを原則とするが、その暇がないなどやむを得ない場合には電話等の手段により口頭で行うものとする。

応援の要請を行ったこと及びその後の経過については、必要に応じ災対本部事務局に連絡員等を通じ報告するものとする。

(2) 協定先との調整等について

協定先等から先遣隊の派遣が行われる際には、必要に応じ、要請を行った部において受け入れを行うものとする。

また、先遣隊の派遣を要しない場合には、要請した応援部隊に対して、活動内容や活動場所について十分に調整を行うものとする。

(3) 宿舎、食料、飲料水等の準備

応援部隊は食料、飲料水などを持参するのが原則であるが、必要に応じて食料、飲料水、宿所、待機場所、駐車場等を、要請した担当部の責任において関係部・区本部と調整のうえ準備する。

(4) 関係機関相互の連携

応援要請後の活動については、ともに災害対応を行う観点から、十分に意思の疎通を図りながら、応援を受けるものとする。

なお、災害現場では関係機関の活動が重なる場合もあるので、各関係機関の責任者は、現地災害対策本部等において情報を交換し合い、効率的な活動を行うよう努めるものとする。

4. 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 情報連絡体制

災害時における自衛隊への迅速な派遣要請を行うとともに、災対本部事務局では、自衛隊と相互に災害に関する情報を交換する。

(資料編：P. 「自衛隊の派遣要請連絡先及び担任地域等」参照)

(2) 自衛隊の部隊の担任地域

自衛隊が地震の震度に応じて担任する仙台市域は、次表のとおりとなっている。

災害派遣の発動条件	指定部隊等の長 (要請通知先)	仙台市の区域担当
天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要がある場合 (自衛隊法第 83 条)	第 22 普通科連隊長 (第 22 普通科連隊第 3 科)	原則第 22 普通科連隊が対応にあたる。 状況に応じて第 6 師団長の指揮下で東北方面特科隊が応援にあたる。

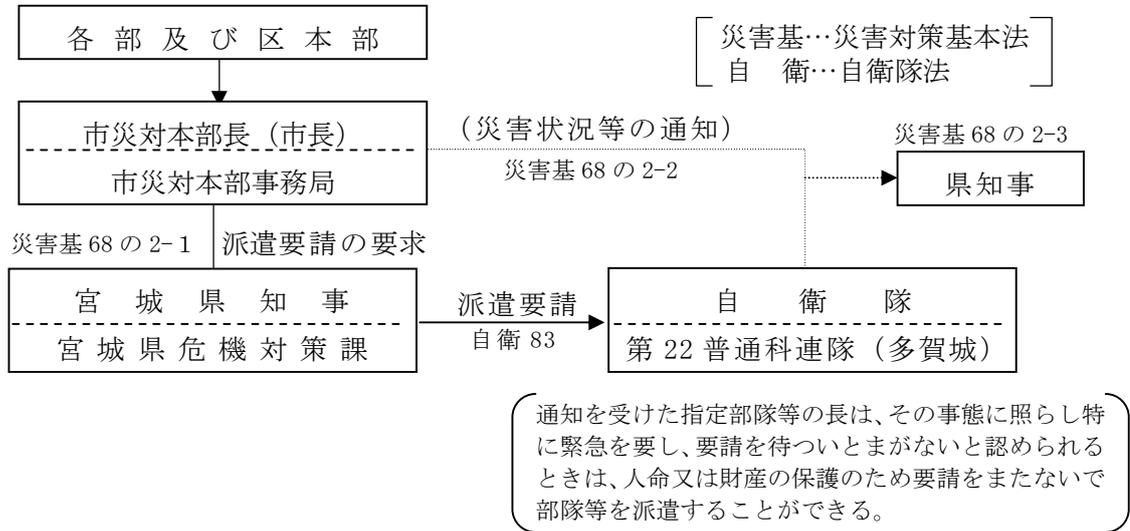
(3) 自衛隊派遣要請フロー

各部及び区本部は、災害の状況から自衛隊の派遣を必要とする場合は、災対本部事務局へ要請する。

本部長（市長）は、派遣要請を決定した場合、災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項に基づき県知事へ派遣要請を要求する。

なお、通信の途絶等により、知事へ要求できない場合には、自衛隊指定部隊等の長に通知することができるものとし、この場合、速やかにその旨を県知事に通知する。

<自衛隊の派遣要請フロー>



(4) 自衛隊派遣要請の要求手続き

ア 要求手続き

要求は、宮城県知事等に対し次の事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話により要求し、その後、速やかに文書を提出する。

- ① 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

[宿泊・給食の可能性、道路・橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、物資搬送設備、ヘリポート適地の有無等]

(資料編：P. 「自衛隊災害派遣要請等様式」参照)

イ 宮城県の対応

災害が発生し又は発生するおそれがあり、人命及び財産を保護するため必要があると認めるときは、「自衛隊指定部隊等の長」に対して災害派遣を要請できる。

ウ 自衛隊の対応

指定部隊等の長は、災害派遣の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

(5) 自衛隊の救援活動

災害派遣時に実施する救援活動の具体的項目は、通常次のとおりとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の搜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

(6) 自衛隊の受入体制

ア 連絡調整員の受入れ

被害に関する情報交換、部隊の派遣等に関する連絡・調整を行うため、派遣された自衛隊の連絡調整員を災対本部及び区本部に受け入れる。

イ 派遣部隊の受入れ

派遣部隊を受け入れるときは、次の事項について必要な措置をとる。

- ① 連絡調整者及び現場責任者の指定
- ② 派遣部隊の救援活動（作業）に必要な資機材の準備・提供
- ③ 派遣部隊の宿泊施設又は野営適地の準備
- ④ 駐車場所、臨時ヘリポートの設定

(7) 自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の権限を行使することができる。

- ア 災害対策基本法第 62 条に基づく警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- イ 他人の土地・建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用・収用
- ウ 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置
- エ 住民又は現場にある者の応急措置の業務への従事
- オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

(8) 派遣部隊の撤収

自衛隊の災害派遣の目的が達成、又はその必要がなくなった場合は、協議に基づき、速やかに県知事に対して自衛隊の撤収要請を行う。

撤収要請は、電話等により報告した後、速やかに文書を提出する。

(9) 経費の負担

自衛隊の救援活動に関する次に掲げる経費については、原則として本市の負担とする。

ア 派遣部隊の連絡調整要員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料

イ 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等

エ 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費

オ 無作為による損害の補償

カ その他協議により決定したもの

(資料編：P. 「臨時ヘリポートの適地基準」参照)

5. 広域消防応援要請 【消防部】

本市の消防力で対応が困難な場合は、宮城県広域消防相互応援協定（平成4年4月1日施行）による宮城県広域消防応援基本計画（平成16年4月15日施行）に基づき、他の市町村の消防機関へ応援要請を行うものとする。

(資料編：P. 「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)

6. 緊急消防援助隊要請 【消防部】

本市の消防力及び県内の消防応援で十分な対応が取れないと判断される場合は、宮城県緊急消防援助隊受援計画（平成16年4月15日策定）に基づき、緊急消防援助隊の応援要請を行うものとする。（「第9節 救急・救助計画」（P.77）及び「第11節 消防活動計画」（P.90）参照）

(資料編：P. 「緊急消防援助隊受援体制」参照)

7. 海外支援の受入れ 【災対本部】

(1) 支援の打診

海外からの支援の打診は、大別して次のようなルートで行われるものと考えられる。

ア 外交ルートで外務省から宮城県を通じた打診

イ 国際姉妹・友好都市、その他交流歴のある都市からの直接の打診

ウ 日本国内に拠点（支部）を持たない NGO（非政府組織）団体等から直接もしくは他の機関・団体等を経由した打診

(2) 支援受入れの判断等

支援の打診があった場合の判断は災対本部事務局が行うものとし、支援活動の種類、規模等を確認するとともに、関係部と調整の上、被害の状況や応急対策の状況等から速やかに受入れの可否を判断し、申し入れ先に回答する。国際姉妹・友好都市からの打診、もしくは外国語でのやりとりの場合、連絡調整については市民部が協力する。

(3) 支援受入れの実施

支援を受ける部、区本部は、支援部隊の受入れ体制を整えるとともに、応援部隊の活動内容の調整等を行う。

災対本部事務局は、支援都市や団体との間で、支援規模、到着予定日時、場所等の連絡調整を行う。国際姉妹・友好都市との調整、もしくは外国語でのやりとりの場合、連絡調整については市民部が協力する。

8. 他都市等への積極的な災害支援の実施

東日本大震災においては、自治体相互応援協定等、各種協定に基づく他都市からの応援をはじめ、多くの都市や地域から大きな支援をいただき、本市では、大規模災害においてこうした支援が非常に重要であることを改めて深く認識した。

本市は、他都市等からの応援を受ける側に立った、きめ細かな支援を行うことが可能であり、こうした支援を行うことができるのは、実際に激甚な災害を経験した本市を含め、ごく限られた都市のみである。協定の対象となる都市にとどまらず、積極的にこの経験と教訓を生かした支援を行うことは、被災自治体である本市の責務であり、他都市等において災害が発生した場合、速やかな支援が行えるよう、支援体制の強化に努める。

第 23 節 交通規制計画

〔宮城県警察本部〕

本節では、救急救命活動や物資・資機材の運搬等、地震発生後に重要となる避難路及び緊急輸送車両等の通行する道路を確保するための交通対策等について定める。

1. 交通規制及び交通秩序の維持 〔宮城県警察本部〕

警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急交通路を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

(1) 情報収集

警察本部は、現場の警察官及び関係機関等からの情報に加え、航空隊、交通機動隊、無線自動車等を被災区域に集中運用すると共に、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制

ア 基本方針

① 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制

- a. 被災区域内への流入車両を原則的に禁止し、被災区域内における一般車両の走行を極力抑制する。
- b. 被災区域内から被災区域外への流出車両については、交通の混乱を生じない限りは制限しない。

② 避難路及び緊急交通路への流入抑制

緊急通行車両等以外の一般通行車両は通行を禁止又は制限する。

③ 高速自動車道及び自動車専用道路からの流出制限

規制区域近接インターチェンジからの被災区域への流出を禁止する。

④ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

緊急自動車及び緊急通行車両等の通行路を確保するための交通規制又は回誘導を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止する。

⑤ 道路管理者と連携した交通規制の適切な運用

道路管理者に対し緊急交通路に選定された道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑にできるよう道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

イ 緊急交通路確保のための措置

① 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

② 放置車両の撤去

緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

③ 運転者に対する措置命令

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、車両の使用者、所有者又は管理者に対して道路外への車両の移動等の措置命令を行う。

④ 障害物の除去

緊急交通路上の放置車両、障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じてレッカーの出動要請等必要な措置を行う。

⑤ 関係機関との連携

交通規制にあたっては、道路管理者、防災担当部局等と相互の密接な連携を保つ。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

ウ 交通規制の手段・方法

交通規制については、原則的には所定の規制標示(災害対策基本法施行規則別記様式第2)を設置して行い、緊急を要するため所定の規制標示を設置するいとまがないとき、又は規制標示を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な手段を活用して行う。

エ 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

オ 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

カ 自衛官及び消防吏員の措置

通行禁止区域等において警察官がその場にいない場合に限り、派遣を命ぜられた自衛官及び消防吏員は、それぞれの緊急車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第 76 条の 3 の規定により次の措置を行うことができる。

- ① 緊急通行車両の妨害となる車両その他の物件の所有者等に対し、必要な措置を命ずること
- ② 命令の相手方が命じられた措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいない場合は、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損すること

自衛官及び消防吏員が上記の措置を行った場合は、当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続きは、次の要領で行う。

ア 確認場所

警察本部（交通規制課）、高速道路交通警察隊、警察署の他、緊急交通路の指定に伴う交通検問所において実施する。

イ 申し出事項

緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

- ① 車両番号標に表示されている番号
- ② 車両の用途（輸送人員又は品名）
- ③ 使用者の住所、氏名
- ④ 輸送日時
- ⑤ 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）
- ⑥ その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出）

ウ 標章等の交付

警察署長（交通規制課長、高速道路交通警察隊長を含む）が緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の確認標章及び確認証明書を交付する。

第 24 節 応急公用負担

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図るものとする。

1. 応急公用負担等の権限

(1) 市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

ア 市域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。（災害対策基本法 第 64 条第 1 項）

イ 災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。（災害対策基本法 第 64 条第 2 項前段）

ウ 市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（災害対策基本法 第 65 条第 1 項）

(2) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

(3) 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長若しくはその職務の権限の委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった時は、市長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

2. 公用負担命令権限の委任

(1) 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長の委任を受けた者（以下「受任者」という。）は、応急公用負担等の権限を行使できる。

(2) 受任者は、公用負担命令の権限を行使する場合は、公用負担命令権限書（資料編：P. ）を携行し、必要な場合にはこれを掲示しなければならない。

3. 公用負担命令の手続

公用負担の権限を行使する場合は、公用負担通知書（資料編：P. ）により土地建物等の占有者、所有者その他当該土地建物等について権原を有する者に対し、当該土地建物等の名称又は種類等を通知しなければならない。ただし、災害の状況から公用負担通知書を交付するいとまがない場合は、当該通知書を交付することなく公用負担の権限を行使することができる。

4. 事前措置等

- (1) 市長は、災害が発生するおそれがあるときに、災害を拡大するおそれがある設備又は物件の占有者等に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安等の措置を指示することができる。
- (2) 警察署又は管区海上保安部の事務所の長は、市長から要求があったときは、前項の事前措置等の指示を行うことができる。この場合において、指示を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

5. 損失補償及び損害補償等

- (1) 市長は、応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。
- (2) 市長は、市区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、仙台市消防団等公務災害補償条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第 25 節 文教対策計画

〔教育部〕

本節では、学校、社会教育施設及び文化財について、迅速かつ適切な災害対応を行うための計画を定める。

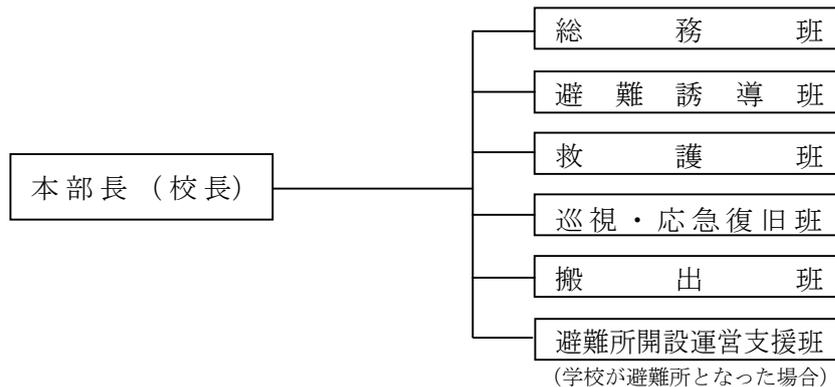
1. 学校の対策 〔教育部〕

(1) 災害時の体制

ア 学校災害対策本部の設置

市立学校の校長（以下「校長」という。）は、災害発生状況等を勘案のうえ、学校災害対策本部を設置し、迅速に対応にあたる。

学校災害対策本部の組織・業務内容等については、学校防災計画の中であらかじめ規定し、校長は災害時にはそれを基に班編成・人員配置等を柔軟に組み替えて設置する。学校災害対策本部の組織や業務内容については次のとおりである。



イ 在校時

- ① 校長は、災害発生の状況に応じて、緊急避難等適切な指示を行う。
- ② 校長は、災害の規模や児童生徒・教職員の安否、施設・設備及び通学路の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に連絡して指示を受ける。併せて学校災害対策本部を設置して、万全の体制を確立する。
- ③ 教育委員会又は校長は、児童生徒及び教職員の被災状況を把握した後、負傷した児童生徒及び教職員の応急手当を施し、その程度により医療機関へ搬送する等の措置を行うとともに、それ以外の児童生徒については、各学校があらかじめ保護者に周知している「非常時下校体制」に基づき、保護者への引渡しや集団下校を行う。また、津波避難エリア内の学校においては、大津波警報発令中には、保護者も一緒に校内に待機するよう要請する。
- ④ 教育委員会又は校長は、大量に負傷者が発生した場合は、災対本部に救援要請を行うとともに、速やかに救援活動を行う。

- ⑤ 遠足等校外活動時に災害が発生することも想定して事前指導を行うとともに、万が一発生したときは、引率の担当教職員が適切な指示、誘導等を行い、児童生徒の安全を図る。

ウ 在校時外

- ① 校長は、直ちに出勤し、災害の状況を調査する。
- ② 校長は、災害の状況に応じ学校連絡網により教職員を非常招集するとともに、学校災害対策本部を設置する。（教職員は校長からの連絡がなくても、非常配備計画に基づき行動する。）
- ③ 教職員は、学校災害対策本部の業務分担により、児童生徒の安否、施設・設備及び通学路の被害状況を直ちに調査のうえ把握する。
- ④ 校長は、教育委員会に被害状況を報告し、指示を受ける。

エ 学校が避難所開設を要請された場合の対策

- ① 校長は、区本部から避難所開設を要請された場合には、施設・設備の被害状況等を勘案のうえ、地域団体等と連携・協力のもと、避難所開設を行う。
- ② 避難者が既に集合している状態で、区本部から避難所の開設要請がなく、市の避難所担当職員が到着していない場合は、校長の判断により、あらかじめ定める避難所運営の支援体制等に基づき応急的な収容措置を行うとともに、避難状況等について区本部に連絡する。
- ③ 避難所の運営への協力体制については、学校防災計画及び避難所運営マニュアルに基づき、被害状況や避難者数に応じた柔軟な体制で対応する。

(2) 災害時の応急対策

教育委員会又は校長は、災害が発生した場合において、速やかに被害の状況を把握し、その状況に適した措置を講ずる。

ア 臨時休校等の措置

教育委員会又は校長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で必要があると認められるときは、臨時休校等の措置を行い、速やかに児童生徒及び関係者に連絡をとる。

イ 通学路の安全確保

教育委員会又は校長は、通学路上に障害物あるいは危険物があるとき又は危険が生ずるおそれがあるときは、関係機関にそれらの除去などを要請し、通学路の安全確保に努める。

ウ 教職員の確保

教育委員会は、授業の再開に必要な教職員の確保に努める。

エ 応急時の教育の実施

オ 教育委員会又は校長は、学校施設の被害の実情に応じた授業方法を考慮し、授業を実施するよう努める。

カ 授業の再開

校長は、学校施設の復旧状況、教職員の確保状況、登校可能な児童生徒の状況などを把握し、教育委員会の指示を受けながら、状況によっては、臨時学級編成を行うなどの措置により、早急な授業の再開に努める。

なお、授業が全般的に再開され、安全確保が保持された状態において校長は、地域と連携しながら避難所運営、救援活動や学校施設設備等の応急復旧作業の補助的業務に教職員の指導のもとに生徒が参加できるよう検討する。

キ 学用品の調達及び支給

教育委員会は、震災等で住家に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障を生じた児童生徒に対しては、必要最小限の学用品を支給する。

ク 学校給食

教育委員会は、施設、設備、関係職員及び関係業者等の実情を把握し、その状況に適した措置を講ずるなどして、災害時においても学校給食の供給に努める。

ケ 児童生徒の心のケア

教育委員会は、被災した児童生徒に対し、スクールカウンセラーや臨床心理士等による支援を実施する。また、必要に応じ、専門家等による委員会を設置するなどして充実を図るほか、症状が一定期間経過後に現れることもあることから、中長期的なケアも視野に入れながら対応を行う。

コ 障害のある児童生徒への配慮

教育委員会又は校長は、特別支援学校及び特別支援学級等の児童生徒に対して避難誘導や避難所での生活において必要な配慮や支援を行う。

2. 社会教育施設の対策 【教育部】

教育委員会又は施設長は、災害が発生した場合において速やかに被害の発生状況を把握し、その状況に適した措置を講ずるものとする。災害対応業務については、あらかじめ業務分担等を定め、施設長は災害時においてはこれを基本としつつ柔軟に対応する。

(1) 施設長の応急措置

施設長は、開館中の場合においては、直ちに在館の施設利用者を避難誘導し、保有する資料等を保護するなど被害の拡大の防止に努め、災害の規模及び施設利用者、職員、施設・設備、保有資料等の被害状況を速やかに把握し、消防機関等に通報するとともに、教育委員会に報告して指示を受ける。

閉館中の場合には、直ちに出勤し災害の状況を調査して、必要な職員を非常招集するとともに被災状況を把握し、教育委員会に報告して指示を受ける。

(2) 負傷者への対応

教育委員会又は施設長は、負傷した施設利用者及び在勤職員の応急手当を行い、その程度により消防機関に通報するとともに、必要に応じその家族等に連絡する。

また、大規模な被害を受け、又は多数の負傷者が発生した場合は、施設長は直ちに消防機関に通報するとともに、教育委員会に救援要請を行い、速やかに被害の拡大防止、救援活動を行う。

(3) 休館等の措置

教育委員会又は施設長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で必要があると認めるときは、臨時休館等の措置を行い、速やかに関係機関及び関係者に連絡をとる。

(4) 避難者の安全確保

施設長は、一時避難者等がいる場合には、施設内の安全が確保できる場所に誘導し、一時避難者の安全な避難・誘導の実施に必要な情報の提供等に努める。

なお、市民センターが、区本部から避難所開設を要請された場合には、施設長は地域団体等と連携・協力のもと、協働して避難所運営を行う。

(5) 資料等の保全

施設長は、保存資料等の保全に努め、被害を受けた資料等も可能な限り保護する。

(6) 教育活動の再開

施設長は、災害の規模、施設の被害状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と協議のうえ、施設の再開も含めた教育活動を再開する。被害状況により長期休館を要する施設については、教育委員会等関係機関と協議のうえ、教育活動の部分的な再開を検討し、実施する。

教育活動の再開に際しては、施設長は災害の推移を把握し、教育委員会等と密接に連携の上、安全の確保に留意するものとする。

3. 文化財の対策 【教育部】

教育委員会は、災害が発生した場合において速やかに文化財の被災状況を把握し、指定・登録文化財の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対して必要な指示・指導を行うことにより、その状況に適した措置を講ずるものとする。

(1) 被害状況の把握

ア 教育委員会による被害状況の把握

教育委員会は、指定・登録文化財等の被害状況をできるだけ速やかに把握・確認し、所有者等に対して必要な応急措置を指示するとともに、逐次、対応状況等について県に報告する。

未指定文化財については、必要に応じてその被害状況を把握・確認するとともに、所有者等から相談を受けた際には、助言・指導に努める。

イ 指定・登録文化財の所有者等による被害状況の把握

所有者等は、身の安全を確保した上で、直ちに見学者等の避難誘導を行う。その後、文化財等の被害状況を速やかに把握し、教育委員会への報告を行い、被害拡大防止に努める。

(2) 指定・登録文化財の応急修理等の対応

ア 教育委員会による応急修理等の対応

教育委員会は、所有者等が行う応急修理等の方法について協議・検討を行う。必要な場合は県に報告して指示を受け、適切な指導を行う。

イ 所有者等による応急修理等の対応

所有者等は、被害拡大防止のために必要とされる応急修理等を施すよう努める。その実施にあたっては、教育委員会の指示等を踏まえるとともに、文化財の現況について報告するよう努める。

ウ 修復後の利活用の再開

所有者等は、被災前と同様の利活用（公開）を再開する場合には、安全管理の見直しや必要な対策を講じた上で、教育委員会と協議し、利活用を再開する。

(3) 第三者の文化財レスキュー活動との連携

教育委員会は、被災文化財の応急処置等の文化財レスキュー活動にあたる者との情報共有を図り、相談者等への情報提供や活動周知のための広報を行うなど、可能な限りの活動支援と連携協力を努める。

第 26 節 応急給水・水道復旧計画

〔環境部、消防部、水道部、区本部〕

本節では、地震発生に伴う断水等により、飲料水を確保することが出来ない市民に対し、必要となる飲料水の応急給水の実施方法及び水道施設の復旧計画について定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
環境部	・災害応急用井戸の募集、整備に関する事
水道部	・応急給水の実施に関する事 ・水道施設の復旧に関する事
区本部	・避難所における避難者への飲料水等の提供に関する事 ・浄水機の活用に関する事

2. 災害時の応急体制 〔水道部〕

水道事業管理者は、被害状況に基づいた配備体制を発令するとともに、水道局危機対策本部を設置し、各配備ごとの班構成で事態の収拾にあたる。

3. 応急給水計画 〔水道部〕

(1) 応急給水方法

応急給水は拠点給水・運搬給水・臨時給水を組み合わせ効率的に行う。

ア 拠点給水：非常用飲料水貯水槽・緊急遮断弁設置配水所・応急給水栓による給水

(資料編：P. 「拠点給水施設」参照)

イ 運搬給水：給水車・容器による給水

ウ 臨時給水：臨時給水栓・消火栓による給水

(2) 重要施設と優先順位

応急給水は、人命に関わる施設から優先して行う。

特に大規模災害発生時の被災初期段階では、他都市からの応援が期待できず、給水車の台数に制約が生じることから、健康福祉部や区本部との連絡を密に取りながら、災害拠点病院、指定避難所、社会福祉施設等を優先して応急給水を行うものとする。

(3) 応急給水用資機材

平成 24 年 4 月 1 日現在

品 名	数 量	容 量 等
給水タンク車	4 台	2 m ³ ローリー車（圧送可能型）
	1 台	3 m ³ ローリー車（圧送可能型）
	1 台	4 m ³ ローリー車（圧送可能型）
アルミタンク	5 基	2 m ³ タンク
	29 基	1 m ³ タンク
ポリ携行缶	1,700 個	20 ℓ
ポリ袋	20,000 枚	6 ℓ
仮設水槽	16 基	1 m ³

4. 水道施設応急復旧計画〔水道部〕

水道施設の復旧にあたっては、被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、復旧作業体制や復旧資機材の状況も踏まえた応急復旧計画を策定し、可能な限り早期の復旧に努める。

(1) 応急措置

ア 保安措置

管路破損漏水などによる二次災害の発生及び被害拡大の防止を行うため、仕切弁閉栓及びポンプ停止などの操作を行い、断水などの保安措置を講じる。

また、緊急遮断弁が作動した時には、広範囲な断水が発生することから、連絡体制フローに従い、消防局消防情報センターに連絡する。

イ 水の相互融通

各浄水場間における相互連絡管での水融通を行う一方、市内の配水ブロックの切替え等を行い、断水区域の縮小化を図る。

ウ 自家発電設備等の運転

停電時には、非常用自家発電設備等の運転により安定した電力の確保に努め、飲料水の供給に万全を期す。

(2) 復旧目標の設定

被害状況の把握後、速やかに目標とする復旧期間を設定し、その目標期間内に完了できるよう復旧作業体制（要員、車両等）の確立や復旧資機材の調達、関係機関への応援要請などを実施する。

(3) 応急復旧計画の策定

被害情報を迅速に集約するとともに、応援協定締結団体・応援事業者の参集状況や復旧資機材の調達状況などを把握し、応急復旧計画を策定する。

ア 復旧の優先順位

管路については、以下の優先順位を基本として復旧計画を策定する。

- ① 主要配水幹線管路
- ② 災害拠点病院、指定避難所、社会福祉施設等の重要施設への管路
- ③ 災害復興に係る公的機関施設への管路
- ④ その他の一般配水管路

イ 仮設配管の検討

管路の損傷が多い場合や道路崩壊などで修理が困難な場合は、仮設配管を用いる復旧方法も検討する。

5. 広報活動 【水道部】

(1) 市民への情報提供

災害発生時には、水道施設の被害状況や応急給水場所、断水等の復旧見通しなどの情報を、災対本部を通じて市民にお知らせすると同時に、水道部独自の機動的な広報を行う。

(2) 広報の手段

水道局ホームページや広報車両のほか、テレビ・ラジオ・新聞等のメディアも活用するなど、正確な情報をより早く、より広く提供する。

6. 応急体制下の通信方法 【水道部】

災害時には、業務用無線、衛星電話及び携帯電話等あらゆる通信手段を活用し、迅速かつ確かな通信連絡体制を確保する。

7. 関係機関への応援要請 【水道部】

水道事業管理者は、応急給水及び復旧の両面において、現有の災害対応能力では水道機能の早期回復が望めないと判断した場合には、他都市、関係機関等との応援協定に基づいて応援を要請し、資機材及び人員の確保を図る。さらに、応急給水体制が十分に整わない場合については、市災対本部事務局を通じて、知事に対し自衛隊等関係機関への協力要請を行う。

(資料編：P. 「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)

8. 応急給水補完対策 [環境部、区本部]

主に生活用水の確保という観点から、水道部が実施する応急給水を補完するため、次のような対策を講じる。

(1) 浄水機の活用

災害発生時において、区本部は、区役所及び総合支所に配置している浄水機を活用し、指定避難所等での給水活動を実施する。

(2) 学校プール貯留水等の活用

指定避難所においては、学校プールの貯留水等を活用し、生活用水の確保を図る。

(3) 井戸水の活用

災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活用水の確保が重要である。災害時における地域の生活用水の確保という観点から、現に有効に使用されている個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。

<災害応急用井戸登録数>

平成 24 年 9 月 1 日現在

	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
登録井戸数	102	38	37	35	18	230

第 27 節 電力施設災害応急計画

〔東北電力株式会社仙台営業所〕

電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。

1. 要員の確保

仙台市で震度 6 弱以上を観測する地震が発生した場合、支店および県内全事業所は、自動的に第二非常体制に入り、社員は呼集を待つことなくあらかじめ基準に基づき所属事業所に出動する。

2. 応援の要請及び派遣

- (1) 被害が甚大で当該事業所のみでは早期復旧が困難である場合は、「一般災害復旧応援要請書」により、他事業所、他店所（宮城県外）に応援を要請する。
- (2) 応援を求める場合、当該支店管内の動員については、当該対策組織の長が行い、当該支店管外からの動員については、上位機関対策組織に要請する。

3. 広報活動

災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去と公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止のためテレビ、ラジオ、新聞、広報車、ホームページ、携帯サイト等を利用し、電力施設被害状況、復旧見通し、及び公衆感電事故、電気火災の防止等について広報を行う。

4. 復旧資材の確保

(1) 調達

- ア 対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。
 - イ 現地調達
 - ウ 事業所間相互の流用
 - エ 納入メーカーからの購入
 - オ 他店所（宮城県外）からの融通
 - カ 他電力からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、船舶、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

(3) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となった場合は、あらかじめ調査していた用地をこれにあてるものとするが、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

5. 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。事故停電した配電線の再送電にあたっては、被災地域の状況を適切に判断し、電気に起因する二次災害の未然防止に努める。

6. 応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次により実施する。

ア 水力・火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品等を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力や事故復旧資材等の活用により、仮復旧の標準工法に基づき、迅速に応急復旧措置を行う。

ウ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器機器、貯蔵品等の活用により、応急復旧措置を行う。

エ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速かつ確実な復旧を行う。

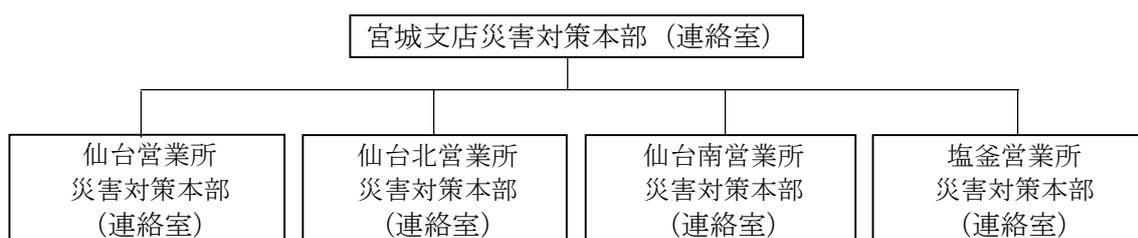
オ 通信設備

可搬型電源、可搬型衛星通信設備、移動無線機等の活用により、通信連絡を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

<東北電力株式会社非常災害連絡系統図>



※ 新仙台火力発電所の災害復旧は、本店災害対策本部、発電所災害対策本部で対応する。

第 28 節 電気通信施設災害応急計画

〔東日本電信電話株式会社宮城支店〕

災害時には、公共機関などの重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。

1. 応急措置

(1) 通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。

ア 最小限の通信の確保を行うため、非常用可搬形交換装置、ポータブル衛星通信装置、可搬型無線機、移動電源車等の出動、臨時回線の作成、特設公衆電話の設置等を行う。

イ 重要通信の疎通と被災地における情報拠点の確保においては、災害に強い衛星携帯電話を活用し、重要通信を確保する。

ウ 広域災害においては、停電時における公衆電話の無料化を行う。（災害救助法発令時）

(2) 通信が異常に輻輳した場合は、次の措置を講ずる。

ア 設備の状況を監視しつつトラフィックコントロールを行い、状況に応じて必要な範囲及び時間において通話の利用制限等の措置を行い、重要通信を確保する。

イ 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な「災害用伝言ダイヤル 171」や「災害用伝言板 web171」を提供し、輻輳の緩和を図る。

2. 回線の応急復旧

電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施する。

3. 災害時の通信確保

県、市町村、防災機関等について、災害時優先電話の指定等により、非常時、緊急時における通信の確保を図る。

通信依頼先	依頼方法	指定電話	手続
NTT 東日本	非常通話 緊急通話	災害時 優先電話	<ul style="list-style-type: none">・ 申込み番号は 102 番・ 申込みの際の通告事項、通話の種類、発信機関名、発信通信先、電話番号、通話内容
	非常電報 緊急電報		<ul style="list-style-type: none">・ 申込み受付番号は 115 番「非常電報」又は「緊急電報」である旨を告げる。・ 必要理由、事情を告げる。

第 29 節 ガス施設災害応急計画

〔ガス部〕

本節では、地震によりガス施設に被害発生のおそれがある場合、または発生した場合において、二次災害防止のための防護措置及び復旧計画について定める。

1. 災害時の要員確保

「仙台市ガス局災害対策要綱」によるほか、震度 4 以上を観測する地震が発生した場合は、配備指令の有無にかかわらず、あらかじめ指定を受けた職員が自動出動し、主要ガス施設の点検を行い、被害状況に応じた配備をとる。

なお、本市の単独復旧が困難と判断された場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請を行うほか、仙台ガス工事協同組合を通じ、仙台市ガス工事人平成 24 年 8 月現在 117 社）へ応援を要請する。

2. 応急復旧用資材の確保

各資材メーカーとの協定に基づき、緊急時に必要な資材を即時出庫できるよう、ガス管、継手等を幸町構内の資材倉庫に常時 2 カ月分を確保しているほか、不足分については他事業者の協力により補充する。

3. 緊急措置（供給停止基準）

基準地震計の SI 値が 30 カイン以上となった地域については、製造設備及び供給設備の健全性の確認を行い、二次災害の発生が予測される場合には、単位ブロックで速やかにガス供給を停止する。

さらに、基準地震計の SI 値が 60 カイン以上を記録した場合もしくは製造所及び供給所のホルダーの送出量又は整圧器等の圧力の大幅な変動により、供給継続が困難な場合は、単位ブロックで即時にガス供給を停止する。

4. 広報活動

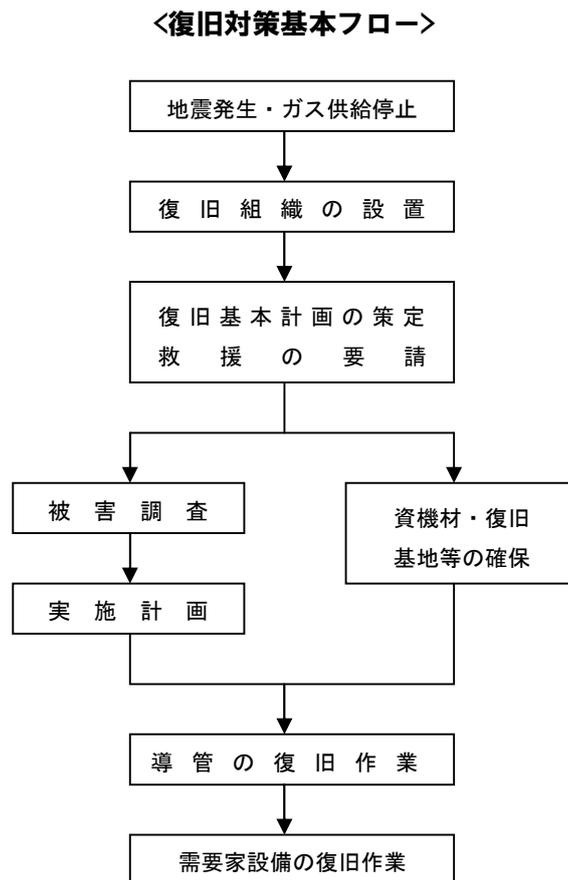
あらかじめ報道機関に協力要請を行っておくマイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、ホームページにより周知する。

また、供給停止地区には、広報車を出動させて市民にきめ細かな情報提供を行い、二次災害の防止に努める。

5. 復旧計画

供給停止地区の復旧は、次のとおり行う。

- (1) 供給停止区域内の閉栓及び被害状況把握
- (2) 復旧順位の決定及び復旧ブロックの確立
- (3) 復旧ブロック内の漏えい検査
- (4) 本支管、供給管漏えい箇所修理
- (5) 内管検査及び修理（倒壊等により供給再開が困難な建物は、供給管を切断し、ガスの供給を遮断する。）
- (6) 消費機器の点火試験
- (7) 開栓（供給再開）



6. 需要家支援対策

避難所及び早期の供給再開が困難な需要家に対しては、他事業者及び仙台市ガス工事人と協力しながら、代替熱源としてカセットコンロの貸し出しを行う。また、医療施設等に対し、必要に応じ移動式ガス発生設備等を設置する。

第 30 節 下水道施設災害応急計画

〔建設部〕

本節では、下水道施設災害に係る応急対策及び施設の復旧対策について定める。

1. 初動対応

(1) 下水道対策本部の設置

地震発生後、建設局長（局長に事故あるときはあらかじめ局長が指名する者）は、必要に応じ、直ちに局内に総括指揮連絡班、指揮連絡班などで構成する下水道対策本部を設置し、迅速かつ効果的な対策を実施する。

(2) 非常配備体制の確立

下水道対策本部が設置された場合において、初動対策、情報収集、広報活動及び施設の復旧対策などに必要な要員を確保するため、各課公所の職員の非常配備体制を確立する。なお、非常配備体制は、震災直後における初動期対応の非常配備体制及び対策が長期に及ぶ場合の交代制非常配備体制を併せて確立する。

(3) 初動対策

勤務時間内に地震が発生した場合、各課公所に直ちに次の措置を行う。なお、勤務時間外に地震が発生した場合には、各自テレビ・ラジオなどで速やかに地震・津波情報を収集し、定められた非常配備体制に従い、直ちに参集する。

ア 所管の施設などの被害状況を把握し、火災が発生した場合は、初期消火に努める。

イ 被害の状況により、施設内外にわたり危険個所の立入り規制や薬物、危険物などに対する緊急防護措置を行う。

ウ 非常用自家発電設備や通信設備の被害状況を把握し、自家発電機能や通信機能の確保に努める。

2. 情報収集

被害の全体像を早期に把握し、的確で迅速な対応に資するため、概ね次の施設について被害情報を収集する。

(1) 処理場、ポンプ場、管きよ及び排水設備などの下水道施設

(2) 水道施設（断水地域・地帯など等）、ガス施設、電気施設及び通信施設

(3) 道路及び河川

(4) 交通機関

(5) 関連業者

3. 施設の復旧対策

(1) 復旧対策

ア 第1段階

市民の下水道利用の継続と、下水の溢水防止を目的として、速やかに下水道施設の被災状況の概略を把握するとともに二次災害の危険性を判定し、必要に応じて緊急措置を行う。

イ 第2段階

下水道施設の詳細な被災状況の把握をするとともに二次災害の危険性、施設復旧の緊急性重要性等を勘案し、応急復旧の必要性を判断する。応急復旧が必要な場合には、応急復旧の優先順位及び復旧水準を定め、適切な工法で行う。

ウ 第3段階

工期、工法、経済性、地域の将来計画及び復興計画等を考慮し速やかに「本復旧」を行う。

4. 関係機関への応援要請

災害時において、本市だけでは対応できない場合は、各種応援協定等に基づき、他都市、関係機関及び協力団体へ応援要請を行う。（「第22節 応援協力要請（受援）計画」P.147参照）

5. 広報活動

(1) 広報の基本方針

市民に状況を正しく伝え、理解を得るため、本部広報班との連携のもとあらゆる媒体を活用し、被害状況や復旧方針、復旧状況を広報し、情報提供を行う。

(2) 段階別の広報活動

復旧対策の第1段階においては下水道施設の被害状況の概略及び緊急措置などを、第2段階においては下水道施設の詳細な被害状況と応急復旧及び復旧の見通しなどを、第3段階においては本復旧の進捗状況などを市民に広報する。

(3) 災害発生時の下水道使用について

災害発生後はできるだけ長くトイレが使えるようにトイレットペーパーを流さない工夫をしながら使用するなど、下水道利用者に対し要請する。

また、平時においても断水や停電等で水洗トイレが使用できない場合の備えとして、日頃より浴槽等に水を汲み置きしておく等の対策を心掛けるよう広報活動を行う。

第 31 節 交通施設災害応急計画

〔交通部〕

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、自動車運送事業及び高速鉄道事業の諸施設の被害の発生及び拡大を防止し、応急復旧に努めるとともに、利用者の安全を確保する。

1. 災害対策本部の設置等

(1) 災害対策本部の設置

災害による被害が激甚な場合等において、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、「仙台市交通局災害対策要綱」に基づき職員を動員し、交通局総合災害対策本部を設置する。

また、被害の程度がこれに至らない場合は、総務部に情報連絡班及び庶務広報班を、自動車部、高速電車部及び東西線建設本部に現場災害対策本部を設置し、災害対策にあたる。

(2) 要員の確保

「仙台市交通局災害対策要綱」による非常配備職員を確保する。

(3) 応急復旧資材の確保

業務用資材及び指定業者保有資材を応急復旧資材として確保する。

2. 自動車運送事業 〔交通部〕

(1) 応急措置

ア バス乗務員は、乗務中に災害に遭遇したときは、現場の状況を的確に判断し、乗客の安全を優先して臨機の措置をとり、直ちに運行管理者に状況を通報し、その後の指示を受ける。

イ 災害によりバス路線に障害が発生した場合は、運行管理者を経由して、道路管理者に通報し、復旧を依頼する。

ウ 災害発生時にバスターミナル構内等にいる市民については、職員が市民の動揺や混乱を招くことのないよう留意しつつ、安全な場所へ避難誘導を行うなど、臨機の措置を行う。

(2) 緊急輸送

災对本部事務局または防災関係機関から人員の緊急輸送について要請があった場合は、輸送にあたる。

3. 高速鉄道事業 〔仙台市交通局高速鉄道南北線〕

(1) 応急措置

ア 運行規制

運転指令区長は、40 ガル以上の地震を感知したときは、全列車を停止させる。

振動がなくなったと認めた時は、以下の対応をとる。

- ① 第1地震警報（40ガル以上）
注意運転
- ② 第2地震警報（80ガル以上）
25 km/h以下の速度で注意運転
- ③ 第3地震警報（120ガル以上）
15 km/h以下の速度で最徐行運転し、次駅到着後運転休止

イ 運転士の対応

運転士は強い地震を感知し、危険と認めたとき、又は運転指令区長より停止の指令を受けたときは、次の取扱いを行う。

- ① 駅に停車中のときは、出発を見合わせる。
- ② 走行中のときは、直ちに列車を停止させる。ただし、停止した個所が危険であると認められたときは、進路の状況を確認したうえ、安全と認められるところまで移動しなければならない。
- ③ 運転指令区長の指令により、運転規制による運転を開始するときは、線路、電車線路等の状況について、特に注意しなければならない。

ウ 乗客の避難・救護対策

- ① 運転士及び駅務員は、駅及び列車の状況を的確に把握するとともに、乗客の動揺を静めるために、地震状況の放送を行う。
- ② 運転士及び駅務員は、必要に応じ、最も安全と思われる場所へ避難誘導する。
- ③ 運転士及び駅務員は、負傷者等が発生したときは、救護にあたるとともに、必要に応じ関係機関に救護要請を行う。

エ その他の措置

災害発生と同時に関係職員は、巡回点検を行うとともに、応急復旧処置を行う。

(2) 情報連絡

災害情報及び応急復旧処置の連絡並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、業務電話、構内 PHS、NTT 回線等を使用する。

(3) 輸送等の確保

地震により、高速鉄道南北線が長時間運行不能と認められたときは、仙台市交通局高速鉄道振替輸送取扱規程に基づき、本市一般乗合旅客自動車により振替輸送を行うほか、災害の状況により、他の交通機関に対し、協定等に基づき振替輸送を要請する。また、公益社団法人宮城県バス協会との覚書に基づき、会員事業者に対しバスによる輸送について協力を要請する。

高速鉄道南北線が運行を再開した場合において、他の交通機関から振替輸送等の支援要請があったときは、協定等に基づき振替輸送にあたる。

第 32 節 JR 鉄道施設災害応急計画

〔東日本旅客鉄道株式会社仙台支社〕

被災内容は、鉄道輸送の各部門にわたり、広汎多岐の態様で発生することが予想されるので、次の要領により災害復旧に全力をあげる。

1. 抑止列車の乗客代行輸送の確保

(1) 輸送の確保

災害区間発着、または通過する旅客の乗車券類の発売制限及び輸送制限、う回区間の輸送力増強、他社線との振り替え輸送及び新幹線による輸送強化等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

(2) 陸上自衛隊の支援

上記による代行輸送の確保が不可能である場合に備え、陸上自衛隊の支援に関し、あらかじめ調整を図るものとする。

2. 給食等の確保

(1) 旅客の給食

抑止中の列車及び代行輸送待ち合わせ中の旅客に対して、必要な給食等を支給する。

(2) 給食の確保

給食などは、グループ会社等に手配し確保するものとする。

3. 大規模駅における旅客の安全対策

大規模駅においては、列車が全面ストップした場合、特に夜間にかけては、通勤・通学などの旅客が、駅の待合室・ホーム・広場などにあふれ、情報の不足などから不測の事態が誘発されるおそれもあるため、列車運転不能の状況及び他の交通機関の運行状況を案内し、誘導に努める。

また、情報によっては、関係警察署の応援を求めて、旅客の安全を図る。

4. 通信網の確保

(1) 鉄道電話

障害が発生した鉄道電話の修復に全力をあげる。

(2) 無線等の活用

一般公衆電話も可能な限り活用するほか、「列車無線」「乗務員無線」「作業用無線」等の活用を図る。

5. 施設の復旧保全

(1) 応急工事

線路、橋梁、トンネル、停車場構造物等の列車運転確保上必要な応急工事を、線区の重要性を勘案しながら、部外施工業者等の協力を受ける等、全力を投入して実施する。

(2) 運転再開の安全

列車の運転再開にあたっては、安全を十分に確認したうえで、必要な安全措置をとる。

6. 列車運行の広報活動

(1) 情報の提供

利用者の不安を除き、さらに利便を図るため、駅頭に不通区間・列車運行の現状及び開通見込みを掲示する等して周知を図る。

(2) 広報

新聞・ラジオ・テレビなどの報道機関に対し、随時不通区間・列車の運行状況・抑止状況・開通見込み等を連絡して広報を図る。

7. 対策本部の設置

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を定める。

(1) 仙台支社対策本部

ア 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。

イ 副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

ウ 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。

(2) 現地対策本部

ア 現地対策本部長は地区駅長又は地区駅長が指定した者とし、現地対策本部の業務を統括する。

イ 本部付は、関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が総括責任者となる。

8. 気象異常時の取扱い

(1) 気象情報の伝達

施設指令は、気象台、関係箇所から、気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、すみやかに関係箇所に伝達する。

(2) 輸送指令

輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びカイン値が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。（運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。）

9. 消防及び救助に関する措置

(1) 火災発生時の措置

地震、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

(2) 負傷者発生時の措置

災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

(3) 応援要請

列車等の大規模災害による多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。

第 33 節 住宅応急対策計画

〔総務企画部、財政部、健康福祉部、都市整備部〕

本節では、大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じた場合で、住民の避難生活が長期に及ぶと判断されるときには、避難者の健全な住生活確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を速やかに実施することが、極めて重要なことから、事前に住宅応急対策計画を定めるものである。

1. 実施機関及び担当業務

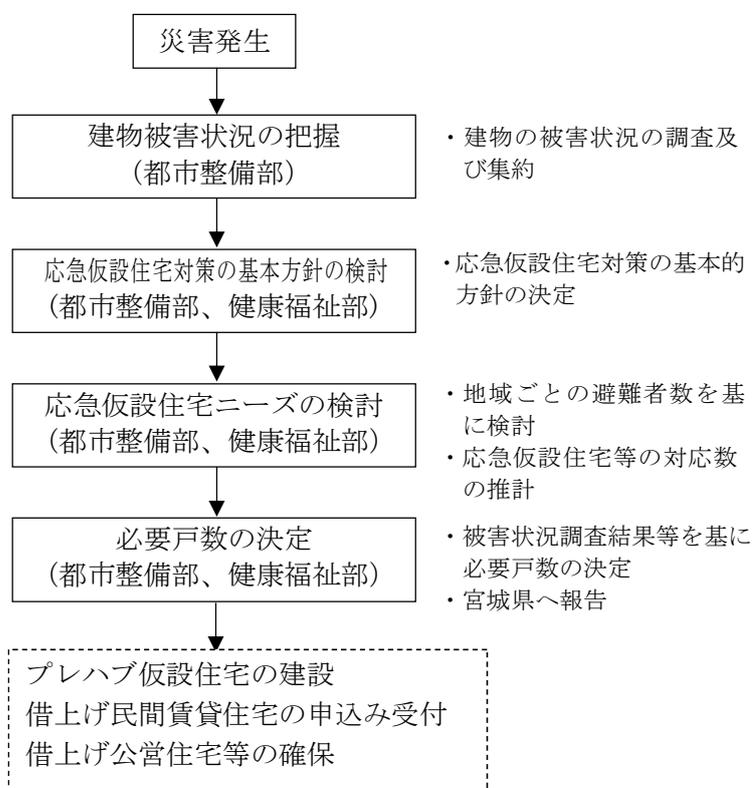
実施機関	担当業務
総務企画部	(応急仮設住宅班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関すること ・ 応急仮設住宅の入退去その他の管理に関すること
財政部	(契約班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関すること (財産管理班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関すること (応急仮設住宅班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関すること ・ 応急仮設住宅の入退去その他の管理に関すること (応急修理住宅班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去にかかる申請の受け付け及び審査に関すること
市民部	(市民生活班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能職団体への協力要請に関すること
健康福祉部	(庶務班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法に基づく救助の総括に関すること ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去の決定並びに建設業者との契約の総括に関すること ・ 応急仮設住宅の建設場所、戸数及び入居者の最終決定に関すること ・ 応急仮設住宅入退去等の管理の総括に関すること ・ 建設業者等との契約の総括に関すること ・ その他応急仮設住宅の供与の総括に関すること
都市整備部	(庶務班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の入退去その他管理の応援に関すること (市営住宅班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅の保全に関すること ・ 被災者の市営住宅への入居のあっせんに関すること ・ 応急仮設住宅の施設の維持管理及びその他管理の応援に関すること ・ 災害公営住宅の整備に関すること ・ 災害公営住宅の入退去、及び維持管理に関すること ・ 災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者との連絡調整に関すること (営繕班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の建設場所の選定に関すること ・ 応急仮設住宅の建設及び解体に関すること※建設委任時 ・ プレハブ協会等関係団体への協力要請に関すること※建設委任時 (建築物調査班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の建設場所及び戸数の決定に関すること ・ 応急仮設住宅の建設用地の提供受入れに関すること ・ 応急仮設住宅の提供要請・受入れに関すること ・ 応急仮設住宅の整備の総括に関すること

2. 応急仮設住宅対策の基本方針 [財政部、健康福祉部、都市整備部]

応急仮設住宅対策について、都市整備部は、各種被害状況の収集に努め、健康福祉部等との調整を行い、対応に関する基本方針を策定する。応急仮設住宅の整備に関する取り扱い等については、実施計画で別途定めるものとする。

- (1) プレハブ仮設住宅： 新規に建設するプレハブ等の簡易な構造の仮設住宅・・・下記 3
- (2) 借上げ民間賃貸住宅： 宮城県が借り上げた民間賃貸住宅を、貸主、県、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与するもの・・・下記 4
- (3) 借上げ公営住宅等： 公営住宅等を借り上げ、応急仮設住宅として供与するもの・・・下記 5

<応急仮設住宅の必要戸数決定までのフロー>



3. プレハブ仮設住宅の建設〔財政部、健康福祉部、都市整備部〕

災害のため、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、プレハブ等の簡易な構造の仮設住宅を建設し一時的な居住の安定を図る。

(1) 災害救助法との関係

ア 災害救助法が適用される場合

- ① 県が実施し、市が補助する。
- ② 災害救助法が適用される場合の市の業務

- ・ 応急仮設住宅の設置場所の確保
- ・ 入居者の選定

災害の事態が急迫して県による救助の実施を待つことができないときは、市はこれに着手することができる。また、県が直接建設することが困難な場合には、委任に基づき市が実施する。

イ 災害救助法が適用されない場合

特に必要と認められるときは、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として、市がプレハブ仮設住宅を建設する。

(2) 建設用地の確保及び選定

財政部は、プレハブ仮設住宅の建設が可能と思われる市有地のリストの更新を適宜行う。

都市整備部は、建設用地の現地調査により、インフラ整備状況を把握しておくとともに、被災地との地理的關係や周辺的生活環境等を考慮して、建設用地の選定を行う。

震災後に民間企業等から建設用地提供の申出があった場合は、都市整備部で受付を行い、敷地の範囲や敷地面積、所有者等を確認後、提供受付リストを作成する。

(3) 住宅規模

1戸あたり 29.7 m² (9坪) を基準とする。

(4) 障害者、高齢者等に対する配慮

プレハブ仮設住宅の建設にあたっては、障害者、高齢者等に配慮し、段差の解消、スロープ、手すり等の設置を行う。

(5) 設置の時期

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置する。

(6) 供与期間

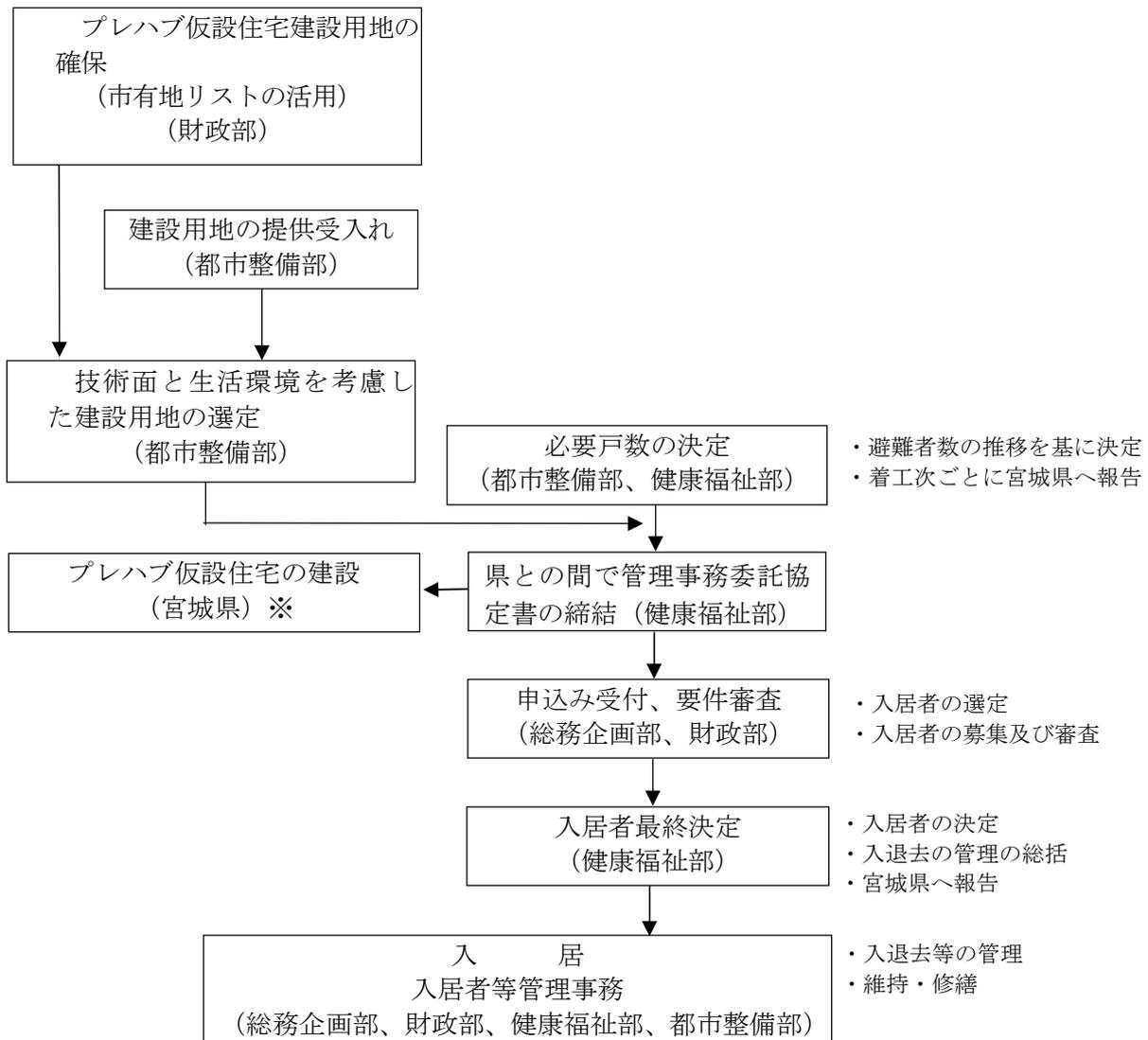
完成の日から建築基準法第 85 条第 4 項の期限内 (原則 2 年) とする。

(7) 入居対象者

災害のため、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自己の資力では住宅を得ることができない者が原則対象となる。

(8) プレハブ仮設住宅に関する事務フロー

〈災害救助法が適用され、宮城県が建設する場合〉



※ 災害救助法が適用されない場合、又は、知事から委任を受けた場合については、都市整備部が建設を行う。

※ 無償工事や資機材・物品等の提供申出については、建設工事に関連する場合は都市整備部で対応し、その他の場合は健康福祉部で対応する。

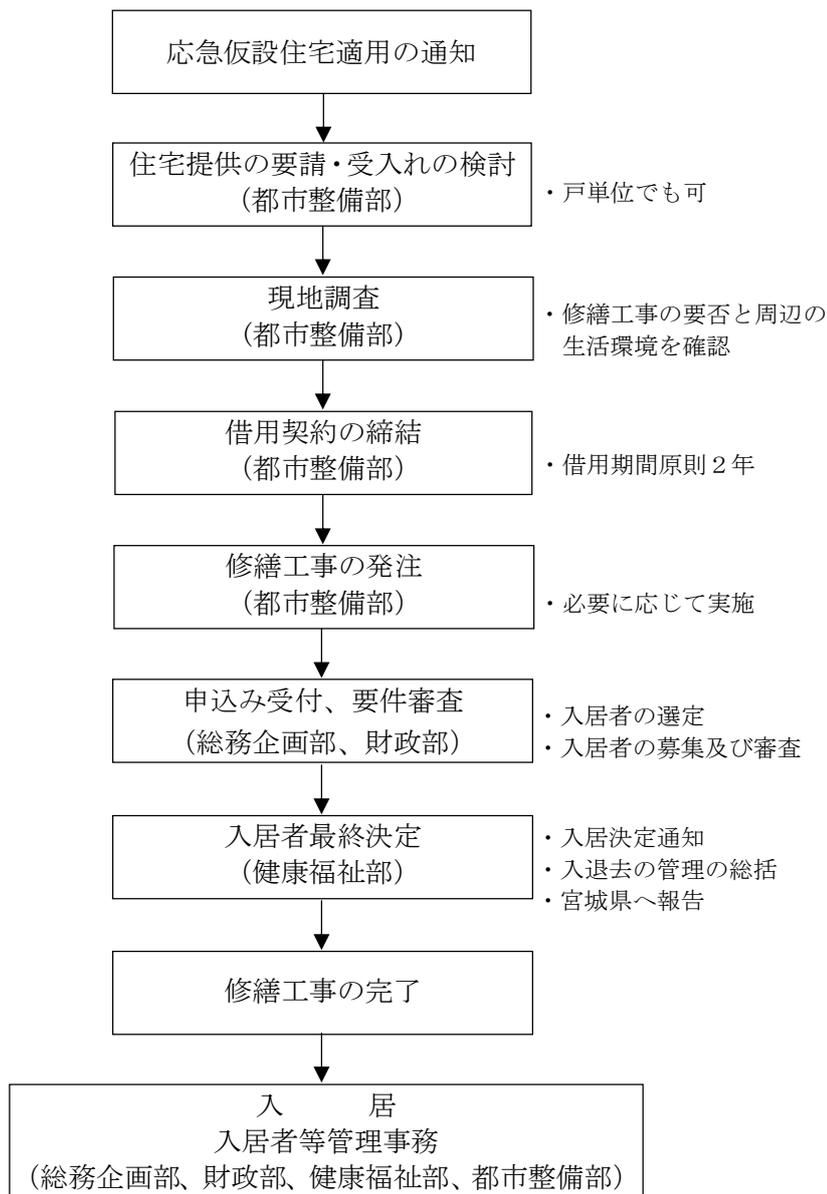
4. 借上げ民間賃貸住宅 【総務企画部、財政部、健康福祉部】

宮城県が借り上げた民間賃貸住宅を、貸主、県、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与するものであり、受付期間の設定は、避難者数の推移やプレハブ仮設住宅等の入居状況などを考慮しながら調整を行う。

5. 借上げ公営住宅〔総務企画部、財政部、健康福祉部、都市整備部〕

国から、公営住宅やUR賃貸住宅等を応急仮設住宅として活用できる旨の通知が出された場合は、公営住宅等の管理者に対して、空き住戸提供の要請または空き住戸活用の申出の受入れを検討する。

借用契約の締結前に必要に応じて、現地調査を行い、修繕工事の要否や周辺の生活環境等を確認する。修繕工事に時間を要する見込みの場合は、借上げ民間賃貸住宅の申込状況やプレハブ仮設住宅の建設スケジュールを考慮して借用の可否を判断する。



6. 災害公営住宅の整備 [都市整備部]

(1) 災害公営住宅の整備

災害により住宅を失った者を救済するため、被災者に対して「災害公営住宅」を整備する必要があるときは、建設、買い取り等により整備を進める。

(2) 災害公営住宅整備事業の手続きの流れ

ア 住宅災害速報の提出（災害発生後 10 日以内、知事→国土交通省住宅局長）

イ 災害公営住宅整備計画書の提出（仙台市長→東北地方整備局長）

ウ 住宅減失戸数の査定

エ 整備計画の内示（東北地方整備局長→仙台市長）

オ 補助金*交付申請（仙台市長→東北地方整備局長）

カ 補助金*交付決定（東北地方整備局長→仙台市長）

*東日本大震災においては、東日本大震災復興交付金

7. 被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去 [財政部、健康福祉部]

(1) 災害救助法との関係

ア 災害救助法が適用された場合

知事の委任を受けた場合に、市長が実施する。

イ 災害救助法が適用されない場合

市長が必要と認めたときは、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として市独自で実施する。

(2) 被災住宅の応急修理

災害のため、被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に修理し居住環境の確保を図るため、被災住宅の応急修理を行う。

ア 対象者

災害によって、住家が半壊（半焼）以上の被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯で、かつ、自己の資力では住宅の応急修理ができない世帯

イ 期間

災害発生の日から 1 カ月以内

(3) 土石等障害物の除去

災害によって、土石、竹木等の障害物が住家等に運びこまれ、日常生活を営むことに支障をきたしている世帯に対し、土石等障害物（一般廃棄物）の除去を行う。

ア 対象者

災害によって、住家が半壊（又は床上浸水）以上の被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯で、かつ、自己の資力では障害物の除去ができない世帯

イ 期 間

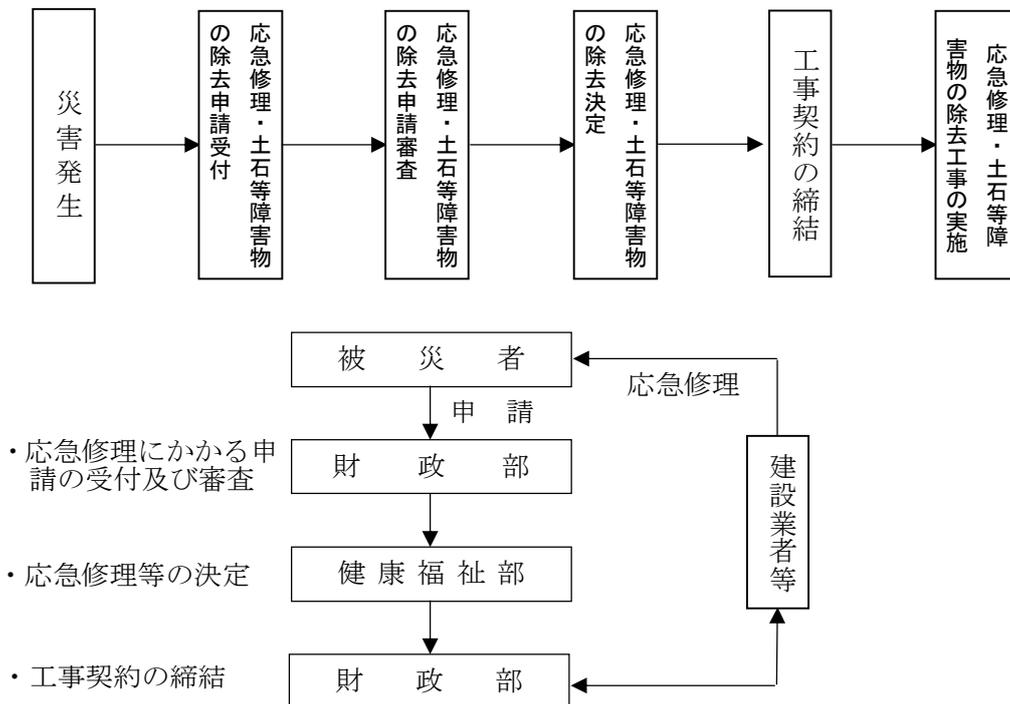
災害発生の日から 10 日以内

(4) 応急修理及び土石等障害物の除去の範囲等

居室、玄関等日常生活に必要な最小限度の部分に限定し、建設業者等に委託して実施する。

(5) 応急修理等に関する事務処理

〈被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去に関する事務処理〉



8. 市営住宅の応急復旧 【都市整備部】

市営住宅の被害状況の確認を行い、応急復旧を行う。

(1) 被害調査

ア 都市整備部は、市営住宅の住民の安全確保と被害状況を把握するため、現地調査を実施するとともに、必要に応じ市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者に調査を依頼し、以後の取り組み方針を決定、確認する。

イ 被害状況の確認事項は概ね以下のものとする。

- ① 現在の住宅への継続入居が不可能で別の市営住宅（応急仮設住宅を含む）を必要とする者の数
- ② 損害の程度：各団地及び棟ごとの全壊、半壊等の被害程度の確認、継続入居可能の可否、被害額の推定

(2) 応急復旧

都市整備部は、地震災害等が発生し、市営住宅において被害が確認された場合は、応急復旧対策にかかる今後の取り組み方針を決定する。

市営住宅の被害状況に応じた応急復旧対策の取扱方針を決定するまでの間、必要に応じて指定管理者と協議し、応急措置をとるよう指示する。

9. 建築資材及び建設要員の確保 【市民部】

住宅等の応急修理を行うための人員、資材等を確保するため、仙台市技能職団体連絡協議会に対して協力を要請する。

第 34 節 農林水産業対策計画

〔経済部〕

大規模な災害により、農林水産業の施設等への被害が発生した場合に、被害の状況を迅速かつ正確に把握するとともに、被害を最小限に食い止めるための的確な対応を行うものとする。

災害により、農林水産物及び農林水産業の施設等への被害が発生した場合は、「仙台市農林業関係被害報告要領（平成元年 4 月 経済局長決裁）」に基づき、被害の状況を迅速かつ正確に把握するとともに、被害が発生した農作物等及び農林業施設等に対し、被害を最小限に食い止めるための的確な対応を行うものとする。

1. 実施機関及び担当業務

実 施 機 関	担 当 業 務
農 政 企 画 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策及び被害防止広報の総括に関すること ・ 所管施設の被害の把握、被害情報収集に関すること ・ 県及び部庶務班への被害報告に関すること
農 業 振 興 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物等及び農業用施設（共同利用施設等）に係るの被害把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関すること ・ 農作物災害対策専門部会の開催に関すること ・ 農作物等及び農業用施設（共同利用施設等）に係る災害対策の立案に関すること ・ 被害防止広報に関すること
農 林 土 木 班	<p>(整備係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地及び農業用施設（かんがい排水施設，農業用道路等）に係る被害把握、被害情報収集、県及び農政企画班への被害報告に関すること ・ 農地及び農業用施設（かんがい排水施設，農業用道路等）に係る災害対策の立案、及び区建設班との連絡調整、実施協議、技術指導に関すること ・ 被害防止広報に関すること <p>(林務係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林地及び林地施設等の被害把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関すること ・ 林地及び林地施設等に係る災害対策の立案に関すること ・ 被害防止広報に関すること

2. 農業対策

農地、農業用施設に係る被害の拡大や二次災害等を防止するため、関係機関・団体等と連携のもと、農作物等及び農業用施設関係の被害把握、被害情報収集に努め、農道、農業用排水路施設、ため池等の安全性の点検、応急復旧を実施する。

特にため池については、宮城県策定「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」に基づき緊急点検を行う。点検結果、安全上必要があると認められた場合や被害が確認された場合には、応急措置を行うなど二次災害の防止を図る。

(1) 農作物災害対策本部の設置

「仙台市農政推進協議会*要綱（昭和 55 年 4 月 市長決裁）」第 5 条に基づき、農作物等、農業用施設等に係る災害が発生したとき又は発生するおそれがあると認めるときは、農作物災害対策本部を設置し、災害への対策を講じる。

*農政に関する諸問題を協議し、市域の農業の安定的拡大を図るため設置している市の附属機関。

(2) 農作物災害対策専門部会の開催

「仙台市農政推進協議会専門部会要領（昭和 55 年 4 月 経済局長決裁）」に基づき、仙台市農政推進協議会（以下「協議会」という。）の下部組織として、農作物災害対策専門部会を設置しており、協議会からの付託を受け、被害状況の把握のための調査及び情報の収集、被害防止対策の啓蒙宣伝活動、技術対策の検討など、実際の事務手順や処理方法等について、具体的な事項を検討する。

なお、専門部会での検討は基本的対応とし、重要事項は協議会を開催し、検討する。

3. 林業対策

林道や治山施設等への二次災害を防止するため、関係機関・団体等との連携のもと、被害把握、被害情報収集に努め、安全点検、応急復旧を実施する。

4. 水産業対策

水産業施設に係る被害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関・団体等との連携のもと、被害把握、被害情報収集に努め、水産物生産者・団体等の災害応急対策について、情報の伝達及び助言等必要な対策を実施する。

第 35 節 民生安定のための緊急措置に関する計画

本節では、本市が直接または間接に関与して行う経済援護等の措置について、その概要を記す。

1. 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付 【健康福祉部、各区】

災害弔慰金の支給に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 40 号）に基づき、災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金、精神及び身体に著しい障害を受けた者に対する災害障害見舞金の支給及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

種 類	対 象 災 害	対 象 者	支 給 額
災 害 弔 慰 金	1 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害	死亡した者の遺族 (配偶者・子・父 母・孫・祖父 母・同居又は生 計同一の兄弟 姉妹)	1 主たる生計維持者の死亡 500 万円
	2 都道府県内において 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害		2 その他 250 万円
	3 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害		1 主たる生計維持者 250 万円
災 害 障 害 見 舞 金	4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害	災害弔慰金の支給等に関する法律の掲げる程度の障害を受けた者	2 その他 125 万円

※ 死亡者が、その死亡にかかる災害に対し、すでに災害障害見舞金の支給を受けている場合の災害弔慰金支給額は、当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

【費用の負担：国（1/2），都道府県（1/4），市町村（1/4）】

(2) 災害援護資金の貸付

ア 対象災害

宮城県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害

イ 貸付対象者

アの災害により、世帯主が負傷または住居、家財に一定程度の損害を受けた世帯の世帯主

ウ 貸付限度額

災害の種類及び程度		世帯主の負傷あり (療養期間1月以上)	世帯主の負傷なし (療養期間1月未満)
1	家財及び住居に損害がない場合	150万円	
2	家財のおおむね1/3以上が損害を受けた場合	250万円	150万円
3	住居が半壊した場合	270万円 (350万円)	170万円 (250万円)
4	住居が全壊した場合	350万円	250万円 (350万円)
5	住居の全体が滅失または流失した場合		350万円

※ 被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は、()内の金額を限度とする。(自己所有の住宅が対象。ただし、全壊及び滅失・流失した場合は、賃貸住宅でも対象となる。)

エ 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	220万円未満
2 人	430万円未満
3 人	620万円未満
4 人	730万円未満
5人以上	1人増すごとに 730万円に30万円を加えた額
世帯の住居が滅失した場合は、1,270万円未満	

オ 貸付条件

- ① 利率：年 3% (措置期間中は無利子)
- ② 据置期間：3 年 (市長が被害の程度、その他の事情を勘案して定める場合にあつては5年)
- ③ 償還期間：10 年 (据置期間含む)
- ④ 償還方法年賦又は半年賦 (元利均等償還)

カ 貸付原資負担

国 (2/3) , 市町村 (1/3)

キ 東日本大震災による特例

貸付条件

- ① 利 率：年 1.5%（据置期間中は無利子）※保証人を立てる場合は無利子
- ② 据置期間：6 年（市長が被害の程度、その他の事情を勘案して定める場合にあっては 8 年）
- ③ 償還期間：13 年（据置期間含む）

2. 被災者生活再建支援金の支給 【健康福祉局、各区】

被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の再建を支援する。

(1) 対象となる自然災害（本制度が適用になる場合はその旨の公示がなされる。）

ア 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が 2 以上ある場合に、

- ① 5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害
- ② 2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 5 万人未満に限る）における自然災害

※エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く 5 年間の特例措置）

(2) 対象世帯

上記の災害により

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

(単位：万円)

区 分		A 基礎支援金 住宅の被害程度	B 加算支援金 住宅の再建方法		計 A+B
			建設・購入	賃借	
複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)	全壊世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模 半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)	全壊世帯	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模 半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75

※ 住宅が「半壊」または「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じる、そのままにしておく危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「全壊」として取り扱う。

※ 加算支援金の「賃借」については、公営住宅や仮設住宅への入居は除く。

3. 生活復興支援資金の貸付 【仙台市社会福祉協議会】

(1) 震災により被災し、り災証明、り災届出証明書の発行を受けている低所得者世帯に当面の生活に必要な経費の貸付を行う。

種 類	内 容
一時生活支援費 (当面の生活費)	月 20 万以内 (単身世帯 15 万以内) × 6 ヶ月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯で り災証明書が必要。
生活再建費 (居住の移転費、 家具などの購入費)	80 万以内 ※貸付内容により、り災証明書、り災届出証明書が必要
住宅補修費	250 万以内 ※市の災害援護資金貸付との併用はできない。 ※り災証明書が必要です。

(2) 対象、貸付条件等

ア 対 象：仙台市内に住居があるか、または今後当面の間、仙台市内に居住して生活復興に向けた取り組みを行う世帯（収入の目安あり。他の受給制度や貸付制度優先）

イ 利 率：年 1.5% ※保証人を立てる場合は無利子

ウ 据置期間：2 年以内

エ 償還期間：据置期間経過後 20 年以内で借入金額により設定

4. 社会福祉資金の貸付 【仙台市社会福祉協議会】

災害により被害を受けた低所得者に対し、その経済的自立の助成を図るため、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会社会福祉資金貸付規程に基づき、社会福祉資金の貸付を行う。申し込みは、各区社会福祉協議会事務局に行う。

名 称	貸付限度額	利 子	貸 付 機 関
社会福祉資金	15 万円以内	無利子	30 カ月以内

5. 母子及び寡婦福祉資金の貸付 【子供未来局、各区】

災害により被害を受けた母子家庭や寡婦の方の生活安定とその家庭の子どもの福祉のため無利子または低利子で各種資金の貸付を行う。償還は、月賦、半年賦または年賦償還のいずれかによる元利均等償還となる。申し込みは、各区家庭健康課へ行う。（貸付を受ける場合は、保証人が必要）

6. 災害見舞金の支給 【健康福祉部、各区】

災害により、住家に被害を受けた世帯に対し、仙台市災害見舞金支給要綱に基づき、災害見舞金を支給する。

(資料編：P. 「仙台市災害見舞金支給要綱」参照)

(1) 支給対象

市内に住所を有する者の世帯で、災害救助法の適用を受けない小規模災害により住家に全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水または消火冠水のいずれかの被害を受けた者

(2) 見舞金の額

被害の区分	世帯の類型	被災人員数	支給額
全焼、全壊、流失	準世帯		1人あたり2万円
	その他	1人	3万円
		2人～4人 5人以上	5万円 7万円
半焼、半壊、床上浸水 又は消火冠水	準世帯		1人あたり1万円
	その他	1人	1万円
		2人～4人 5人以上	3万円 5万円

※ 準世帯とは、寄宿舍、寮、下宿、入所施設等に居住している者の世帯で一般の独立世帯と同一に扱うことが不適当なものとする。

7. 生活保護 【健康福祉部】

災害による被害や職の喪失により生活の困窮に陥った低所得世帯に対し、生活保護法に基づく基準の範囲内で必要な扶助を実施する。

8. 市税の減免等 【財政部】

災害により被災した納税義務者に対し、仙台市市税条例（昭和40年条例第1号）等の定めるところにより、市税の減免、徴収猶予、納期限の延長等の措置を講ずる。

(1) 個人市民税の減免

ア 災害により死亡又は障害者になった場合

該 当 事 由	減 免 の 割 合
死 亡	全 部
特 別 障 害 者 (精神又は身体に重度の障害がある者)	全 部
普 通 障 害 者	10 分 の 9

イ 災害により納税義務者等の所有する住宅または家財に被害を受けた場合

損 害 割 合	前 年 中 の 合 計 所 得 金 額	減 免 の 割 合
10 分 の 3 以上 10 分 の 5 未 満	500 万円以下	2 分 の 1
	500 万円を超え 750 万円以下	4 分 の 1
	750 万円を超え 1,000 万円以下	8 分 の 1
10 分 の 5 以上	500 万円以下	全 部
	500 万円を超え 750 万円以下	2 分 の 1
	750 万円を超え 1,000 万円以下	4 分 の 1

ウ 冷害、凍霜害、干害等により農作物に被害を受けた場合

損害割合 ※1	前年中の合計所得金額 ※2	減免の割合
10分の3以上	300万円以下	全 部
	300万円を超え400万円以下	10分の8
	400万円を超え550万円以下	10分の6
	550万円を超え750万円以下	10分の4
	750万円を超え1,000万円以下	10分の2

※1 農作物の減収による損失額の合計額の、平年における当該農作物による収入額の合計額に対する割合

※2 農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。

エ 減免は、災害を受けた日以後に到来する納期において納付すべき当該年度の税額について適用する。ただし、災害を受けた日その年度の翌年度の賦課期日以後であるときは、災害を受けた日の属する年度の翌年度の税額についても適用する。(固定資産税について同じ。)

(2) 固定資産税の減免

ア 土地

一画地の土地について災害により損害を受けた場合

被害の割合	減免の割合
10分の8以上	全 部
10分の6以上10分の8未満	10分の8
10分の4以上10分の6未満	10分の6
10分の2以上10分の4未満	10分の4

イ 家屋

災害により損害を受けた場合

被害の程度	減免の割合
全焼、全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないときまたは、復旧不能のとき	全 部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
内壁、畳等に損傷を受け、使用目的を損じ修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

ウ 償却資産

災害により損害を受けた場合

損 害 の 程 度	減免の割合
全焼、全壊、流出、埋没等により償却資産の原形をとどめないときまたは、復旧不能のとき	全 部
上記に該当しない場合で、当該償却資産の価格に対する損害割合が10分の6以上のとき	10 分 の 8
損害割合が10分の4以上10分の6未満のとき	10 分 の 6
損害割合が10分の2以上10分の4未満のとき	10 分 の 4

(3) 軽自動車税の減免

ア 災害によりき損した軽自動車等で市長が認める場合

減免の割合－全部

イ 減免は賦課期日から納期限までの間に災害を受けた軽自動車等の当該年度の税額について適用する。

(4) 徴収猶予等

被災した市民が、災害のため市税の申告、その他書類の提出や納付を所定の期限までに行うことができない場合は、地方税法、仙台市市税条例等の規定により、それぞれ期限の延長や徴収猶予が認められる。

9. 国民健康保険料等の減免 【健康福祉部、各区】

(1) 国民健康保険料の減免

災害により被災した納付義務者に対し、仙台市国民健康保険条例等の定めるところにより、国民健康保険料の減免、徴収猶予の措置を講じる。

ア 災害により納付義務者等の所有する家屋または家財に被害を受けた場合

損 害 割 合	前 年 中 の 合 計 所 得 金 額	減免の割合
10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	500 万円以下	2 分 の 1
	500 万円を超え 750 万円以下	4 分 の 1
	750 万円を超え 1,000 万円以下	8 分 の 1
10 分の 5 以上	500 万円以下	全 部
	500 万円を超え 750 万円以下	2 分 の 1
	750 万円を超え 1,000 万円以下	4 分 の 1

イ 減免は、災害を受けた日以降に到来する納期において納付すべき当該年度の保険料について適用する。

ウ 被災した納付義務者等が災害のため納付すべき保険料の全部または一部を一時に納付することができない場合は、仙台市国民健康保険条例の規定により期限の延長等の徴収猶予が認められる。

(2) 国民健康保険一部負担金の減額・免除・徴収猶予

災害により被災した被保険者に対し、仙台市国民健康保険法等の施行に関する規則の定めるところにより、一部負担金の減額・免除・徴収猶予の措置を講じる。

ア 災害により納付義務者等の所有する家屋または家財に被害を受けた場合

損 害 割 合	減 免 の 割 合
10 分 の 3 以上 10 分 の 5 未 満	2 分 の 1
10 分 の 5 以上	免 除

イ 減額・免除は、災害を受けた日の属する月から六月以内の申請に基づき、申請した日の属する月から三月の間の一部負担金について適用する。

ウ 徴収猶予する期間内において徴収猶予する一部負担金相当の収入が生じる見込みがあるものについて、申請した日の属する月から三月の間の一部負担金について徴収猶予を適用する。

10. 国民年金保険料の免除 【健康福祉部、各区】

災害により被保険者、所得税法に規定する控除対象配偶者または扶養家族がその所有する住宅または家財に損害を受け、保険料を納めることが困難と認めるときは、日本年金機構によって免除の措置が講じられる。

11. 子ども医療費、心身障害者医療費及び母子・父子家庭医療費助成における特例 【健康福祉部、子供未来部】

子ども医療費、心身障害者医療費及び母子・父子家庭医療費助成事業には、所得制限により対象外世帯でも、災害により所得が著しく減少し、生活に困窮している場合に、これらの事情を勘案して医療費助成の対象とすることができる。

12. 保育所保育料の減免 【子供未来部、各区】

災害により家屋等に著しい損害を受けた場合、仙台市児童福祉法施行細則(平成元年規則第 90 号)の定めるところにより、発災の当月から 6 月間保育料を減免することができる。

損 害 程 度	減 免 の 割 合
全焼、全壊、流失等損害の割合 100%の場合	全 部
半焼、半壊等損害の割合 50%以上の場合	5 0 / 1 0 0

13. 介護保険料等の減免 [健康福祉部、各区]

災害により被災した被保険者に対し、介護保険法、仙台市介護保険条例等の定めるところにより、第1号被保険者の介護保険料の減免及び徴収猶予並びに利用者負担額の減額（給付割合の変更）の措置を講じる。

(1) 介護保険料の減免及び徴収猶予

ア 災害により第1号被保険者等の所有する家屋または家財等に被害を受けた場合

損害割合	減免の割合
10分の5以上	全部
10分の3以上 10分の5未満	2分の1

イ 減免は、災害を受けた日から1年以内に納期の末日が到来する保険料について適用する。

ウ 被災した納付義務者等が災害のため納付すべき保険料の全部または一部を一時に納付することができない場合は、徴収猶予が認められる。

(2) 利用者自己負担額の減額

ア 災害により要介護被保険者等の所有する家屋または家財等に被害を受けた場合

居宅介護サービス費等に係る利用者自己負担額の負担が困難な場合、保険の給付割合（100分の90）を変更し、利用者負担額の減額の措置を講じる。

損害割合	給付の割合
10分の5以上	100分の100
10分の3以上 10分の5未満	100分の95

イ 減額は、災害を受けた日の属する月から12月の間に受けたサービスに係る保険給付の額について適用する。

14. 障害福祉サービスにおける介護給付費等の額の特例 [健康福祉部、各区]

災害により介護給付費等の支給決定者または、その属する世帯の生計を主として維持する者の所有する家屋または家財等に被害を受けた場合において、居宅介護等のサービスに係る利用者負担額の負担が困難と認めるときは、利用者負担額の減免の措置を講じる。

15. 社会福祉施設入所費用の減免 [健康福祉部、子供未来部、各区]

養護老人ホーム、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設への入所費用について、災害により特に必要があった場合は、これを減免することができる。

16. 市立小中学校に通う児童・生徒の保護者に対する助成 [教育部、各学校]

災害により被害を受け、経済的に就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、学用品費等の援助を行う。

助成（認定）要件	援助内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民税が非課税である（地方税法295条第1項） ○ 個人事業税・固定資産税が減免されている ○ 国民年金の掛金が免除されている ○ 国民健康保険料が減免されている ○ 生活福祉資金の貸付を受けている 	学用品費、通学用品費、新入学学用品費、学校給食費、修学旅行費、校外活動費、通学費（小学校4km・中学校6km以上）、医療費（トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、寄生虫病、う歯）

17. 市立幼稚園保育料の減免 [教育部、幼稚園]

災害により、著しい損害を受けた場合、仙台市学校条例等の定めるところにより、保育料を減免することができる。

損害程度	減免額
家屋が全壊した場合	保育料の全額
家屋が2分の1以上損壊した場合	保育料の半額

18. 市立高等学校授業料等の減免 [教育部、各学校]

天災、その他不慮の災害を被った場合、仙台市学校条例等の定めるところにより、授業料等を減免することができる。

19. 中小企業に対する復旧・復興支援 [経済部]

(1) 中小企業災害関連融資

災害により被害を受けた中小企業者の復旧及び経営基盤の安定を図るための融資制度を設けている。

ア 概要

資金名	資金用途	融資限度額	融資期間	融資利率	備考
中小企業育成融資 (経済変動対策資金) 〔災害関連〕	運転資金 又は 設備資金	3,000万円	運転資金7年以内 設備資金12年以内	年1.5%	信用保証付 保証料年0.7% 据置期間 1年以内

(注) 融資利率は、平成24年4月1日現在の数字であり、今後の金融情勢により変わる場合がある。

イ 貸付対象

- ① 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により、激甚災害の指定を受けた災害により被害を受けた方
- ② その他市長が特に認めた災害により被害を受けた方

ウ 追加措置

上記の融資の実施のみではその目的を達することができない場合においては、必要に応じて本市融資制度に係る利率の優遇、利子補給、保証料補給等の措置を講じる。

(参考：中小企業融資制度ガイドブック)

(2) 中小企業支援合同相談窓口の設置

災害により事業活動に支障をきたしている中小企業者の経営等に関する相談にワンストップで対応するため、市内の支援機関・金融機関等の関係機関と連携し、合同相談窓口を設置する。

20. 私道等の復旧の補助 【建設部】

私道等が災害を受け、復旧を要する場合は、「私道等の整備補助金交付要綱」に基づき、復旧費の一部を補助する。

(1) 補助基準

ア 概ね5戸以上の住民が利用するもの

イ 道路幅員については、概ね4メートル以上であるもの

ただし、建築基準法第42条第2項に該当する道路にあつてはこの限りでない

ウ 側溝を敷設するものにあつては、道路幅員が4メートル以上であるもの

エ 排水施設を整備する場合は流末排水に支障のないもの

(2) 交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、代表者を定めて私道等の整備等補助金交付申請書を各区役所建設部道路課、宮城総合支所道路課又は秋保総合支所建設課へ提出する。

21. 住宅の復旧融資のあっせん等 【都市整備部】

住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅融資や既設住宅ローンの返済方法変更に関し、融資のあっせん、住宅相談窓口の開設、融資相談等を行う。

22. 宅地災害の復旧工事に関する補助金交付制度 【都市整備部】

自然災害により被災した宅地の復旧工事の費用の一部を助成する制度で、復旧工事にかかる費用から住宅金融支援機構及び仙台市の宅地防災工事資金融資の限度額を控除した額に 10 分の 8 を乗じて得た額以内で、2,000 万円を限度として交付する。

23. 義援金の配分 【健康福祉部】

(1) 義援金の受付

仙台市における災害義援金受付口座及び義援金受付窓口を設置し、義援金の受付及び希望者に対する義援金受領書の交付を行う。

(2) 仙台市災害義援金配分委員会の運営

「仙台市災害義援金配分委員会設置要綱」を制定し、当該要綱に基づき仙台市災害義援金配分委員会の運営（委員・監事の委嘱及び委員会の開催等）を行う。当該委員会において、仙台市あて義援金の配分内容の決定を行う。（4 団体及び宮城県あて義援金の配分内容の決定は、宮城県災害義援金配分委員会にて行う。）

(3) 義援金の管理等

仙台市あて義援金及び 4 団体及び宮城県あて義援金のうち、仙台市に配当された額を歳入歳出外現金として管理する。

(4) 義援金の配分

義援金申請書の受付窓口（被災者支援相談窓口）を設置し、義援金申請書の受け付けを行う。受け付けた義援金申請書の審査を行った上で、対象となる方への義援金の振込みを行う。

24. り災証明書の発行 【財政部、消防部、区本部】

地方自治法第 2 条に定める自治事務として、応急的・一時的に被災者の救済を行うため、災害救助法による各種施策や市税等の減免を実施するにあたって必要な住家及び非住家（以下「住家等」という。）の被害等についてり災の証明を行い、市長・消防署長が確認できる被害について証明書を発行する。

(1) り災証明事項

り災証明は、災害対策基本法第 2 条第 1 項に規定する災害によって被害を受けた住家等について、全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、流出、床上浸水及び床下浸水の証明を行う。

(2) り災証明者

災対本部が設置された場合におけるり災証明は、市長が行う。

ただし、災対本部が設置されない場合のり災証明及び災対本部の設置の有無にかかわらず、火災によるり災証明は、対象となる住家等が所在する管轄消防署長が行う。

(3) 被災程度の判定（火災の場合を除く）

「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に規定されている住家等の被害認定については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成21年6月改定 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害復旧・復興担当））（以下、「運用指針」という。）に示されており、この運用指針に基づき調査及び判定を行う。

また、地盤に係る住家等の被害認定については「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」（平成23年5月2日付事務連絡 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害復旧・復興担当））に基づき、調査及び判定を行う。

なお、災害発生時においては、内閣府より運用指針の改定や暫定的な運用等が発出される場合があることから、情報収集に努め、調整を図り、調査及び判定を行う必要がある。

(4) 「り災証明書」発行体制等について

ア 発行等の体制について

り災証明書の発行までの業務体制を次のとおりとする。

① 災害対策本部設置時の災害に伴うり災証明書

受付、入力は区本部が主体となって実施し、建物被害認定調査及び発行事務については財政部主体で実施する。

② ①以外のり災証明書

消防部が主体となって実施する。

イ 人員体制について

東日本大震災時の経験を踏まえ、大規模災害時においても迅速かつ適切に業務を実施できるよう、他部からの応援を含め職員の体制等を整備する。

(5) 「り災届出証明書」の発行について

り災届出証明書は次の場合に発行する。

ア 災害により住家等以外の物に被害が生じたものについて申請がなされた場合（火災を除く）

イ 住家等に被害が生じた確実な証拠が立証できないものについて申請がなされた場合

第 36 節 公共施設等の災害復旧及び財政援助の確保

〔財政部〕

本節では、被災した公共施設等の復旧と、そのための財源確保に努める旨を定める。また、財政援助が行われる主な事業等について述べる。

1. 公共施設の災害復旧

被災した公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず被害の状況等を十分に検討し、災害の再発を防止するために必要な施設の新設、改良等を積極的に取り入れた復旧計画を策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、速やかに災害復旧が完了するよう災害復旧事業の推進を図る。

また、復旧に際し、速やかに必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努める。

2. 災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づき援助される主な事業等

災害が発生した場合、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努めるものとする。

法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行なわれる災害復旧事業並びに激甚法(昭和 37 年法律第 150 号)に基づき援助される事業は概ね次のとおりである。

また、これらに加え、特別法等による財政援助が行われる場合があるので情報の把握に努める。

事業等	適用される法律等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	激甚法第 3 条
公共土木施設災害関連事業	河川法、道路法等	同上
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	同上
公営住宅等災害復旧事業	公営住宅法	同上
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法	同上
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法	同上
養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業	老人福祉法	同上
身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障害者福祉法	同上
障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)の事業の用に供する施設	障害者自立支援法	同上
婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法	同上
感染症指定医療機関の災害復旧事業及び感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	同上
堆積土砂排除事業 公共的施設区域内 公共的施設区域外		同上
湛水排除事業		同上
農地等の災害復旧事業 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業 及び農業用施設、林道の災害関連事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚法第 5 条

事業等	適用される法律等	
	通常災害	激甚災害
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚法第6条
開拓者等の施設の災害復旧事業		激甚法第7条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通の特例	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	激甚法第8条
森林組合等の行う堆積土砂の排除事業		激甚法第9条
土地改良区等の行う湛水排除事業		激甚法第10条
共同利用小型漁船の建造費の補助		激甚法第11条
森林災害復旧事業		激甚法第11条の2
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法	激甚法第12条
小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	小規模企業者等設備導入資金助成法	激甚法第13条
事業協同組合等の施設の災害復旧事業		激甚法第14条
公立社会教育施設災害復旧事業		激甚法第16条
私立学校施設災害復旧事業		激甚法第17条
感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	激甚法第19条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	母子及び寡婦福祉法	激甚法第20条
水防資材費の補助の特例		激甚法第21条
罹災者公営住宅建設等事業	公営住宅法	激甚法第22条
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入		激甚法第24条
雇用保険法による求職者給付の支給の特例	雇用保険法	激甚法第25条

(1) 激甚法による救助の手続

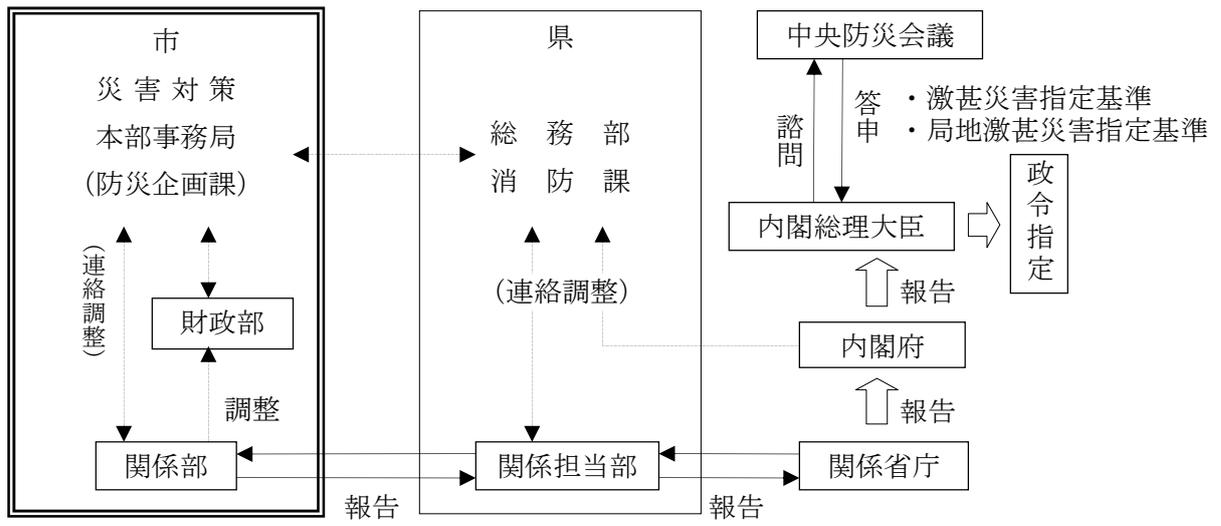
著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、激甚法が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

(2) 激甚災害指定の流れ

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づきまた諮問した中央防災会議からの答申を受けて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを判断し、政令で指定する（本激）。

また、激甚災害として指定されない災害であっても、ある特定地域に激甚な被害が発生した場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、被災地に特例措置を適用するか否か、あるいは適用する場合の範囲等を判断して、政令で指定する（局激）。

＜激甚災害の指定手続＞



第 37 節 復興に関する計画

〔復興事業部〕

大規模災害が発生した場合は、被害状況や地域特性、応急対策の進捗等を勘案し、迅速な復旧を目指しつつ、さらに中長期的な取り組みによる計画的復興を目指す必要性について早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、必要な場合には、これに基づき市の復興のための計画（以下「復興計画」という。）を策定するものとする。

1. 復旧・復興方針の決定

被害の状況や社会経済活動への影響等の把握・分析に努め、可能な限り早期に、当面優先的に行うべき復旧対策等に関する取り組み方針（以下「復旧方針」という。）を定めるとともに、復興計画の策定が必要と判断される場合には、復興に向けた中長期的な取り組みに関する方針（以下「復興方針」という。）を定めるものとする。

2. 復興計画の策定

復興計画は、復旧方針及び復興方針を踏まえつつ、一日も早い復興を果たすため、可能な限り速やかな策定を目指すとともに、市民等の意向を尊重し、協働により復興を進めるため、多様な主体の意見が反映されるよう努めるものとする。

(1) 復興計画の策定にあたって、以下の事項に配慮する。

- ア 組織横断的な庁内体制により復興計画を策定し、その推進を図るため、市長を本部長とする復興推進本部を設置する。
- イ 復興計画に専門的見地からの検討を加えるため、必要に応じ、学識経験者等により構成する復興検討会議を設置する。
- ウ 多様な主体から本市の復興に関する意見を聴取するため、復興計画に関する意見交換会やパブリックコメント等を実施する。
- エ 復興事業は多くの機関が関係する大規模な事業となるため、国や他の自治体等の関係機関との連携や調整を図りつつ策定を進める。

(2) 復興計画の内容について、以下の事項に配慮する。

- ア 将来にわたり市民の安全・安心が確保されるよう、被災から得た教訓を生かし、より災害に強いまちづくりを目指すものとする。
- イ 本市の特性や目指すべき都市像を踏まえ、復興を通じてより魅力ある都市づくりを進めるものとし、総合計画等の上位計画との関係にも留意する。
- ウ 復興の推進にあたって、高齢者や障害者、女性、子ども、外国人等の様々な立場からの視点が尊重され、多様な市民が支え合い共生できる社会づくりを目指すものとする。
- エ 被災地域の特性や被災前からの地域課題等を踏まえ、復興を通じてより良い地域づくりを目指すとともに、地域コミュニティの維持・回復や再構築を図るものとする。
- オ 被災者の生活再建と被災地域の再生を早期に果たすため、復興事業の迅速な推進を図るとともに、必要に応じ、緊急性や優先度を勘案した事業の重点化を図るものとする。